HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域子育て支援の施策と課題 ： 子育ての私事化／社会化をめぐって
Author(s)	工藤, 遥
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13843号
Issue Date	2020-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k13843
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94578
Type	doctoral thesis
File Information	Haruka_Kudo.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

令和元年度　博士論文

地域子育て支援の施策と課題

― 子育ての私事化／社会化をめぐって ―

北海道大学大学院文学研究科
人間システム科学専攻

工藤　遥

目次

序章　日本における乳幼児の子育てと「子育ての社会化」 1
序-1　研究背景・問題意識 1
序-2　研究対象・研究目的 3
序-3　本論文の構成 5

第一章　「子育ての私事化／社会化」の論点 7
1-1　「子育ての私事化／社会化」論と概念用法 7
1-2　「子育ての私事化」と近代家族 8
1-3　子育ての社会問題化と子育て研究の展開 10
1-4　「子育ての社会化」の論点 14
1-5　子育て規範の二重化状況と解釈実践 18
1-6　「子育ての私事化／社会化」の概念構成と本研究の視点 21

第二章　「子育ての私事化／社会化」の歴史的展開 24
2-1　近代化と子育て 24
2-2　前近代：共同体の中の子ども・子育て 25
2-3　戦前：「子育ての私事化／社会化」の理念的萌芽 28
（1）養育における親責任の制度化と近代家族規範の登場 28
（2）貧困・労働問題と保育施設の誕生 31
（3）子どもの養育への国家的関与の強化 33
2-4　戦後～高度経済成長期：「子育ての私事化」の進展と「子育ての社会化」要求 36
（1）「子育ての社会化」の制度的胎動と後退 36
（2）「子育ての私事化」の具現化と「子育ての社会化」要求 39
2-5　低成長期～現在：「子育ての私事化」の限界と「子育ての社会化」の進展 46
（1）「私事化した子育て」の社会問題化 46
（2）少子化危機と「子育ての社会化」政策 48
2-6　日本における「子育ての私事化／社会化」の変遷 50

第三章　「子育ての私事化」状況と関係的支援の限界（調査 A） 56
3-1　子育て意識と育児ネットワーク 56
3-2　分析枠組 59
3-3　調査地：札幌市 60
3-4　調査 A：「ひろば型支援」利用者調査 67
3-5　結果：関係的支援の実態と限界 70
（1）母親の子育て意識 70
（2）父親／夫の育児の状況 75
（3）父親／夫の育児の限界 77

（4）親族による育児援助の状況 79
（5）親族による育児援助の限界 81
（6）非親族による育児援助の状況 82
（7）非親族による育児援助の限界 84
3-6　育児ネットワークからみた「子育ての私事化」状況 85

第四章　地域子育て支援の展開と「子育ての社会化」ニーズ（調査 A） 87
4-1　地域子育て支援の制度展開 87
4-2　ひろば型支援と預かり型支援の政策動向 90
（1）ひろば型支援 90
（2）預かり型支援 95
4-3　札幌市の子育て支援 98
4-4 札幌市のひろば型・預かり型支援 102
（1）ひろば型支援 102
（2）預かり型支援 108
4-5　結果：制度的支援の利用ニーズと課題 109
（1）ひろば型支援の利用目的・ニーズ 110
（2）ひろば型支援の利用上の課題 111
（3）預かり型支援の利用目的・ニーズ 112
（4）預かり型支援の利用上の課題 114
4-6　制度的支援のニーズと利用上の課題・障壁 117

第五章　ひろば型支援の類型別機能と育児ネットワーク形成（調査 A） 120
5-1　ひろば型支援と育児ネットワーク 120
5-2　類型別子育てサロンの調査事例 121
（1）センター型 122
（2）児童館型 123
（3）地域型 124
（4）NPO 型 125
5-3　類型別にみた子育てサロンの育児援助機能 126
（1）直接サポート 126
（2）間接サポート 127
（3）複合サポート 128
5-4　類型別にみた子育てサロンの利用者相互の育児援助 131
（1）直接サポート 131
（2）間接サポート 132
（3）複合サポート 133
5-5　ひろば型支援の利用と「子育ての社会化」 136

第六章　ひろば型支援の利用と子育て家庭の階層性（調査 B） 142
6-1　ひろば型支援の利用者・非利用者の特徴 142
6-2　調査 B：乳幼児保護者調査 145
6-3　結果 146
（1）基本属性 146
（2）子育て意識 149
（3）育児ネットワーク・支援利用の状況 149
（4）利用者の評価 152
（5）利用効果・利用上の課題 153
（6）非継続利用・未利用の理由 155
（7）ひろば型支援に関する要望 156
6-4　ひろば型支援利用者の階層特性 157

第七章　預かり型支援の利用と子育て規範意識（調査 B） 160
7-1　一時保育の展開と「三歳児神話」 160
7-2　一時保育の利用者に関する先行研究 163
7-3　方法 166
7-4　結果 167
（1）利用経験群・非利用群の記述統計 167
（2）利用経験群・非利用群の規定要因 168
（3）利用経験群の特徴 170
（4）非利用群の特徴 172
（5）一時保育に関する要望 174
7-5　一時保育利用者の特徴 175
7-6　「子育ての社会化」と母親規範の解釈変更 176

第八章　日本版ネウボラ制度の導入と地域子育て支援の領域再編（調査 C） 178
8-1　「日本版ネウボラ」の導入 178
8-2　調査 C：先行自治体事例調査 181
8-3　小都市事例①：千歳市 183
（1）千歳市の概況 183
（2）千歳市の子育て支援 184
（3）センター型 P：総合型拠点施設 187
8-4　小都市事例②：和光市 189
（1）和光市の概況 189
（2）和光市の子育て支援 190
（3）センター型 N：妊娠期からのひろば利用 192
（4）NPO 型 O：多様な利用者層への対応 193
8-5　札幌市における地域子育て支援事業の課題 194

（1）センター型 A：利用者支援事業の導入と課題 194
8-6　ひろば型支援の役割変容と支援の課題 197

第九章　NPO の地域子育て支援とひろば型支援施設の多機能化（調査 C） 201
9-1　地域子育て支援における NPO の役割拡大 201
9-2　大都市事例：世田谷区 203
（1）世田谷区の概況 203
（2）世田谷区の子育て支援 205
9-3　NPO 型 J：「ネウボラ」の理念と実践 210
9-4　NPO 型 K：多機能型支援 213
9-5　NPO 型 L：ワークスペース型ひろば 215
9-6　地域子育て支援における NPO の役割と支援対象の拡大 218

終章　日本における地域子育て支援の展開と「子育ての社会化」の課題 222
終-1　各章のまとめ 222
終-2　「子育ての社会化」施策の影響・機能と課題 225
終-3　「子育ての社会化」施策の改善方策 227
終-4　本研究の意義と課題 231

【謝辞】 233
【初出一覧】 235
【参考文献】 236
【付録（調査依頼状）】 250
【付録（調査票）】 255

序章　日本における乳幼児の子育てと「子育ての社会化」

序-1　研究背景・問題意識

日本では少子化が社会的に大きな危機感をもって認識されるようになった 1990 年代から「子育て支援」と呼ばれる施策・事業が全国規模で実施されてきた。合計特殊出生率が過去最低の 1.26 を記録した 2005 年に刊行された『国民生活白書』では、「親世代だけでなく、同世代の友人、あるいは会社の同僚、近隣に住む人々など、社会全体で何らかの子育てに参加する、あるいはそれができる仕組みを構築していくことが望まれる」として、「子育てが家族の責任だけで行われるのではなく、社会全体によって取り組む」ことを標榜する「子育ての社会化」の理念が提示された［内閣府 2005：185］。そして、保育所や幼稚園を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅で子育てをしている家庭も含めた「すべての子ども・子育て家庭」を対象に、「地域子育て支援」と呼ばれる保育・子育て支援の事業が各市町村で拡充されてきた。この背景には、出生率低下の問題だけでなく、子育て家庭を取り巻く血縁・地縁関係や生活環境の変化などが子育て家庭の孤立や子育ての負担感、不安感を増大させていることに対する社会的・政策的な問題認識がある[1]。

例えば 6 歳未満の子どもがいる世帯の核家族率[2]は、1970 年代から 80 年代には 7 割前後で推移していたが、90 年代以降は核家族化がより一層進行し、2015 年時点では 86.6%を占めるまでになった[3]。また、親自身が生まれ育った市町村以外の地域で子育てをする「アウェイ育児」の割合が 7 割以上であるという調査結果にも示されるように［NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 2015］、核家族化や都市化、転勤等による地域移動等を背景として、不慣れな土地で、血縁や地縁等の様々な社会関係から物理的にも心理的にも孤立した中で行われる子育ての状況が問題視されている。一方、1990 年代以来、保育政策に加えて育児休業制度をはじめとする仕事と育児の両立支援も展開されている中で、昨今は第一子出産後も就業を継続する既婚女性の割合が 5 割を超えるなど［内閣府 2018b：26］、乳幼児を育てながら就労を続ける母親も増加傾向にある。それでも女性の M 字型就労パターン

1　それは例えば、「核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育てが『孤育て』化し、悩みを誰にも相談できず、一人で問題を抱え込んでしまう人もいる。子育ての孤立感やストレスが増幅する前に支援や手助けを受けられるよう、地域全体で子供を育む環境整備・機運醸成が不可欠である」［内閣府 2018a：59］との政府見解にも示されている。

2　夫婦と子ども世帯もしくはひとり親と子ども世帯からなる核家族世帯の割合。

3　総務省統計局「国勢調査」データより算出。

や再就業型のライフコース希望は根強く、いわゆる「三歳児神話」を肯定する意識も根強い中で[4]、3 歳未満の子どもをもつ母親の過半数は就労していない[5]。また、保育所等を利用している乳幼児も年々上昇傾向にあるものの、2019 年 4 月時点の保育所利用率は 0 歳児で 16.2%、1〜2 歳児で 48.1%となっており、3 歳未満の子どもに関しては現在も 6 割以上が主に在宅で保護者に養育されている[6]。乳幼児の父親の育児休業取得を後押しする法制度も整備されてきたが[7]、男性の育児休業取得率は 2018 年時点で 6.16%であり、女性の 82.2%[8]には遠く及ばない。また、6 歳未満の子どもがいる夫婦の一日の育児時間（週平均）は、夫が 49 分、妻が 3 時間 45 分であり、両者の間には大きな開きがあるだけでなく、妻の就労状態にかかわらず約 7 割の夫は育児を行っていない[9]という調査結果［内閣府 2018b：119］もある。

育児ノイローゼなどの問題を引き起こす「母子密着育児」や「母子カプセル」といった言葉が 1970 年代に登場して以来、育児の責務を母親がひとりで担い、孤軍奮闘せざるを得ない孤立した子育ての状況は「弧育て」［大日向 2005：5］などと呼ばれ問題視されてきた。しかしながら、近年の調査でも、乳幼児をもつ母親の子育てや家事における負担感は父親と比べて強く、4〜5 割が子育てに不安を感じていることが明らかにされている[10]。従来、共働き家庭などでは、女性の仕事と育児・家事の「二重負担」の問題が指摘されてきたが、2017 年には、育児や家事の大半を母親が一人で行う（ワンオペレーション）状況を指した「ワンオペ育児」が流行語となるなど、母親が就労している場合もそうでない場合も、特に乳幼児期のケア役割や責任が母親に集中しやすい状況は依然続いている。こうした中で 2000 年頃からは、このような育児期の母親の孤立や育児不安、負担感が少子化の要因の一つとしても注目されるようになり、上述のように在宅子育て家庭も含めたすべて

4 2013 年の調査では、「子どもが 3 才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」という考え方に賛成する有配偶女性の割合は 77.3%であり、30 代以下の世代でも 6 割以上が賛成を示している［国立社会保障・人口問題研究所 2015：124-6］。

5 厚生労働省、2016、「平成 27 年国民生活基礎調査の概況」（http://www.mhlw.go.Jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/dl/16.pdf、2017 年 10 月 25 日取得）によれば、0 歳の末子がいる母親の 60.8%、同 0-2 歳の母親の 51.5%は「仕事なし」である。

6 厚生労働省、2019、「『保育所等関連状況取りまとめ（平成 31 年 4 月 1 日）』を公表します」（https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000544879.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

7 例えば、2010 年の育児・介護休業法の改正では、「父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）」や「出産後 8 週間以内の父親の育児休業取得の推進」、「専業主婦の妻がいる男性の育児休業の取得不可規定の廃止」が明文化された。

8 厚生労働省、2019、「平成 30 年度雇用均等基本調査（速報版）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05049.html、2019 年 11 月 24 日取得）。

9 正確には、「週平均で育児時間が一日 15 分にも満たない」。

10 詳細は本論文第三章を参照。

の子ども・子育て家庭を対象にした地域子育て支援が実施されるようになった。家族だけでなく、社会全体で子どもを育てるという「子育ての社会化」が必要とされている背景には、このような「私事化された子育て」の限界とそれに対する問題認識がある。

序-2　研究対象・研究目的

日本で子育て支援が本格的に展開されるようになってから 20 年以上が経過し、子育て支援という言葉も一般に浸透しつつある現在、「家族だけでなく社会全体で」という「子育ての社会化」を具現化する子育て支援によって、乳幼児の子育てはどのように「社会化」されているのか。本論文では、日本の都市部において乳幼児家庭及び地域子育て支援の事業施設を対象に実施した質的・量的調査から、地域子育て支援の制度的な拡大や利用の普及が、乳幼児の子育てをめぐる社会関係や規範意識にもたらす変化を検討し、「子育ての私事化」の実情とそれに対する「子育ての社会化」施策の影響と課題を考察する。

主に乳幼児家庭を対象として実施されている地域子育て支援の諸事業の中でも、本論文では「地域子育て支援拠点事業」（以下、「拠点事業」）に代表される「ひろば型子育て支援」（以下、「ひろば型支援」）と、「一時預かり事業」（以下、「一時保育」）などの「預かり型子育て支援」（以下、「預かり型支援」）に着目する。「ひろば型支援」は、子育て家庭が、同世代の親子や保育・子育て支援の専門職、地域のボランティアなど、地域の多様な人びとと関わる機会を提供し、社会関係やソーシャル・サポート・ネットワークを拡大させることによって、親の心理的・物理的な孤立を解消することを目指した子育て支援事業である。一方、「預かり型支援」の例として本論文で取り上げる一時保育は、親の就労や疾病等の理由に限らず、専業主婦なども「育児リフレッシュ」などのために一時的に利用できる保育サービスであり、特に在宅子育て率が高い乳幼児の親の育児負担や育児ストレスを軽減することを目的の一つとして実施されている事業である。

従来「子育て（育児）の社会化」論は、典型的には「親の責任で育てるという私的営み」である子どものケアが「女性の社会進出など社会の発展に伴い、家庭の営みだけでは難しくなり、育児の一部を保育園等地域の社会的施設に託されるようになる」[村山 2014:436]ことを意味するものとして、主に保育政策をめぐる議論を中心に展開されてきた[11]。とりわけ 1990 年代以前の時期には、「育児の社会化を家庭育児と対立的に位置づけて、保育園

[11] それは、村山［2004］が「いうまでもなく育児の社会化は親の私事としての育児権の一部を両親の就労や社会参加、育児方針などの理由で信頼できる保育園等に信託するということといえる」［同：437］と述べている点にも示される。

必要悪論を主張し、(略)母親の育児責任を責めるという手法で保育所抑制政策が展開され」［同：437］てきたとされる。しかし既述のように、現在では「子育ての社会化」を具現化する制度は多様化し、公的な保育・子育て支援の対象範囲も「すべての子どもと子育て家庭」に拡げられてきた。在宅子育て家庭も利用できる「ひろば型支援」や「預かり型支援」などの地域子育て支援は、専業主婦や育児休業取得者など、特に乳幼児のケア役割に専業する母親の役割遂行を援助する側面をもつ一方で、子どものケア役割を他者と分担したり、一時的に役割を離れたりすることを可能にする側面も持っている。この意味で、地域子育て支援の取り組みとその利用は、乳幼児のケアの担い手として家族や母親の責任・役割を強調する旧来型の子育てをめぐる家族・ジェンダー規範と密接に関連し、その変革にも影響を与えうる支援・行為の実践として捉えられる。

本研究では、特に普段保育所や幼稚園を利用していない在宅子育て家庭の割合が高い 3 歳未満の乳幼児とその家族を主な対象として実施されている保育・子育て支援に焦点を当てる。それは第一に、女性の就労化や家族の多様化、ジェンダー平等化の趨勢がある中でも、上述のように日本では依然こうした、いわゆる「近代家族」型の子育て家庭が多数派を占めており、そうした状況を念頭に子育て支援が実施されている現状があるためである。そして第二に、むしろ従来の公的な保育政策では周辺的に位置づけられ、また「典型」とみなされたがゆえに一枚岩的に捉えられがちであった在宅子育て家庭の階層性や多様性にも注目して、現代の子育て家庭の現状と現行の子育て支援の課題を明らかにすることにより、個々の多様な家族・子育ての状況に対応できる子育て支援の方策を検討することができると考えるからである。また第三に、「私事化した子育て」を体現するような乳幼児家庭を対象にした「子育ての社会化」施策に着目することにより、「子育ての社会化」施策が「私事化された子育て」に与える実態的・規範的な影響について、従来の保育制度を中心とした調査事例とは異なる視点から検討することができると考えるからである。

乳幼児家庭の社会的孤立や育児不安、育児の負担感やストレスなど、さまざまな問題が指摘されている中で、家族だけではなく社会全体で子育てをすること標榜する「子育ての社会化」施策の一環として、「すべての子ども・子育て家庭」を対象に実施されている地域子育て支援は、どのように利用され、どのような機能を果たしているのか。日本における「子育ての社会化」は、乳幼児のケアの担い手や規範のあり方とどのように関連・影響しあいながら展開し、「私事化した子育て」にいかなる変化をもたらすのか。「子育ての社会化」にはどのような問題や課題がみられるのか。本論文では、地域子育て支援の制度展開

や支援の実践、機能、利用実態等に焦点を当て、日本における「子育ての社会化」施策としての子育て支援の進展が、「私事化した子育て」にもたらす影響と地域子育て支援の政策・実践的な課題を考察する。

序-3　本論文の構成

本論文第一章では「子育ての社会化」及びその対概念としてしばしば論じられている「子育ての私事化」の 2 つの概念について、近代家族論、育児不安研究、育児ネットワーク研究、育児のジェンダー研究、「子育ての社会化」論などの先行研究をもとにその意味内容と構成要素、論点を整理し、本論文の分析視点を提示する。

第二章では、主に家族、子育て、保育に関する歴史研究や政策研究等の文献・資料、統計データに基づき、子育ての社会規範と社会関係の変動を概観し、日本における「子育ての私事化／社会化」の歴史的展開を整理する。

第三章では、本論文の中心的な調査地域である札幌市の乳幼児家庭の概況を示した上で、ひろば型支援施設の利用者を対象に実施したインタビュー調査（以下、「調査 A」）に基づき、都市家族の母親の子育て意識や、育児ネットワークが提供する関係的支援の状況とその限界を分析し、「私事化した子育て」の困難と問題点を提示する。

第四章では、本論文の研究対象である地域子育て支援、その中でもひろば型支援及び預かり型支援の制度展開について、日本全体及び札幌市における動向を概観する。その上で、調査 A のデータから、ひろば型支援（子育てサロン）や預かり型支援（一時保育）といった制度的な子育て支援の利用におけるニーズと課題を考察する。

第五章では、ひろば型支援の運営形態類型別に、それらが乳幼児親子に対して提供する制度的な支援と、そこで利用者同士が行う関係的な支援の機能を調査 A のデータより分析する。そして、「子育ての社会化」を具現化する地域子育て支援の運営主体の違いと利用者間における育児ネットワーク形成との関連について考察する。

第六章では、札幌市において乳幼児健康診査の受診者を対象に実施した質問紙調査（以下、「調査 B」）から、ひろば型支援の利用者及び非利用者の社会階層的属性や育児ネットワーク、子育て意識等の特徴を分析し、「子育ての社会化」施策の利用状況・利用効果と、子育て家庭の育児ネットワークや階層性との関連について検討する。

第七章では、調査 B のデータから、在宅子育て家庭も対象にした預かり型支援である「一時保育」の利用者・非利用者の特徴を明らかにするとともに、「子育ての社会化」の制度の

展開や利用の拡大と母親規範意識との関連について考察する。

第八章及び第九章では、比較事例として首都圏及び札幌圏の大都市と小都市において行ったひろば型支援施設の事例調査（以下、「調査 C」）から、近年の地域子育て支援の事業展開とひろば型支援施設の機能変容、札幌市における支援の課題を考察する。

以上をふまえ終章では、各章で論じた内容をまとめた上で、日本における地域子育て支援の進展と「子育ての社会化」の現状・課題に関する本論文の結論について言及する。

図序-1　本論文の構成と各章の概要



第一章　「子育ての私事化／社会化」の論点

本章では「子育ての社会化」と「子育ての私事化」に関する先行研究から、両概念の意味内容及び論点を整理し、本論文の分析視点を提示する。

1-1　「子育ての私事化／社会化」論と概念用法

「子育ての社会化」は、家族だけでなく社会全体ですべての子どもを育てることを意味する日本の子育て支援の政策スローガンであり、「将来の社会を支える子どもたちの育ちに対し、社会全体で責任を負うことを標榜した言葉である」［藤間 2017：1］とされる。一方、日本の学問領域における「子育ての社会化」論は、古くは 1950 年代の家事労働論争にまで遡ることができ、育児や家事労働、保育、養育の社会化論として他領域で研究されてきた系譜があるとされる[12]［相馬 2004, 2011］。近年は「介護の社会化」などとともに、育児や介護を包摂する概念である「ケア[13]」の社会化論と連動しながら、子育てや高齢者介護をめぐる社会的な支援や責任配分の問題が、政策協議の場や行政機関、メディア、学術研究など、多方面で論じられている。

ただし、「子育ての社会化」という用語をめぐっては、「視点、意図、意味する内容がバラバラなのにもかかわらず、『社会化』という何となく響きのよい言葉が使われたために、『子育て支援』の内実が吟味されないまま政策化されている現状」［吉長 2008：11］がみられるとされ、政策議論のみならず、学問的議論においても統一した解釈や概念の適応範囲に関する明確な定義がなされていないという問題指摘も散見される。そこで本章では子育て及び子育て支援の現代的状況を論じるための分析枠組を提示するため、家族社会学を中心とした子育て研究及び近代家族論、育児不安研究、育児ネットワーク論、ケアの社会学研究などにおける議論をレビューし、「子育ての社会化」とその対概念として位置づけられている「子育ての私事化」概念の意味内容、及び「子育ての社会化」論の論点を整理する。

12 「『子育ての社会化』という問題は、家政学、社会福祉学、発達心理学、経済学、社会学など、各学問分野でそれぞれ議論の蓄積がある学際的なテーマ」であるとされ、戦後 1950 年代に始まる「家事労働論争」を皮切りとして、家事労働（育児・家事）の社会化、保育・育児の社会化、養育の社会化等をめぐる議論が行われてきたとされる［相馬 2011：1］。

13 ケアは、「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みの元において、満たすことにかかわる行為と関係」［Daly2001：34；上野 2011：39］などの定義で議論されている。

1-2 「子育ての私事化」と近代家族

「再生産の制度としての家族の成り立ちとその『私的領域』としての構築、一言で言えば『ケアの私事化』」は「近代家族の『核心』」［上野 2003：289］であると論じられているように、日本の家族とケアに関する社会学研究では、「子育ての私事化」はしばしば近代家族における子育てのあり方と同義的に語られてきた。上野［2003］によれば、近代家族は、それまでコミュナル（共同体的）な分担のもとで行われていた育児・介護（ケア）の負担が家族の内部に封じ込まれ、すなわち「私事化」されたことによって成立したとされる[14]。戦後の日本社会における子育ては、「家族の戦後体制」［落合［1994]2004］と評される近代家族の中心的な機能であり、「近代家族」化は「子育ての私事化」とパラレルな現象として、特に子育ての側面に関しては同義的な意味で捉えられてきたといえる[15]。

近代家族論が子育て研究に示唆するものとしては、①家内領域と公共領域の分離、②子ども中心主義、③性別分業／ジェンダーの神話、④愛情と家族責任を結ぶイデオロギー／母性愛のイデオロギーの 4 点が指摘されている[16]［藤間 2014：3］。外の世界から隔離された私的領域としての「近代家族」には、家族員相互の生活保障と労働力再生産の責任（自助原則）及び情緒的満足や不満の処理の責任（愛情原則）が規定されており、「家族責任の負担＝愛情表現」とするイデオロギーが自己犠牲による家族責任の遂行を正当化してきたとされる［山田 1994］。とりわけ、「女性＝情緒的存在＝母性本能を持った存在」とする「母性愛」イデオロギーは、家族のなかでも女性（母親）に対して、私的領域における家事労

[14] それは「うらがえせば、ケアが脱私事化することをもって『近代家族』の終わり、と見なすこともできる」［上野 2003：266-7］と指摘されている。

[15] 例えば牧野［2009］も、少なくとも日本においては戦後、夫婦家族が民法上も現実にも普及し、子どもを中心とした、愛情に支えられた集団としての家族の中で、子育てが夫婦単位で行われるものとなり、「近代家族はまさに子育てと一体となって語られてきた」［同書：7］と述べている。

[16] ①家内領域と公共領域の分離を特徴とする近代家族は、生産の場である「市場」に対する「消費」の場として、また近代的個人を市場に供給する「装置」として、近代に新たに結晶化した制度であり、近代国家は市場と家族の分離を保持し、それぞれの機能が十全に遂行されるように規制する役割を担っていると近代家族論では論じられてきた［落合 1989：11,19,85］。また、②子ども中心主義とは、近代的個人としての「子ども」を再生産する子育て（子どもの養育）が、こうした近代家族の基本的機能［同書：85］として位置づけられていることを意味している。さらに、男は公的領域・女は家内領域という③性別分業は、近代家族内における「子育て」の役割において、子どもの世話や教育といった役割が母親に、扶養の役割が父親に配分されていることを意味する。近代化の進展は、人々の「子ども」への関心や愛着を増大させ、「無垢」という独自の価値をもち愛情あふれた世話と教育を必要とする「子ども」を誕生させたが、それと同時に「母性愛」を「本能」として片時も目を離さず子どもの世話をする「母」である女性、また母子を毅然と統率する情緒的な「父」である男性が理想化され［同書：6-7］、「ジェンダーの神話」が形成されていった。その根拠となったのが、④近代家族における家族構成員相互の強い情緒的絆、すなわち、夫婦関係及び親子関係における「愛情」や「親密さ」といった情緒的特性であるとされる。

働と感情ワークの遂行を「自然（本能的）」かつ「当然（自明的）」な責任として二重に抑圧してきた［山田 1994］。こうして私的な家内領域である「家庭」においては、家政を仕事とする「主婦」とともに、フルタイムで子どもの世話や教育を行う「母」が誕生した［落合 1989：189-90］。近代国家は労働力再生産の「装置」である近代家族の安定を支えるために、家族に割り当てた、家族成員の再生産・生活保障の責任と家族成員の感情マネージの責任の機能が上手く働いているかを「監視」し、愛情の強制とジェンダーの神話を推進する政策によって家族に「介入」する。こうして近代社会では、私的領域に位置づけられた子育ては家族の「責任」とされる一方で、家族以外の他人には直接責任を持つ必要がないという規範が成立した［山田 1994］。

近代家族の 8 つの特徴を提示したことで知られる落合［1989］は、前述の 4 点の特徴のほかにも、家族の集団性の強化、社交の衰退とプライバシーの成立、非親族の排除、核家族といった 4 つの特徴について言及している。これに依拠すると、「近代家族」型の子育ての理念的特徴として次のような側面も指摘できる。まず、理念型としての近代家族は、家族内部の成員間の凝集性が高い集団であるだけでなく、それと表裏一体として、家族集団の外部関係との社交を切り捨てて内閉性・私秘性を高めた集団であると想定される。そして、そのような近代家族の中心的な機能として位置づけられた子育ては、家族集団内部に囲い込まれ、極めてプライベートな営みとしての意味合いを帯びることになる。また、世帯成員から非親族が排除されるだけでなく親族関係も縮小した核家族を特徴とする近代家族では、親以外による子ども・子育てへの関与は排除されやすく、家族を取り巻く社会的な環境やネットワークからの影響を受けにくい状態になりやすい。

近代化による公私領域の分離と男性の雇用労働者化は、家族における「父親の不在」をもたらしたが、それだけでなく、多くの家族員や親族なども抱え込んでいた「家」とは異なり、その構造を単純にし、小規模化したこともまた、近代家族が子育ての単位を夫婦ではなく母親一人に減少させた要因として重要である［牧野 2009：8］。元木［2011］によれば、「そもそも近代家族の子育てそのものが子育てを孤立させる傾向を有して」いるとされる。子育ては私的領域で行われるものだと観念されるため、子どもを育てる責任は家族内部に集中し、家族のみがその責任を負うことになるが、それにより家族外部には子どもを育てる責任や義務は問われなくなり、それが家族外からの協力やサポートの在りようを枠づけ、一定の限界を課すことになる［同書：89］。つまり、近代家族という私的領域で行われる子育てにおいては、その担い手及び責任主体は、外部から孤立した家族集団内部で親、

とりわけ母親に集中する一方で、血縁・地縁を基礎とする多様な人々による子どもの養育への関与が限定化されていくものと考えられる。

上記の議論から、「子育ての私事化」を近代家族型の子育ての成立過程として捉えた場合、「子育ての私事化」は次の 3 つの側面を含意する概念であると考えられる。

第一に、近代家族の理念的特徴の一つである公私領域の分離は、子育てを公的領域から隔離された「家庭」というプライベートな私的領域で営まれるものとして位置づける。また、近代社会では国家を支える再生産の責任は自助原則と愛情原則に基づいて、家族、すなわち核家族の家庭内部では子どもの親に課され、子育てが家族機能の中心を占めるようになる。本論文では、「子育ての私事化」概念の構成要素のうち、子育ての責任と担い手が家族に集約されていくこと／された状態を意味する内容を「子育ての家族化」と呼ぶ。

第二に、社交の衰退や小家族化は、子育てにおける非親族の関与を排除し、集団性と親密性を強化した近代家族の内部における子育ては、血縁や地縁に基づく多様な社会関係から孤立した状態の中で行われる。本論文では、子育てが営まれる「家庭」が閉鎖的な空間として外部環境から孤立し、また子育てに関わる社会関係において家族以外の関係が縮減された状況になることを「子育ての孤立化」と呼ぶ。

また第三に、ジェンダーの神話に基づく性別分業を基盤とする近代社会では、再生産労働は「母性愛」イデオロギーによって女性役割として配分されており、再生産装置としての近代家族における子育て、特に子どものケアや教育の責任及び担い手が母親に集中してきたことも「子育ての私事化」の重要な論点である。本論文では、「子育ての私事化」概念の構成要素のうち、このように子育ての責任主体が女性・母親に規範的に規定され、子育ての役割（労働）が専ら女性・母親に偏って配分されることを「子育てのジェンダー化」と表現する。

以上のように、本論文では「子育ての私事化」を「子育ての家族化」と「子育ての孤立化」、「子育てのジェンダー化」が渾然一体となって生じる変化及びそうした子育ての状態として把握する。その上で、子育ての社会化／私事化に対する家族政策・子育て支援制度及び社会規範の影響について検討する。

1-3　子育ての社会問題化と子育て研究の展開

近代家族論の登場により「家族」の理念型が問い直され[17]、また「三歳児神話」や「母性

[17] 近代家族論以前の社会学においては、一組の夫婦とその子どもたちからなる核家族［Murd

愛」[18]言説に示されるような子育て規範を相対化する研究が展開されていく中で、「家族の問題」という視点から家族を取り巻く「社会の問題」に視角を移すことにつながっていった［藤間 2014：3］。「近代家族は専業主婦の孤立した育児を不可避とする構造をもっており、近代家族が普遍化したとたんに育児不安の広がりが指摘されはじめた」［太田 2007：2］といわれるように、近代家族が大衆化したとされる 1970 年代から、日本では母親による子捨て・子殺し、母子心中などの事件が社会問題化し、「私事化」した子育ての問題が大きく取り上げられるようになった[19]。そして、「その要因論として母性喪失論が宣伝される一方で、育児不安、育児ノイローゼ、母親の育児意識、育児ネットワークなど、育児を行う母親の心理や育児を行う当事者のもつ社会関係に焦点を当てた実証研究が社会学や心理学の分野で開始された」［山根[2000]2006：53］[20]。

育児不安研究の第一人者として知られる牧野は、子どもの非行や自殺等の問題、核家族の孤立と育児責任の母親集中、子育てにおける親の不安や自信の無さが子どもに与える悪影響への懸念から、一連の「育児不安」研究[21]を行った。そこでは、乳幼児の母親が、夫が育児に責任をもっていないと感じている場合や、子どもと密着し、子どもだけを生きがい

ock 1949＝1978：24］における表出的役割を「母―妻」に、道具的役割を「父―夫」に優位に見出し、乳幼児期の子どもの社会化における母子関係の重要性を指摘したパーソンズ［Parsons 1956＝1981］に典型的にみられる家族観が支配的な認識となっていた。

[18] 大日向［[2002]2006］によれば、「母性愛神話」は、次の 4 類型に分類される。すなわち、①母親が持つ先天的・本能的な愛情である母性が女性特有の生得的特性であるとする「産む能力＝育てる能力説」、②あたたかさや献身、無償の愛など聖母像から連想される母性を女性と一体化させて考える「聖母説」、③女性は子育てを通して人間的に成長すると信じる「母親＝人間的成長説」、④乳幼児期には母親の愛情が不可欠であるため子どもの発達のためには 3 歳まで母親が育児に専念しないといけないとする「三歳児神話」である。幼少期の子どもの養育責任の大半を母親に託そうという考え方が生じたのは、歴史的にみても近代社会からであるとされる。

[19] 例えば牧野［2009］は、「母と子の密室空間」として「地域社会の眼から自由になった近代家族は、わが家、わが子意識で閉じられ、完全な私的空間となり、子どもにとって抑圧的な場所となる恐ろしい側面さえもつに至る」［同書：8-9］として、「近代家族は本質的な構造として子どもたちの育つ場として、適切なものとは言えない」［同書：8］との認識を示している。

[20] 1970 年代までの日本では、子どもの「異常」を「母性」の問題としてみなす母親要因論を正当化するイデオロギーとして「科学学説」が流布する一方、社会学や心理学の実証研究も母性強調の社会的論調から自由ではなく、「乳幼児の親子関係において重要なのは母―子関係であり、親子関係において、親は子どもに一方的に影響を与える存在である」という背後仮説にもとづく「母子関係パースペクティブ」が優勢であった［山根[2000]2006：55］。これに対し、1980 年代になると、社会学や心理学、小児保健、小児医学などの分野で育児期の母親が陥る「育児不安」や「育児疲労」、「育児関連ストレス」などのネガティブな状況に焦点をあて、その特徴や要因を明らかにしようとする実証研究が本格化した［同書：57］。

[21] 育児不安は「子どもや子育てに対する蓄積された漠然とした恐れを含む情緒の状態」［牧野 1989：24］、より具体的には「育児の中で感じられる疲労感や気力の低下、イライラ、不安、悩みなどが解消されずに蓄積されたままになっている状態」［牧野 2005：54］と定義され、独自の育児不安尺度を使った調査研究が蓄積された［牧野 1981, 1982, 1983, 1985, 1987, 1988, 1989］。

とするような意識を持っている場合に、情緒的に不安定で、孤独感や圧迫感をもちやすく、育児不安が高くなりやすいことが明らかにされた［牧野 1982］。そして、母親が家庭外で活動する場や機会をもち、社会と接点を持っていることや、母親である女性が家族役割を離れ、子どもと一定の距離を置いて「自分」の時間や「自分」を表現する機会を持つことが、育児不安の軽減につながることが明らかにされてきた［山根 [2000]2006：59-60］。「従来、母子関係の病理といえば、第一に取り上げられるのは初期の母性的養育の欠如である『母性剝奪』（maternal deprivation）であり、共働きの問題性が議論の的」となっていたが、上述の育児不安研究の成果は「育児で夫を煩わすことなく、仕事・趣味・社会活動などで外出することもせず、ひたすら近代家族の母親役割に忠実に生きている女性たちこそが育児不安、よく言われる言い方では育児ノイローゼやイライラの犠牲になっていることを、数次にわたる調査から実証的に明らかにし（略）子どもから『離れる』ということと、よりよい育児態度が関連している」という結果を示した［落合 1989：94］。そして、育児行為によって生じる現象を「疲労」や「ストレス」の一種として捉えることで「育児から『愛情』イデオロギーを脱色し、重労働としての育児労働というリアルな認識」をもたらした［山根 [2000]2006：57-9］。

母親を「育児」問題の原因とみなす見方から、育児をする母親が置かれた状況を問題とみなす「大きな視点の転換」［宮坂 2008：32］により、「育児問題」の要因と解決の手がかりとして母子関係の外側に目が向けられるようになった［山根[2000]2006：57-9］。それにより発展した研究の１つが、育児（援助）ネットワーク研究である。育児ネットワーク研究は、家族にとっての直接の社会環境を、地域の内外問わず実際に維持されている社会関係のネットワークとしてとらえる「社会的ネットワーク」［Bott 1955=2006：74］と、そうした対人関係がもつ資源性や機能を追求する「ソーシャル・サポート」［稲葉 2007：62］といった概念を応用した研究として、主たるケア提供者である母親の育児負担を軽減するような人的関係資源、具体的には子育てを直接・間接にサポートしている近隣や子育て期の仲間、それ以外の友人、親族等の人的なネットワークである「育児ネットワーク」［松田 2008, 2010］が行うインフォーマルな育児援助に着目する[22]。このように「『ネットワーク

[22] 日本における育児ネットワーク研究の初発として知られる落合「1989」の研究では、育児が親族・地域・諸機関をまきこむ重層化した種々の育児ネットワークに支えられ、それらからさまざまな育児援助を与えられることによって成り立っていることが指摘された。また、関井ほか［1991］が大阪府において就労する母親を対象に行った調査では、「伝統的な女性役割は育児援助ネットワークを自分の定位家族に限定する効果をもち、逆に性別役割分業規範の相対化が夫方親族や家族・親族外メンバーに育児援助を広げ、ネットワークの重層化を促

の中の子育て』という視点に立つことにより、誰が誰の手を借りて子育てを実践しているのか、またそこには何が不足し、どのように補われるべきなのかを問い直す課題として提示することが可能」になった［立山 2011：94-5］。そして、こうした育児ネットワークが提供するインフォーマルな育児援助は、保育・教育・保健・医療といった各種の専門援助機関や児童手当等の家族手当、育児休業等の養育保障などの制度や施策といったフォーマルな育児援助と合わせた子育て支援体系として「育児援助システム」［関井他 1991：72］などと総称されてきた。

また、育児不安の程度が「母親のネットワークの広さ」とともに「夫との関係」に関連するという分析結果［牧野 1989］が示されたことを受けて、父親の育児参加の推進の重要性も指摘されてきた[23]［牧野 2005］。「男性のケアラー化」［舩橋 2006］や「男女の共同育児化」［宮坂 1999：43］という概念に象徴されるように、子育てのジェンダー研究においては、家庭内における夫の育児役割が議論され、固定的な役割分業に対する批判的根拠も示されてきた。「父親再発見の時代」［宮坂 1999］と呼ばれる 1990 年代[24]には父親による育児に注目した研究が活発化し[25]［大和 2008：5-10］、2000 年代には「育メン」という言葉が流行するなど、男性の育児に対する社会的な関心と積極的に推進する機運が高まった。ただし、理念上では母性規範から「男性も子育て（世話）」規範へと変化しているものの、

す」という知見が示され、「近代家族的な規範が、現代的な育児問題と連動する危険性」が示唆された［山根 [2000]2006：62-3］。

[23] 初期の育児不安研究では、「『もう一人の親』である夫と共に育児をしているという実感が得られるかどうかが母親の育児不安を軽減するうえで決め手になっている」［山根[2000]2006：59］ことが明らかにされていたが、松田［2008］の研究では、父親の育児参加が多いほど、母親の育児不安が有意に低下し、育児満足度が有意に高くなるという結果が示され、現在では父親による実質的な育児の重要性も指摘されている。

[24] 日本において性別役割分業体制が絶頂期を迎えた 1970 年代半ば以降に広く流布した〈権威としての父親〉言説［多賀 2006：117-8］は、「父親と母親の資質の違いを前提とし、しつけや教育において母親には果たせない役割を父親に求める」議論であるのに対し、舩橋［1999a］の議論に代表的される 1990 年代の〈ケアラーとしての父親〉言説は、「父親と母親の資質の違いを前提とせず、出産前の準備や乳幼児期の世話を含めて、より広範な子どもへの関与を父親に期待するもの」［多賀 2006：118］である。

[25] 育児不安研究にとどまらず、父親の育児が子どもの発達に与える影響や育児をすることが父親自身の発達に与える影響に着目する「発達論的パースペクティブ」や、育児という労働を父親と母親がどのように分担し、どのような分担がよいのか、家事・育児と職業への男女双方の共同参画を可能にするにはどうしたらよいか、という問題意識に基づく「分業論的パースペクティブ」が発達した。その中で、父親の育児が子どもに与える影響としては、子どもの母子分離を促進する役割を果たすことによる子どもの発達への影響や［中野 1996：44］、父親が育児で子どもに関わる頻度が多いほど子どもの社交性にプラスの影響があること［加藤ほか 2002］、育児が父親自身に与える影響として、母親のみならず父親でも、育児を通して人格的な「柔軟さ」や「自己抑制」、「視野の広がり」といった「親になることによる成長・発達」がみられる［柏木・若松 1994］ことが明らかにされてきた。ただし、父親の育児における負の作用としては、育児を日常的によく行っている父親ほど「育児ストレス」を抱えやすいことが指摘されている［冬木 2008］。

現実の父親の育児は現在でも大きく変化していないとの指摘もなされている［木脇 2012：9］。序章でみた育児時間や育児休業取得率の男女差にも表されるように、父親の育児が文句なしに受け入れられているという状況にはなく、実態面でも母親に比べると父親の育児行動は未だ低い状況にあるといえる［石井クンツ 2013：53］。

以上のように、特に 1980 年代以降、フェミニズムや近代家族論の影響を受けて、第一に、母親を育児問題の要因としてではなく、育児問題を体現する主体として位置づける研究が登場し、第二に、父親研究をはじめとして「親＝母親」という前提が見直されるようになり、第三に、現代家族の育児は家族内だけでは遂行困難という認識のもとに、育児問題を家族内にとどまらない人間関係網の問題として捉え、育児を支えるネットワーク構造に着目した研究がみられるようになった［山根[2000]2006：55-6］。育児不安研究をはじめとして、子育ての担い手及び規範における「母親中心主義」が相対化されたことにより、育児ネットワークなど、子育てをめぐる家族内・外の社会的ネットワークに焦点が当てられるようになると同時に、近代家族に典型的なジェンダー分業型の子育てのあり方を批判する研究が発展し、「今日に至る積み重ねの中で、育児『問題』の要因を見る視点を、母親個人から育児をめぐる社会関係、社会制度にまで拡大するうえで大きな貢献を果たし」てきた［同書：53,64］。

1-4　「子育ての社会化」の論点

他方で、家族主義批判の研究においても、従来「私的なこと」とみなされてきた子育てへの社会的支援を論じる土台が築かれ、子育て支援の必要性と妥当性が提示されていった［藤間 2014：4-5］。近年の日本の家族社会学では、多様なパースペクティブから「子育ての社会化」論が展開されているが[26]、「ケアの社会化研究の念頭には常に脱家族化の達成があった」こと、また「子育ての脱家族化に関する研究においても、『社会化』と『脱家族化』とは互換的に用いられるケースが非常に多く、同様のことがいえる」という理由から、藤間［2014］は「子育ての脱家族化」と「子育ての社会化」をめぐる議論を統合的に整理し

[26] 例えば国際比較の視点から「育児の社会化」及び育児における「ジェンダー平等化」の指標として、公的な保育サービスのほか、児童手当や育児休業制度といった子育て支援施策への着目がみられる［船橋 2005］。さらに、質的・量的調査に基づく「子育ての社会化」研究では、家庭的保育（保育ママ）［相馬 2004；松木 2009］やファミリー・サポート・センターによる預かり型支援［井上 2013］などの子育て支援の実践・利用をめぐる議論のほか、児童養護施設［藤間 2017］や里親制度［安藤 2017］など社会的養護の視点からの議論も展開されている。

ている。それによれば、家族主義批判の系譜として福祉レジーム論とケアの社会学という2つの位相から展開されている「子育ての社会化」論[27]は、子育てを社会全体で分担することで日本社会の家族主義の問題の超克を図ろうとするものであり、ケアラーである親の経済的、身体的、精神的な負担を軽減することで、家族が子どもを生み育てやすい社会の構築を目指すものとして理解されている［藤間 2014：8］。そこでは日本の家族主義的な福祉体制が問題化され、また脱家族化の取組みの中に規範レベルで家族主義が再生産されているという指摘がなされてきた。

阪井ほか［2012］によれば、「『私事化』や『私秘化』（privatization）という用語は、それまでの研究においては家族への自閉的傾向・逃避的傾向を示す意味で使われる傾向が強かったのに対し、近代家族論においては、ケア役割が『私的領域＝家族』に集約されていく事態を指す用語として用いられていくようにな」ったとされる[28]［同書：166］。「子育ての社会化」を含め、「ケアの社会化」論は概ね「家族」領域にあるとされるケアを政策的あるいは社会的な支援施策やサービスにより「家族」外の領域へと移行していく議論として展開されてきた。言い換えれば、「家族がその成員の福祉に対して最大限の責任をもつべきだという前提」に立つ社会福祉体制（福祉レジーム）としての「家族主義」［Esping-Andersen 1999=2000：51］に批判が向けられ、子育てや介護といったケアの「脱家族化」（defamilization）をめぐる議論が展開されてきた[29]［坂井ほか 2012：167］。

そして「子育ての社会化」は、「子育ての責任を部分的にではあれ家族の外にあるより広範な『社会』へと移行しようとする、家族責任の外部化・共同化」［松木 2013：32-3］として論じられ、孤立した家族から子育てをいかに外へ出していくかといった「外部化」と、

27 「子育ての社会化」論のマクロ的視角である福祉レジーム論においては、エスピン＝アンデルセンによる福祉国家の比較類型論を嚆矢として、労働力の「脱商品化」、「脱家族化」、「家族主義」といった概念が導出されるとともに、日本社会の家族主義的福祉レジームの構造的・歴史的特徴が明らかにされてきた。一方、ミクロ的視角であるケアの社会学研究においては、後でも見るように脱家族化の取り組みのなかに規範レベルでの家族主義が再生産されていることが、理論的、実証的に示され、日本社会における家族主義の問題と脱家族化の必要性が浮き彫りにされてきた［藤間 2014：6］。

28 社会学において「私事化」は、英語の privatization を指す用語として多用されているが、privatization は、この他にも「私化」［荒川 1991 など］や「私秘化」［森岡 1983 など］といった訳語で論じられてきたこともあり、その理論的系譜は、社会意識論や大衆社会論、現象学的アプローチ等々、様々な流れをもつため、その総括は容易なことではない［磯田・清水 1991：17］。家族社会学の領域に限ってみても、「私事化」概念は「個別化」や「個人化」といった類似の概念とともに議論され、これまでにも概念整理の試みがなされてきた［清水 2001；磯田・香月 2008］。

29 近代家族論における「家族主義」批判は、子どもや老親へのケア役割や成員への親密性の供給役割、快適な居住を確保する役割といった役割や責任が家族に集約され、「家族のみが果たすこと」に対する批判として展開されていった［阪井ほか 2012：166-7］。

いかにして子育てを社会全体で支持していく可能性を考えるかという「共同化」の二つの局面に焦点が当てられ論じられてきた[30]［相馬 2011：5］。子育てや介護といった「ケアの社会化」は、「家族」領域にあるとされるケアの労働供給や費用負担、意思決定・管理の責任を「家族」外部の領域へ何らかの形で移行し、「国家」「市場」「コミュニティ」などの福祉供給領域における多様な子育て支援主体とともに分有することを意味する言葉として使用されている[31]。特に、「コミュニティ」「協セクター」「地域」といった用語で表される領域については、例えば後藤［2012］が地縁型と市民型を区別しているように、近隣関係や住民組織など地縁的な関係性と、NPO などに代表される市民社会的な関係性、あるいはその両者の特徴を併せ持つ関係性などが想定されている。今日では、国家による法制度と財源補助を基盤に市場やコミュニティによる子育て支援が実施されることも多いが、「子育ての場合、家族が機能していれば官、民、協の役割が不要なのではなく、（略）近代家族そのものが子育て機能を衰退せざるを得ないために、社会的機能を必要とするのである」［牧野 2009：14］との指摘にあるように、「家族」以外の領域を構成する多様なアクターが保育・子育て支援に携わる形で「子育ての社会化」が進展しているといえる。

井上ら［2008］は、「親、専門職、地域住民との協同によって子育ての社会化を推しすすめることが求められている」として、公的な子育て支援施策の中でも地域子育て支援センターの機能に着目し、子育て親子を軸とした「地域における子育て協同」の可能性を事例調査から検討している［同書：112］。ここでは、「子育ての社会化」を「あらゆる親の子育

[30] 例えば元木［2011］は、育児不安や子ども虐待などの現代社会の子育て困難が子育ての孤立と深く結びついていること、そして、近代家族では子どもを育てる責任が家族内部の親に集中し、その結果家族の外部にその責任が問われることがないため、子育てが孤立する傾向にあることを指摘した上で、子育ての孤立を防いで子育て困難に対処していくためには、「家族の外部も子どもを育てる責任を分担し、家族とその外部が子どもを育てる責任を共有する子育ての共同化をはかっていく」ことが必要であると主張している［同書：90］。

[31] 1970 年代に布施［1974］は、「家事・育児の社会化」という概念について、「それは一般的には、従来、家庭内において、主として妻＝母の手によってになわれてきた家事・育児に関わる労働＝私的労役の遂行が、社会的諸施設・社会的産業によって遂行されるかたちに移行される形態を指す」［同書：30］との定義を示した上で、資本主義社会における「社会化」は、「私的企業による『商品』および『サービス』の販売にゆだねられる領域と、自助的・半公的・公的機関による社会化の二種類の異なる内容をふくんでいる」［同書：30］と指摘している。ここに示される「公的機関」「私的企業」「半公的（機関）」「自助的（機関）」は、近年の福祉レジーム論あるいは「ケアの社会化」論における議論で言えば、上野が福祉多元社会におけるケアのサービス供給、責任、費用の分配モデルとして提示している「官」「民」「協」「私」［上野 2011］や、アジア地域の福祉レジーム類型論において落合［2013］が「ケアダイアモンド」概念の 4 部門として提起している「国家」「市場」「家族（親族）」「コミュニティ」などの福祉供給の領域分類と一致する。また、後藤［2012］は、育児及び介護を「生命再生産労働」と定義し 、この担い手の所属する領域とそこで遂行される生命再生産労働を「家族／家事労働」「地域／地域労働（①地縁型、②市民型）」「行政／公務労働」「企業／企業労働」と命名している。

て、生活課題の解決のために社会的資源が活用できる状態」とみなした上で、それには「行政が施設の設置・運営、専門職の配置を総合的に実施する『公共化』、住民が親の子育て観を理解しながら協働する『共同化』という 2 つのプロセスが必要」であると指摘されている。そして、親責任を公的に規定する「子育ての個別化」の方向ではなく、親を「地域でともに子育てをする担い手」として位置づけ、親のみに負わされつつある育児を地域の実態に合わせ行政・専門職や住民と共同化する視点の必要性が強調されている[32]［井上ほか 2006：113,5］。また元木［2011］も、「家族の外部も子育ての責任を分担し、子育ての共同化を目指すことが、子育てを孤立させないために重要」であると指摘している。そして、実際にそうした状況を意図的につくり出し、親たちが経験することを通して、「子育ての共同化を進めるうえで、子育てが多くの人びととの協力やサポートによって支えられているのだとの認識が生まれ、人びとが、ひいては社会全体でたれもが子どもを育てるうえで周囲の協力やサポートを必要としているのだと自覚するに至ることが大きなポイントになる」「同書：92」との認識を示している。

ただし、従来の保育政策は「家族の育児責任を基本に据えるものであって、主として親の就労等によって発生するケア・ニーズの充足に向けて強力な家族支援を進めてきた」とし、結果的に子育ての家族責任を支持することに繋がるとの指摘もみられる［庄司 2013：14］。すなわち、「子育ての社会化」の中でみられる「家族責任」の強調、ケアの「再家族化」の問題が指摘されている[33]。特に在宅子育て家庭に焦点を当てた子育て支援は、「男女平等の追求を中心に据えたサービスではないため、基本的には母親支援、つまり母親によりよい役割を果たさせるための支援とならざるをえない」［同書：14］として、「子育ての

[32] 親を「育児の自己責任の担い手」として位置づけた支援施設（子育て支援センター）では、職員は親に対して育児の役割や責任について意識啓発を促すようなかかわりをし、職員の専門性は保育や保健、福祉などそれぞれの分野で個別的に発揮され、親と住民の関係は親の自己責任を補完ないし監視するようコーディネートされてしまうという。その結果、支援施設の機能は「子育ての個別化」に止められてしまう。一方、親を「地域子育ての担い手」として位置づける支援施設では、職員は親の仲間づくりをコーディネートするよう関わり、職員はそれぞれの専門分野の枠を超えて親の抱える子育て困難の解決に向けて協働し、親と住民がお互いの子育て観を理解し合い地域子育てを協働で進められるようコーディネートするため、結果として支援施設は「子育ての社会化（公共化+共同化）」を促進させるものになると考えられている。このように、子育て支援の担い手の専門性によって子育ての公共化が、親と住民の関係のコーディネートによって子育ての共同化が担われるとされる［井上ほか 2008：115］。

[33] 例えば「介護の社会化」に関しては、介護保険制度導入時の理念が形骸化し、本来「必要」を意味するはずの「ニーズ」は利用者と家族自身が自助努力により解決すべき「課題」として位置づけられ、サービス提供の目的が家族介護の後方支援へとすり替えられて高齢者介護における家族責任が以前にも増して厳しく問われているといった、「介護の再家族化」の問題が指摘されている［藤崎 2009：42,51］。

社会化」施策は子育ての家族責任とともに女性責任を強化してしまうという問題指摘もなされている。例えば相馬［2004］は、「子育ての社会化」の事例としての「保育ママ制度」において、これまで家庭内で女性によって無償で担われていた子育てが有償化されながらも女性役割としてより明瞭に「ジェンダー化」されることや、「〈脱〉家庭化」された子育てが「〈再〉家庭化」される状況を指摘している[34]。

また、日本の家族体系は、小家族化や核家族化といった構造的変化に伴い、機能的にも変化してきているが、家族内の高齢者の介護や扶養と比べても、子どもの養育責任については、現在のところ、制度上でも意識の上でも、第一義的に家族にあり、それを前提として、家族外の多様な〈領域〉主体によって様々な子育て支援が展開されている状況にある[35]。このため、家庭内における男女による共同育児をめぐる議論でも、それが子育ての「家庭化」や「家族責任化」を強調する側面と持つという意味で、「家族集団主義とも言うべき、近代家族の『父―母―子』のエディプスの三角形を支持する議論にも通じる」という点に対する警鐘もみられる［宮坂 1999：43］。つまり、家族内部における「子育ての脱ジェンダー化」の推進は、母親だけでなく父親の子育て役割を強調する意味で「家族による子育て」を強調する側面を有しており、必ずしも「子育ての社会化」、「脱家族化」と方向性が一致しているわけではないという指摘もなされてきた。

1-5　子育て規範の二重化状況と解釈実践

子育てを社会的に分担する「子育ての社会化」が唱えられながらも、子育ての第一義的責任は家族にあるという前提が強調される「再家族化」がみられる中で、子育て支援の現場では「相反する規範的論理の二重化」という状況が生じているとの指摘がなされている［松木 2013］。「保育ママ制度」「夜間保育」「子育てひろば」といった子育て支援の実践を対象に研究を行った松木［2013］によれば、「子育ての社会化」が現実化される中でも、子

[34] 前者については、保育ママ制度が「子育てを期に仕事をやめて専業主婦になり、自分の子どもを育て、その子どもが就学後以降になったら保育ママとして第三者の子どもを有償で育てる」制度であるという点から、後者については、「家庭」内の子育てを「社会化」する制度である保育ママ制度が、保育所などの「施設」保育との対比から「家庭的」で「よいもの」とみなされているという点から、このように指摘している［相馬 2004］。

[35] 実際に、子どもの養育と発達にとって、父親・母親が第一義的責任を有することは、国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」にも示され、共通に認識されているだけでなく［網野 1994：91］、2012 年に公布された子ども・子育て支援法の第二条において、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と明記されている。

育ての責任をなお家族へと帰属する論理が効力を失っておらず、子育てをめぐる「支援論」と家族主義あるいは「私事論」の二重規範が子育て支援の実践現場において支援者の「ジレンマ」を引き起こしているという[36]。そしてこのような「ジレンマ」を解消するために支援者は、家族に第一義的な育児責任を付与する前提に立って自分の職務を「親子を含めた家族を支援するもの」と位置づけるといった方策をとっているとされる［松木 2013］。

「相反する規範的論理の二重化」とその矛盾を回避するために支援者が行う規範の解釈変更は、子育て「支援論」と子育てを母親の責任とみなす母親規範（子育てのジェンダー規範）との間にもみられている。「専業母」も利用できる一時保育の一形態である「ファミリー・サポート事業」を対象とした井上［2013］の研究では、「母親の手によるケアがもっとも望ましい」とする近代的母親規範が根強くみられる中で、母親が「子どもをあずける」という当該規範からの「逸脱」とみなされる行為を支援する同事業において、子どもの「あずかり手」の間にこれらの規範論に由来する葛藤がみられることが明らかにされている[37]。また、それに対して、子どもを預かることは「子どものためによい」という論理や、「あずけ手」である母親と「立ち入らない関係」を形成するといった方策で、「預かり手」たちは葛藤を回避しているとされる［同書：143-84］。このように、子どもの「世話」というケア労働が「社会化」される保育・子育て支援の現場では、子育ての「再家族化」や「ジェンダー化（女性化）」の問題及び二重規範が、「子育ての社会化」の〈担い手〉である子育て支援者に「ジレンマ」や葛藤の問題を引き起こし、それに対処するための規範論理の解釈変更がみられることが指摘されてきた。

また、日本では「子どもへの献身と無私の愛情が、女性に備わった最も崇高な愛の象徴」、「母親なら子どもはかわいいはず」、「育児は女性の適性であり喜びである」といった考え方に代表される「母性観」が根強く残っているために、家族における他機能の外部化が進行する一方で育児機能の外部化は長らく遅れをとってきただけでなく、こうした母性観が「母親自身のサービス活用への躊躇」を生じさせてきたと指摘されている[38]［林 1998：99］。

[36] 例えばそれは支援者の、「自分が行う長時間保育などの過度なケアの提供は、子どもにとって、また子どもと家族の関係にとってよいものなのか」といった葛藤感としてみられる［松木 2013］。

[37] 具体的には、近代的母親役割を自己アイデンティティの拠り所としている「あずかり手」は、「無償で行われるべき」子どもの世話行為に「報酬を受け取る」ことに対する葛藤や、「専業母を支援しなければならない」という支援者としての役割規範と近代的母親規範を内面化した自己との間に葛藤を感じているという。

[38] 木脇［1994］が 1992 年に行った調査でも、9 割以上の母親は「子どもが小さいうちは子育てに専念すべき」と考え、一方ではリフレッシュや買い物等の「個人的な目的で子どもを預けるべきではない」としながらも、他方では「自分のための時間を持ちたい」と答えるとい

これに対し、上述の研究で井上［2013］は、子どもの「あずけ手」側である母親へのインタビューから、母親たちは近代的母親規範から子どもを預けることに抵抗感を持つが、「あずかり手」との相互作用を積み重ねる中で、身体的な負担が軽減され、他の家族員に対するケア役割が遂行しやすくなること、また「子どもにとって良い」影響があると利用を肯定的にみる認識をもつようになることを指摘している。一方でこうした変化は、「子どもをあずけたい」自己と「あずけるべきではない」という近代的母親規範の間のずれを大きくする。このため、母親たちは子どもをあずけることの「やむを得なさ」を強調し、支援利用の正当化を図ることで、葛藤に対処しているとされる［同書：198-221］。

このように昨今は、子育て支援の担い手にとどまらず、子育て支援の利用が、子育てに関わる規範に対する家族・親側の意識にもたらす影響や、それが引きおこす問題に対処する子育て当事者の規範解釈の実践についても注目され始めている。近代社会や近代家族の問題をめぐっては、規範の受け手との関係や、規範の構成要素相互の関係性や矛盾、当事者相互の間にみられる矛盾や葛藤といった側面から読み解く分析視点の重要性が提起されてきた［沢山 2013：14-5］。「社会化」の進展は「不可視化されてきたケアという活動を可視化するとともに、公私という社会的領域区分を再編する可能性を含意」する［木戸 2010：39, 159-160］という指摘は、ケアの行為主体である人々が規範をどのように受け止め、解釈しているか、また、子育て支援の諸施策をはじめとした様々な制度を実際にどのように利用しているか、そして、そうした規範と人々との相互行為の繰り返しの中で、人々はいかにして社会の仕組みとしての制度と規範を変化させてきたかという点にも関心を向ける。

以上のように、近年の「子育ての社会化」論あるいは家族支援をめぐる議論においては、子育て支援が実際に執り行われる現場、すなわち子育てが家庭内から「外部化」され、家族あるいは親以外の社会的主体が子育てに関与する「共同化」の可能性が開かれた先で、いかなる事態が起こり、これらの「子育ての社会化」の主体・担い手・場がいかなる機能を果たし、それが利用者・支援者双方にとってどのような意味を持つかといったことが問われている［相馬 2011］。そして、先行研究では、「『子育ての社会化』の先に生じている事態が、必ずしも、『脱家族化』『脱ジェンダー化』の方向へ向かっているとは限らない」

った、母親役割規範意識と自己実現欲求との間のコンフリクトの存在が明らかにされている［同書：23］。また、柏木［2010］は、保育所を利用する母親や常勤の母親と比べて、幼稚園を利用する母親や専業主婦の母親の方が「乳幼児を保育園に預けること」に対して罪悪感や懸念といった否定的感情が強いことの背景として、「子どもが 3 歳くらいまでは母親がいつも一緒にいた方がいい」といった、「三歳児神話」に典型的に示されるような育児を母親・女性の責任とみるジェンダー観があることを指摘している［同書：170-5］。

こと、むしろそれが子育ての「『家族化』『ジェンダー化』の構造を再編成していくことにつながっている」［相馬 2004：42-3］ことが明らかにされてきた。つまり、家族以外の多様な主体が子育てに関わること議論し実践する「子育ての社会化」は、逆説的に子育てにおける家族・親の責任を顕在化させ、それをより明確に定義づけ、強調する方向に作用する可能性が指摘されてきた。また、そのような相反する潮流の併存状況の中で生じる、子育ての担い手や社会関係の変化と、子育て規範の解釈実践や規範意識の変容に関心が向けられてきた。

1-6　「子育ての私事化／社会化」の概念構成と本研究の視点

図 1-1 では、上記で概観した先行研究をふまえて、子育ての私事化／社会化の概念構成と論点を整理した。

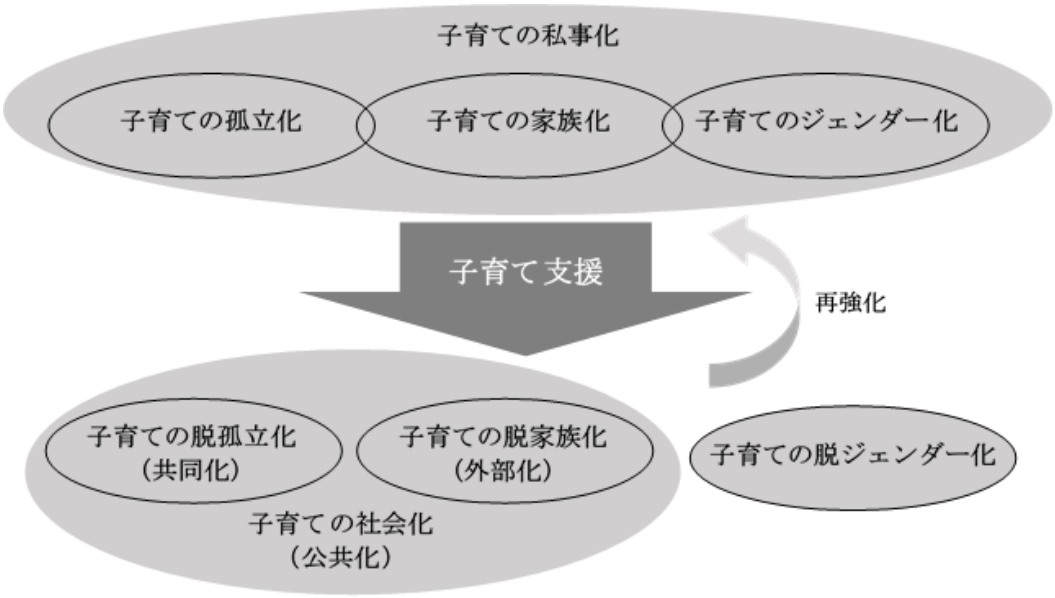


図 1-1　子育ての私事化／社会化の概念と連関図

1-2 節でみたように、近代家族論に基づき「子育ての私事化」概念を整理するとすれば、それは理念上、「子育ての家族化」「子育ての孤立化」「子育てのジェンダー化」が複合された概念であると捉えられる。すなわち第一に、子育ての私事化には、子育てを家族の情緒性・親密性を体現する私的空間としての家庭の中心的機能として位置づけ、また子育ての責任を子どもに対する親の愛情と結びつけて家族（親の自己）責任化する「子育ての家族化」という側面が含まれている。また第二に、家族成員間の凝集性と家族外部からの閉鎖

性・私秘性により社会的に孤立した家庭内で子育てが家族（親）中心で個別的に遂行される「子育ての孤立化」も子育ての私事化の一側面である。そして第三に、母性愛イデオロギーにより子育ての責任を子どもに対する「母性愛」と規範的に結び付け、子どもの世話や教育の実際的な担い手を女性（母親）役割として配分する「子育てのジェンダー化」という側面を有する。以下本論文では、これらの「子育ての家族化」「子育ての孤立化」「子育てのジェンダー化」の 3 要素が渾然一体となって生じる変化（過程）及びその状態（結果）を意味する概念として「子育ての私事化」を論じる。

他方、1-3 節で概観したように、近代家族論やフェミニズム研究の影響を受けて発展した育児不安研究や育児ネットワーク研究では、「私事化された子育て」の基盤となっていた「母性愛」規範や「母子中心」の養育関係を相対化する研究成果が蓄積されてきた。これを受けて、一方では「男性のケアラー化」や「男女の共同育児化」など、子育てにおける女性役割や母性の強調といった「子育てのジェンダー化」から脱却する方向性、すなわち「子育ての脱ジェンダー化」を目指した子育て研究が展開されてきた。また他方では、家族主義批判や福祉レジーム論、ケアの社会学などにおいて、子育ても包摂した概念である「ケアの社会化」をめぐるマクロレベル・ミクロレベルの議論が展開されてきた。そこでは、孤立した家庭内で家族が担う子育てを、家族外の担い手や家庭外の場所に「外部化」し、親に集中した子育ての責任や役割遂行を家族外部の多様な主体と「共同化」することで、社会全体で子育ての役割や責任を分有することを目指す「子育ての社会化（公共化）」としての子育て支援の必要性と妥当性をめぐる議論の土台が築かれていった。つまり、子育て支援に関わる研究領域では、「子育ての脱ジェンダー化」や「子育ての社会化」により、近代家族的な私事化された子育てからの脱却・転換が論じられ、それを具現化する具体的な「子育て支援」の諸施策をめぐる議論が展開されてきた。

ただし、1-4 節及び 1-5 節で見たように、近年の日本における「子育ての社会化」論では、子育て支援が実際には家族支援・母親支援として機能している点や、家族外部で女性の有償労働により担われている点、また保育所等の「施設」と対比から「家庭」という場の価値が強調されるといった意味において、「子育ての社会化」が子育ての家族責任や女性責任、「家庭」重視を逆説的に強化する子育ての「再家族化（再家庭化）」や「再ジェンダー化」の問題も指摘されてきた。そして、このような子育てをめぐる「私事化」の論理（私事論）と「社会化」の論理（支援論）という 2 つの社会規範が交錯する「規範の二重化」の中で、子育て及び子育て支援の当事者たちが抱える葛藤・ジレンマと、それを解消・回

避する規範解釈の実践が明らかにされてきた。また、子育て支援とその制度・利用の拡大の中で生じる子育て家庭の孤立化、個別化といった、子育ての私事性の強化に関する問題指摘もなされてきた。親が抱え込んでいる子育てを家族外の担い手にも外部化し、なおかつ支援に対する親の依存性や受動性を高めずに、子育てが親だけでなく多くの人びととの関係性の中で営まれるものであるという認識の共有のもとに、子どものケアの労働・費用負担・責任が家族とその他の専門職や行政、地域住民などの多様な社会的主体の間に配分され共同化される形で、「子育ての社会化」を進めていくことの重要性が論じられている。

制度及び規範レベルで「子育ての私事化」と「子育ての社会化」という 2 つの趨勢がみられるとされる現代日本において、「子育ての社会化」施策によって、「私事化」した子育てはどのように「社会化」されているのか、また、そこにはどのような課題がみられるのか。上記の概念整理と論点をふまえ、次の第二章では、家族や子育て、保育に関わる政策や制度の変遷に着目し、子育ての責任（社会規範と当事者の規範意識）と担い手（社会的支援主体と当事者の育児ネットワーク）の変化の側面から子育ての歴史的変動を把握する。そして、第三章以降では、現代都市で実施した社会調査データに基づき、保育所等の専門機関や NPO・地域住民などの多様な主体により提供される「子育ての社会化」施策としての地域子育て支援の利用実態や利用効果、課題や問題点について考察していく。

第二章　「子育ての私事化／社会化」の歴史的展開

本章では、「子育ての私事化／社会化」の現状を考察するための前段階として、日本における「子育ての私事化／社会化」の歴史的な文脈について、先行研究をもとに整理する。

2-1　近代化と子育て

第一章でみたように、日本の家族・ケアの社会学研究では、「近代家族」は共同体的な分担のもとで行われていたケア（育児・介護等）が家族の内部に封じ込まれ、すなわち「私事化」されたことによって成立したとされ、またケアの脱私事化に伴って近代家族も終焉するものと理解されてきた。つまり、「近代家族」の盛衰と「子育ての私事化／社会化」には密接な関連があると考えられている。多世代家族や多様な階層関係、近隣関係の中で、両親に限らず拡大的で多面的に営まれる育児は「複層的育児」［網野 1994］とも呼ばれるが、近代化に伴う都市化や工業化、また母性観や家族制度、親子関係の変化や核家族化の推移は、「育児の単相化（単層的育児）」をもたらし、子どもの養育は両親、特に母親による限定的で一面的な営みになっていったと指摘されている[39]［同書：94］。母親が子どもの養育を独占的に担う位置を占めるようになったことは、①養育機能の家族外社会からの剝奪、②家族内部における母親以外の養育役割の担い手の喪失、③成人女性の母親役割への囲い込み、といった 3 つの意味[40]の複合として理解される［渡辺 1997：25］。これら①から③の変化は第一章で提示した「子育ての私事化」の 3 側面（子育ての「家族化」「孤立化」「ジェンダー化」）に対応する。

家族史研究を含む近代家族論では、日本における近代家族は、明治末から大正期に誕生し、高度経済成長期に興隆したとされる[41]。一方、1970 年代以降の家族の変容と多様化、

[39] これに対し、「養親」や「継親」「里親」「実親」「擬似親」などの言葉の存在からもうかがい知れるように、古来、日本では〈親〉は多様に想定され、「親という立場にしろ、子どもという立場にしろ、同時に複数担いうるし、また複数の相手と親子関係を取り結びうる」ものであったとされる［渡辺 1999］。

[40] より具体的には、①共同体に埋没していた子どもの養育機能を家族が抱えこむようになったこと、②子どもの養育における祖母やオバなどの拡大家族成員の役割の減少と核家族の成員である父親（夫）の役割の喪失によって母子を囲む境界が現出したこと、③子育てに専念する女性（専業主婦）の登場に象徴されるように母親役割規範（母性）が肥大化すること、と説明されている。

[41] 例えば、宮坂［1999］は、「日本の近代は、育児から父親を排除し、母親のみに育児の役割を配当した点において特異な時代であった。明治末から大正期の新中間層における近代家族の誕生は、子ども中心主義とともに母性愛に満ちあふれた『教育する』母親像を創出した。その後戦後の高度経済成長期にこの母親像が大衆化し、1970 年代に母性神話の隆盛期を迎え、父親の家庭からの疎外が徹底した」［同書：40］と指摘している。

さらに近年の介護の社会化や子育て支援の動向は、ケアを私事化した近代家族の限界と、「ケアの社会化」の拡大として把握される。目黒［1999］によれば、家族変動の分析においては、法律における家族の定義や国民の意識にある「望ましい」あるいは「典型的な」「普通の」家族の姿として表現される家族の「理念」型と、現実に観察される家族の姿を指す家族の「実態」の両レベルをみる必要がある［同書：4］。本章では、この家族変動の分析視点をふまえ、日本における「子育ての私事化／社会化」の歴史的変動を理念と実態の両レベルから把握する。家族史や保育史などをはじめとする歴史研究の知見に統計資料も加えながら、いささか大掴みではあるが、日本の前近代（江戸中後期）から、近代（明治期～第二次世界大戦期）、現代（戦後～高度経済成長期、低成長期～現在）[42]に至るまでの各時代における子育ての責任及び担い手をめぐる制度・施策や社会規範と、人々の規範意識や実際の子育ての担い手の状況を概観し、理念レベル及び実態レベルにおいて「子育ての私事化／社会化」がどのような変遷をたどってきたかを整理する。

2-2　前近代：共同体の中の子ども・子育て

日本では、江戸時代中後期に直系親族中心の小家族からなる「家」[43]が広く成立し、家業経営や先祖祭祀の主体である「家」を連ねていく存在としての「子ども」が強く意識されるとともに、「子宝」意識[44]が普遍化していったとされる［大藤[1996]2013：4-5］。子孫を残すことは親にとって自己の老後の生活保障や死後の供養保障のために不可欠とされたが、

[42] 布施［1993］によれば、日本の家族は、徳川幕藩体制下の前近代では封建社会における家族としての特徴をもち、明治以降、第二次世界大戦の敗戦時までの近代では半封建社会における家族としての特徴をもっていたとされる。それが〈近代家族〉の段階に移行したのは、第二次世界大戦後の制度的改革と 1955 年前後からのいわゆる高度経済成長期以降の産業基盤転換の影響を受けて、家族の形態や機能が変化してから以降のことであり、世界史及び日本史の流れに位置づけてみても「現代」の時期にあたる［同書：52-3］。すなわち、日本では明治維新後から第二次世界大戦までの「近代」において〈近代家族〉が登場したが、この近代と冠する家族が席巻するのは歴史的な時代区分でいえば、戦後以降の「現代」であることに留意されたい。このように欧米先進諸国と異なる、日本の近代化及び近代家族の形成段階は「半圧縮近代」と呼ばれる［落合 2013］。

[43] 近世徳川幕藩体制下においては、「家」を相続する男系の長子は「家名」とともに「家禄」と「家業」を相続した。このような単独相続制度の確立が、家父長に家族員支配の物的基盤を与え、「家」の存続繁栄という責任が家父長の家族員にたいする支配権を正当化した［布施 1993：61］。

[44] 江戸時代、人々は「子は宝」といい、胎児の時期から子どもの健やかな成長と安産を願って「帯祝い」や「胎教」も行われ、子どもが誕生すると近隣や親戚などを招いて奇数の夜ごとに「産養い」と呼ばれる祝宴を行い、母子の無事を祈るなど、子の誕生を地域ぐるみで喜び、祝い、大切に育てようとしたとされる［中江 2007：14,26］。また「七歳までは神のうち」という諺に示されるように、幼児死亡率が高かった当時、「箸初め」や「初誕生」、「七五三」など節目ごとに子どもの成長を祝う生育儀礼が盛んに行われた［同書：37-9,54-67］。

それだけではなく、「家」の跡継ぎの男子をもうけ[45]、「家」の継承者としてふさわしい人格・能力を備えた人間に育て上げることが、先祖に対する「孝行」として要請される責務となった［大藤[1996]2013：6］。ただし近世の日本では、武家の跡取りは家格相応の役人として一人前に勤め、禄を得ることができるよう早くから厳しい教育が施された一方で、農民の子どもは幼いころから親の仕事を手伝い、村の子ども集団に参加して共同体の一員としての役割を担うといったように、子どもは階層化された封建社会の一員として位置づけられていた［河原 1998：7］。

農民家族では、働くことと育てることは切り離しがたく結びついており、子どもの「愛育」は「家」の存続を保障するものとして、働く父母に負わされていたとされるが［沢山 2013：41］、本家分家関係の規制のみならず、村共同体の影響力が子育ても含めた生活全般に及んでいた。太田［2010］によれば、村請制度があった近世農村社会では、村はそれぞれの「家」が租税負担の義務を全うできるように、極貧の農家や多産多子の農家へ養育料を支給して小農の「家」の継承に関与し、懐妊出産管理によって少子化の食い止めを図るなど、村の統治との関係から互助的な支援が行なわれていたとされる。また、村では祭礼に関わって組織された子ども組や若者組などの年齢階梯組織が村のしきたりや規範を教えて子どもの社会化の役割を担っていた［同書：79］。このように、子どもは「家の子」であると同時に「村の子」であり、村も子どもを仕事と行儀作法の両面で一人前の村人に育て上げるべく、村内の子どもの産育・教育に関与し、それぞれの家における「しつけ」も常に村を意識してなされていたとされる［大藤[1996]2013：9,15-6］。

一方、江戸末期の下流武士の日記から当時の子育ての実態を分析した真下［[1990]2013］によれば、職住が近接していた近世都市の武家の小家族においても、子どもの出生前から近隣の人びとが子育てに多く関与していた[46]。武家や大店などの裕福な家ではわざわざ母親の乳を止めて「乳母」を雇い子どもの世話をさせることもあった一方、その日暮らしの貧しい家では母親が自分で育てるか、乳の多い女性を探して「もらい乳」で育てることも

[45] ただし、跡継ぎは必ずしも実子や男子に限らなかった。

[46] 例えば、近隣の女性たちはお産を執り行い、生まれた子どもや産婦の世話をするだけでなく、子どもに初めて「乳付け」（授乳）をするのも生母ではなく「乳親」であったとされる［真下[1990]2013］。「乳親」は同じ頃に出産し既に授乳中の女性に頼んだとされ、子どもが男児の場合は女児を持つ母親に、女児の場合はその逆にするのがしきたりで、そうすることによって子は丈夫に育ち、縁組が早くなると信じられていた。生母以外の女性が乳を与えるという風習は古く、奈良時代の『古事記』や『日本書紀』の神話にも登場する［中江 2007：25-6,31］。日本では平安時代に貴族階層に登場したとされる「乳母」は、鎌倉時代には武士層、江戸時代には富裕な庶民層の子育てでもみられるようになった［柴崎・安齊 2005：40］。

珍しいことではなかった［中江 2007：32-4］。また、江戸中期から貧しい家では口減らしのために女児が大店などに奉公に出され、赤ん坊の面倒みる「子守」として子育ての担い手となっていた［同書：35-7］。このように、子どもの世話の直接の担い手は母親だけでなく、祖母、年長のきょうだい、子守、そして近隣も含めて女性が多かったとされるが、江戸時代の下流武士の家では、父親も子育てに携っていたことも指摘されている[47]。

また、江戸時代には子育てについて論じる家訓書や教訓書が多数書かれ、印刷技術の発達に伴って多くの書物が世に出されるようになると体系的な育児書も誕生し［柴崎・安齊 2005：72-3］、中･下層の武家においては、こうした書物が読まれていた。それらの多くは儒者や小児科医､庶民教化師の男性たちが男性読者に向けて書いたものであり［太田 1994：i］、育児・教育の責任は、家の最高責任者としての男性､「理性をもった父親」に帰属するものとみなされていた［大藤[1996]2013：4］。ただし、子どもが幼いうちは、男女の区別なく世話やしつけをするのは母親の役目であり、少し成長すると、跡継ぎの男児の教育は父親、女児のしつけは母親というように男女で異なる社会化がおこなわれていたとされる[48]［中江 2007：159-60］。江戸後期には農村でも寺子屋[49]や郷学が作られるようになり、そこで読み書きの初歩を習うこともあったが、それらは労働のなかで親たちから教えられる知識知と区別されるものではなく、子どもたちは封建的区分のなかで、所属する階層や男女の別に応じて、それにふさわしい大人となるようしつけられた［河原 1998：7-8］。また子どもの遊びに教育的効果を認める意識も芽生えはじめ、子ども向けの絵草紙や赤本が普及した一方、幕藩権力は教育的観点や社会秩序維持の観点から、子どもの遊びの統制にも乗り出していた[50]［大藤[1996]2013：4］。

47 例えば、子どもたちは日常的に父親の勤務する役所を訪ね、母親がお産や病気の際には頻繁に父親とともに役所に寝泊りすることもあったとされ、年長の女児などは年下のきょうだいの子守にあたっていた［真下[1990]2013］。

48 中江［2007］によれば、例えば、男児は 6、7 歳になると武芸とともに読み書きや漢籍を学んだが、大名家や上級旗本では家庭教師（侍講）が、一般的の武家では父親が男児の教育にあたった一方、女児の場合は、6、7 歳ごろから母親により読み書き程度の教育と礼儀作法がしつけられ、11、12 歳ごろになると、礼法や作法、琴、生け花、茶の湯などの師匠のもとでさらに厳しくしつけられた［同書：198-9,205］。小売商人や職人などの庶民の家でも、経済力が向上するにつれて、女児にも花嫁修業として寺子屋 に通わせるようになり、都市の子どもたちは 5～8 歳ごろに入門して「読み、書き、そろばん」を習うなどしていた［同書：144-5,164］。このため、江戸市中では識字率は男女ともに 70～80%、武士階級ではほぼ 100%に達するなどヨーロッパ諸国と比べても高い水準であった［同書：144-5,164］。

49 日本では慶長年間（1596～1616）の末ごろに寺子屋がつくられはじめるが、特に経済活動が活発化し庶民の間でも教育熱が高まりはじめた文化・文政年間（1804～29 年）以降、寺子屋が急増し､幕末期には 1500 校を数えるほど存在していたとされる［中江 2007:144-5］。

50 領国経営に官僚的な能力をもつ人材が必要とされるようになり［中江 2007：210-1］、18 世紀以降は、藩士教育を目的に全国的に藩校が設置され、私事として展開され始めていた武家の子弟教育に幕藩権力が関与し始めていた［太田 1994：172-3］。

このように「家」の存続が社会・国家の存続の基礎ともなっていた近世社会では、「家」を継承する人的資源としての子どもの養育は、村落共同体に限らず、幕府や藩を含めた全体社会的な関心事にもなっていた［同書：3］。一方、人々の間では、江戸中後期から「子宝」意識と表裏一体で「家」の再生産に必要な範囲内に家族員数・産児数を人為的に調整する家族計画意識が芽生え、堕胎や間引き、捨て子によって出生抑制が行われていた［大藤[1996]2013；太田[1998]2013］。このため、享保期以降の全国的な人口の停滞や減少に際しては、農村人口を確保するため各藩は藩内の妊婦を調べ、出産に村役人や五人組を立ち合せるなどして、死産に名をかりた間引きや堕胎の取り締まりに乗り出し、全国的に子どもの死に対する寺や行政の監理が厳しくなった 19 世紀初頭には、仙台藩で赤子養育制度も導入された［太田 1994］。近世末には、人口減少に悩む諸藩・幕領が人口増加政策の一環として、家族と産育の統制を図り、懐妊・出産取締り、堕胎・間引きに対する処罰、養育料を与える出産奨励、寺社・儒者なども動員しての教諭など、さまざまな関与が行われていた［沢山 2013：25］。

2-3　戦前：「子育ての私事化／社会化」の理念的萌芽

（1）養育における親責任の制度化と近代家族規範の登場

近代国民国家が創設される明治期になると、家父長制的な「家」制度[51]が成立した。明治政府は国民を掌握し、租税、兵役、教育制度を推進するために、戸籍[52]を編成したが、これにより「家」は統治機構として国の最末端単位として位置づけられ[53]、家父長＝戸主には、家族成員の婚姻や養子縁組、離籍・入籍の同意権や拒絶権などの諸権利[54]と引き換えに、

[51] 明治民法が規定した「家」制度の大きな特徴として、布施［1993］は、徳川時代の武士家族の家的家父長制度の特徴をなす家督制度の踏襲、戸籍法による「家」の把握と規制及びそれを基盤とした「家」制度の貫徹、男女不平等の容認、の 3 点を指摘している。特に 3 点目について、例えば日本では、古来、女性は終生生家の性を名乗り、婚姻により氏姓を改めないのが伝統となっており、1876（明治 9）年の内務省指令においても妻は生家の姓を名乗るべきとされていたが、明治 31 年の明治民法で一夫一婦制が確立され、夫婦同姓が法的に強要されることとなった［同書：56-9］。布施は、家父長の位座にある人に備わった個人的な権威にたいする恭順を基礎に支配－服従関係を形成するヨーロッパの家父長制を「個人的家父長制」と呼び、これに対して日本の武士家族の家父長の権威は、個人の権威というより、過去から未来へと続いていく「家」への恭順により家父長に付与されている権威であるという意味で「家的家父長制」であると指摘している［同書：62-3］。

[52] 明治政府は、戸籍の完備を通して徴兵徴税の単位として「家」を位置づけ、家父長に個々の家族員を国家目的に向けて掌握する義務を負わせることにより、富国強兵策を推進した［布施 1993：81］。

[53] 1871（明治 4）年に戸籍法が制定されると、近代国家の基礎単位としての「家」及び戸主を通じて家族が支配・把握されることとなり、国家による家族と国民の管理・統制が図られていった［沢山 2013：29-30］。

[54] 家父長＝戸主には、「家」の統率者及び財産の継承者としての地位が付与され、物質的基盤

家族員を扶養[55]、教育する義務が課せられた。その一方で村請制や五人組制度、連座制等の廃止で「勘当・久離」がなくなり、子どもの養育における地域や村の権限は少なくとも法的には消滅した［広井 1999］。他方で明治期における学校教育制度の成立は、子どもを学校という均質な空間に掬い取るとともに、「児童」という年齢カテゴリーに一括し、近代国家の国民、そして学校のなかで教育されるべき存在として制度的に位置付けた［河原 1998：8；沢山 2013：29］。これにより、親に子の「就学責任」という新たな養育責任が付与されるようになる。1879（明治 12）年の「教育令」では、子の就学責任は「父親」と「母親」が筆頭に負うものとなり、1898（明治 31）年の「明治民法」で子どもの教育が親固有の権限となると、養育における地域や親族そして戸主の関与が排除され［小山 2013］、法制度の上では、「子育て」は親の独占的・排他的な権限とみなされるようになった[56]。

また、明治期の日本では、独立維持、近代国家の建設・形成が当時の政府高官や啓蒙知識人にとっての最大の課題であり、このための大量の「質のよい」国民養成の必要性、つまり国家的観点から、女性が「母」として子どもの育児と家庭教育の担い手になることが期待されるようになった［小山 1991］。特に明治 30 年代に「遅れた」家庭教育の改善、「新しい」家庭教育像として登場してきた家庭教育論は、大正中期に再び盛んになるが、そこでは「母」の役割がより一段と強化され、新都市中間層を中心に家庭教育が広く受け入れられていった［同書：87］。こうして明治期以降、「良妻賢母」思想や、「家庭」や「母性」といった概念が登場し、それらが結び付いていくことによって、「家庭」における子どもの養育や教育が母親である女性の役割として意味づけられ、都市部に新しく出現し始めていた〈近代家族〉において具現化されていった。

明治中後期の学校制度の飛躍的な普及と就業構造の変化を背景に、特に日清戦以降は女中などの家事使用人が減少し、家族内部からの非親族の排除とプライバシー性といった〈近代家族〉の特徴をより明確にもつ家族が形成されつつあった。このような〈近代家族〉は、公私分離や性別役割分業などの特徴を持つ明治後期の都市部の中産階級の家族に現実的基

の承継を基礎に戸主権、親権、夫権を合わせ持った。

[55] 明治民法では、(1) 直系血族は互いに扶養の義務を負う、(2) 夫婦は互いに扶養の義務を負う、(3) 夫婦の一方と他の一方の直径尊属にしてその家にあるものは扶養の義務を負う、(4) 兄弟姉妹は扶養の義務を負う、(5) 戸主はその家族を扶養する義務を負う、など親族間における広範囲な扶養義務が規定されていた［布施 1993：82］。

[56] 既に 1874（明治 7）年には、後見制度において、地域共同体とともに親族集団の関与を排して「父と祖父」に「子」に対する専権的・排他的な地位が与えられるようになっていたが、親権が戸主権や後見制度に包摂されていた明治初期には、近親の影響力が強く、子育てにおける親の排他的優位性はなかったとされる［広井 1999］。

盤を有しながら、理想家族像として他の階層においても影響力を及ぼしていった［山本[1991]2013：264, 272］。20 世紀に入ると、資本主義の進行と都市化が進む中で、「家」の束縛からも共同体的規制からも解き放たれ、労働の場と分離した新都市中間層により性別役割分業型の核家族の「家庭」が形成されていった[57]［沢山 2013：36-8］。学歴社会が成立し、また学校教育の下請けとして家庭教育が位置付けられていったこの時期、学歴を生活向上の手段とせざるを得ない新都市中間層の〈近代家族〉では、母親が家庭教育の担い手となり、子どもを意図的・組織的な教育の対象とみなし、家庭を教育的な関心に基づいて合理的に編成しようとしていった［広田 1999：53］。

広田［1999］によれば、新都市中間層の教育意識には、2 つの大きな特徴があるとされる。1 つは、明確な性別役割分業を前提にして、親（特に母親）こそが子どもの意図的な教育の責任を負っているという意識であり、地域の近隣や親族のネットワークに人間形成をゆだねないという意味で、後述する当時の農村や都市下層の教育とは異なっていた一方、子守や女中などの家内使用人や祖父母・兄姉に子どもの世話をゆだねず、親（母親）が直接育児・教育に携るという意味で、それ以前の上流階級や豪農・豪商の家庭での教育とも異なっていたとされる[58]［同書：54］。もう 1 つの特徴は、「家庭と学校教育の同型化とも呼ぶべき点」であり、新中間層は学歴が子どもの将来に決定的に重要であることをよく自覚し、子どもの学力や進学に非常に強い関心を払うとともに、学校教育がかかげる「人間を作る」という教育方針を理解して、それに沿った家庭教育を行うべきだという意識を持っていたとされる［同書：54-7］。それは、「他の誰でもなく親こそが子供の教育の責任者であるという観念を持ち、子供を濃密な教育的視線の下で養育する、『教育する家族』の姿」であった［同書：70］。

このように、新都市中間層が形成した「家庭」は、地域共同体に対して閉ざされ、また世帯主の夫が働く職場とも切り離された空間であった。また、子どもの世話や教育といった「子育て」は、この閉鎖的な小空間である「家庭」の中心的役割として位置づけられ、

57 彼らはとりわけ第一次世界大戦後の産業化の進展と第三次産業従業者の増加のなかで、農村共同体から都市へ流入してきた農家の次、三男などが都市部で形成した中流家庭の核家族であり、官吏や教育関係者、銀行員、会社員、弁護士や医師など、中等以上の学歴や頭脳労働者、俸給所得者を特徴とし、1920（大正 9）年ごろには全国民の 7～8%を占めるようになっていた［河原 1998：84-85］。

58 その背景には、農村とは異なり、彼らと地域との関わりがきわめて薄く、彼らにとって地域は子どもに悪影響を与えかねない警戒すべき対象であったこと、また彼らは夫婦と子どもという核家族で暮し、祖父母と同居している場合でも夫の稼ぎで生計を立てる形を取っていたため、祖父母の発言力は小さかったこと、そして彼らは明治期の高級官吏のように書生や下女を同居させる余裕はなかったこと、などがあげられている［広田 1999：54-5］。

「我が子」「愛児」に対する密度の濃い営みとして意味づけられた「子育て」の担い手として、女性の母親役割が重要視されるようになる[59]［沢山 2013：48-9］。「母性」概念の登場により、子を育てる際に母親が払う犠牲心や愛情は「母心」や「母性の喜び」とみなされるようになるが、子育てや子どもの家庭教育に実際に専念できる、都市部に多数出現していた新都市中間層の専業主婦たちの間でこの価値観は受け入れられ、母子一体関係が「自明のこと」として強まっていった[60]［小山 1991：166］。一方、家庭の外で働く父親たちは子育ての表舞台から消えていき、祖父母や家庭教師、乳母などの家事使用人など親以外の子育ての担い手も排除されていった［小山 2013：502；沢山 2013：64,107］。

（2）貧困・労働問題と保育施設の誕生

ただし、このような〈近代家族〉は前述のように都市部で増えつつあったとはいえ、当時のごく限られた階層でみられたに過ぎず[61]、「同時代、妻と子どもの就労なくしては家計を維持できない地方農山漁村の民衆や都市の下層労働者の家族があった」とされる［沢山 2007：33］。余剰人口の流入により形成された貧民街が大きな社会問題となっていった明治期[62]の大都市の下層では、「狭い長屋の一室に数家族が同居していたり、父親がどこかへ行ってしまっていたり、母親は死んでいたり、あるいは両親ともに子供を置き去りにして消えたりなど、家族が離合集散を繰り返すのもめずらしくな」いというように「家族」という単位がもろく、親子関係すら簡単に消滅するような状況があり、失業や貧困や不良な生活環境などの問題が深刻な中に子どもがおかれていたとされる［広田 1999：42-4］。また都市部の庶民層でも、子どもをよりよく育てようとか、しつけに気をつけようといった意識は高くなかったとされる[63]。

59 外界に対する慰安の場としての「家庭」観と、大人とは異なった「無垢性」を求める子ども観が結びつけられ、安全な「家庭」の担い手としての母親に子どもの育児や家庭教育の役割が付与された［沢山 2013：39-40］。

60 「母性」が自然・先天的に女に備わったものとして認識されて身体的な母性機能と精神的な「母性の愛」とが堅く結ばれると、母親と子どもとの結びつきは「自然なもの」「当然のこと」としてより強固なものとなっていった［小山 1991：165-6］。

61 沢山［2007：33］によれば、1910～20 年に日本で登場したとされる「『給料生活者』と呼ばれたサラリーマンである夫と、主婦として生産労働から離れて家事、育児に専念する妻、そして健康と教育に配慮される子どもという彼らが形成しようとした近代家族＝「家庭」は、その後、人々の生活や子育てのモデル」となっていったが、こうした新中間層は「当時の全階層の六～七パーセント、東京市の有業人口の二一パーセントと、全体からすればごくわずか」であった。

62 1868（明治元）年に堕胎や間引きの禁止令が出された結果、江戸末期に 2700 万人程度であった人口は 1873（明治 6）年には 3300 万人、1892（明治 25）年には 4100 万人になるなど、日本の人口は急速に増加していた［柴崎・安斎 2005：152］。

63 やむを得ない事情もある中で、一家の収入に不相応なほどの小遣いを子どもに与え、内職で

農村部においても明治後半から昭和初年ごろまでは、「共同体の規範に拘束されず独自の目標や手段を選択しうるという意味での、独立した〈家庭教育〉は存在していなかった」とされる［同書：26］。村での共通したルールがしつけの基準となっており、しつけの担い手も、家族にとどまらず子供組・若者組のような同年齢集団や親戚・隣人など周囲の人を含めた大きなネットワークが、全体としてしつけや人間形成の機能を果たし[64]、「子供のしつけは親の責任だ」という観念も希薄であったとされる［同書：26-8］。一部の上層を除いて、耕地や生計の途が限られていた村の貧しい暮らしでは、労働―生産の問題こそが人々の中心的な関心事であり、子どものしつけや教育の問題は優先順位が高くなく[65]、乳幼児の世話は一人前の労働能力を持たない老人や年長児にまかせてしまうことも多かった［同：28］。また、女性も大切な働き手であった農村では、田畑で働く女性に変わって子どもの世話をする子守は欠かすことのできないものであった[66]［柴崎・安齊 2005：85-6］。

1873（明治 5）年には人身売買の禁止令が出されていたが［同書：152］、生活が厳しい家では、家の存続のために口減らしとして子どもは養子や奉公に、労働力が不要であれば出稼ぎにだされたり、借金を返すために売られたりと「親のために子供が犠牲になる社会」であった［広田 1999：28-9］。1881（明治 14）年以降、デフレーションによる米価の下落、高率の小作料負担、生産資材の需要や生活様式の資本主義化に伴う金銭支出の膨張などを背景に、困窮した自農作や自小作農、小作農の家族員は、副業や出稼ぎ、子ども、特に女子の賃労働者化や身売り等によって生活を守らざるを得なかった［布施 1993：75-8］。こうして近代工業化を支える低賃金・長時間労働の賃労働者が農民層の中から創出されていく。繊維産業をはじめとする軽工業から近代化が進むにつれて、明治 20 年代からは急速に増え始めた紡績工場で働く「女工」[67]が多く生み出され、明治 30 年代ごろからは「女工」

子どもが邪魔にならないよう家の外へ追い出したり、共働きで留守番をさせたりしていたとみられている［広田 1999：45］。

64 広田［1999］は「村のしつけ」について、「生活の中で自然に学んでいく」という意識的な配慮を伴わない人間形成のやり方がプラス面だけでなく、それがもたらす甘やかしや人間不信、非行、そこに組み込まれていた差別や抑圧性、共同体の正規メンバーからはみ出された者や丁稚・徒弟奉公や女中奉公に出された青少年が直面した低賃金労働での酷使や虐待といったマイナスの側面についても指摘している［同書：32-7］。

65 庶民の家では基本的生活習慣や行儀作法のしつけは上層で若干みられたに過ぎないが、「労働のしつけ」すなわち家業＝生産に直結した家の存続に関わる面では、親は子どもにきわめて厳しいしつけを行っていたとされる［広田 1999：31-2］。

66 例えば、6、7 歳から 12、13 歳までの少女（地方によっては少年も）を雇い、4、5 歳くらいまでの子どもを背中におんぶさせて世話をさせるという子守の習慣は、昭和初期までは日本のあちこちでみられていたとされる［柴崎・安齊 2005：85-6］。

67 このような軽工業の中心的担い手は家父長の命令のもとに一定期間、家計補助のために、人身売買的な雇用関係により働きに出た若い女子労働者であった［布施 1993：77-8］。

の確保のために、紡績工場や鉱業所、炭鉱等に託児所や幼稚園が開設されるようになる[68]［汐見ほか 2017：101-2］。この他にも子守学校[69]など、明治期には、労働の必要や貧困を理由に十分な育児ができない家庭の乳幼児を対象とした保育所の原型となる様々な保育施設が民間を中心に誕生した[70]［同書：92-4］。また、明治期に幼稚園に通ったのは上流・富裕家庭の子どもたちが多かったが[71]、都市部などではキリスト教の宣教師や運動家、保育者などによって貧しい家庭の子どもたちのための幼稚園も創設された[72]。農村部でも大正期なかば以降には農繁期託児所の必要が社会的に注目され、各地で拡がっていった[73]［同書：124-6］。

（3）子どもの養育への国家的関与の強化

日露戦争期（1904～5・明治 37～8 年）になると、働き手である父親の出征により貧困に陥った家族の救済を目的として、幼い子どもをもつ母親が働けるように戦時保育施設が各地につくられ、一部は戦後も継続された［汐見ほか 2017：131］。それらは、多くが母親

[68] これらの施設の設置目的は、夜勤明けの職工が昼間十分に眠れるようにすることであり、子どもの成長や学びを重視するというよりも、企業側や経営者が労働者である子どもの保護者の福利厚生のために設けた施設・制度であったといえ、「明治・大正期の鉱業が発展する過程で労働力が不足するなか、熟練工の育成、労働者の生産性向上、女性の就労支援、つまり仕事と家庭が両立できるような労働環境の整備の必要性からうまれてきた」ものであった［汐見ほか 2017：102-5,109-11］。

[69] 例えば、1890（明治 23）年に設立された私塾「新潟静修学校」の附属託児所は、子守学校から発展した保育施設であり、子守をしながら通う生徒が授業に集中できるよう、乳幼児を別室に集め、専任の女性保育者が保育を行ったことから始まったとされる。この私塾に通ってくるのは、生活が苦しい家庭の 10 歳前後の子どもたちであったが、こうした子守が連れてくる弟妹や奉公先の乳幼児を保育するだけでなく、仕事や家庭の都合で子どもを預けたいという要望が次第に高まり、ひとり親や工場労働、行商に出る保護者に代わって保育するようになったとされる［汐見ほか 2017：98-100］。当時、貧困家庭の子どもは 6,7 歳ごろから、弟妹やよその家庭の乳幼児の子守で学校に通えないという状況があり、1872（明治 5）年の学制公布から 10 年程経った 1883（明治 16）年でも、女子の小学校就学率は 35.5％と男子の 69.3％と比べても低かった。このため、明治 7～8 年頃から子守自身の教育をめざした子守学校の開設の動きが各地で始まり、明治 20 年代には 58 校、明治 30 年代には全国 30 県以上で 145 校が開校した。ただし、財政難や教員不足などの理由で、明治 40 年代には減り始め、昭和期にはほとんどなくなったとされる［同書：94-8］。

[70] ただし、江戸時代には農政学者として数多くの書を著した佐藤信淵（1769-1850）による「慈育館」や「遊児廠」など、乳幼児向けの集団保育施設が構想されていたことが知られている［柴崎・安齊 2005：93, 汐見ほか 2017：66-70］。

[71] 1876（明治 9）年には日本で最初の幼稚園と言われる東京女子師範学校附属幼稚園が開園し、その後「官」の主導で幼稚園が設立されていったが、当初は小学校の整備が大目的であったこともあり全国的な普及は進まなかった。しかしその後、1899（明治 32）年の「幼稚園保育及設備規定」の制定により、幼稚園は中上流層に適合する幼児教育施設として制度化され、1900（明治 32）年に 240 園だったものが、10 年後には 475 園と倍増するほどの量的拡大をみた［汐見ほか 2017：83-9,145］。

[72] 横浜の「横浜神奈川幼稚園」（1893・明治 26 年）、神戸の「善隣幼稚園」（1895・明治 28 年）、東京の「キングスレー館付設三崎町幼稚園」（1898・明治 31 年）、東京の「二葉幼稚園」（1900・明治 33 年）など［汐見ほか 2017：111-23］。

[73] 農村部の保育事業は、明治 15～23 年頃に鳥取県の筧雄平が行ったものが最初と言われる。

の働く授産施設に付置されたもので、保育施設として十分なものではなかったが、「戦争という国家目的のために、それまでまったく公的補助のなかった幼稚園とは別種の母親の労働のための保育施設が内務省の指導によりかなりの規模で実施された」ことが、この種の保育施設の必要性が認識され公的補助の対象となることにつながり[74]、大都市に限らず地方でも公立保育所[75]が設置されはじめた［同書：133, 138, 162-3］。米価の高騰が市民生活を逼迫し「米騒動」が全国で広がった 1918（大正 7）年以降は社会事業行政が推進されるようになり、大都市も含めた各市町村において公立保育所の設置が進み、さらに 1923（大正 12）年に発生した関東大震災では、保育を必要とする子どもが大量に生み出されたため、震災被害者救援のために多くの保育施設が新設されていった［同書：162, 169-70］。また、資本主義の発展にともなう女性労働者の増大と幼児保護の問題が切実化する中で、大正期には幼稚園をめぐってもその普及をめざして教育政策的見地と社会政策的見地に基づく制度的要求が喚起され、量質双方の拡大をみた[76]。

山村［2007］は、戦時体制下で国家が意図した子育ての論理の展開を、満州事変前年の 1930 年から文部省の施策として開始された「母の講座」[77]に着目して分析し、この講座について国家が「家庭教育の実質的担い手としての母の教育に本格的に乗り出した」ものであり、「国家が母を教育することで、学校教育とともに子女への影響を図り、最終的には『皇民練成』を掲げた国民学校との連携に繋げていくものだった」と指摘している［同書：47］。戦時色が強まる 1933～4 年頃からは、家庭教育における母の責任が強められるとともに、「父」不在時の家庭経営の責任も期待されるようになり、1938 年には「銃後の婦人」に一家の家計運営能力と、我が子を「忠良なる国民」として育てることを強く求めるようになる。そして太平洋戦争開戦後以降は、「国民学校」を相互協力して立派な「皇国民」を育て

74 日露戦争終結後、深刻な不況の中で、生活困窮者が増加し、労働争議が活発化した。こうした中で、内務省は 1907（明治 40）年度より、社会政策としての救済事業をすすめるため、前述の二葉幼稚園などをモデル的事業として選び、奨励・助成をおこなった［汐見ほか 2017：158-61］。

75 日本で最初の公立保育所といわれる福島県の町立須賀川幼児保育所は日露戦時の軍人遺家族支援の施策として設置され、1907 年から町営として一般貧困世帯を対象とするに至ったとされる［汐見ほか 2017：162-3］。

76 対象家庭層の拡大、すなわち量的拡大と、保母の資格向上・待遇改善による幼稚園の質的向上を目的として 1926（大正 15）年に「幼稚園令」が公布されると、幼稚園数は私立の増設を中心として 1925（大正 14）年の 957 園から 1935 年（昭和 10）には 1890 園へと量的な増加をみた［汐見ほか 2017：170-2, 178-80］。

77 この受講者の多くは、高等女学校で良妻賢母教育を受けた都市の俸給生活者の妻たちであり、我が子の教育に強い関心を持ち、「わが子のため」また同時に、自らも時代の進展に遅れまいとして強い学習意欲を示して受講していた、新都市中間層の母親たちであった［山村 2007：47-8］。

る使命を担って子を産み育てることこそ「母性愛」であると説かれるようになっていった[78]［同書：48-50］。

他方で、1937（昭和 12）年に日中戦争が始まると、兵力・労働力という人的資源の確保のために、国民体力の向上と国民生活の安定のための諸政策を総合的にとり扱うことを目的として、1938（昭和 13）年、厚生省が設置され、厚生省社会局のなかに日本ではじめて児童保護行政の中央機関として児童課が設けられた。さらに同年 4 月に制定された社会事業法により「託児所」が国や自治体からの助成を受けられるようになった［汐見ほか 2017：192］。また、戦線の拡大によって出征者が急増する中で、出征軍人遺家族の子どもを対象とした保育施設がつくられ、「生めよ殖やせよ」をスローガンとする人口政策確立要綱が定められた 1941 年以降は、「保育所は国策として、労働人口の根こそぎ動員によって取り残される乳幼児の保護と、母親の家事・育児の負担軽減、能率増進の保障を担う重要な社会施設として位置づけられるようになった」［同書：193-4］。こうして、常設の保育所数は 1937（昭和 12）年の 885 か所から 1944（昭和 19）年には 2184 箇所にまで増加した［同書：192］。

日本の産業構造は戦後まで農業を中心とする第一次産業が主翼であり、これを盛業とする自営業者層が賃労働者層を大きく上回る割合で存在してきた［布施 1993：112］。戦争中は戸主・長男などの兵力・労働力動員が強力に進められ、農民家族経営に困難をもたらしたため、父親や長男などが不在となった農家では、女性労働が強化され、平時に女性が担っていた家事や育児の労働（例えば弟妹の子守）が年長の子どもにも転嫁された[79]［大門[2000]2013：228-30］。こうした中で、農村部でも労働力不足の解消として国や自治体が季節保育所（農繁期託児所）の設置を積極的に奨励し、1941（昭和 16）年度からは 3 歳未満の乳幼児 10 人以上を保育する施設に国庫補助が行われるようになり、季節保育所の数も同時期、11363 箇所から 50320 箇所へと急激に増加した［汐見ほか 2017：192-5］。太平洋戦争末期には、都市部では寺院や図書館などの文化施設を転用して「戦時託児所」と呼ばれる簡易保育施設が設けられるようになり、幼稚園も閉園・休園されるか戦時託児所へ

78 このような「国家の子育て論理は、家庭教育の一方の担い手である父を徴兵・徴用で母子から切り離し、その母に家庭の『主婦』の責務を担わせるとともに、『忠良なる国民』の育成という統一した子育ての目標を提示して、母が生み育てた子の生命を『大御宝』として『皇国』のために差し出せさせること」を説くものであった［山村 2007：50］。

79 戦時期の家族労働の強化には、階層差と地域差があり、自作農家・自小作農家よりも小作農家、都市近郊農村よりも山村の方が、男子労働力の減少により女性や子ども、老年者の労働強化を強いられた［大門[2000]2013：229］。

の転換を迫られた[80]［同書：201-6］。

2-4　戦後～高度経済成長期：「子育ての私事化」の進展と「子育ての社会化」要求

(1)「子育ての社会化」の制度的胎動と後退

敗戦直後は、浮浪児、戦争孤児、引き上げ孤児、乳児栄養不良、餓死、親子心中など子どもに関わる生活問題が国会でも議題となるなど、「戦争・戦災・病気・事故によって働き手である父親を失った俸給生活者[81]の家族は如何にして生活を成り立たせていくかという新たな課題に直面」していた［山村 2007：54］。戦争中は多くの保育施設が休止をよぎなくされ、空襲などの戦災でも失われた[82]ため、乳幼児がいる場合は母親が外で働けない、学齢期の子がいると家計に占める教育費の負担が大きい、といった問題があった[83]。こうした中、1947 年 3 月には学校基本法が成立し、幼稚園は 3 歳以上の幼児に入園が限定された学校として制度化された。一方、同年 12 月には児童福祉法の制定により、保育所が児童福祉施設として制度化された。当初、厚生省は、貧困と生活困窮のなかで増大していた「戦争孤児」や「浮浪児」、「非行児童」などの要保護児童を対象とした「児童保護法」を構想していたが、最終的には、すべての児童の福祉の増進を図るという高い理念を掲げた児童福祉法が制定されることとなった[84]［下夷 1994：253］。

網野［2000］は、同法第一条の冒頭において「すべて国民は、児童が健やかに生まれ育成されるように努めなければならない」と、子育てにおける社会的責任が明示されていたという点において、ここにはすでに「子育ての社会化」理念が含まれており、「保育における社会的責任は、児童福祉法が制定された当時のほうがむしろ明確にされていた」と指摘する［同書：12-3］。また同法第二条では「国及び地方公共団体は、保護者と共に児童を育成する責任を負う」として、子育てに関する保護者・親権者の私的責任と公的責任が並んで明記されており、発足当初の保育所は「日々の保護者の委託を受けて、その乳児又は幼

80 幼児の集団疎開も行われた戦時末期には、疎開保育所で保姆らが親の代わりに子どもたちの生命を守った［汐見ほか 2017：211-21］。

81 官公吏、教員、事務員、店員など。

82 1943 年度に 2076 か所あった幼稚園は、1946 年には 1303 か所に、保育所も同 2184 か所から 873 か所に激減していた［汐見ほか 2017：250-1］。

83 1948 年に大阪で実施された「未亡人世帯実態調査」では、未亡人のうち 8 割弱は子どもをみながら働き生活費を確保していた一方、持ち家や一軒家の借家など、安定した住居が確保できない場合や、住居が狭い、子どもの数が多い、収入が少ないなどの厳しい生活状況にあった未亡人母子家庭では、母親から切り離されて他に預けられたり、もらわれたりした子どももあった［山村 2007：55-6］。

84 その背景として、汐見らは、「敗戦の廃墟のなかで戦争への反省と、新しい日本建設の改革の気運がみなぎっていたこと」を指摘している［汐見ほか 2017：256］。

児を保育すること」を目的として、「保護」「養育」及び就学前児童の「教育」の観点まで含んだ「保育」を提供する施設として位置づけられていた［同書：13］。従来の託児所は、戦時託児所などを除いて基本的には貧困対策事業であったが、これにより一般勤労労働者層に開かれた新しいタイプの保育施設が国の制度として誕生した［汐見ほか 2017：254-5］。

このように当初は保育所の機能として、女性の労働支援や就労しない母親も対象に含んだ家庭の育児支援が構想されており、またその対象はいわゆる「保育に欠ける」児童に限定されていなかった［下夷 1994：254］。しかし、1951 年の児童福祉法改正において幼稚園との性格の相違を明確にするため、現行の「保育所は、日々保護者の受託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする」と限定された［待井 1975；下夷 1994：254-5］。その背景には、保育所の増設がニーズに追いつかず、希望者をすべて受け入れることが難しいために対象を制限する必要があったという現実的な事情があった［下夷 1994：255］。少なくとも名目上は、保育所は貧困対策から家庭の階層を問わない保育施設へと広がることになったものの［白井 2009：83］、行政判断によって「保育に欠ける」と判断された子どものみが入所する施設して普及する経過をたどり［網野 2000：13］、事実上は、低所得世帯の家庭の子どもに対して保護的な保育が行われることになった[85]［山縣 2000：42］。その後、「保育に欠ける」の解釈から、家事労働や内職で子どものケアができない場合、あるいは「子守」などの他の保育の手段を講ずることができる経済状況にある場合が除外され、実質的には親の労働の態様や疾病の程度、経済状況が入所要件に問われるようになる［下夷 1994：255］。幼稚園も保育所も入園希望者が増加する中で、幼稚園数及び保育所数は 1950 年代前半にかけて急増したが（図 2-3 参照）、幼稚園の就園率は 9%から 20%へと伸びた一方、保育所を必要とする子どもは多く不足は解消されなかった［汐見ほか 2017：258-9］。

経済成長の中で大量の労働力需要が生み出されると、女性労働力を男性労働力の「補充」的役割として積極的に活用する施策がとられるようになり、経済発展で生活費が高騰する中で既婚女性の労働化が進行した［同書：295］。1960 年代に入ると、高度経済成長を支え

[85] 当時の実態としては、入所条件に所得制限があり（富裕層の入所は不可）、1960 年に至っても保育所在籍児の 80.3%は所得税非課税世帯であった［白井 2009：83］。また 1955 年には私的契約児が過半数を超えると事業停止処分とする通達が出されていることからも、長らくは保護者と保育所の直接的な私的契約で入所が決定されていた［白井 2009：83；網野 2000：13］。

る労働力を確保するため、いわば女性の就労対策として保育政策が実施されるようになるが、当時の保育所は 3 歳児以上を対象に 8 時間を原則とするものであった［山縣 2000：43］。この背景には、「3 才以下の子どもにとっては肉親（母親）の愛情のこもった個別的な養育が望ましい」とする「三歳児神話」の影響があった。厚生省が 1961 年に提示した保育所の入所措置基準の 7 項目[86]には、乳幼児のケアは母親の責任のもとに行われることを「通常」として、母親の就労等でやむを得ず「保育に欠ける」場合の補填的なケアの提供として保育所を位置づけている当時の政府の考えが明確に反映されている。すなわち、この時期の保育政策は、「学校卒業後就職し、結婚して子供が生まれると育児と家事に専念するために退職し、子どもが大きくなるにつれパートタイムの仕事、あるいはフルタイムの仕事をもちはじめ、定年になるまで勤める」という、いわゆる女性の M 字型就労パターンを前提とした女性労働力の活用を意図したものであり［下夷 1994：256］、女性の自立や権利保障としての就労支援ではなかった［山縣 2000：43］。

他方で第二次大戦後、日本では人口過剰が大きな社会問題となっていた[87]。政府は当初、出生抑制政策には消極的であったが[88]、人口の急増と深刻化する食糧難・住宅難、またヤミ堕胎の横行とその弊害が顕在化するに及んで、人口を抑制する政策の必要性は急速に焦点化されていった［小山 2004：400］。1948 年には超党派の議員立法によって、戦前の「国民優生法」を引き継ぐ「優生保護法」が制定され、以後、人工妊娠中絶の条件つき合法化と受胎調整や家族計画と呼ばれる避妊の普及が図られていった[89]。このような政府の動きの中で人工妊娠中絶が急増し[90]、戦後の第一次ベビーブーム期の 1947 年に 4.54 であった

86 ①母親の日中居宅外労働、②母親の日中居宅内労働（日常の家事以外）、③母親のいない家庭、④母親の出産・疾病・障害等、⑤児童の疾病の看護等、⑥家庭の災害、⑦特例による場合。

87 移民及び兵士の引き揚げやその後の結婚・出産に伴って人口が急増するとともに、旧植民地を失ったことによる領土の減少や残された領土の経済的壊滅状態のために人口収容力が急減したことによる［小山 2004：400］。

88 その理由としては、第一に、いったん出生率が低下すれば増加に転ずることは困難なこと、そして第二に、ひたすら優生学的にみて「優秀でない」人口の増幅による「民族逆淘汰」を恐れたからであり、人口の「質」の維持と将来における「量」の確保が当時の人口政策における課題であった［加納 1996：205；小山 2004：400］。

89 厳密には、政府は堕胎罪の撤廃による中絶の全面解禁には踏み込まなかったが、それでも、1949 年には中絶条件に「経済的理由」が付け加えられ、また 1952 年の改正では適否審査なしで中絶手術を受けられるよう規制が緩和されたことで、実際上は中絶の「自由化」ともとらえうる状況が出現した［小山 2004：401］。また避妊の啓蒙活動についても、当初は民間団体に委ねられていたが、1949 年には当時の吉田茂首相が人口問題の根本的解決策として受胎調整を支持する意向を表明し、同年には一部の避妊具や避妊薬の販売が新薬事法の下で認可され、1950 年には国家政策としての受胎調整指導を開始、1952 年には受胎調整指導員制度を設置し、保健婦や助産婦、看護婦を指導員として受胎調整キャンペーンを展開した［小山 2004：401］。

90 1949 年の約 10 万件（実施率 4.9‰、対出生比 3.8%）から 1955 年には約 117 万件（実施

合計特殊出生率は 1957 年には 2.04 と 10 年ほどで半分以下に激減したことで急速に少産少死社会への人口転換が起こった。ただし、避妊や中絶はあくまでも出生抑制の手段であり、出生現象の激変には、知識と技術によって少産を実行する人々の意思が必要であった［小山 2004］。この時期の少産化への価値観の転換について小山［2004］は、戦後の社会的混乱や生活難、ヤミ堕胎の横行といった切迫した現実によるものだけではなく、子どもの少ない家族こそが幸福な家族であるというメッセージの伝播とその浸透にあったとみている[91]。優生思想が公然と社会に存在していた当時、子どもの「数」のみならず、身体が丈夫で賢く、学業成績も優秀な「よりよい質」の子どもを希求する問題は、親のみならず、政府にとっても重大関心事であった［同書：403］。人口の「質」に対する政府のこだわりは、戦前よりも強化・拡大された優生政策としての優生保護法や 1950 年代から活発化する家族計画運動にも一貫して存在し、少産化が達成された 1960 年代には人口政策の前面に押し出されていった［同書：403-4］。

また、敗戦を受けて、1946（昭和 21）年に公布された新憲法の第 24 条では、家族生活における個人の尊厳と両性の平等が謳われ、これをベースにした改正民法によって、法制度レベルでは直系家族制の「家」を典型とする家族モデルから、夫婦家族制の近代家族への転換が起こった。ただし、「新憲法や民法で約束された両性の平等という概念は、女性を男性に従属する立場から独立した個人という立場に変革させる最も基本となるもので、教育機会や就業機会の平等が家族内の関係に及ぼす影響など、さまざまな形で新しい家族を作り出す軌道を敷くことに貢献したといえる」ものの、「効率的な経済発展を国家目標とする状況に適合する家族における夫婦の平等は、夫＝稼ぎ手、妻＝主婦という性別分業をベースとするもの」であったとされる［目黒 1999：3］。

(2)「子育ての私事化」の具現化と「子育ての社会化」要求

そして、1955 年からはじまる高度経済成長期以降、日本の家族の構造や機能は実質的に大きく変わり始める。その大きな背景の一つとしては、農林漁業中心から非農林漁業中心の産業構造へと転換したことがあげられる。図 2-1 に示されるように、終戦直後まで日本

率 50.2‰、対出生比 67.6%）にまで急増した。

91 それは、戦後直後から発行された産児調整の啓蒙書やパンフレットにおいて、受胎調整が、文化的で平和な家庭、夫婦円満な家庭をつくることと結びつけて語られ、またそれによって子どもの数を減らし、少ない子どもに十分な教育を与えることが、家庭の幸福につながると主張されていたことに示されている［小山 2004：402］。

では第一次産業の従業者が最も多かったが、高度経済成長期に入ると大きく減少した。そして 1960 年代半ばには第二次・第三次産業従事者が第一次産業従事者を上回る程度にまで増加した。これに伴い、1953 年に全世帯の 29.2%を占めていた農耕世帯の割合は、65 年 18.7%、75 年には 11.7%にまで減少したのに対し、雇用者世帯の割合は 1953 年の 46.9%から 65 年には 60.0%に達し、その後も 6 割以上で推移するようになる［布施 1993:111］。さらに、1950 年に 37.3%であった市部人口割合は、1955 年には 56.1%と急増し、その後 1970 年代半ばまで上昇を続けるなど（図 2-1）、この時期の日本では都市化が急速に進展した。産業構造の変化と都市化を背景に、従来農業を中心として日本の家族の典型をなしてきた 3 世代同居の直系家族世帯が減少し、核家族世帯や単身世帯が増加していく中で、平均世帯人員が減少し（図 2-1）、小家族化が進行した。

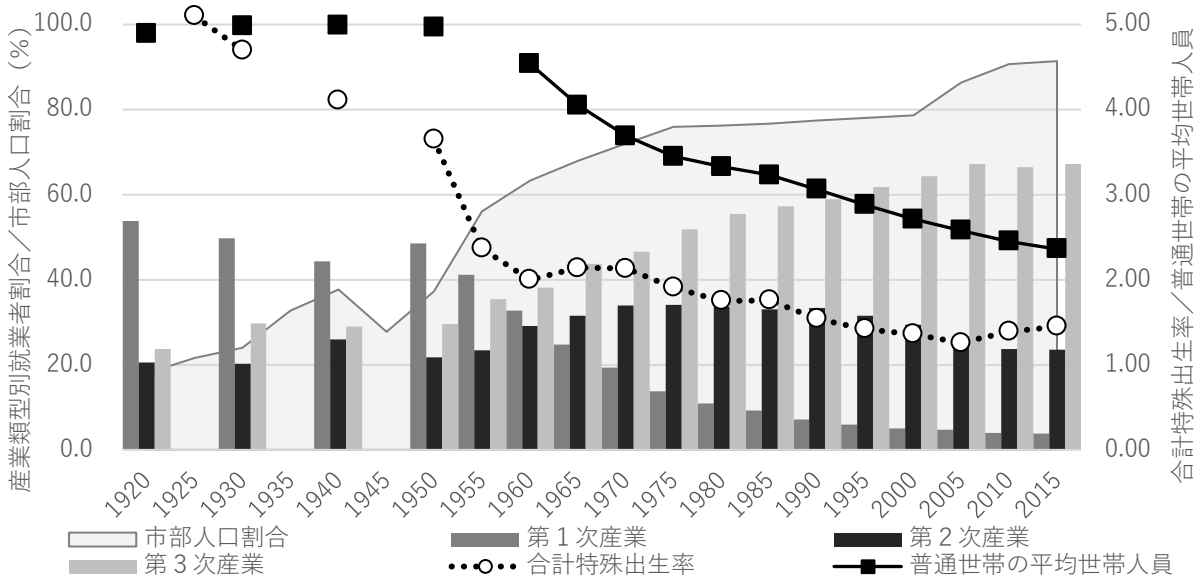


図 2-1　産業別就業者人口割合、市部人口割合、合計特殊出生率、平均世帯人員の推移[92]

世帯規模の縮小がもたらされた最大の要因は、農民層の家族の減少と賃労働者層の家族の増加といった、日本の家族の生業のあり方の変容であるとされるが、これに加えて農村から都市へ出て狭い住宅に住んだ若い親たちが、教育水準の上昇と医学の進歩を背景に、前述の産児制限とあいまって少なく産んで大事に育てる道を選択し、子ども数が減少していったこともあげられる［同書：112］[93]。第一次ベビーブーム後、日本では合計特殊出生

[92] 出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2018）」表 8-7、表 9-10、表 5-3、表 8-4 より筆者作成。

[93] このほか、布施は、サラリーマンの転勤にともなう世帯分離が進んだこと、教育を授けるた

率が急激に低下し（図 2-1）、1970 年代半ば頃まで 2.0 前後で安定する「二人っ子革命」［落合[1994]2004］が起こった。図 2-2 に示されるように、1950 年代半ばから女子労働力率が M 字型カーブを明瞭に描きながら低下し、1970 年代半ばに再び上昇傾向に転じるまで、広く「主婦化」が進行したこの時期、多くの女性たちは 24 歳で結婚し、専業主婦になり、また 2 人か 3 人の子どもを産む、「家族の戦後体制」と呼べるような画一的な家族を形成した［同書：76］。このことは、高度経済成長期の都市化と核家族の増加、被雇用者化と主婦化、少産化とともに、日本において明治期に理念として登場し大正期に都市中間層を中心に普及した〈近代家族〉が大衆化していったことを意味する[94]。そして、「戦時中における召集や徴用に代表される国家の家族への介入（家族の公事化）への反発がプライバシー守秘思想の発達とあいまって家族の私事化傾向を強め、国家といえども家族内部には口出しをさせないという姿勢が育まれて」いったとされる［布施 2001：211］。

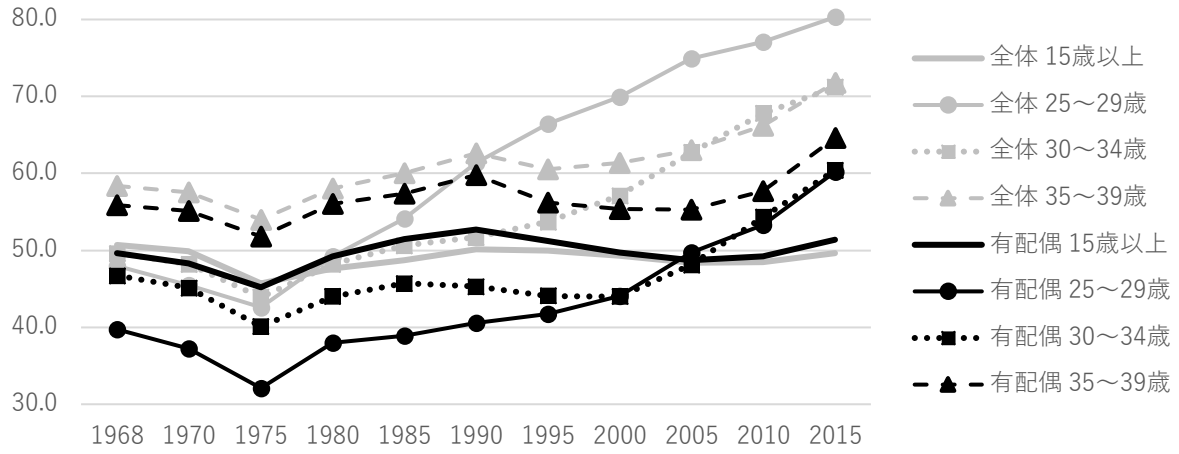


図 2-2　女性労働力率の推移[95]

めに都市に出した子どもたちが就職問題もあって故郷には帰らず、住みなれた地域を離れたがらない親の世代との別居が進むケースもあること、意識の変容にともない、三世代同居を回避しようとする親あるいは子の世代が増したことなどをあげている［布施 1993：113］。

[94] 日本では 1910 年代から 20 年代という時期に多産多死から少産少死社会へのいわゆる「第一の人口転換」が始まり［沢山 2013：2］、戦前も出生率はゆるやかな低下傾向にあったが、終戦直後の 1947 年から 49 年の「第一次ベビーブーム」による一時的な急増を経て、1955 年から 75 年の時期に合計特殊出生率が 2.0 程度で推移し子ども数が画一化される「二人っ子革命」が起こった［落合 [1994]2004：52-7］。これと同時に、既婚女性の労働力率が低下する「主婦化」と人口学的移行期における核家族化が生じ、「家族の戦後体制」とも呼ばれる日本の「二十世紀近代家族システム」が成立したとされる［落合[1994]2004, 2000：20］。落合によれば、「一九世紀近代家族システム」では、「近代家族は中産階級のみに成立し、他の人々は他のタイプの家族に暮らしている」、「中産階級の近代家族には下層出身の家事使用人がいる」という特徴があるのに対し、「二十世紀近代家族システム」は、「近代家族が大衆化し社会成員のほとんどが近代家族に暮らしている（ことになっている）」、「家事使用人のいる家庭は稀となり、主婦が自ら家事労働行う」という「近代家族システム」であるとされる［落合 2000：27-8, [1994]2004：108-14］。

[95] 出所：総務省統計局「労働力調査」各年次データより筆者作成。

近代家族が広く成立し始めていた高度経済成長期の日本[96]では、性別役割分業規範の成立と女性の専業主婦化により、核家族の中で子どもの世話や教育に 24 時間責任をもつ「専業母」［宮坂 2008：26］が育児期の女性のライフスタイルとして浸透しつつあった[97]。またこの時期は、日本においてイギリスの精神学者ボウルヴィ[98]の母性剝奪理論が脚光を浴びるとともに、いわゆる「三歳児神話」が形成されていった時期であった。乳児院や孤児院等の乳児にみられた発達の遅れや異常を指す「ホスピタリズム（施設病）」の原因を「母親の不在」にあると指摘したボウルヴィの理論をめぐっては、欧米ではその功罪を問う動きがいち早くみられ[99]、施設における養育環境の改善に大きく寄与することになったのに対し、日本では高度経済成長期の政策的な意図に即した形で、研究の批判的な面が看過され、母親不在が乳幼児の発達を阻害するという一面を誇張して紹介された［大日向 2015：82-3］。「三歳までは母の手で」という意識形成の背後にある政治的操作を考察した小沢［[1989]2009］によれば、1961 年の児童福祉法改正にともなって実施されるようになった三歳児健診は、第一次池田内閣の「人づくり政策」の重要な一環として位置づけられたものであり、「60 年代前半のこの時期に、乳幼児と母性への管理政策[100]の土台づくりは完成

96 当時の状況については、例えば、「2DK の団地のマイホーム、隣家と競うようにしだいに増えていくピッカピカの家電製品、廉価で手入れのいらない衣料品の山、なかなか帰ってこない夫、夫不在の家の中でいっそう強まる母子の絆、母の関心は子どもの成績、…これが高度経済成長期の庶民の家庭の姿であった」［布施 1993：128］と表現される。

97 ただし、戦後の「近代家族」の大衆化にも、地域差や階層差があったことが指摘されている。倉敷［2007］によれば、1960 年代の香川県の農村地域においては、既婚女性の高い就労率が維持され、女性たちは過重労働ながらも「稼ぎになる」仕事につくなど、稼ぎ手役割は世帯主に一元化されておらず（breadwinner イデオロギーの不在）、家事もあくまで生活の一手段であり、聖域化された領域とはなっていなかった（主婦領域の未成立）とされる［倉敷 2007：217-8］。また、「子どもが小さいうちは母親は子育てに専念すべき」という規範、いわゆる「三歳児神話」については、当時この農村地域の母親も過半数が支持をしていたが、こうした規範が実態としてみられたのは「女学校出」や「自分の親世代が専業主婦だった」という特定の階層に限られていたとされる［同書：222-3］。

98 1951 年、Bowlby, J.は WHO の委託を受けて行った家庭のない子どもの精神衛生面についての研究結果を報告した論文において、施設児の障害の発生因を「母親が存在しないこと」にもとめ、乳幼児期には母親との間に、温かくて親密で持続的な関係を有することの必要性に言及した。これにより、「maternal deprivation」という用語が「母性的養育の剝奪（あるいは母性剝奪）」として広く知られ、従来指摘されてきた「ホスピタリズム（施設病）」の問題が、「家庭のない子」「母親のいない子」の問題としてクローズ・アップされることとなった［大日向[1988]2016：16-7］。

99 例えば、母親が子どもに無関心であったり、暖かい愛情を注げない場合など、身体的には分離をともなわないにもかかわらず、心理的分離を生じている事例から、「隠された剝奪」が子どもに及ぼす影響を指摘した研究や、母親の不在から生じる愛情の不足よりも、むしろ特に悪い形での愛情の過多を問題視する研究、maternal deprivation の概念をめぐる批判や論争などがある。もっとも、ボウルビィ自身も乳幼児の愛着の対象としては誰か一人の適切な養育者がその対象となることの意義を認めた上で、それは必ずしも母親とは限らないことも指摘している［大日向[1988]2016：17］。

100 小沢［[1989]2009］は三歳児健診開始時の厚生省児童家庭局長の著書から、当時の児童福祉行政の責任者の主張を、「人づくり政策の要は乳幼児の家庭育児政策である」、「そのために母親を家庭にとどめ、育児専業の位置におく必要がある」、「『問題』をもつ家庭や子どもに

され、『三歳』と『母の手』のムード作り[101]も同時に進められた」とされる［同書：74-8］。

人口資源論や人材投資論が盛んに論じられている時代状況の中で、政府は経済発展を担う人口の資質向上、子どもの健全育成に関心を寄せ、1960 年代前半には、厚生省の「家庭づくり」政策や文部省の家庭教育充実政策などの家族政策が展開されていった［小山 2004：399］。「人づくり」と「家庭づくり」が結びつき、なおかつ後者が前者に先行しなければならないとされた背景には、「よりよい家庭づくり」への希求の裏で家庭の「問題」が認識されていたことにあった。それは、高度経済成長に伴う第一次産業就業者割合の急減、都市への人口集中、雇用労働者の増加、農家の兼業化などの変化の中で、家族や子どもの子育て・教育にも変化がもたらされ、特に母親の就労が「保育努力の欠如」や「母性愛の喪失」として子どもに悪影響を及ぼし、家庭崩壊や子どもの放任、不十分な教育、青少年非行の増加といった「問題」を引き起こしていると考えられたからであった[102]［同書：405-6］。こうして、戦後家族の変容は「家族解体」や「病理現象」とみなされ、子育てに対する母親の責任や母性を強調する傾向が強められるようになった［山村 2007：56-8］。

家庭の「問題」が女性の「問題」に焦点化されて語られ、その結果、母親による家庭保育の重要性が強調された証左は、1963 年に中央児童福祉審議会（以下、中児審）の保育制度特別部会から出された「保育問題をこう考える―中間報告―」によく認められる［下夷 1994；小山 2004］。この提言書では、保育の原則として、「両親による愛情に満ちた家庭保育」「母親の保育責任と父親の協力義務」「保育方法の選択の自由と、こどもの、母親に保育される権利」「家庭保育を守るための公的援助」「家庭以外の保育の家庭化」などの 7 原則が提示されている[103]［中児審 1963］。家庭内における母親の子育ての役割と責任を強調

関しては、国が施設に預かる。その発見のために健診は有効である」の 3 点に要約した上で、「国家にとって、子どもは常によい労働力となることにおいてのみ期待され、人的資源としての関心をもたれている。そして子を産む母親は、国に役立つ子を産むという範囲において注目されている。（略）『三歳までは母の手で』、『母性愛こそ崇高』、『乳幼児期の母子関係が人格の基礎』……と賞讃と脅しがないまぜにされた『母性神話』・『三歳神話』の裏側には、子どもと母親の人生をないがしろにし、支配する側の管理的思想」があったと指摘している［同書：80-1］。

101 各家庭にテレビが普及しつつあった 1964～65 年には『三歳児』という NHK の幼児教育番組が放映され、1966 年には同名の書籍が相次いで出版されるなど「三歳児ブーム」が作られ、1965 年の母子保健法の制定・公布にいたる道筋がつけられていったとみられている［小沢[1989]2009：81-2］。

102 1963 年の『児童福祉白書』では、高度経済成長期に入った日本の児童福祉の実態について、「最近における児童の非行事犯・情緒障害や神経症・自殺その他による死傷の激増・婦人労働の進出傾向に伴う保育努力の欠如・母性愛の喪失・年間 170～80 万件と推計される人工妊娠中絶・精薄児・心身障害児や奇形児の増加現象からみて、わが国の児童は、いまや天国は愚か危機的段階におかれている」との認識が示された。

103 当時、乳幼児保育が「重大な政治、社会問題」になった「要因」としては、「婦人の自覚と要求」、「農村などの労働力不足・貧困」、「貧困感や消費生活向上への意欲の増大」、「社会的

した中児審のこの提言は大きな批判を呼び、1964 年には再度この補説として「母親たちに、一律に、無条件に家庭に帰えるべきであるとか、家庭にとどまるべきであるとか、などという考えはない」と説明がなされたものの、そこでも乳幼児の育児における母性強調の姿勢は貫かれていた［下夷 1994：258］。

保育 7 原則にみられるような「健全な家庭というのは、母親が就労することなく、愛情を注いで子育てに従事している家庭を指しており、そういう家庭においてこそ、子どもは健やかに育つ」という見方は、「健全な家庭」をつくる親の教育という問題を提起し、1964 年には文部省によって「家庭教育学級」が開設された［小山 2004：406］。他方で、「三歳児神話」が形成されていった高度経済成長期は、政策側のみならず母役割に存在意義を求めた女性の側にもこのような母性強調に肯定的な見方が存在していたとされる[104]［小山 2004：406；下夷 1994：269］。それ以前の少産化の過程において、少なく「つくった」子どもを「よりよく」育てることを希求し、それが家庭の幸福につながるという考えを持っていた個々の家庭にとって、1960 年代前半の政府による「家庭づくり」政策にみられる子ども観・家庭観は、ある程度受け入れやすいものであり、個々の家族の欲望と政府の政策の一致がみられたとされる[105]［小山 2004：405-6］。

「人づくり論」が活発になる中で、幼児教育の重要性についての認識も高まるようになった。1963 年には文科省が「幼稚園教育振興計画（7 か年計画）」[106]を発表し、いわゆる「幼稚園ブーム」[107]が全国に巻き起こった［汐見ほか 2017：289-1］。こうして、1963 年

保育への期待」、「人づくりへの要請」などがあげられている。

104 例えば、大日向［[1988]2016］は、育児における母親の重要性を強調する風潮を生み出す契機として、ホスピタリズム研究やその後の母子関係を重視する心理学的研究の知見を受容し、開花させた土壌が、もともと日本社会にはあったとみている［同書：20］。すなわち、前述のように明治民法の施行後の富国強兵策において、家族（家）が国家体制の一単位として位置づけられ、育児が家のため、ひいては国家から与えられた責務として女性に課せられていった時代、また第二次世界大戦下において「皇国の子女の育成」が女性役割として強調されてきた時代を通して、政治・経済的要請のもとに母親の愛情の重要性が主張されてきたという歴史的文脈に加えて、こうした母親の愛情の絶対視を外在的に規定する要因を機能させるだけの素地として、「わが国には母性信仰が文化的風土として根強く存在している」と指摘する［同書：20-3］。

105 ただし、近代家族型の子育て規範の浸透には地域差もあった。例えば、1960 年代の日本の農村部では、母親たちは子育てよりも労働が優先される中で、「手間暇かけて育てる」という文脈ではなく、子育て期は家業や内職、居住地区内での就業をすることで「子どものそばにいた」という身体的距離の問題として「子育てへの専業」を解釈するという「規範の読み替え」の上に、自分の子育てと規範の溝を埋めていたとされる［倉敷 2007：224-5］。つまり、規範に対する人々の意識と実際の行為内容には「ズレ」があり、特定の「規範」を人々が自分の「現実」の姿に沿わせる形で解釈されていた。

106 1964 年度からの 7 年間で約 3000 箇所の公私立幼稚園の新設などにより人口 1 万人以上の市町村における幼稚園就園率を 60%以上までに高めるという方針を打ち出した。

107 同時期、文部大臣が幼稚園の義務就学について発言し、マスコミでも大きく取り上げられるようになると、能力主義的な教育政策が進行するなかで「幼稚園義務化」に遅れまいと敏

度に 36.4%であった就園率は 1970 年度には 53.7%にまで到達し、1972 年度から開始された「第二次幼稚園教育振興計画（10 か年計画)」においても、第二次ベビーブームで児童数が増える中、幼稚園の施設数と園児数は伸びていった[108]（図 2-3)。

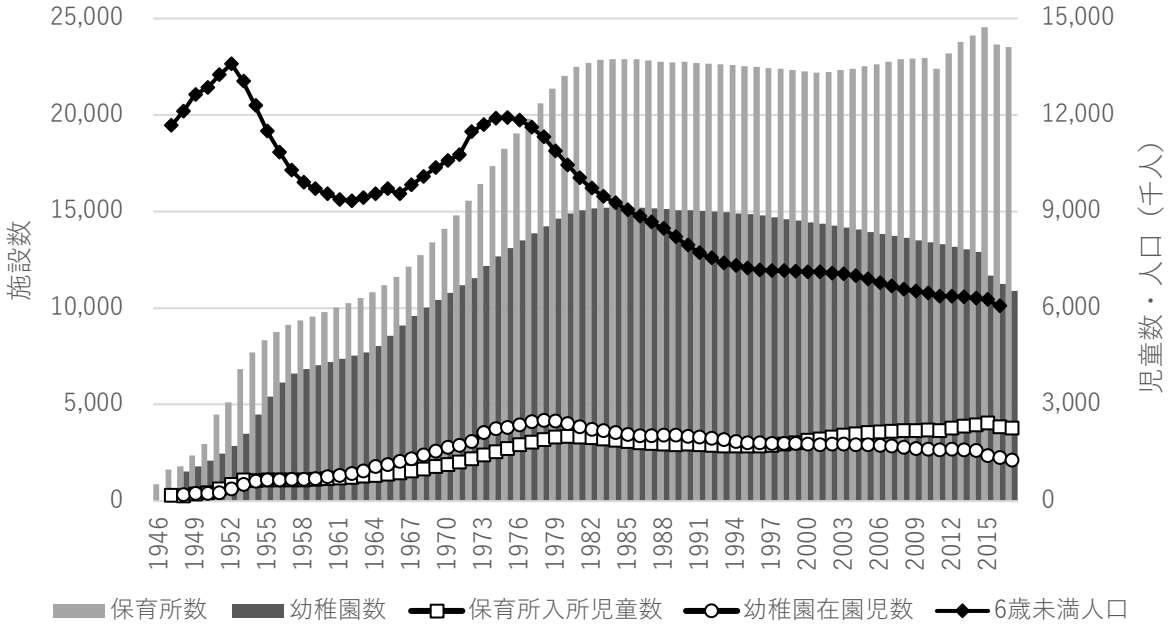


図 2-3　戦後の保育所・幼稚園の施設数と園児数の推移[109]

他方、1950 年代半ばからは女性労働者の多い職場の労働組合婦人部が職場保育所を要求したことから保育所づくり運動が始まり、1960 年前後からは国や自治体に対して公立保育所の設立を要求する組織的な運動に発展し、保育内容の充実や保育条件の改善など、様々な要求を含めた国民運動となっていった［同書：309-10］。このような保育要求の高まりを背景として、1964 年には厚生省により、日本の全市町村を対象とするはじめての要保育児童調査が実施され、その結果、保育所数 4600 園、保育定員 36 万人分の保育所の不足が判明したことを受け、保育所緊急整備 5 か年計画が定められた［同書：299-300］。こう

感に反応した親たちが、子どもを幼稚園に入れようと殺到した［汐見ほか 2017：290-1］。

[108] ただし、「幼稚園教育振興計画（7 か年計画)」では、公立幼稚園の新設は目標値の半数以下にとどまる一方、私立園の平均園児数は公立園の 2 倍以上である 220.6 人となるなど、幼稚園教育の急激な普及は、私立依存、大規模化・マンモス化など、さまざまな問題も引き起こした。「第二次幼稚園教育振興計画（10 か年計画)」では、公立園の新設数が私立園を上回ったものの、私立園では定員増が進み、大規模化・マンモス化はさらに進行することとなった［汐見ほか 2017：291-4］。

[109] 出所：施設数と児童数の 2015 年までのデータは全国保育団体連絡会・保育研究所編（2016)『2016 年版 保育白書』、2016～17 年データは厚生労働省「福祉行政報告例」、6 歳未満人口データは総務省統計局「人口推計」より筆者作成。

して 1971 年度までに公立保育園を中心に 3000 園以上が増設され、入所児童数は目標値を上回る 43 万人増となった。1971 年度からは第二次の保育所整備計画が実施され、1975 年度までに目標数も達成し、保育所の入所児童数は 163 万人を越えるまでになったものの、保育ニーズに対する保育の供給・整備は追いつかない状況にあった。

2-5　低成長期～現在：「子育ての私事化」の限界と「子育ての社会化」の進展

(1)「私事化した子育て」の社会問題化

1973 年の第一次オイルショック以降、右肩上がりの経済成長に翳りが見え始めた日本では、家族や地域を高齢者や子どもの生活を支える福祉の担い手として期待する、いわゆる「日本型福祉社会」が提唱されるようになる。それは、従来の社会保障政策が家族を支えるという関係から、家族が福祉基盤として社会保障を支えるという関係へと、国家と家族の関係性の逆転を意味するものであり、そこでは特に三世代同居による家族の相互扶助が期待されていた［下夷 1994：260］。しかし現実には、1970 年に日本の高齢化率は「高齢化社会」の基準である 7%を突破し、合計特殊出生率は 1971 年から 74 年の第二次ベビーブーム後、人口置換水準を恒常的に下回る少子化局面に突入し、小家族化もさらに進展していた。1970 年代半ばから日本では合計特殊出生率が人口置換水準を下回る第二の出生力低下が起こったものの、女性の年齢別就業率は日本では相変わらず M 字パターンを示し、欧米諸国の多くで第二次人口転換と同時に起きたジェンダー役割の変化は、1980 年代の「日本的福祉社会」政策に典型的にみられる家族主義的改革のために起きなかったとされる［落合 2013：74,89］。

他方で、1970 年代から日本では「私事化した子育て」の問題が大きく取り上げられるようになった。1970 年代前半、母親による一連の子捨て・子殺し事件が新聞紙上を賑わし、その殺害方法の異常さや、死体の捨て場所にコイン・ロッカー等が選ばれた新奇さなどと相まって、人びとに大きな衝撃を与えた[110]［大日向[1988]2016：10］。近世の堕胎や間引き、捨て子については主として貧困に原因がもとめられたのに対し、この時期の子殺しは、「母親の無責任さ、冷酷さ、未成熟さ、子どもの私物化等に原因をもとめるのが一般的な論調」であり、「母性喪失」といった言葉で母親のみに問題の原因を帰する風潮があったと

[110] 大日向［[1988]2016］によれば、「子殺し事件の報道が投じた波紋は、単なる驚きにとどまるものではなかった。むしろ、母親に対する従来の常識―すなわち、母親とは子どものためには己が命とさえ換えるもの、そして、その愛情に誤りはないという常識そのものが覆されたことへの驚き、嘆きへとおよんだ」とされる［同書：10］。

される［同書：11］。こうした中で、第一章でも触れたように、1980 年代にかけて、社会学や心理学、小児保健、小児医学などの分野で育児期の母親が陥る「育児不安」や「育児疲労」、「育児関連ストレス」などのネガティブな状況に焦点をあて、その特徴や要因を明らかにしようとする実証研究が本格化した［山根[2000]2006：57］。とりわけ、牧野による一連の育児不安研究[111]は、「母親が乳幼児と一緒にいれさえすれば、いい子育てができるという思い込みこそが神話であること」を証明した[112]［牧野 2005：96］。

制度・理念レベルでは子育ての家族・母親責任が強調される一方、実態レベルでは核家族化や女性の就労等により「子育ての社会化」要求は拡大していた。1970 年代には女性の就労形態の多様化にともなう事業所内保育への要請が高まるなど、質的にも多様な保育ニーズに対応する必要性が認識されていった［下夷 1994：258-9］。しかし、70 年代半ばにおいても中児審は延長保育や夜間の長時間保育などに対しては乳幼児の福祉を基本に消極的な姿勢をみせ、家庭保育を重視する保育 7 原則にかわる新しい理念は示されなかった［同書：261］。積極的な政策的対応が取られない中、80 年代には劣悪な無認可保育施設で乳幼児の死亡事故があいつぐ、いわゆるベビーホテル問題が発生する。これを受けて、その後、延長保育制度、夜間保育制度、年度途中入所の円滑化、乳児保育の段階的所得制限廃止など、後に特別保育対策と呼ばれることになる事業が漸進的に新設されていったが、保育所の整備や新規サービスの供給は次第に公営から民営に比重が移っていく［山縣 2000：43］。1981 年時点で中児審は、少子化の進展を背景に子どもの健全育成や子育ての持つ社会的意義の評価を指摘し、その後の少子化対策の議論にも通じる認識を示していたものの、従来の「家庭保育中心主義」［白井 2009：86］には変更はみられなかった［下夷 1994：261］。

111 育児において母親が感じる疲労感や気力の低下、イライラ、不安、悩みなどが解消されずに蓄積されたままになっている状況を「育児不安」と命名した上で育児不安尺度を考案し、母親の育児不安には家庭内の夫婦関係や家庭外のネットワークといった社会関係が影響していることなどを明らかにした［牧野 2005：54-60］。

112 広田は、「現実の諸階層の家族の多くは、長い間、『近代家族』『教育する家族』には、なりたくてもなれなかった。･･･見落としてはならないのは、そうした庶民階層の子育ての場合、子育ての担い手が分散し、多様であっただけでなく、乳児の世話の質も低く、しばしば意図的・無意図的な〈放任〉を伴っていたことである。･･･そうした巨大な〈放任〉の海の中で、子どもの成育のプロセスに、多様な社会化エージェントが偶発的・散発的にかかわりを持っていた･･･こう考えてくると、『母親が子育てに専念すべき』『三歳までは母親の手で』というのは、ある時期までは、子育ての質の改善という意味で、進歩主義的な意味合いを持っていたといえる」と指摘した上で、近代家族が広汎に広がった 1970～80 年代には、「むしろそれが抱える困難が、強く意識されるようになった」と指摘している［広田 2006：11］。

（2）少子化危機と「子育ての社会化」政策

子育て家庭の家族形態に目を向けると、6 歳未満の子どもがいる世帯の核家族率は、1970 年代から 80 年代にかけては 7 割前後で推移していたが、90 年代以降は核家族化がより一層進行した（図 2-4）。

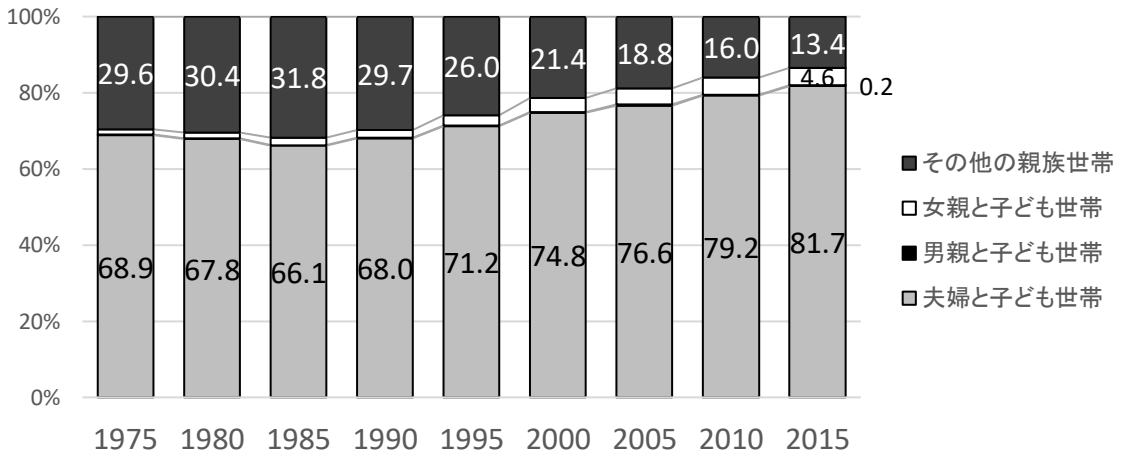


図 2-4　6 歳未満の子どものいる世帯の家族類型別割合の推移[113]

バブル崩壊後の経済不況期に突入した平成期には、いわゆる「1.57 ショック」を契機に少子化対策がいよいよ社会的に重要な課題とみなされるようになり、家庭内の子育てが政策的対応を要する社会問題となっていった。1994 年策定の「エンゼルプラン」を皮切りに、1995 年度から「緊急保育対策等 5 か年事業」の実施、1999 年の「新エンゼルプラン」の策定と、少子化対策が次々と打ち出された。しかし、出生率は回復の兆しを見せない中で、育児不安の深刻化、児童虐待の増加、少年事件の衝撃など、子育てや子どもの育ちをめぐる状況に対する危機感が広まっていった。2000 年代には、従来の女性の就労支援としての保育政策だけでなく、ワーク・ライフ・バランスに向けた施策や地域における子育て支援の推進、若年世帯の就労支援など多角的なメニューを盛り込んだ子育て支援が導入され、「子育ての社会化」に関する政府見解も示される。家庭内の子育てがジェンダー平等的観点や男性も含めた働き方の問題等とも関連づけられて語られるようになり、子育て支援の対象や内容、担い手も多様化していった。慢性化した待機児童問題に対する当事者要求が高まり、児童虐待や子どもの貧困問題も焦点化される中で、利用者支援や緊急・専門的支援の整備が進められていく一方、子育て支援の担い手として、地域ボランティアや企業等

113 出所：総務省統計局「国勢調査」より筆者作成。

に対する政策的期待が高まるなど、子育て支援の量的・質的な拡大・普及に伴って、家族の子育てを社会が支援することへの認識が広がっていった。

ただし、子育てにおける家族の役割の重視、親責任の強調の基本方針は一貫して維持されていく。2003 年に「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点」から施行された「次世代育成支援対策推進法」や、これとともに「子ども・子育て応援プラン」の法的基盤となった「少子化社会対策基本法」は、従来の保育政策一辺倒の政策から、これまで「保育に欠けない」として公的な保育サービスがあまり対応してこなかった家庭への子育て支援にまで拡大された点と、国だけではなく都道府県、市区町村と一般事業主の 3 者に行動計画の策定が義務付けられた点において、今日に至る日本の子育て支援のベースとなった法律である。しかし、両法はともにその冒頭において、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」として、子育てにおける親の責任を具体的に明示するものであった。

『国民生活白書』の 2005 年版においては、「子育ての社会化」は家族以外の社会成員が「何らかの子育てに参加する」、「社会全体で子育てに参加する」といった表現で語られている。また、同 2007 年版では、子育て世代の 8 割弱が子育てに関する地域や社会の支援状況に対して「不十分である」と感じているという調査結果を受けて、「子育ては一義的には家族を中心に行われるものであるが、家族だけが担うべきものではない。子どもを家族が育み、その家族を地域社会が支え、さらに企業、地方公共団体および国などの連携の下、社会全体で支えていくことが必要であろう」［内閣府 2007：47］と明記される。つまり、ここでは前述の 2003 年の子育て支援関連の 2 法で示された「子育ての責任は家族（親）にある」という基本前提を明確に示した上で、「地域社会」「企業」「地方公共団体や国」といった多様な社会的主体が「家族の子育てを支える」必要性が指摘された。

2006 年には少子化社会対策会議において、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るための「新しい少子化対策について」が決定されたが、そこでは「家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進」のための「家族の日」・「家族の週間」の制定など、「家族の大切さ」を強調した政策メニューが追加されている。また前述の 2007 年の『国民生活白書』では、「家族には『子どもを生み育てる』役割も求められている。家庭における教育は、子どもが社会に適応し生きていく能力や知恵を身に付けさせる教育の原点である。基本的な生活習慣や感性などの基礎は家族の中で培われるものであり、親が子どもに対して、愛情を持ってしっかりとしつけをすることが重要である」［内

閣府 2007：39］と、子育てにおける家族の役割、家庭教育の重要性、親の子どもに対する愛情のあるしつけなどが強調されるとともに、「他の集団では代替困難な特別の存在」である「家族のつながり」の変化が、上記の家族の「子育て」役割を弱めることへの危惧が示されているなど［内閣府 2007］、その根底には人口政策・労働政策という一貫した国策スタンスが見え隠れしている。

2015 年度から開始された現行の子ども・子育て新制度においてもこの基本方針は踏襲されている。急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、「国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められている」［内閣府 2014：39］ことを背景に構想されたこの新制度では、子どもの「父母その他の保護者」の養育責任を強調した上で、国や都道府県、市町村、事業主、そして国民には、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的」とする子育て支援を「実施」「提供」する、あるいはそれに「協力」する「責務」があることが強調されている[114]。つまり、多様な社会的主体が親の子育てを支援する「子育ての社会化」が奨励される一方で、家族あるいは家庭の重要性すなわち「子育ての家族化」も強調されてきた。

2-6　日本における「子育ての私事化／社会化」の変遷

本章では、日本における家族・子育ての歴史・政策に関する先行研究を中心に、子育ての歴史的変動を、子育ての担い手や責任・役割をめぐる規範に注目しながら概観した。以下では、まとめとして理念レベル及び実態レベルにおける「子育ての私事化／社会化」の変遷を整理する（表 2-5）。

[114] 新制度の法的基盤の一つとなっている「子ども・子育て支援法」第二条の「基本理念」において、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と明記されている。

表 2-5　日本における「子育ての私事化／社会化」の変遷のまとめ

	「子育ての私事化」	「子育ての社会化」
前近代	理念・実態ともに未成立。子育ての責任は「家」単位、武士階級では「父親」だが、実態レベルでは子育ての担い手は親に限らず近隣・村落共同体など多様。	幕藩権力による産育介入が始まるが、「子育ての社会化」としては理念・実態ともに未成立。
戦前・戦時期	子育ての責任は、法制度上は親とされ、母親責任も強調されるなど、理念レベルでは成立。新都市中間層でのみ、実態レベルでも成立するが、他階層では未成立。	民間で貧困層向けに保育施設の原型が誕生し、理念・実態レベルで萌芽がみられる。公的にも戦時体制・女性労働の強化の一環として、初期の保育施設が登場。
戦後～高度経済成長期	家庭及び母親の子育て責任が政策的に強調され、当事者意識としても浸透。近代家族の大衆化に伴い、理念・実態レベルともに拡大。	敗戦直後に「子育ての社会化」理念を内包する法制度が登場するも家庭保育中心主義に転じる。実態レベルでは「社会化」要求が高まるも、消極的政策が展開された。
低成長期～現在	「私事化した子育て」が問題化。保育・子育て支援や男性の育児の推進が図られるも、実態としては母親中心の子育てが継続。	少子化危機以降、保育・子育て支援が本格化し、「子育ての社会化」が理念・実態ともに成立・拡大するが、その中で家族責任が再強調される。

人々の暮らしや家族形態は地域や階層によっても大きく異なるため、日本における子育ての様態を一般化して論じることはできないが、近世社会では親のみならず、親族集団も含め、近隣や村落共同体などが子どもの養育に様々な形で関与していたと考えられる。特に、村落共同体の影響は子育てのあらゆる側面に及び、武士階級においても農民、庶民層においても、子どもの養育責任は生活経済共同体としての「家」単位で負い、子育ての担い手は、親以外にも子どものきょうだいや祖母などの女性親族、共同体の成員などの非親族も含め、家族を超えた社会関係の中で営まれていた。また、農民の場合には子どもの世話は農作業の片手間に行われるもので、乳幼児死亡率も高く、5～6 歳にもなれば「子守」として、幼年の子どもの世話の担い手となっていた。しつけについては、親が共同体の慣習に沿って行い、また年齢階梯集団も含め共同体の成員が直接的に関与するなど、家族の範囲を超えて営まれていた。一方、武士階級においては、子育て書に記された規範レベル

では、父親が「家」の後継者である男児の子育て全般の責任者とみなされていたものの、都市の下級武士層の場合、実態レベルでは父親や母親、女性の親族のみならず、近隣の女性たちが世話に携わっていた。江戸時代後期には、藩校の設立や子どもの遊びへの規制など、子どもの教育に対する幕藩権力の関与・介入もみられ、人口維持の観点から窮乏家族に養育費を支給する村や藩もあった。また、民衆の間で慣習化していた出生抑制の統制もなされたが、農民層のみならず下級武家においても家族計画的な目的で堕胎や間引きは横行していた。「家」は地域共同体や親族集団から自律した存在ではなく、子育てを含め家族生活の様々な側面においてこれらの主体が関与しており、子育ての「家族化」「孤立化」「ジェンダー化」の複合形態としての「子育ての私事化」は未成立だったといえる。

これに対し、近代国家創設期の明治期以降、個々人は「国民」として戸籍制度の中に組み込まれる一方で、子ども・子育ては家族内部に取り込まれるようになっていく。法制度上で親の養育責任が明確化され、子育てにおける親族集団や非親族の影響が影を潜める中で、学校教育制度の成立により子どもが近代国民国家の一員として学校で教育すべき「児童」として対象化され、子どもの就学責任も親に付与されるなど、理念レベルで「子育ての私事化」が登場する。そして、学校教育の下請けである家庭教育の担い手としての母親役割が浮上し、女性は国家の将来を担う子どもの育児・教育の責任において国民国家に包摂されていく。「家庭」概念の登場とともに新都市中間層という一部の階層において「近代家族」が成立し、実態レベルでも「私事化した子育て」がみられるようになった。この階層における子育ては、家族制度や教育制度を媒介した近代国家の影響下で、もっぱら私的領域としての家族に集中するとともに、性別役割分業型の家族内部で子どもの世話や教育の責任及び担い手は母親の役割とされ、父親は一家の稼ぎ手として妻子の扶養責任を負った。日清戦争後、産業構造の変化や学校教育の普及が進行する中で、家族内の家事労働者が減少し、家族内から次第に非親族が排除されていき、大正期から昭和初期にはこうした近代家族の特徴をもった家族が実際に新都市中間層の間で普及した。夫は俸給生活者、妻は専業主婦という性別役割分業型の核家族を形成し、学歴を生活向上の手段とした新都市中間層において家庭教育の実践者であった親とは「母親」であり、「教育する家族」としての近代家族では、親族や非親族のみならず、父親も「扶養」以外の「子育て」の後景に退いていった。

ただし、この時期の近代家族は都市部の一部の少数派階層にとどまっていた。国民の大多数を占める都市の下層・庶民層や農民層では、子ども中心主義のような養育の責任や担

い手の集中はみられず、「よりよい子育て」への関心は希薄であった。農村部でも子どもは労働力として家の事情に応じて貧しい暮らしを支えるために子守や出稼ぎに出されていた。むしろ困窮した生活状況を背景とした児童保護の問題化や女性労働力の確保を理由として、託児施設や子守学校、救貧を目的とした幼稚園、農繁期託児所など保育施設の原型ともなる取組みが民間を中心に登場し始め、日露戦争後は戦時保育施設や軍人遺族のための公立保育所を先駆けに救貧や被災者支援のための保育施設も設立された。戦時下では、「皇国民」の産育と「母性愛」が結び付けられる一方で、労働人口動員のための国策として戦時託児所や農繁期託児所の設置が拡大したが、戦時末期にはその多くが被災や閉鎖を余儀なくされた。このように、日本では近代国民国家と近代家族の登場により「子育ての私事化」が規範レベルで形作られていったが、その一方で同時期、救貧的事業として、あるいは産業化や戦時体制による女性労働の強化に伴う保育需要への国家的対応として、初期の保育施設が登場するなど「子育ての社会化」の理念的萌芽もみられた。

児童保護や人口の急増、国民の経済的困窮が切実な社会問題となっていた戦後の混乱期には、子育てにおける親の私的責任と国や自治体の公的責任を並べた理念を掲げた児童福祉法の制定により、「子育ての社会化」の制度的胎動がみられたものの、絶対的な保育不足を背景として保育制度の対象範囲も「保育に欠ける」家族を対象とする救貧的なものとして制度後退した。高度経済成長初期には、労働力需要の高まりの中で既婚女性の就労化が進行し、労働政策としての保育政策が展開され始めるが、男性労働者の「補助」的役割として女性労働が位置づけられる中で、M 字型就労を前提とした保育制度の対象は限定的なものにとどまっていた。他方、戦前の優生思想を踏襲した出生抑制政策と、「よりよい質」の人口を求める「人づくり」「家庭づくり」政策は、「少なく産んでよりよく育てる」という少産志向をもった人々によって受容され、国策として産児調整の推進により少産少死社会へと急激に人口転換したこの時期、急激な少産化と同時に家族の戦後体制と呼ばれる近代家族が大衆化していった。

「三歳児神話」や「母性愛」イデオロギーが色濃く反映された「家庭保育中心主義」とも呼ばれる近代家族規範を反映した保育政策では、「家庭の問題」が母親の就労や「母性愛の喪失」によるものとして「女性問題」化され、専業主婦の母親が愛情をもって家庭で育児する家族こそが「健全な家庭」であるとして、子どもの養育における家族責任とその中心的に担い手としての母親の責任・役割を強調する子育て規範が広められた。産業構造の変化と雇用者化、都市化、核家族化、少産化及び女性の主婦化に伴い「近代家族」が広く

現象していくなかで、子育ての「家族化」や「ジェンダー化」の複合としての近代家族規範は政策側のみならず、人々の側でも受け入れられながら浸透していき、「子育ての私事化」が理念及び実態レベルでも広くみられるようになった。他方で、中児審の提言書でも言及されていたように、この時期は増大する保育ニーズに対応することが保育行政の緊急の課題となっていた。また、高技能人材を育成するための「人づくり」政策が推進された高度経済成長期には、幼児教育についても積極的な振興策が打ち出されるようになり、文部省及び厚生省によって幼稚園・保育所はそれぞれ増設が推進され、需要には追いつかないものの利用者数は急速に拡大していった［池田 2006：239-40］。

経済低成長期には女性の就労等により保育需要、すなわち「子育ての社会化」要求は拡大し続けたが、家族の福祉機能を重視する「日本型福祉社会」が提唱される中で、政策レベルにおいては「子育ての私事化」が強化され、1980 年代に入っても家庭保育を重視する基本方針は変更されなかった。一方この時期、子捨て・子殺し、育児ノイローゼなどの「私事化した子育て」の問題が噴出し、その原因として「母性喪失」や母親の責任を問う論調が強かった。これに対して、1980 年代には育児不安研究をはじめ、「母性愛」規範や孤立育児を問題視し、「子育ての私事化」を相対化する研究群も登場した。実態レベルでも、子育て家庭の間では核家族化や女性の就労化により保育ニーズも多様化し、「子育ての社会化」要求は強まっていたが、子どもの養育も家族が背負うことを前提とした家族主義的政策により、家庭保育を重視する保育政策に大きな変更はみられず[115]、保育需要が深刻化するなかで、保育サービスの供給は民営の比重が高まっていく。

そして、少子化への政策対応が最重要課題となった 1990 年代以降になって、ようやく子育て支援の名称で保育政策以外の家族支援も拡大され、「子育ての社会化」が政策的に展開されていく。出生率に回復の兆しがみえないなかで、子育て支援の政策メニューは多様化し、家庭内の子育てにおける男女共同参画や男性も含めた働き方の問題が子育て支援と関連づけられるなど、「子育ての脱ジェンダー化」にも舵がきられていった。また、政府見解として「子育ての社会化」が明確に提唱され、子育て支援の対象範囲も拡げられ、国や自治体だけでなく、企業や地域社会の組織、構成員も子育て支援の担い手として位置づけ

[115] 布施［2001］の言葉を借りれば、資本主義的業績至上主義のなかで、個々の雇用労働者家族は競争の成果として手に入れる賃金の格差にもとづく生活格差を私事として私秘化し、企業戦士予備軍としての子どもの教育にしのぎを削る一方、現実の問題として、従来の家族が囲い込み担ってきた諸機能を担うことが不可能になる中で、社会化の要請が強まり、「一方の極で私事化傾向を強める家族が同時に他方、社会化の要請を強めるという、ある意味では、二律背反的な特徴をみせる」ようになっていったといえる［同書：212］。

られるようになっていく。子育て支援の量的・質的な拡充と利用の普及に伴って、家族の子育てを社会が支援すること、すなわち「子育ての社会化」に対する社会的な認識も広がっていった。ただし、家族の養育機能の脆弱化に対する認識から「社会化」の必要性が唱えられる反面、法制度上では子育ての第一義的責任は家族や親にあると明文化された。

本章でみてきたように、日本の家族・保育政策の背景には、労働人口や経済発展に関する問題意識がある[116]。「子育ての社会化」を謳って展開される政策的な保育・子育て支援も、顕在的であれ潜在的であれ、少子高齢化や人口減少に対する社会経済的対策として位置づけられている側面がある。さらに、予想を超えた少子化が進行する中で、「子育ての社会化」と並行してその重要性が強調されたのが「家族」であった。直接的に母親の育児役割の強調ではなくなった点と、家族以外の社会的主体による子育て関与が求められている点では、子育ての責任や担い手を家庭内の母親ひとりに集約させる「子育てのジェンダー化」や「子育ての孤立化」からの変化がみられる。とはいえ、「子育ての社会化」の前提として、子育てにおける親の責任を第一義的に強調し、私的責任を明確化している点では、戦後の一連の家族政策の発想から大きく転換したとは言い難い。「子育ての家族化」の基本前提の上に、親族や友人、近隣、地域社会、企業、そして各自治体、というように国家以外の主体を子育て支援の担い手として位置づけられている。「子育ての社会化」施策としての子育て支援では、子育てはどのように社会化（公共化）されているのか。そしてそれは、「私事化した子育て」の脱孤立化、脱家族化、脱ジェンダー化にいかなるインパクトを与えるのか。次章以降では、現代都市における社会調査からこれらの問いを検討する。

116 例えば加藤［2001］は、1990 年代以降急速に進められた保育・幼児教育制度改革について、「子どもの発達保障のために保育施設はどう機能することが求められているか」という発達保障の立場からでも、私たちは未来を生きる子どもたちに「どんな力を保育施設で保障しようとしているのか」という教育問題としてでもなく、あくまでも経済問題として、あるいは労働力政策の一環として展開されたものだったと論じている。

第三章　「子育ての私事化」状況と関係的支援の限界（調査 A）

本章では、質的調査データの分析から、現代都市の乳幼児家庭の子育てを支える育児ネットワーク及び関係的支援の実態と限界を考察し、「子育ての私事化」の状況を明らかにする。

3-1　子育て意識と育児ネットワーク

少子化対策や子育て支援に関する内閣府や厚生労働省の政策文書では、未就学児の母親の子育てに関する意識や、地域における付き合いなどの育児状況に関する調査結果[117]が度々引用されている[118]。そこでは、「特に、在宅で育児を行っている割合の高い 3 歳未満児を持つ母親の半数近くが社会からの疎外感や孤立感を感じている」ことや、「子どもを持つ母親の 4 人に 1 人は子育ての悩みを相談できる人がおらず、4 割の人は困った時に子どもを預けられる人がいない等、地域の中で孤立した子育てによる負担感」が増大しているといったデータが示されてきた。そしてこれらから、既婚夫婦の出生数が漸減傾向にある背景として、「育児に関する精神的・身体的・経済的な負担や、家庭・育児と仕事の両立が困難な職場での働き方に加え、核家族化や都市化の進展等による家庭の養育力の低下や地域における相互助け合いの低下があり、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくいという育児の孤立、といった問題」があると言及されてきた[内閣府 2006]。他の調査研究においても、子育て家庭を取り巻く社会関係やインフォーマルな育児資源は減少傾向にあり、実質的な孤立化が進展している中で、乳幼児の母親の 4～5 割は「子どもが上手く育っているか不安になる」、「どうしたらよいかわからなくなることがある」など子育てにおける不安などを感じているとの指摘がなされている（図 3-1）。また、子育てや家事における負担感は父親と比べて母親においてより強いといった調査結果もみられる（図 3-2）。

117 財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（2004 年及び 2011 年）、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング「子育て支援策等に関する調査 2014 報告書（未就学児の父母アンケート調査）概要」（2014 年）など。

118 「青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談」第 1 回資料（2007 年 12 月 3 日）、「子ども・子育て新システム検討会議　基本制度ワーキングチーム」第 2 回資料（2010 年 10 月 20 日）、「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」第 1 回資料（2014 年 11 月 11 日）、「少子化克服戦略会議」第 6 回資料（2018 年 5 月 11 日）など。

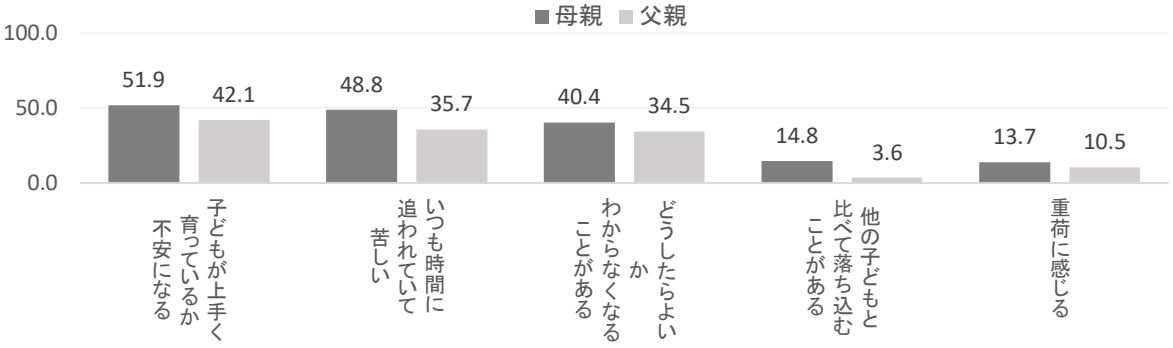


図 3-1　0-1 歳児をもつ母親・父親の子育てにおける不安（選択％）[119]

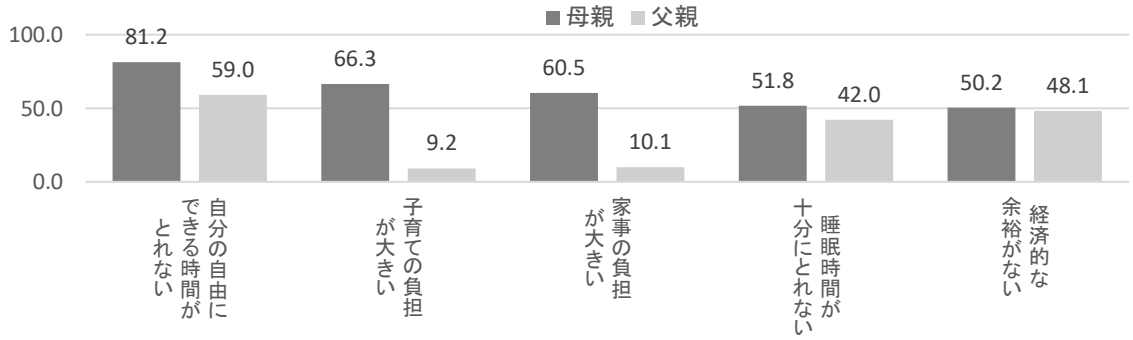


図 3-2　0-1 歳児をもつ母親・父親の子育てにおける心身の負担感など（選択％）[120]

第一章で言及したように、家族社会学をはじめとする家族研究の領域では、育児不安の社会問題化を背景として、近代家族に典型的なジェンダー分業型の子育てのあり方を批判する研究が発展したが、これと並行して、主たるケア提供者である母親の育児負担を軽減するような人的関係資源としての「育児ネットワーク」［松田 2008, 2010］が行うインフォーマルな育児援助に着目した研究が進められてきた。母親の育児ネットワークは、世帯内の夫(子どもの父親)や同居親族と、世帯外の親族及び非親族等で構成される［松田 2001: 36］。1986 年に兵庫県の都市部と郡部で実施された落合［1989］は、夫と祖父母、地域から、母親に対して育児役割の遂行を容易にするために与えられる「育児援助」を、育児労働そのものの一部あるいは全部を代行する「直接的育児援助」と、母親の育児役割遂行を側面から支える「間接的育児援助」に大別し、後者をさらに情緒的、情報的、経済的な育児援助に区別して分析を行った［同書 : 99］。その結果、子どもを預かるといった直接的育児援助は三世代同居以外の世帯でも子どもの祖父母の役割が大きく、孤立核家族世帯では

119 出所：ベネッセ教育総合研究所、2017、「東京大学 Cedep・ベネッセ教育総合研究所　共同研究『乳幼児の生活と育ちに関する調査 2017』」（https://berd.benesse.jp/jisedai/research/detail1.php?id=5290、2019/4/24 取得）p.11 より作成。

120 出所：同上 p.14 より作成。

夫が祖父母を代替する傾向があること[121]、相談相手といった情緒的な育児援助に関しては、夫方同居世帯であっても妻方の祖父母の重要性が高く、都市部では祖父母と地域（の母親仲間）の育児援助が代替的であることが指摘された［同書：93,132-4］。

一方、2000 年代に実施された立山［2011］の調査によれば、義理母による育児サポートと夫による育児サポートは代替関係ではなく、連動関係にあり、専業主婦とパートほど近隣からの子育てサポートが豊富であること、夫サポートが多い妻ほど友人サポートも多いこと、実親が近距離であるほど、友人サポートも多いといった知見が示されている。また、松田［2010］の調査では、「親族は世話ネットワークにも相談ネットワークにもなりやすいのに対して、非親族は相談ネットワークにはなりやすいが、世話ネットワークには、特に子どもが小さいうちは、なりにくい」ことが示唆されており、こうした外出時に子どもの世話を頼める人的関係資源を全くもたない者が 10~15%存在することが現代育児の大きな問題であると指摘されている［松田 2010：100］。さらに母親の育児不安度は、ネットワーク規模が大きく、ネットワークにおける親族割合や密度は低すぎず高すぎない中程度のとき[122]に最も低くなるとされ、世話ネットワークと相談ネットワークいずれにおいてもその「種類」が多いことが、母親の子育ての悩みや育児不安を軽減し、出産意欲の減退を防ぐ効果をもつことが指摘されてきた［松田 2010：109］。

育児ネットワークの多様な構成、すなわち「関係の社会的文脈あるいは領域」［野沢 2009：55］の多さには、親族以外の非親族ネットワークが大きく影響するが、世帯外の友人や近隣を含む非親族ネットワークの中でも、子どもを通じて知り合った母親同士の友人関係は「ママ友」と呼ばれ［實川・砂川 2012：183］、母親本人の就学や就労で形成される友人関係とは区別される[123]。育児期の女性にとってママ友は、葛藤等を引き起こす「ストレス源」ともなるという側面がある一方で、密度の高いネットワークは親交や育児の実体的な相互援助といったサポートを増加させるという、子育てを支える「資源」としての側面もある［前田 2004：28-9］。例えば、親自身の欲求充足に対しては、ママ友よりも学校時代の友人等の方がソーシャル・サポートとして有効であるとされるものの、実親や義理親が遠く

121 同じく 1980 年代末に、大阪府で関井ほか［1991］が有職の（保育園児をもつ）母親を対象に行った調査でも、夫の育児援助が妻方親族の代替となっていることが示唆されている［同書：81］。

122 これは「中庸なネットワーク」と呼ばれる［松田 2008］。

123 育児期女性の非親族ネットワークは、①いわゆる「公園デビュー」や、②幼稚園・保育園への入園、③小学校への入学を契機に、子どもの年齢に伴って再編が促進されるといわれている［前田 2004：30］。

に住む地域の核家族の母親、特に孤立育児状態におかれた専業主婦の場合は、育児の「資源」として近隣のママ友ネットワークが重要であることが指摘されてきた［前田 2003, 2004］。また、母親の育児ネットワークを都市度別に分析した立山［2011］によれば、都心や郊外の母親のパーソナル・ネットワーク[124]は空間的に分散しやすく、親族が遠距離に分布しやすいのに対し、非親族のいわゆる「ママ友」は 7 割程度が徒歩圏内に確保される傾向にあるとされ、ママ友から得る「相談」や「託児」や「世話」といったサポートの量は、有職の母親に比べ専業主婦で多いとされる。

以上をふまえ本章では、家庭内で母親一人に集中しやすく社会的な孤立が問題視されている現代都市の乳幼児家庭の親を対象に行った質的調査から、子育ての困難や負担感、インフォーマルな育児ネットワークの状況及びそれらから提供される育児援助の機能と課題を明らかにし、「私事化された子育て」の現況と限界を考察する。

3-2　分析枠組

本論文では、特に乳幼児の育児の中心的役割を担う母親を支える援助システムを構造と機能でとらえるために、関係的支援と制度的支援の二つのサポート構造と、直接的・間接的・複合的サポートといった三つのサポート機能の体系的総体である「子育てサポートシステム」［工藤 2013］の分析枠組みを採用する。子育てサポートシステムにおけるサポートの構造は、（Ⅰ）夫や親族、ママ友、近隣等の人的関係資源が提供する支援である「関係的支援」と、（Ⅱ）国や自治体、地域組織や民間企業、NPO 等が提供する「制度的支援」の二大構造から構成される。一方、サポートの機能については、(A) 母親のケア行為（育児遂行）を直接的に肩代わりするサポートである「直接サポート」と、(B) 母親がケア行為を行えるようにサポートする「間接サポート」、(C) 関係的支援あるいは制度的支援の一方が、もう一方の機能を促進する形で、両支援が複合的に母親のケア行為を支える「複合サポート」の 3 つの基本機能から構成される。さらに、各サポート機能は、①目的達成のための労働、情報、物資、手段の提供が主機能である「道具的サポート側面」と、②情緒や認知、知能への働きかけが主機能である「表出的サポート側面」といった 2 つの側面に区別される。以上の構造と機能の分析軸から、子育てサポートシステムにおける 6 種類のサポートをまとめたのが表 3-3 である。

[124] 前田［2004］は、パーソナル・ネットワークを「家族、親族、隣人、同僚、友人など、個人が取り結ぶインフォーマルな関係の束」と定義している。これは個人にとっては直接的な社会環境であり、正と負の両面の影響力を及ぼしているとされる［同書：22］。

表 3-3　サポートの 6 分類

		Ⅰ．関係的支援	Ⅱ．制度的支援
A．直接サポート	道具的サポート側面	**ⅠA.**	**ⅡA.**
	表出的サポート側面	**関係的・直接サポート**	**制度的・直接サポート**
B．間接サポート	道具的サポート側面	**ⅠB.**	**ⅡB.**
	表出的サポート側面	**関係的・間接サポート**	**制度的・間接サポート**
C．複合サポート	道具的サポート側面	**ⅠC.**	**ⅡC.**
	表出的サポート側面	**関係的・複合サポート**	**制度的・複合サポート**

本論文では、乳幼児の母親の育児を直接・間接にサポートしている人的なネットワークを「育児ネットワーク」と定義し、「夫」（子どもの父親）や子どもの祖父母などの「親族」に加え、非親族ネットワークの中でも同じ子育て期の母親仲間である「ママ友」が行う育児援助を「関係的支援」、ひろば型支援や預かり型支援などの事業施設が提供する育児援助を「制度的支援」として分析する。以下本章では、日本の大都市の事例として北海道札幌市において乳幼児の親を対象に実施したインタビュー調査のデータから、都市の母親の育児は誰がどのように支えているのか、そのサポートにはどのような限界があるかといった「関係的支援の実態と限界」について、母親の育児負担・育児不安感と、夫や親族、非親族（ママ友）といった育児ネットワークによる直接サポートと間接サポートの側面から考察する。

3-3　調査地：札幌市

北海道西部の石狩平野の南西に位置する札幌市は、日本の政令指定都市の 1 つである。7 つの市と 4 つの町村[125]に隣接し、市域面積は 1,121k ㎡で、東西 42km、南北 45km に広がっている。10 の行政区[126]で構成されるが、市の南西部の山岳地帯を有する南区が市域の約 60％を占めている。市の中心部には、北海道庁や札幌市役所、国の出先機関、公共施設、大通公園などの観光地、企業の本支社などの事業所や商業施設などが集積し、北海道地域の政治・経済・文化の中核機能を担っている。図 3-4 に示されるように、札幌市は、事業

[125] 江別市、北広島市、石狩市、恵庭市、千歳市、石狩郡当別町、小樽市、虻田郡喜茂別町、虻田郡京極町、余市郡赤井川村、伊達市。
[126] 中央区、北区、東区、白石区、豊平区、南区、西区、厚別区、手稲区、清田区。

所数・従業員数ともに製造業等の第二次産業の割合が全国に比べて低く、卸売・小売業や飲食・宿泊サービス業、不動産・物品賃貸業などの第三次産業が中心の産業構造となっている。また、札幌市内にある企業の 75%が、従業員 5 人以下の企業であるなど、従業員 50 人以下の中小企業が全体の 96%を占めている[127]。

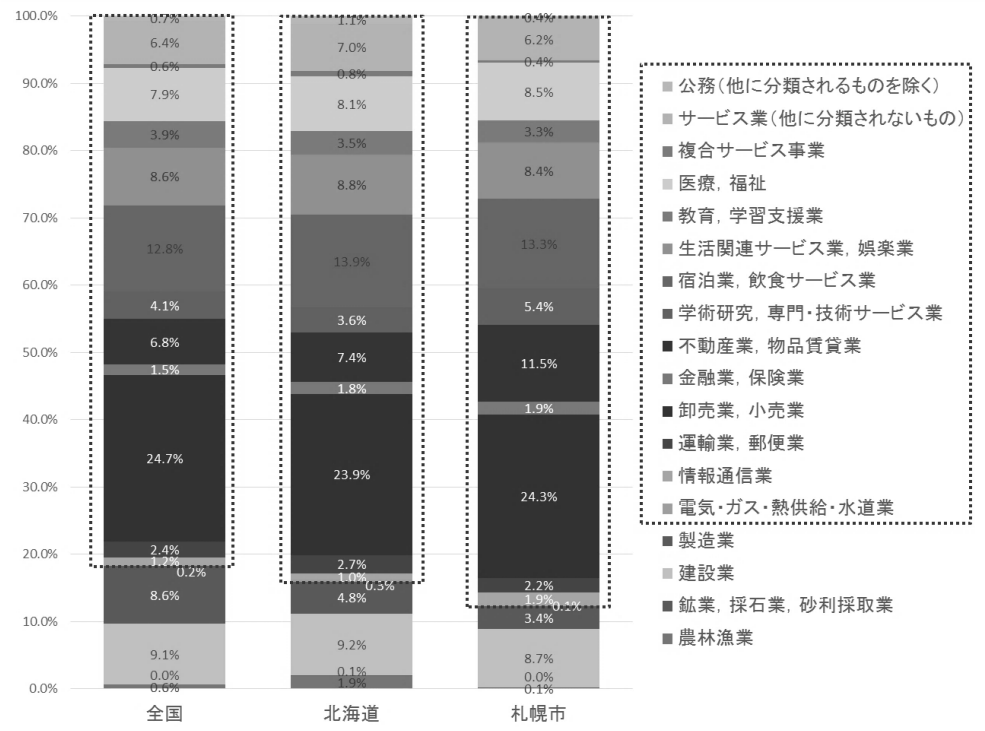


図 3-4　事業所の産業別割合（2014 年）[128]

1922 年（大正 11）の市制施行以来、近隣町村との度重なる合併・編入によって、市域・人口を拡大してきた札幌市は、1970 年には人口が 100 万人を突破し、1972 年に政令指定都市へ移行した[129]。図 3-5 に示されるように、現在も道内各地方からの転入による社会増のため人口は微増傾向にあり、2017 年現在で約 196.3 万人にのぼっている。これは、日本の政令指定都市の中でも横浜市・大阪市・名古屋市に次ぐ第 4 位の人口規模であり、北海道の人口の約 37%に匹敵する。外国人人口は 1.1 万人であり、市の総人口の 0.5%である。全市域でみると人口密度は 1,741 人／k ㎡であるが、市域の約 21%を占める人口集中地区

[127] 札幌市ホームページ、2017、「札幌市産業振興ビジョン改定版（平成 28～34 年度）」（https://www.city.sapporo.jp/keizai/top/keikaku/vision.html、2019 年 9 月 4 日取得）。
[128] 出所：総務省統計局、「平成 26 年経済センサス－基礎調査」より筆者作成。
[129] 札幌市ホームページ、2017、「札幌市のあらまし」（https://www.city.sapporo.jp/city/aramashi/index.html、2019 年 11 月 24 日取得）。

（235k ㎡）に人口の 97.3%（189 万 9 千人）が集住している（人口集中地区の人口密度は 8064 人／k ㎡）[130]。人口性比をみると、男性人口 91.4 万人に対し、女性人口は 104.8 万人であり女性比率が高い。高齢化率は 26.0%であり、全国平均の 27.7%よりはやや低いものの、年少人口比率は 11.4%であり、全国の 12.3%を下回っている（2017 年、図 3-5）。図 3-6 の通り、近年は出生数も減少傾向にあり、社会増減数はプラスであるものの、自然増減数はマイナス傾向にある。また、札幌市の合計特殊出生率は 2005 年に 0.98 を記録して以降、上昇傾向にあるものの 2017 年時点でも 1.16 となっており、全国平均や東京区部を下回って、日本の政令指定都市の中でも最も低い（図 3-7）。

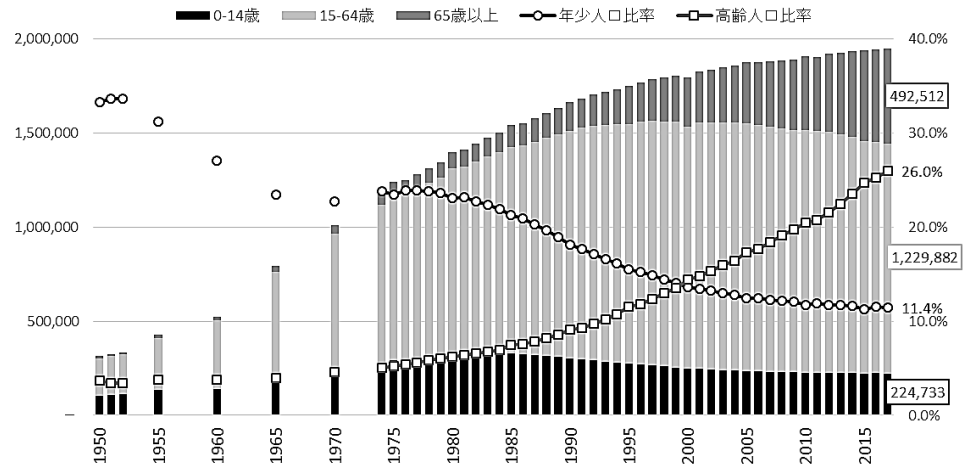


図 3-5　札幌市の年齢別人口の推移[131]

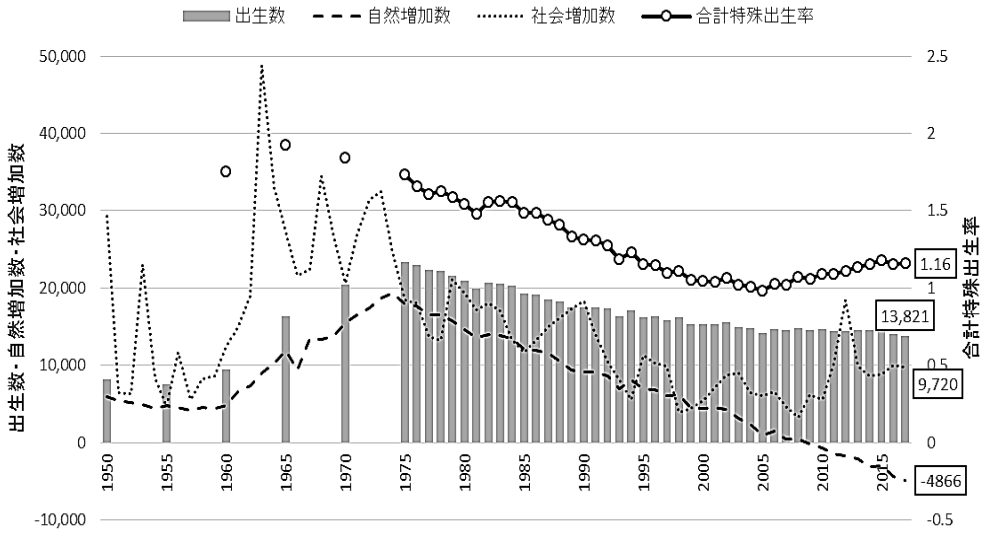


図 3-6　札幌市の人口動態[132]

[130] 総務省統計局、2015、「平成 27 年 国勢調査」より算出。
[131] 出所：札幌市「札幌市統計書（平成 29 年版）―主要指標長期時系列」より筆者作成。
[132] 出所：合計特殊出生率は、札幌市保健所、2017、「人口動態統計（各定数）」より、その他

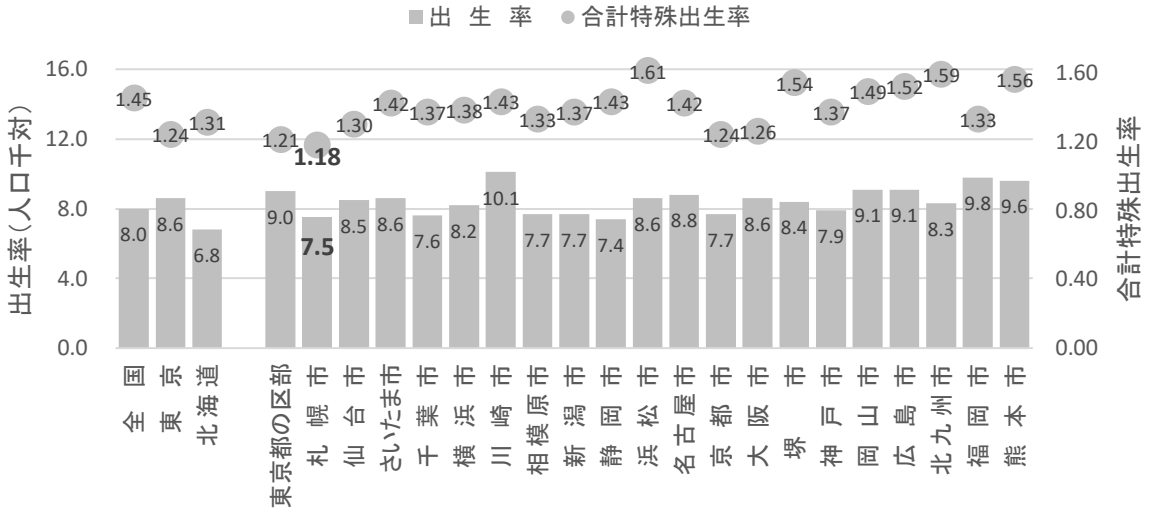


図 3-7　地域別出生率及び合計特殊出生率（2015 年）[133]

日本の少子化の直接的な二大原因は未婚率の上昇と既婚夫婦の出生力低下であることが知られているが、原［2008］によれば、札幌市における少子化は有配偶出生率の低さ（夫婦の出生行動）に加えて、他の大都市と同様に低い有配偶率（独身者の結婚行動）の影響も大きく、両者がほぼ均等に作用している点で特異であるとされる。2017 年の平均初婚年齢は、夫 31.3 歳、妻 29.9 歳であり[134]、全国平均の同 31.1 歳、29.4 歳[135]と比べると特に女性で晩婚化傾向がみられる。第一子出生時の母親の平均年齢は 2003 年に 29.0 歳であったが、2017 年には 30.9 歳となり、晩産化も進行している[136]。

また、札幌市は「小家族化が進んだ典型的な大都市」［金子 2003：24-5］とも称される。一般世帯人数は、過去 45 年間上昇傾向が続いており、1970 年の 98.6 万人から 2010 年には 189.9 万人へと倍近く増加したが、同期間に一般世帯数も 33.9 万世帯から 92.0 万世帯へ約 3 倍に増加した[137]。これにより、一世帯あたりの世帯人数は 1970 年の 2.91 人から、2015 年には 2.06 人へと減少し、日本全国の 2.33 人と比べても少ない[138]。一般世帯の家

のデータは、札幌市、2017、「札幌市統計書（平成 29 年版）―主要指標長期時系列」より筆者作成。

133 出所：厚生労働省、2015、「平成 27 年 人口動態統計（確定数）の概況」より筆者作成。

134 札幌市保健所、2017、「平成 29 年 札幌市衛生年報」より。

135 総務省統計局、2017、「人口動態調査 2017」より。

136 札幌市保健所、2017、「平成 29 年 札幌市衛生年報」より。

137 札幌市、2017、「札幌市の人口―平成 27 年国勢調査結果報告書 第 32 表 世帯の種類別世帯数、世帯人員及び 1 世帯当たり人員（昭和 45 年～平成 27 年）」より。

138 札幌市データは、札幌市、2017、「札幌市の人口―平成 27 年国勢調査結果報告書 第 32 表 世帯の種類別世帯数、世帯人員及び 1 世帯当たり人員（昭和 45 年～平成 27 年）」より。全国データは、総務省統計局、2015、「平成 27 年 国勢調査」より。

族類型では、1970 年に 42.0%で最も割合が高かった「夫婦と子ども世帯」が、2015 年には 23.3%にまで縮小し、三世代同居家族を含む「その他の親族世帯」も同 13.0%から 4.2%に減った一方、単独世帯は同 27.6%から 40.8%を占めるようになった[139]。世帯人数が 3 人以上の世帯が縮小した半面、世帯人数 2 人以下の「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」は、全体の 6 割を占めるまでに拡大するなど、少子高齢化とともに、家族規模が縮小する小家族化が進行している。さらに、就学前の子どものいる世帯に目を向けると、2015 年現在、6 歳未満の世帯員のいる一般世帯は 6 万 7 千世帯ほどであるが、このうち、夫婦と子ども世帯は 5 万 8 千世帯（86.1%）、ひとり親と子ども世帯は約 5 千世帯（7.4%）で核家族世帯が 93.5%を占め、三世代同居の親族世帯は約 2200 世帯と僅か 3.3%にとどまる。

また、札幌市の女性の労働力率は64.7%で、全国平均（67.3%）と比べても低く、M字カーブのくぼみがみられる30代後半以降の年齢層では全国平均を下回っている（図3-8）。6歳未満の子どもがおり、夫が有業者である夫婦と子ども世帯（三世代同居世帯も含む）のうち、妻が無業者の割合は、全国では42.0%であるのに対し、札幌市は48.4%とやや高く（表3-9）、特に就学前の子どもがいる世帯で性別役割分業型の家族形態が多い。育児休業取得率については、北海道のデータになるが、2017年では女性81.5%に対し、男性2.2%であり、男性の取得率は極めて低い[140]。特に札幌市は、男性の育児を阻害する要因の一つである長時間労働の傾向が顕著であり、年間200日以上勤務している男性雇用者のうち、一週間の就業時間が60時間を超える者は17.9%で、全国平均の13.9%を上回り、政令指定都市でも最も高い水準となっている[141]。既述のように札幌市の産業構造は、非正規雇用や長時間労働が多い第三次産業が中心であり、企業規模としても中小企業が圧倒的多数を占めていることから、人手不足や制度面等でワーク・ライフ・バランスや育児休業取得等に困難を抱える職場も多いと推察される。さらに、本州の企業の支店・支社や、道内各地に支店・支社を持つ道内企業の場合、転勤や単身赴任での移動もある。「長時間勤務や転勤を当然とする男性中心の働き方等を前提とする労働慣行により、男性に正社員が多く、女性にパートタイム、派遣・契約社員が多いほか、勤続年数、職階の違いなどから、男性に比べて、女性の賃金が低い現状」があること、「雇用等の分野においても固定的性別役割分担意識は根

139 札幌市、2017、「札幌市の人口―平成 27 年国勢調査結果報告書 第 37 表 世帯の家族類型（11 区分）別一般世帯数（母子世帯及び父子世帯-特掲）（昭和 45 年～平成 27 年）」より算出。
140 札幌市、2017、「男女共同参画さっぽろプラン年次報告書（平成 29 年度）」より。
141 総務省統計局、2017、「平成 29 年就業構造基本調査」より算出。

強く、女性が、結婚・出産により離職する場合が多く、一度離職してしまうと、再就職等をすることは容易なことでは」ない［札幌市 2018：28-30］ことは、日本の全体傾向であるが、全国と比べても札幌市は、それが鮮鋭化してあらわれている地域であるといえる。

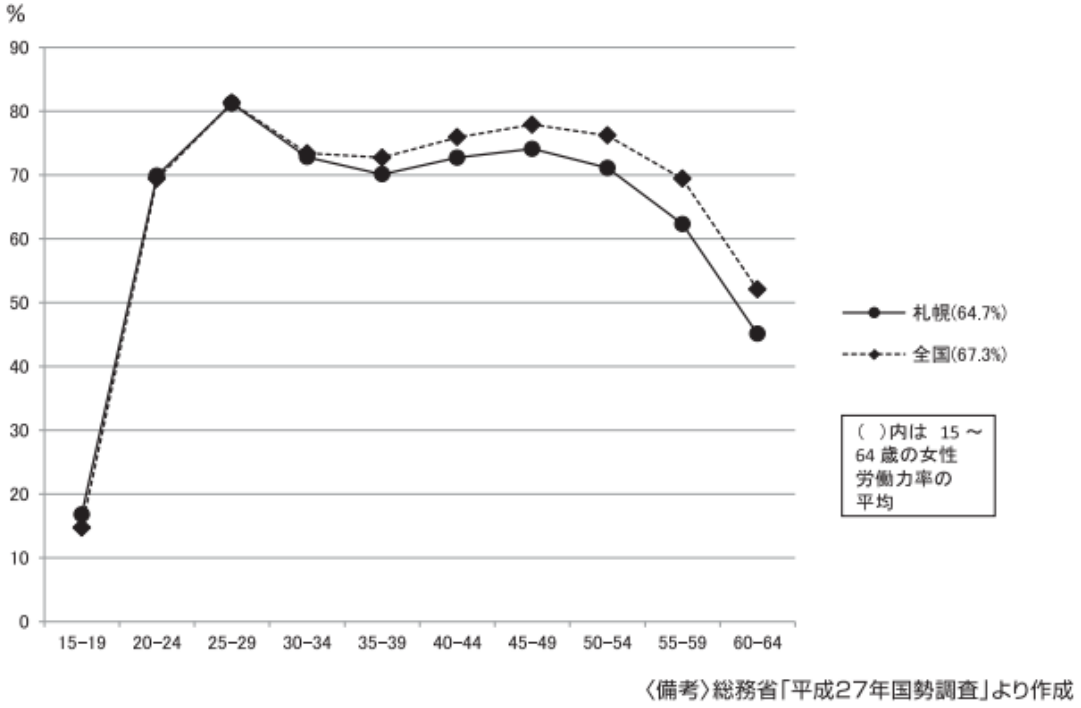


図3-8　女性の労働力率（全国・札幌市）[142]

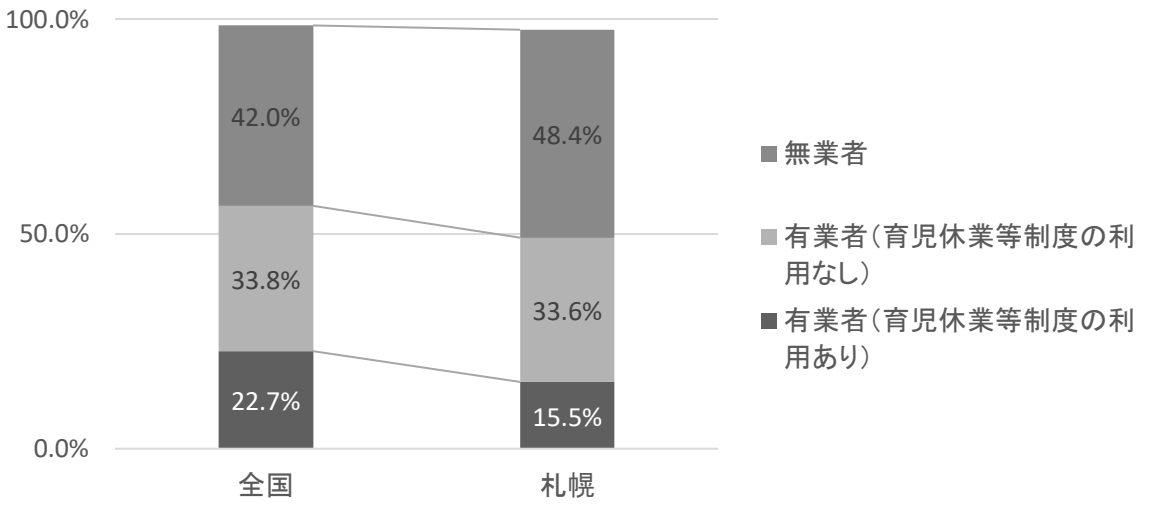


図3-9　6歳未満児と有業者の夫がいる「夫婦と子ども（と親）」世帯の妻の就業状況[143]

[142] 出所：札幌市、2018、「第 4 次 男女共同参画さっぽろプラン（2018 年度～2022 年度）」（p. 29）。

[143] 注：端数のため合計は 100%にならない。出所：総務省、2017、「平成 29 年就業構造基本調査」（都道府県編、世帯単位でみた統計表、第 94 表）より筆者作成。

以上のマクロデータにもとづく限り、札幌市は少子化と小家族（核家族）化が著しく、男性雇用者の長時間労働と既婚有子女性の専業主婦化が顕著な大都市と特徴づけられる。2018 年 4 月時点で、札幌市における乳幼児の保育所利用率は、0 歳児が 14.3%、1～2 歳児が 28.4%であり、3 歳未満児全体では日本全国の 36.6%に対し、札幌市は 23.9%となっている（表 3-10）。また、2018 年 4 月時点で、保育所への入所を希望しながら入所できていない「待機児童数」は、国定義では 0 名であるが、いわゆる「隠れ待機児童数」は 1,689 名となっており、全国的にみても数が多い（表 3-11）。

表 3-10　3 歳未満児の保育所利用率[144]（在園児童数÷各年齢人口、2018 年 4 月）

	札幌市			全国		
	在園児童数	各年齢人口	利用率	在園児童数	各年齢人口	利用率
0-2 歳	10,005	41,928	23.9%	1,071,261	2,923,000	36.6%
うち 0 歳	1,939	13,573	14.3%	149,948	963,000	15.6%
うち 1,2 歳	8,066	28,355	28.4%	921,313	1,960,000	47.0%

表 3-11　待機児童・隠れ待機児童の数及びワースト順位[145]

		2016 年 4 月	2017 年 4 月	2018 年 4 月
待機児童数		8（94 位）	7（91 位）	0（127 位）
隠れ待機児童数	自治体補助の認可外施設を利用	31	0	0
	保護者が育児休業中	0	0	0
	特定の施設のみを希望	756	1063	1249
	保護者が求職活動を休止	5	399	282
	企業主導保育所を利用	—	—	158
待機児童数と隠れ待機児童数の合計		800（19 位）	1469（11 位）	1689（5 位）

144 出所：札幌市データは、札幌市、2018、「札幌市統計書（平成 30 年版）第 16 章 社会福祉 16-14 保育所の概況」及び「住民基本台帳人口（各歳人口）」、全国データは、厚生労働省、2018、「保育所等関連状況取りまとめ（平成 30 年 4 月 1 日）」より筆者作成。

145 注：（）内は、20 政令指定市・県庁所在地・東京 23 区・2018 年に待機児童が 50 人以上（2016・2017 年は 100 人以上）だった 148 市区町村（2016・2017 年は 104 市区町村）における順位（待機児童数が多いほど順位が高い）。出所：朝日新聞「待機児童『見える化』プロジェクト」（http://www.asahi.com/special/taikijido/、2019 年 11 月 24 日取得）掲載データより筆者作成。

少子化と小家族化が著しく、男性雇用者の長時間労働と既婚有子女性の専業主婦化が顕著な大都市である札幌市では、乳幼児の 7 割以上が保育所等を利用せず在宅で育てられており、性別役割分業型の家族状況をふまえると、乳幼児の育児の責任と役割の多くを家庭において母親が一人で担っている状況が推測される。こうした日本の都市部で乳幼児を育てている親たちは、どのような子育て意識や規範意識を持ち、またどのような育児ネットワークの中で子育てを行っているのか。以下、札幌市において実施した調査から検討する。

3-4　調査 A：「ひろば型支援」利用者調査

2012 年 6 月から 2013 年 10 月にかけて、札幌市内 5 つの区にある計 9 か所の子育てサロン（ひろば型支援施設）を訪問し、このうち 8 カ所において利用者である乳幼児の保護者を対象にインタビュー調査を行った（子育てサロンの概要については次節で詳しく紹介する）。調査対象者 71 名のうち、67 名は乳幼児の母親、4 名が父親である[146]。調査対象者の母親の特徴（表 3-12、表 3-13）としては、主に年齢が 20～30 代で、専業主婦が 50 名と最も多く、育児休業中が 10 名、就業中が 5 名である。全体の 2／3 は 1 人、1／3 は 2 人の子どもをもち、末子年齢は 0～2 歳が中心である。三世代同居世帯及び夫婦両方の親が近居する世帯は各 5 名で、36 名は夫婦どちらかの親が近居し、20 名は核家族世帯である。

調査方法は半構造化インタビュー形式であり、1 回の訪問（1 時間半～2 時間）につき、利用者 2～4 名を対象に行った。調査当日、利用者に対して施設の職員・スタッフから調査の説明をしてもらった上で、調査協力者を探した。調査者の所属・名前と調査の目的、個人情報の取り扱い・匿名性、全ての質問の回答は任意であること等を伝え、協力承諾の場合は、フロアに座りながら口頭で質問した[147]。子どもの人数・年齢、居住区以外のフェイスシート項目は、インタビューの最後に質問紙に直接記入してもらった。その場で回答内容のメモを取り、その日のうちにデータ整理を行った。表 3-14 は、調査項目と質問項目の具体的内容である。調査時間は回答者一人につき 10～20 分程度である[148]。

146 インタビュー調査の対象者に母親以外の子どもの親族が少ない理由について、調査を実施した施設では、実際に利用者のほとんどは乳幼児とその母親であり、土日も開館しているセンター型 A 以外では、調査実施日に子どもの父親や祖父母等の利用者がいなかったこと、また母親と一緒に来館している父親や祖父母に声をかけた際も、こちらから指定はしなかったものの、インタビューへの回答は母親が行うことがほとんどであったといった事情による。

147 なお、センター型 A では、筆者が質問する間に同伴の学生が子どもを見守る形式で行った。

148 子どもが泣き出したり、その場から移動したといった状況や回答者の都合によって質問を省略・中断したケースもある。

表 3-12　インタビュー調査対象者の母親（計 67 名）の概要

調査施設	センター型 A：29 名（43%）、センター型 B：7 名（10%）、児童館型 C：8 名（12%）、児童館型 D：3 名（4%）、児童館型 E：9 名（13%）、地域型 F：0 名（0%）、地域型 G：2 名（3%）、NPO 型 H：6 名（9%）、NPO 型 I：3 名（4%）
本人年齢	20 代：13 名（19%）、30 代：41 名（61%）、40 代：6 名（9%）、不明：7 名（10%）
子ども数	1 人：43 名（64%）、2 人：22 名（33%）、3 人：1 名（1%）、不明：1 名（1%）
末子性別	男：32 名（48%）、女：34 名（51%）、不明：1 名（1%）
末子年齢	0 歳：23 名（34%）、1 歳：21 名（31%）、2 歳：18 名（27%）、3 歳：3 名（4%）、4 歳：1 名（1%)、不明：1 名（1%）
親族居住状況	同居世帯：5 名（7%）、両方近居世帯：5 名（7%）、妻方近居世帯：29 名（43%）、夫方近居世帯：7 名（10%）、非同近居世帯：20 名（30%）、不明：1 名（1%）
本人学歴	中学校：2 名（3%）、高等学校：9 名（13%）、専門学校：13 名（19%）、短期大学：11 名（16%）、四年制大学：15 名（22%）、大学院：3 名（4%）、不明：14 名（21%）
本人職業	主婦：50 名（75%）、育児休業中：10 名（15%）、会社員：2 名（3%）、公務員：1 名（1%）、パート：2 名（3%）、その他：1 名（1%）、不明：1 名（1%）
配偶者職業	会社員：41 名（61%）、公務員：12 名（18%）、自営業：4 名（6%）、配偶者無：2（3%）、不明：8 名（12%）
世帯年収	100-299 万円：5 名（7%）、300-499 万円：22 名（33%）、500-699 万円：18 名（27%）、700-999 万円：9 名（13%）、1000-1499 万円：1 名（1%）、不明：12 名（18%）

表 3-13　施設類型別インタビュー調査対象者の概要（母親+父親、計 71 名）

		センター型A		センター型B	児童館型C	児童館型D	児童館型E	地域型G	NPO型H	NPO型I
本人性別（対象者数）		女性	男性	女性	女性	女性	女性	女性	女性	女性
		29	4	7	8	3	9	2	6	3
本人年齢	20代	7	0	1	1	1	3	0	0	0
	30代	15	3	6	7	1	2	2	6	2
	40代	4	1	0	0	1	0	0	0	1
	不明	3	0	0	0	0	4	0	0	0
子ども数	1人	16	4	6	8	2	3	1	5	2
	2人	12	0	1	0	1	6	0	1	1
	3人	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0
末子性別	男	15	4	4	1	2	4	0	3	3
	女	13	0	3	7	1	5	2	3	0
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0
末子年齢	0歳	8	1	4	1	2	6	2	0	0
	1歳	6	0	3	5	1	1	0	4	1
	2歳	11	1	0	2	0	2	0	2	1
	3歳以上	3	1	0	0	0	0	0	0	1
	不明	1	1	0	0	0	0	0	0	0
居住区	施設所在区	12	3	6	8	3	9	2	6	3
	施設所在区外	16	0	1	0	0	0	0	0	0
	不明	1	1	0	0	0	0	0	0	0
親族居住状況	同居	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	両方近居	3	0	0	0	0	0	0	2	0
	妻方近居	10	2	3	6	1	7	0	1	2
	夫方近居	4	0	1	1	1	1	0	1	0
	非同近居	9	1	3	1	1	1	2	2	1
	不明	2	1	0	0	0	0	0	0	0
本人学歴	中学校	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	高等学校	3	0	3	1	1	0	0	1	0
	専門学校	6	0	1	2	1	1	1	0	1
	短期大学	2	0	2	3	0	1	0	1	2
	四年制大学	7	0	1	2	1	1	1	3	0
	大学院	1	1	0	0	0	1	0	0	0
	不明	9	3	0	0	0	5	0	0	0
本人職業	主婦／主夫	20	0	4	5	2	9	1	6	3
	育児休業中	2	0	2	3	1	0	1	0	0
	会社員	2	4	0	0	0	0	0	0	0
	公務員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	パート	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者職業	会社員	14	0	4	8	2	2	2	6	3
	公務員	6	0	3	0	1	2	0	0	0
	自営業	2	0	0	0	0	2	0	0	0
	配偶者無し	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	主婦／主夫	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	不明	5	1	0	0	0	3	0	0	0
世帯年収	100-299万円	4	0	0	1	0	0	0	0	0
	300-499万円	8	2	1	2	2	4	2	3	0
	500-699万円	5	0	4	4	0	2	0	2	1
	700-999万円	6	1	0	1	0	1	0	0	1
	1000万円以上	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	不明	6	1	2	0	0	2	0	1	1

表 3-14　インタビュー調査項目

質問項目	質問内容
①子育てサロンの利用について	・こちらの子育てサロンへはよくいらっしゃるのですか？月に何回くらいですか？ ・どのような目的で利用されていますか？ ・利用には満足していますか、不満はありますか？どのような点ですか？ ・他の子育てサロンを利用したことはありますか？そこと、このサロンでは、利用の仕方や親子の交流に違いはありますか？
②子育ての楽しさについて	・子育てをして、良かったなと感じていることはどのようなことですか？
③子育ての大変さ・育児負担について	・子育てで大変だと感じていることは、どのようなことですか？ ・精神的な負担は感じていますか？ノイローゼになることはありますか？ ・体力的な負担は感じていますか？ ・時間的な負担は感じていますか？ ・子育ての経済的な負担は感じていますか？
④育児の相談・助言・情報について	・子育てで困ったことや、悩みなどがある時は、誰かに相談していますか？どのようなことを相談しますか？ ・育児関連の情報は自分で調べますか、それとも人から聞きますか？誰に聞きますか？
⑤親族サポートについて	・育児に関してご両親やご親族から助けてもらっていることはありますか？誰に、どのようなことを助けてもらっていますか？ ・お子さんを預けたりはしますか？どのような時に預けますか？
⑥非親族サポートについて	・育児に関してママ友や友人、近所の人などに助けてもらっていることはありますか？誰に、どのようなことを助けてもらっていますか？ ・お子さんを預けたりはしますか？どのような時に預けますか？預けない理由はありますか？ ・サロンでママ友はできましたか？
⑦夫のサポートについて	・平日はどのような育児をしていますか？休日は？ ・育児や家事の分担に不満は感じていますか？ ・育児休業や病児休暇などを取りましたか？取らなかった理由、取りにくい理由はありますか？
⑧託児ニーズについて	・普段、お子さんを預けることはありますか？どんな時に・誰・どこに？ ・お子さんを少し預けたいなと思うときはありますか？そのようなときはどうしていますか？
⑨一時保育の利用について	・「一時保育」や「一時預かり」についてはご存知ですか？利用したことはありますか？ ・利用したいですか？どのような時に利用したいですか？／利用しやすいですか？どのような時に利用しましたか？ ・どのような一時保育なら利用したいですか？
⑩就業について	・今現在、お仕事はされていますか？ 【就業者に対して】 ・パートタイムですか、フルタイムですか？育児休業は利用しましたか？ 育児と仕事の両立の難しさは感じていますか？それとも両立しやすいですか？ 【非就業者に対して】 ・今後、就業希望はありますか？いつ頃からの就業を希望していますか？パート／フルタイム？再就業する一番の理由はなんですか？仕事と家庭の両立に不安などはありますか？
⑪理想・予定子ども数について	・将来理想としては何人のお子さんが欲しいと希望していますか？「〇人」の理由はありますか？最終的な予定としては何人になりそうですか？なぜですか？
⑫子育て支援の要望について	・最後に、子育て家庭への支援として、国や自治体に一番実現してほしいことがあれば教えてください。

3-5　結果：関係的支援の実態と限界

（1）母親の子育て意識

まず、「子育てに対する意識」のうち、「子育てをしてよかったこと・子育てで楽しいと感じるとき」といったポジティブな評価に関する質問の回答としては、①「子ども」に対するポジティブな感情や子どもの成長への喜び、②「親」としての自分自身の成長や変化、「親」としての経験そのものに対する肯定的評価、③子育てを通じた家族関係（夫婦関係、きょうだい関係）への肯定的な影響や変化、④子育てや子どもを通した家族外関係の発展、の 4 つの側面に関わる回答が得られた（表 3-15）。

表 3-15　子育てに対するポジティブな意識（自由回答・複数回答）

	回答例（回答者 ID）
①「子ども」に対するポジティブな感情や子どもの成長への喜び	「〔こどもが〕悪いことをしていても、そのときはイライラするが、かわいい（C6)」、「一緒にいて、〔こどもの〕寝顔や笑顔をみると幸せ（H1)」、「〔こどもの〕日々の成長。昨日できなかったことが、今日できるようになったり、毎日毎日発見がある（A17)」、「それまで抱かなかった感情。〔こどもの〕成長に喜びを感じる。キュンとしたり、感動というか、そういう気持ちが毎日ある（A20)」など。
②「親」としての自分自身の成長や変化、「親」としての経験そのものに対する肯定的評価	「子どもと一緒に成長できる。しつけをした時などの葛藤を乗り越えたりとか（A12)」、「また 1 から自分も学べること。子どもと一緒にもう一回人生をやりなおすというか、小さなことを一つずつしていくこと（A14)」、「子どもができて、考え方も変わった（B4)」、「仕事では得られない達成感。仕事は代わりがいるが、自分の子にとって母親は自分だけ（A21)」、「親になって、人間の成長ってこういうことなんだと思った（D3)」、「貴重な経験をさせてもらっているという感じ（B4)」、「歳とってから生まれた子どもなので、『お母さん』って呼ばれるとうれしい（A25)」など。
③子育てを通じた家族関係への肯定的な影響や変化	「夫婦二人だと喧嘩したりしていたが、子どもが生まれて家族が明るくなった（D2)」、「夫と二人じゃなくて子どもがいるから家族としての関係になる（B7)」、「〔末っ子ができて〕上の子、下の子にとって良い（G1)」など。
④子育てや子どもを通した家族外関係の発展	「人との出会いが広がる。引っ越しとかをすると、一人だと人の中に行かないが、子どもがいるから公園に行ったりするし（B7)」、「子どもを通して友達ができる〔子育てサロンのような〕こういう世界を知らなかったし。子どもの成長を周りの人にも見てもらえる（H5)」など。

次に、「子育てで大変なこと」といった子育てに対するネガティブな意識に関する質問項目では、育児の時間的負担、身体的負担、精神的負担、経済的負担といった育児の 4 負担［金子 2006：31］について聞き取りを行った。その結果、母親の育児負担の要因としては、以下の 6 つがあげられた（表 3-16)。

表 3-16　子育てに対するネガティブな意識（自由回答・複数回答）

	回答例（回答者 ID）
①子どもの行動への対処	子どもが「泣き止まない」、「いやいや期で癇癪・ごねる」、「赤ちゃん返り」、「思うように動いてくれない」、「騒ぐ・はしゃぐ」、「しつけがきかない」、「反抗」、「意思疎通ができない」、「泣いている理由がわからない」、「力が強い」、「抱っこをせがむ」。「夜泣きが 1 時間ごとにあるので、寝不足状態が続くのが大変（E1）」、「とにかく寝ない。寝ないので自分のアトピーもひどくなった（D3）」、「大人が思うように子どもは動かない時は、もどかしく感じたり、イライラすることがある（E3）」、「ぐずったりした時に心の余裕のなさを感じることもある（A9）」、「家で、〔子どもがべったりで〕自分のトイレにいけない。不自由。ノイローゼにはよくなる。上の子がなんでもイヤイヤ（A29）」など。
②育児の時間的拘束	子どもが優先で自分の「食事・入浴・身支度」が難しく、「テレビ・読書・趣味・化粧・買い物・美容室・用事・友人と遊ぶこと」など、「それまで普通にしていたことができなく（A20）」なる。「規則正しい生活をしたいが、慣れるまでは子どものペースになってしまう（C1）」、「どこに行くにも子どもと一緒（A8）」、「ほっとする時間がない（A26）」、「体調が悪くても子育てはある（A21）」、「イライラしてしまう（A14）」、「ストレスがたまる（C4）」など。
③孤立育児	「頼れる身内が身近に一人もいない。親は東京なので、なかなか頼りづらい（A11）」、「いやいや期は二人で家にいると大変。実家が近くじゃないので、息抜きとか、大人と話すことができない（H5）」、「祖父母がいないし、夫も仕事でいないので、変わってくれる人がいなくて大変（A15）」、「両親がどちらも地方なので、気軽に預けられるところがない。〔子どもが〕1 か月くらいの時は、先が見えなくて〔精神的な負担を〕感じていた。どうして泣いているのかとか、初めての育児で分からないまま、寝られなかった。日中家で、一人で息がつまった（G2）」、「24 時間〔子どもと〕一緒なので気分転換ができない。ノイローゼっぽくなる時はある。冬とか、家の中でずっと子どもと二人で、夫も帰りが遅かったり、出張だったりして、『今日は誰とも話してない』みたいな。そうなっちゃうと、今度は外に出るのもおっくうになる（B1）」など。
④年齢・生理的	「二人目がお腹にいる時は、つわりもひどくてつらかった（A19）」、「出産も高齢

要因	だと大変だし、産んでからも体力的には大変（A11)」、「母乳の時に、食べ物や飲み物が制限されて大変だった（A20)」など。
⑤仕事と育児の両立	「仕事との両立、時間的に余裕がないこと（A6、会社員)」、「仕事をしているが、自分が疲れていても、子どもの食事やお風呂がある（A19、パート)」など。
⑥子どもの養育費	「おむつやおもちゃ、絵本などのお金もあるし、お風呂に入れる水道代や光熱費など、生活費全般（A4)」、「今育休中なので給料面が〔負担が大きい〕（B2)」、「正社員ならまだいいが、もしもパートになったら、教育費を稼ぐのが大変（A2)」、「夫婦両方で働かないと大変。子どものために貯蓄しないと、と思う。上の子の洋服を捨ててしまったので、下の子の洋服にお金がかかる。あとは、上の子の習い事の月謝など（A12)」、「今はないが、二人目は大丈夫か不安。（H1)」、「二人目が出来たら、幼稚園くらいから学校のお金が負担になると思う（A25)」、「今はないが、大きくなったら。高校や大学など（B4)」など。

1つ目は、①子どもの行動への対処（39名）であり、特に、子どもの夜泣きなどによる睡眠時間の不足が、多くの母親の時間的・身体的・精神的な負担となっており、中には、子どもの行動への対処が、体力面だけでなく、育児ノイローゼといった精神的負担を引き起こすケースもみられた。

2つ目は②育児の時間的拘束（22名）であり、専業主婦の母親の場合は、育児に追われて思うように家事ができず、「夜家事をして寝不足（A25)」になるなど、育児の時間的な拘束感が、時間的、身体的、精神的な負担を引き起こしている傾向がみられた。一方、日中は仕事のために子どもと離れている就労中の母親では、自分自身の時間よりも、子どもとの時間、育児の時間を確保したいという意見がみられた[149]。

3つ目の③孤立育児（11名）については、親族と同居も近居もしていない子育て世帯では、日常的な育児援助が得られず、育児負担を抱えやすく、長時間労働や出張等で夫のサポートが希薄な場合や、子どもと外出しにくい冬場は孤立育児に陥りやすい。また、第一子が生まれた直後や子どもの反抗期などは、家の中で母親が子どもとのみ過ごす時間が長くなり、話や相談、気分転換をする相手がいない状態での育児によって、精神的な負担が

149 「普段は保育園に預けているので〔育児の〕時間的な負担はない。むしろ子どもと一緒にいられる土日の時間が貴重（A12・公務員)」、「仕事がある時はいつもバタバタ。仕事のない時は〔子どもと〕べったりしていたい。自分の時間が欲しいというより、子どもとの時間が欲しい（A27・パート)」など。

大きくなりやすい。ただし、親族が近くにいる場合でも、夫が仕事のために家にいない場合[150]や、子どもが小さく、育児における母親の負担が大きいとき[151]には、精神的・身体的な負担を抱えやすい。さらに、夫方親族よりも信頼できる身近な他人に頼りたいという意見[152]もみられた。

その他、④年齢・生理的要因（8 名）については、妊娠や出産、授乳を含めて子育て期の母親に生じる生理的な要因や、母体の高齢化も育児の身体的、精神的な負担との関連がみられる。また、今回の調査対象者は、就業中の母親が 5 名と少なかったが、うち 2 名からは、⑤仕事と育児の両立（4 名）が時間的・身体的な負担であるという意見がきかれ、子どもの看護や通院と仕事の両立負担が大きく、離職したケース[153]もあった。育児の経済的負担としては、⑥子どもの養育費（2 名）があげられる。子どもの生活費に加えて、共働き世帯では育児休業やパートタイム就業になった場合の収入減が負担としてあげられ、子どもの習い事や被服費への出費という回答もあった。一方、教育費負担については、現在の負担感よりも、第二子出産後や将来の子どもの教育費負担に関する意見があがった。

以上のように、本調査では乳幼児の母親の 9 割以上は子育てに対して「楽しい」「やりがいがある」といったポジティブな評価をしており、子どもの存在や子どもの成長、親としての自分自身の成長、子育てを通じた社会関係の拡大等に肯定的・積極的な価値を見出していた。一方で、母親中心の育児に伴う身体的・精神的な負担感やストレス、日常的にも緊急時にも子どもの面倒を頼る先がない孤立感、出産や育児の大変さや育児と仕事の両立の難しさを訴える声もみられた。こうした子育てにおける困難の背景には、第一に、育児ネットワークによる関係的な支援の不足の問題が考えられる。そこで以下では、インフォーマルな育児ネットワークによる関係的な支援の実態と限界についてみていく。

150 「夫が出張のときは不安に思う（E8)」、「上の子が小さい時は、夫が単身赴任をしていたので育児ノイローゼになった。しつけのために怒る時などは、子どもと 1 対 1 なので、精神的にも体力的にも大変（A12)」など。

151 「生まれて 1～3 か月は、旦那も手伝えることがなく、自分一人でやっていてきつかった（B5)」など。

152 「困ったのは、初めての子育てで、どうしていいのか分からない時に相談するところがなかったこと。…自分の母親はもうなくなっているし、夫の親は市内にはいるが、なかなか相談しにくいので、気軽に相談できるおばあちゃんみたいな人がいて大丈夫だよと言ってもらえるといいなと思う（A24)」など。

153 「仕事との両立が大変で毎月体調を壊してしまい 3 か月前に仕事を辞めた。飲食や派遣の仕事だったが、子どもが熱を出した時などに休むのが大変だった（A23、主婦)」。

(2) 父親／夫の育児の状況

子どもの父親の育児の具体的な状況として、平日・休日の夫の育児内容についてたずねた結果、5 つの項目が挙げられた（表 3-17）。

表 3-17　夫の育児／サポート（自由回答・複数回答）

		回答例（回答者 ID）
直接サポート	①子どもの遊び相手	「平日は夜早く帰った時に遊んだり、面倒をみたり。休日は遊んだり（B3）」、「自分がご飯を作るときに子どもを抱っこしたり、遊んだり、散歩に連れて行ってくれる（E8）」、「主に上の子の遊び（A24）」など。
	②子どもの世話	「夫婦ともに朝 8 時から 5 時まで働いているが、平日も子どもをお風呂に入れたり、お風呂の掃除をしたり、料理以外のことは全て分担している。おむつの替えなどは夫がメインでやっているし、朝の忙しい時などは夫が面倒を見ている（A12、共働き）」、「平日〔夫〕は帰りが遅いので朝少し会えるが、子どもが寝ていたらほとんど会えない。休日は、おむつを替えたり、遊んだり。離乳食はつくらないが、私が作ったのを食べさせたり（B6、共働き）」、「平日も休日も、食事や遊びや歯磨きやお風呂などしてくれる（C5、専業主婦）」など。
	③子どもの見守り・預かり	「用事の時は夫に子どもを預ける（B6）」、「二人目の妊娠で入院した時も夫が上の子を見ていた。もう二人目なので夫も育児のプロで、不安なく子どもを預けられる（A7）」、「平日は帰りが遅いが、休みの日は『一人でみているから出かけてきていいよー』と言ってくれる（C5）」など。
間接サポート	④家事	「平日は〔夜〕11 時に帰ってくるので、寝かしつけや遊びなど。休日は家事をしてくれる（G2）」など。⇔不満：「夫は、家事はほとんどしない。自分が〔再就業して〕働く時はもう少ししてほしい（A16）」、「言えばやってくれるけど、言わなくてもやってほしい（I3）」など。
	⑤相談相手	「子どもの性格などの内面的な成長（E4）、「子どもに怒りすぎたときなど（E3）」、「ちょっとこういうことがあったよとか、〔子どもが〕他の子をつねってしまったとか。〔夫に〕話すと気持ちが楽になる（H3）」、「精神的な負担は発散している。夫にグチを言ったり、出かけたりして（C7）」など。

夫による育児の中で最も一般的なのは、①「子どもの遊び相手」（33 名）であった。夫が子どもの遊び相手をすることは、母親が家事や下の子どもの世話を行うためのサポートにもなっている。ただし、専業主婦世帯では、夫による直接サポートが「遊び」だけに限定されているという回答者も 8 名いた[154]。一方、夫による②子どもの世話（32 名）については、風呂（16 名）、食事（9 名）、おむつ・トイレ（9 名）、寝かしつけ（4 名）、着替え（3 名）、歯磨き（1 名）等があげられ、「ほぼ全部・なんでもする」という回答者も 5 名いた。共働き世帯では、育児や家事を夫婦で分担している場合もあるが、妻がフルタイム就業の場合でも、平日の育児が妻に偏っている場合もみられた。母親が専業主婦や育児休業中の世帯では、平日も夫が子どもの世話をする場合もあれば、休日のみの場合もある。

また、③子どもの見守り・預かり（14 名）については、共働き世帯でも専業主婦世帯でも、母親に用事があるときや入院時、息抜きのために、夫が子どもをみることも少なくない。ただし、普段子どもの世話をあまりしない夫や、ある程度の世話ができる夫でも、母親が夫への託児に不安感をもっている場合[155]もみられた。④家事（4 名）については、母親の就業状況に関わらず比較的育児に積極的な夫が家事を行っているが、「育児や家事の分担に不満は感じていますか？」という質問では、不満の声もきかれ、分担に不満はないとする場合も、夫の時間的・能力的な限界性や、家庭内役割分業の前提、親族サポートによる代替などを理由として、家事育児役割の偏りは肯定されているケース[156]もみられた。

また、「子育てで困ったことや、悩みなどがある時は、誰かに相談していますか？」という質問に対して、15 名が⑤相談相手として夫をあげたが、育児の「助言」や「情報提供」といった回答はみられなかった。子どもの様子や発達について気になったことや子どもを怒ったときなどに夫に相談しており、夫が相談・話し相手になることで母親の育児における不安やストレスなど精神的な負担が軽減されている。また、日常的な子どもの世話といった直接サポートよりも、緊急時の精神的な支えや母親の育児に対して理解を示すといった面を重視する母親[157]もいた。

154 「夫は育児をそんなにしない。夜少し遊ぶ程度。お風呂やご飯などの世話はしない（A16）」など。

155 「おむつなどもできるし、夫に預けることはできるが、2 人いっぺんに預けるのは不安（A14）」など。

156 「手伝うと言っても時間がない（A19）」、「夫がするとややこしくなる。自分は主婦なので（A15）」、「お金さえくれれば良いです（D1）」、「単身赴任中だし、家事などは母とやっているので不満はない（A4）」、「もう、やれない、やらないのが当たり前になっている。やってくれたらありがとうという感じ（A20）」など。

157 「〔家事や育児は〕分担自体がない。…でも、育児でつらい時は車で連れ出してくれたり、普段はあまりしないが、いざという時に助けてくれるのでその方がいい（S17）」など。

（3）父親／夫の育児の限界

このように、共働き世帯のみならず専業主婦世帯においても、大半の夫が直接または間接的な形で育児役割に関与し、母親の育児遂行を支えている。ただし、都市の男性の長時間労働や就業環境は、第一に、夫による日常的な育児援助に限界をもたらし、単身赴任や出張は母親の孤立育児による育児負担のリスクを高める。また、父親が世話や遊びを日常的に行うには仕事による時間的な制約が大きい[158]。本調査では、平日も含め「日常的に世話」をしている夫も 21 名いたが、「平日は遊びだけ」が 2 名、「休日のみ世話」をしているのは 12 名で、「休日に遊びのみ」は 9 名、そして平日も休日も夫は育児を「あまり・全くしない」と回答した者も 4 名いた。また、夫との育児・家事役割分担に不満を感じている場合[159]は、母親の育児負担を助長させる可能性も指摘できる。夫が育児をする時間的な余裕がある場合でも、低年齢児の育児においては、夫が直接サポートを行いにくく母親に育児が偏りやすい[160]。さらにこのような制約から父親の育児機会が減ってしまうと、育児をしないのが「当たり前」というように常態化してしまう[161]可能性も指摘できる。また本調査では、母親が育児休業中の 10 世帯中 3 世帯の夫が単身赴任をしており、夫による日常的な育児援助がほとんどないケース[162]があり、夫が単身赴任や出張によって長期間家を離れるケースにおいて、母親の育児不安のリスクがみられた[163]。特に、祖父母が近くにいない専業主婦世帯や、転居直後で近所に息抜きをする場所や相談相手がいない母親などは、頼りになる人がそばにいないことで、孤立育児の負担が大きくかかってしまうと考えられる。

夫による育児援助における第二の限界は、育児休業取得の困難である。本調査で夫が育児休業を取得したのは、「代々取る人がいる恵まれた職場環境だった（A9）」という 1 例（5

158 「〔育児を〕手伝うと言っても時間がない。日付が変わる深夜まで働いているので帰ってきてさせるのは酷だし。実質的に無理（A19）」、「平日は 21 時まで仕事。…育児にはすごく協力的だが夜だけパパ。休日は夫も教員なので部活のために土日はいない。…母子家庭みたい（D3）」など。

159 「育児、家事の分担は不満だらけ。もう少しやってもらいたい（H4）」など。

160 「生まれて 1〜3 か月は、旦那も手伝えることがなく、自分一人でやっていてきつかった（B5）」など。

161 「〔普段は育児に〕ほとんど関わってくれない。センターとか、外では一生懸命遊んでくれるが。休日は寝ている。…自分は遊ぶのが上手なので、夫は育児を全部任せている（A25）」など。

162 「単身赴任中なので、週に 1 回帰って来れたときは遊んだりするが、世話はしない（B4）」など。

163 「夫が出張のときは不安に思う（E8）」、「上の子が小さい時は、夫が単身赴任をしていたので育児ノイローゼになった（A12）」など。

日間）のみであった[164]。緊急時の一日程度であれば夫も休めるという意見がある一方で、「病児休暇も絶対無理（A14)」、「夫の休みは不規則なので、いつ預けられるかは定かではない（A8)」という意見もあり、育児休業や病児休暇などの制度は、夫が母親にサポートを与える手段として有効ではない。父親の育児休業取得が難しい理由について、制度の問題としては、第一に、育児休業制度における休業中の所得補償の問題があげられる。世帯所得の低い世帯や世帯所得に占める父親の収入割合が高い世帯ほど休業取得が家計を圧迫するため、取得の意思があっても経済的な規制により休業取得が回避される[165]。第二に、代替人員補填の困難の問題が考えられる。休業による職場の人員不足が補填されにくく、従業員側としても休みにくい実態[166]がある。そして第三に、休業取得を企業側が補償するための罰則や法的拘束力が弱いため、端から制度の利用は不可能だと考える場合があり[167]、そもそも企業側が従業員の権利や福利厚生である休業制度について周知していない実態[168]もみられる。

また、男性育児休業取得者の絶対的な少なさは、男性従業員本人の取得意向を阻害するのみならず、育児休業を取得しにくい職場環境を醸成する要因となっている[169]。職場における職務優先規範も、男性従業員の育児休業取得を非公式に規制[170]しており、公務員でも育児休業の取得が実際的には難しいことへの不満や取得の義務化の要望[171]があげられた。労働者の権利として育児休業を制度上は取得可能であることを知っていても、職場に利用

164 会社員の夫（41 名）では、育児休業の代わりに有給やほかの休暇を利用した例（8 名）もあったが、取得の前例がなく、取得を申請できるような職場環境ではないため実質的に「休業制度は利用できない」という者が 17 名いた。また、人員代替の難しい職場環境や休業中の所得減少を理由に「取りにくい」という人も 5 名いたが、妻が離職あるいは育休を取得したために「取得の必要が無かった」という例（5 名）や、そもそも取得の意思がなく「話にもならなかった」例（4 名）もあった。また、公務員の夫（12 名）についても、半数が「前例がない・周りが取っていない」と答え、「代替人員がいない・給料が減る」が 3 名、「取る気がなかった」が 3 名いた。自営業者（4 名）では、夫が就業時間を融通して育児をしている場合（2 名）もあれば、その分を親族に頼る場合（1 名）もあった。

165 「夫（公務員）は育児休業を取らなかった。給料が減ると大変なので。できれば毎日子どもと一緒にいたいと言っている人なので、休業中の給料保障がよければ取ると思う（A23)」など。

166 「育休はあるが、職場の環境としても取れないし、生活費のことも考えると無理。…所得保障があったとしても、仕事を休んでしまうと職場に支障がでるので難しい（父親 A1)」、「人数の少ない職場なので、制度はあるが難しい（G2)」など。

167 「飲食業なので有給も取れない（A19)」、「休めない。病児休暇も絶対無理（A14)」など。

168 「民間に努めているが、育児休業がないので利用していない（E2)」など。

169 「前例もないし、取るのは無理だろうと思った（A2)」、「育休はとらなかった。周りが取っていなかったのだと思う（A13)」など。

170 「育児休業は取らなかった。取れない会社。休めない（B3)」、「取ると席が無くなりそうとか話していた（H3)」など。

171 「育児休業はとっていない。取りたいが、言い出しにくい。誰もとった人がいない。夫は公務員だけど。…お父さんが早く帰れる、休みを取りやすいようにしてほしい。制度があっても取れないので、ある程度義務化するとか（B7)」など。

を推奨・容認する雰囲気が無ければ実質的には制度は利用できないものと認識され、制度利用には意識が向かず取得行動は選択されない[172]問題がある。

さらに、制度や職場の問題だけでなく、男性は稼ぎ手役割、女性はケア役割といった性別役割分業観に示されるようなジェンダー規範の根強さもある。男性の育児休業は理念上では許容されているものの、まだ少数派・例外的であるため容認され難い状況もあり、特に専業主婦を妻に持つ男性が休業を取得することに対しては、批判的な見方も強いと考えられる。また、たとえ妻がフルタイム就業者の場合や職場が休業取得に積極的な場合であっても、母親の休業取得を優先するケース[173]や、育児休業制度は女性従業員のための福利厚生だとみなす意見[174]もみられた。分業が当然視されており、父親は育児休業を取得しないことが当たり前とされ、父親が育児を行わないことも容認されている[175]。

以上でみてきたように、本調査では、多くの父親が子どもの世話や遊び、母親の情緒的サポートなどを行っていた。しかし、都市の男性の長時間労働や出張や単身赴任が多い職場環境は、夫による育児援助を限定的なものにし、特に育児休業取得については、制度上の規制のみならず、職場や制度利用主体の性別役割分業意識等のジェンダー観なども、取得を阻害する要因として根強いことが確認された。

（4）親族による育児援助の状況

家庭内における夫の育児遂行、育児援助に限界がある中で、それを代替・補完する役割として想定されるのが子どもの祖父母といった親族ネットワークである。以下では調査結果から親族居住状況別[176]に親族による育児援助の実態と限界をみていく。

172 例えば、「〔育児休業は〕取れないと思う。とっている人は聞いたことない（H1)」といった回答は、制度の利用実績が無い会社で父親による育児休業の取得が端から考慮されていないことを示唆している。

173 「夫は同じ会社で、育児休業制度もあったが、夫婦のどちらかが取れればと思っていたので、自分が取った（A6)」など。

174 「育児休業制度はあったが、取らなかった。〔自分の会社は〕制度は利用しやすい方だと思うが、…職場は女性には働きやすいというか、そういう制度は、女性社員向けにつくられていると思う（A4、外資系企業に勤務する父親)」など。

175 「〔夫の育児休業など〕話にもなっていない（G1)」、「家事や育児の分担に不満はない。もう、夫は何もやれない、やらないのが当たり前になっている。むしろ、やってくれたらありがとうという感じ（A20)」、「育児休業はとる必要なかった。自分は遊ぶのが上手なので、夫は育児を全部任せている（A25)」など。

176 既述のように、札幌市は三世代同居が少なく核家族の子育て世帯が大多数であるが、今回の調査対象者 67 名（母子世帯 2 名、世帯状況「不明」1 名を含む）のうち、親族同居のケースとしては、母親本人または配偶者（夫）の親と三世代同居をしている親族同居世帯（同居群）が 5 名であった（母子世帯 1 名、夫方同居と妻方同居が各 2 名)。一方、親族近居のケースのうち、母親本人と夫の親の両方が近居している両方親族近居世帯（両方近居群）は 5 名であり、母親本人の親が近居している妻方親族近居世帯（妻方近居群）が 29 名と最も多

まず、親族による直接サポートについて、同居群では親族による見守り・預かり（4 名）に加え、送迎（2 名）といった道具的サポートがみられた。自分と夫の親族の一方が同居しもう一方も近居している場合は、内容は異なるものの両方の親族からそれぞれ援助を得ていた[177]。両方近居群についても、遊びには行くが「預けたりはしない」という 1 名（H6）を除いて 4 名は、緊急時のみならず日常的にも様々な機会に親族に託児[178]を頼っていた。妻方近居群では、29 名中 23 名が近くに住む自分の親に子どもを預けていた。ただし、託児の依頼はそれほど頻繁ではなく、託児よりも「見守り」を頼むという意見も多かった[179]。親族に「遊び相手」といったサポートを頼っている場合[180]もあり、近居している両親が定年して時間的にも余裕がある場合[181]は、子どもの預かりから世話まで両親の育児援助を受けており、子育ての負担が軽減されているケースがみられた。夫方近居群では、夫方親族からのサポートが育児負担を軽減している例[182]もあったが、託児は頼まないという人[183]もおり、夫の親族ではなく自分のきょうだいに預けている例[184]や、緊急時に、近くにいる夫方の親族より遠くにいる自分の親族を頼っている例[185]もみられた。他方、身近に親族がいない非同近居群では大半が親族からの預かり・見守りといったサポートを得られない状況で子育てをしている[186]。孤立育児が引き起こす育児の困難や負担の問題は、このように親族サポートが得られにくい非同近居群の専業主婦や育児休業中の母親において特に深刻に

く、夫の親が近居している夫方親族近居世帯（夫方近居群）は 7 名であった。最後に、夫婦いずれの親も近居していない親族非同居・非近居世帯（非同近居群）は全体の約 3 割を占める 20 名であった。

177 「子どもを預けたりするのは、実家の母親に頼む。同居している夫の親族には車に乗せてもらったり、買い物に一緒に行ったりする（D1）」など。

178 「子どもが風邪をひいた時など保育園に預けられない場合…美容室に行く時や結婚式などの用事の時（A2）」、「自分のリフレッシュのためや、美容室に行く時や、自分が遊ぶ時など（A16）」、「つわりがつらかった時…歯医者とかの病院に行く時（H2）」など。

179 「美容院に行く時など月に 1、2 回、2～3 時間程度で長く預けることはない（A1）」、「普段はほとんど預けない。風邪などの時のみ預けたりする（A18）」、「一緒に出掛けるので預けることはない。美容室に行く時にみていてもらう程度（A7）」など。

180 「子どもの相手をしてもらい、子どもをみてもらう（I3）」など。

181 「〔子育てで大変なことは〕あんまりない。親が近くにいるので、助けがあって苦労せず、楽しくやっている。親がいるのでやりたいことがやれる。友達と遊ぶときも、親に預ける。〔子育てで親族から助けてもらっていることは〕全部。預かってもらうし、なんでも。お風呂に入れてくれるし（H1）」など。

182 「体調が悪くて病院に行く時などは、義理の母に預けている。義の母がよく可愛がってくれる。疲れている時などに子どもの面倒を見ていてくれる（A22）」など。

183 「ちょっと見ていてもらうことはあるが、預けることはない（B3）」など。

184 「コンサートに行く時に妹に預けた（C6）」など。

185 「夫方の祖父母は、子どもと遊ぶのが上手じゃない。長い時間遊んでもらうのは無理。祖母はすぐ疲れたといって遊んでくれない…体調が悪いときは、薬が効くまで茨城の母親にスカイプ〔動画通話〕越しで子どもを見ていてもらった。本当に大変だったときは、母親に茨城から飛行機で飛んで来てもらった（A24）」など。

186 「祖父母がいないし、夫も仕事でいないので、変わってくれる人がいなくて大変（A15）」、「実家は長野でこっちには親戚もいないので、自分が具合悪いときが一番つらい（I2）」。

なりやすいと考えられる。

次に、親族による間接サポートについて、同居群では「助言」や「相談相手」といったサポートが日常的に行われている[187]。両方近居群でも「相談」などのサポートがみられ、託児は頼まないが経済的な援助[188]をしてもらっているというケースもあった。妻方近居群では、相談や話相手といったサポートを提供している[189]ほか、「助言」や「家事」などのサポートや、臨時や日常的な経済的援助[190]もみられた。夫方近居群では、「相談」や「話し相手」、「助言」といったサポートについて、夫方の親よりも、母親本人の親やきょうだいに頼るケース[191]がみられ、中には自分の親族には頼れないが、夫の親族には相談しづらいため、子育てで頼りになる「身近な他者」が欲しいという意見[192]もあった。最後に、非同近居群では、電話などを通した相談や話や助言といったサポートが多かった[193]。また、妊娠中や出産直後で母親が体力的な面で育児が大変な時期に、親族を助っ人として呼び寄せ、家事などを手伝ってもらったり、育児による母親の精神的・身体的な負担が大きくなった緊急時などに、実家に帰り親族にサポートしてもらうケース[194]がみられた。

(5) 親族による育児援助の限界

以上のように、同居世帯や近居世帯のみならず、親族が遠くに住んでいる世帯の場合でも、親族は母親に対して様々な育児援助を提供している。また対象者の中には、「子どもが生まれる前から自分は育児ノイローゼになるタイプとわかっていたので、実家の近くに引っ越した（A20)」など、子育て前から育児の負担を考慮し、親族からの育児援助を得やす

187 「母が同居しているので、離乳食のこととか、細かいことを聞く（B4)」など。
188 「洋服を買ってもらったり（H6)」など。
189 「〔精神的負担は〕ノイローゼになるほどではない。でも相談できる人がいなかったら、そうなるのも分かる。親がいたからそこまでにはならなかった。〔親は、子どもを〕預けるというよりも、精神的な支え。相談相手（C2)」など。
190 「子どもの学資保険を払ってもらっている。行事のときに出してもらったり、プレゼントをもらう（C7)」、「〔子育ての経済的負担は〕少しあるが、親が近くにいて支えてもらっている。買い物に行った時に出してもらったり、ご飯を食べさせてもらったり（C4)」など。
191 「実家の母親に相談する。愚痴も言う（A25)」、「〔育児で困ったときは〕サロンで相談したり、姉に聞いたり。日々のこと、こういうときどうするとか。病気のこと（C6)」など。
192 「困ったのは初めての子育てで、どうしていいのか分からない時に相談するところがなかったこと。離乳食の時に食べたり食べなかったりして、病院まで連れていくべきか不安になった。自分の母親はもうなくなっているし、夫の親は市内にはいるが、なかなか相談しにくいので、気軽に相談できるおばあちゃんみたいな人がいて大丈夫だよと言ってもらえるといいなと思う（A24)」など。
193 「両方の実家が道外なので、電話でアドバイスくらい（H3)」など。
194 「2 人目の妊娠中につわりがひどく、夫の母親に上の子の面倒や家の事を手伝ってもらった（A17)」、「産んですぐは、親に家に来てもらって家事をしてもらった（G2)」、「上の子が小さいときは、もうダメだと思った時に、実家に帰ってご飯をつくるのを助けてもらった（B7)」など。

い体制を整えていた人もいた。ただし、親族サポートには次のような限界がみられる。

まず、親族が近くにいない場合は世話や預かりといった直接サポートのみならず、相談や助言といった間接サポートもなかなか受けられない現状がある。特に非同近居群では、育児で大変な時の精神的な支えや実質的な育児でも気軽に頼れる先がなく、母親の育児負担が大きくなりやすい[195]。また、親族による「預かり」は、近居世帯でもそれほど頻繁ではなく、短時間であった。その理由としては、今回の調査対象者の子どもに 0 歳児などの低年齢児が多かったことが考えられるが、預け先の親族の年齢や健康、就業状況、育児や介護などの理由で頼れないこと[196]もあげられる。さらに、夫方近居世帯では妻方近居世帯よりも親族サポートが得にくい実態がみられた。義理の両親が母親の育児負担をかなり軽減しているケース（A22）もあったが、特に経済的援助や家事、子どもの送迎などと比べ、預かりや相談といった援助については、親族側が常に協力的であるとも限らず、夫の親には頼りにくいので遠方にいる自分の母親やきょうだいを頼るというケース（A14、A25、C6）もみられた。また、自分の親がすでに他界しているケース（A24）では、直接サポートは近居する夫の親族に頼っていたが、相談などの間接サポートについては、親族以外でも「気軽に相談できるおばあちゃんみたいな人」がほしいと語っていた。このように、親族が近くにいない非同近居世帯のみならず、近居世帯においても、親族援助には直接・間接両方のサポートで限界がみられ、母親の育児負担が大きくなりやすい。

（6）非親族による育児援助の状況

夫や親族からの育児援助が得られにくい場合に、その代替として考えられる育児ネットワークが、非親族ネットワークであり、特に同じ時期に子育てをしている母親仲間をさす「ママ友」である。しかし、ママ友は、必ずしも夫や親族による育児援助を代替する育児ネットワークであるとはいえない。本調査では、子ども数 1 人の世帯（43 名）において、子どもの性別や年齢にかかわらず、ママ友による「預かり」サポートはみられなかった。一方、子ども数 2 人以上の非同近居世帯においては、「見守り」や子どもの「送迎」といったサポートについてもみられ[197]、非同近居の専業主婦世帯ではママ友が「預かり」も行っ

195 「いやいや期は〔子どもと〕2 人で家にいると大変。実家が近くじゃないので、息抜きとか、大人と話すことができない（H5）」など。

196 例えば、「母親も仕事をしているし、年齢なので、体調が悪いとダメなので、たまにだけ預ける（A19）」など。

197 「保育園の送迎。近くの人に一緒にむかえに行ってもらう（A29）」、「朝早くでかける時などに、〔同じ幼稚園の母親に〕一緒に幼稚園に子どもを連れて行ってもらったりはする。本当

ていた[198]。子どもの「遊び相手」といったサポートについては、子ども数 1 人の世帯や 0 歳児がいる世帯、非同近居以外の世帯や母親が就業している世帯も含め複数みられた[199]。

ママ友による育児援助は直接サポートよりも間接サポートが多い。本調査では、24 名が育児における悩みをママ友に「相談」をしていた[200]。特に、夫や親族と違いママ友は、育児で抱える共通の悩みや不安やストレスを話し合い、共感すること[201]が、母親の精神的な育児負担を軽減すると考えられる。またママ友からの「情報交換」や「助言」といったサポートは 21 名が回答した[202]。例えば、非同近居群で調査時に 3 か月の第一子がいたケース（G2）では、「子どもと二人だけで出かけるのが心配。トイレや、授乳室があるかどうか。良く分かっている場所じゃないと行きづらい」という悩みがあったため、「他のお母さんに『あそこ行きやすいよー』と教えてもらう」と語っていた。また、育児の情報はインターネットでも探せるが、「情報がまとまって出てこない。どんな授乳室か、オムツの換え台があるかとか、中身が分からない（G2）」ことも多いという。他にも「病院に聞くことではないちょっとしたこと」や「小児科のこと、予防接種のこと」などは、「ネットで場所の情報を探し、そこに行った人の話を直接聞く（G2）」ことで解決にあたるなど、同じ時期に同じ地域で同じ月齢の子どもを育てているママ友は、母親にとって有用な育児の情報源となっている。また、ママ友からの情報提供などの育児援助は対面的なものとは限らず、SNS 上のママ友同士の交流や情報交換も活発に行われており[203]、直接の知り合いではなくインターネット上の母親ネットワークを利用する事例[204]もみられた。育児期女性にとってママ友との交流は、リフレッシュやストレス発散にもなり、精神的な育児負担を軽減させ

にたまにだが、ママ友の家でちょっとの間だけ子どもを見ていてもらうこともある」など。

198 例えば、子どもが 3 人いるケース（G1）では、「ママ友〔に預けている〕。いつでも子どもを預かる（G1）」など、日常的な託児があると答え、また、2 歳と 4 歳の子どもをもつケース（A13、A15）でも、「幼稚園のお友達のお家に良く行く。遊びに来ていいよーと言うので、交代で預けている。最近は結構預けている。その間は家事をしたり（A13）」、「幼稚園の行事や、上の子がお誕生日会に行く時などは、下の子がいないママ友などに下の子を預ける（A15）」など、託児サポートを交換する形で互助を行っていた。

199 「一緒に遊んでもらったり（C8）」、「サロンがやっていないときに、ママ友のおうちで遊ばせてもらう（D2）」、「一緒に遊びにでかけたりする（A12）」など。

200 「〔ママ友には〕悩みを色々話す。同じ月齢のお母さんに話すと、同じ悩みがあったり（H3）」など。

201 「子どもの成長についてや、育児で困っていること等を話したりして、『おたくもそうなのねー』と共感する（A20）」など。

202 「サロンで出会った人や母親教室で友達になった人には、困ったことの話とか役に立ったものなどを聞く（B2）」、「離乳食のことなどは同じくらいの子どもをもつママ友に聞く（C4）」など。

203 「子どもを病院に連れていくべきか悩んだ時に『mixi』のコミュニティに書き込んだらすぐにたくさんの回答がきた。札幌にいる同じ月年齢の子どもを持つ人が集まっているので役に立つ（H1）」など。

204 「プレ幼稚園や小児病院の情報は、会員制の口コミ情報サイトを見る（H2）」など。

るためにも重要であり[205]、ママ友といることで自分の精神的な安定を維持し、子どもとの関係も良好にできると語ったケース[206]もあった。

（7）非親族による育児援助の限界

以上のように、ママ友ネットワークは重要な育児資源であるといえるが、次のような限界がある。まず直接サポートについては既述のように、ママ友による「預かり」といった道具的サポートは一部の非同近居世帯を除いて行われていない。その理由として最も多いのは、託児を頼める親族がいる場合[207]であるが、子どもの月年齢や性格からママ友への託児が難しいという意見[208]もあった。親族の場合は 0 歳児でも託児サポートが行われていたのに、ママ友の場合では 3 歳児でも託児しないといった違いがみられた理由としては、非親族・非専門職のママ友に、子どもを預けることによる、子どものリスクや相手のママ友への負担、応酬の回避などが考えられる。子どもの託児にはケガや病気などのリスクも伴うが、その責任をママ友に追及することは難しく[209]、相手に迷惑をかけるのも憚れるため、ママ友に預けるよりも代金を支払って、専門の保育サービスを利用する方が気楽だと考えられている[210]。また、託児は自分の私的な問題に相手を巻き込むこと、あるいは相手に迷惑をかけることであり、その大きな借りは返さなければならないと考えられているため、ママ友への託児には抵抗感を示す人もいた[211]。他方、条件さえ合えば、緊急時などには託児を頼めるというケース[212]もあった。

ママ友は育児の情報源や相談・話し相手といった間接サポートを提供する人的関係資源ではあるが、これにもいくつかの限界がみられる。まず、今回の調査対象者で就業中の母

205 「ママ友には、話を聞いてもらう。一緒にお茶に行ったり、息抜きをする（A28)」、「一緒に遊んだり、たまにご飯を食べに行ってストレス発散する（C2)」など、

206 「(ママ友と）みんなでいると子どもにも怒らない状況になる。お互いの家で、近いから一緒にいる。怒る時間を忘れて過ごせる。人がいるから、怒らないようにコントロールできる（C7)」など。

207 「〔ママ友に預けることは〕ない。用事の時は夫に子どもを預ける（B6)」、「ママ友には預けない。必要ないし、子ども本人が不安になると思う。祖母でやっと慣れたところで他の人だとなつかない（W8)」など。

208 「〔子どもに〕人見知りがあるし、まだ小さいので、子ども同士で遊べるようになるまでは預けられない（A16)」など。

209 「こどものケガなどがあるので、預けたりはしない。責任を押し付けはしない（I1)」など。

210 「〔託児など〕そういうのはしないようにしている。トラブルが起きないように。どうしても家族に預けられない場合は、有料の託児所に預ける（A23)」など。

211 「そこまでプライベートに介入したくない。預かってもらったとしても今度自分が助けてあげられないかもしれないし（A25)」など。

212 「ママ友はいるが〔子どもを預けられるほど〕そこまで仲のいい人はいない。でも卒乳ができれば何かのときに頼れるママ友はいる（E8)」や、「一緒に遊びに行ったりする。お家が遠いが、もし近ければ預けられる（A14)」など。

親は 5 名と少なかったが、ママ友ネットワークは専業主婦に比べ平日職場にいる有職の母親では形成しにくいことが指摘できる[213]。また、せっかく形成したネットワークも、夫の転勤等による移住で活用できなくなってしまう[214]。このため、人口流動性の高い都市では、新しい土地に来たばかりの母親が自ら一からネットワークを作らなければならない場合も多い。対象者の中には、インターネットや SNS などを使い、相談サポートについては国内外で距離的に分散したママ友ネットワークを活用しているケース[215]もあった。

有職者や転勤族の母親、第一子出産直後の者等を含め多くの母親がママ友づくりを目的に子育てサロンや子育てサークルなどを利用している一方で、例えば、隣接市から利用に来ていたケース（A5）では、近隣でのママ友ネットワークの構築には非積極的であった[216]。この事例からは、小規模な都市や地方では、ネットワークが資源性よりも拘束性といった逆機能が強くなる可能性も示唆された。また、ママ友関係には煩わしい面[217]も多いため、親族や既存の友人ネットワークが育児ネットワークとして利用できる場合は、新たに子どもを介したママ友関係を形成しない人もいる[218]。ママ友がいる場合でも、育児の悩みの相談といったサポートを、専門機関に求める事例[219]もあった。

3-6　育児ネットワークからみた「子育ての私事化」状況

本章で取り上げた調査結果からは、現代都市家族における乳幼児の子育て役割の「ジェンダー化」や親族・非親族ネットワークからの「孤立化」、子育てにおける親族・非親族援助の限界性とケアの「家族化」など、「私事化した子育て」の状況が垣間みられた。

少子化都市札幌においても、母親たちは、夫や親族、ママ友など自分の持つ育児ネット

213 「仕事をしていると平日はママ友と出会う機会がないので、土日も開いているセンターのような場所があると良いと思う（A2）」など。

214 「九州にいた時は、同じマンションのママ友に子どもの相談をしたり、お互い預けたりしていた。札幌には来たばかりなので、そういうママ友はいない（A21）」など。

215 「栃木にいる時に知り合ったママ友たちとは 3 日に 1 回程度『mixi』などで交流している。みな転勤族なので、海外に住むママ友もいる（E9）」など。

216 「近所の人とはあまり深入りしたくない（A5）」など。

217 「ママ友も気が合うかとか、結構しゃべらないとわからない。めんどくさいことにならない人じゃないと、変な負担になる。メールとかも、お互い忙しいし、やりとりができないことがあるが、返信をしないと気にする人もいるし（H4）」など。

218 「子育てサロンのお母さんとかに相談することはない。...ママ友とかは、今はいいが、保育園に入ったらいるかな（B5）」、「ママ友というか、もともと友達で子どもを育てている人が多い。子どもが出来てからできたママ友は、幼稚園や公園でよく顔を合わせる人で会ったら話す程度。元からの友達と家で会っておしゃべりする（A19）」など。

219 「二人目が生まれてから上の子がかまってほしくて、わがままを言ったりして、イライラして、どうしても冷たくあたってしまって。そのことを〔保健センターに〕相談した（A19）」、「下の子ができてから、上の子と下の子の仲が良くなくて困った時に、子育ての電話窓口に相談したことがある（E6）」など。

ワークから直接・間接の育児援助を得て子育てを行っている。しかし、都市の男性の長時間労働や休業取得の難しい就労環境は、夫の育児休業取得や日常的な育児によるサポートの有効性を低減し、場合によっては母親の育児負担を助長している。さらに身近に親族がいない核家族の母親のみならず夫方の親族近居する世帯などでも、託児といった直接サポートや相談や助言といった間接サポートなどを頼る先がない不安を抱えて育児をしている。また、ママ友によるサポートの活用には様々なリスクがあり、第一に、互助に至るほどの信頼関係を形成し、第二に、預け先の近さや子ども同士の月年齢といった互助を行うための条件が整う必要があり、サポートとして機能するかには個人差がある。関係的支援からのサポートは必ずしも全ての母親が享受できるものではなく、必ずしもすべてが有効なサポートとなるわけでもない。

「育児不安の緩和には、手伝いや相談といった問題解決志向的な働きかけよりも、ともに余暇を楽しんだりおしゃべりをしたりするような親交の機会をもつことが効果的である」［前田 2004 : 28］とされるが、本調査からはママ友ネットワークづくりや母親同士の互助を促進する機会財[220]として、また都市の子育て支援インフラとしてのひろば型支援の必要性が示唆された。ただし、全ての母親が親密なママ友関係を求めているとも限らず、身近に夫や親族、ママ友がいる場合でも、育児の悩みを専門家に相談するケースもあることから、専門職による育児の悩みや不安の相談支援も必要であると考えられる。さらに、関係的支援では、特に「預かり」という道具的サポートについては多くの限界がみられるため、母親の孤立育児による育児のストレスが大きくなる前に、母親が子どもから距離を置いて時間的・身体的・精神的なリフレッシュをするための「預かり型支援」としての一時保育も重要となる。本章でみた関係的支援の課題をふまえ、次章以降では、「子育ての社会化」施策としての制度的支援のニーズと課題を検討していく。

[220] 機会財（opportunity goods）について、金子は「新しい経験を用意し、そこに小さな役割を作り出す対人関係を軸とした活動場面」［金子 1995 : 167］、「何かを動かすために人びとが集まるキッカケ」［金子 2006 : 165］などと定義している。前者は機会財の対個人的機能、後者は対社会（コミュニティ）的機能といえるだろう。例えば、社会文化領域における機会財としては、交流機会、活動機会、集合機会、学習機会などがあるとされるが［同書 : 166］、「公園や福祉センターで新しいグループ活動が創造されれば、それが機会財となり、そこからグループ内部の役割ができ、対人関係もまた新しくできる」［金子 1995 : 167］。そしてそれは、「役割縮小・喪失しつつある高齢者」にとっては、「再び社会と結びつく接着剤」となるとされる［同 : 167］。また、地域社会・コミュニティからみれば、福祉コミュニティづくりは、このような地域における機会財を増やすとともに、行政や企業や NPO などが地域に「動き」を生じさせる仕掛けをすることから始まるものとされ、「（機会財の）人為的増大によって、地域社会の連帯を促進するコミュニケーション・チャンネルを作り、地域住民の問題解決能力を向上させることが社会目標になる」［金子 2006 : 165-6］。

第四章　地域子育て支援の展開と「子育ての社会化」ニーズ（調査 A）

本章では、「子育ての社会化」施策としての地域子育て支援の全国及び札幌市における政策動向を整理した上で、インタビュー調査のデータからその利用ニーズと課題を考察する。

4-1　地域子育て支援の制度展開

第二章でみたように、日本では 1947 年に「すべての児童」に対する福祉の推進を掲げた児童福祉法に基づき保育所が制度化されたが、1951 年の同法改正により実質的には親の労働の態様や疾病の程度、経済状況が入所条件として問われるようになった[下夷 1994: 254-5]。以後長きに渡り、在宅で親が保育している乳幼児は「保育に欠けない」児童として公的な保育制度の対象からは除外されてきた。日本において制度的に「子育て支援」という用語が使われるようになったのは 1995 年に始まったいわゆる「エンゼルプラン」からであるといわれているが［大豆生田 2008：2]、この時点では主に共働き世帯向けの保育サービスなど仕事と子育ての両立支援に重点が置かれていた。また、1999 年に策定された「新エンゼルプラン」では「在宅時も含めた子育て支援の推進」が明記され、在宅子育て世帯も視野に入れたより包括的な保育・子育て支援制度になったものの、予算規模でいえば主に待機児童対策のための保育所の拡充に傾倒した政策であった［白井 2009：35]。

その後、2003 年には次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての市町村に行動計画の策定が義務付けられた。また、2005 年からの「子ども・子育て応援プラン」は、よりトータルな「次世代育成支援対策」に拡大し、保育政策や仕事と育児の両立支援だけでなく、働き方の見直しや地域の子育て支援などを組み込み、より子どもを生み育てやすい社会を目指す政策へ転換された［同書：40]。さらに「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」の 2 点を重視して 2006 年に決定された「新しい少子化対策」においては、「親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点も加えて、子育て支援策の強化」が図られてきた。そして、2010 年に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、「『少子化対策』から『子ども・子育て支援』へ」という政策方針が提示され、「社会全体で子育てを支える」と「『希望』がかなえられる」という 2 つの基本理念のもと、「子ども手当」の創設や「高校無償化」の実施、「幼保一体化」、地域子育て支援拠点の設置促進、「ワーク・ライフ・バランス」の推進、

「男性の育児休業の取得促進」などが主要施策として掲げられた［内閣府 2013］。

2012 年に公布された子ども・子育て関連 3 法に基づき、2015 年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）が本格施行された。この新制度では、待機児童対策を中心とした幼保政策に加えて、「教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施」する「地域子ども・子育て支援事業」にもより重点が置かれるようになった。「地域子ども・子育て支援事業」には、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の 13 事業がある。この中でも、序章で述べたように、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として実施されている「地域子育て支援拠点事業」などのひろば型支援や、保育所等において乳幼児を一時的に預かる保育サービスである「一時預かり事業」などの預かり型支援は、在宅子育て家庭も含めたすべての子ども・子育て家庭が利用できる保育・子育て支援である。

しかし、現在の子育て関係の予算は圧倒的に現金給付と保育所関係に偏っており［前田 2012：31］、地域子育て支援など、多様な子育て家庭のきめ細かいニーズに対応する支援の予算は小さい。2018 年度の子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼稚園を中心とした「子どものための教育・保育給付」の予算が 9,031 億円であるのに対し、ひろば型支援や預かり型支援を含む「地域子ども・子育て支援事業」は 1,356 億円であり、規模としては前者の 7 分の 1 程度である[221]。一方、表 4-1 は、国立社会保障・人口問題研究所の「第 15 回 出生動向基本調査（夫婦調査）」から乳幼児家庭における子育て支援の諸制度・施設の利用率を算出した表であるが、ひろば型支援（表中「子育て支援センターつどいの広場など地域の親子交流や相談の場」）の利用率は 49％であり[222]、12 項目の中では最も高く、また第 1 子の出生年が直近であるほど高くなっている。また、預かり型支援（表中「一時預かり事業」）の利用率は 11％であり、保育関連事業の中では認可保育所に次いで高い。これらの利用状況からみれば、親の就労状況等を問わず 3 歳未満の乳幼児家庭が利用できる保育・子育て支援としては、重要度の高い「子育ての社会化」施策であるといえる。

[221] 内閣府、2018、「平成 30 年度 内閣府予算の主要施策（子ども・子育て関係）」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/pdf/budget/30_yosangaiyou.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

[222] なお、妻が「正規雇用継続者」である回答者に限ると、同 34.2％であり、産前・産後休業制度（90.7％）、育児休業制度（83.6％）、認可保育所（55.2％）に次いで高い。

表 4-1　第 1 子が 3 歳になるまでに利用した子育て支援制度や施設[223]

	第 1 子の出生年			総数
	2000-04 年 N=983	2005-09 年 N=983	2010-12 年 N=444	N=2410
いずれかの制度・施設を利用	75%	83%	86%	80%
産前・産後休業制度	22%	28%	33%	26%
育児休業制度（妻）	18%	25%	30%	23%
育児休業制度（夫）	1%	0%	0%	0%
育児時間制度短時間勤務制度（妻）	5%	7%	13%	7%
育児時間制度・短時間勤務制度（夫）	0%	0%	0%	0%
認可保育所（小規模認可保育所含む）	21%	26%	27%	24%
認定子ども園	4%	3%	5%	4%
事業所内保育所	3%	3%	3%	3%
その他の認可外保育施設（保育室・ベビーホテルなど）・認証保育所	4%	6%	6%	5%
保育ママ（家庭的保育）	1%	1%	0%	0%
ベビーシッター（居宅訪問型保育含む）	1%	1%	2%	1%
ファミリー・サポート・センター	3%	4%	4%	4%
一時預かり事業	8%	12%	13%	**11%**
子育て支援センターつどいの広場など地域の親子交流や相談の場	41%	53%	59%	**49%**
どれも利用しなかった	25%	17%	14%	20%

本章では、本研究の研究対象である地域子育て支援拠点事業などの「ひろば型支援」と一時預かり事業などの「預かり型支援」について、まず日本全体における政策動向を概観した上で、札幌市における両事業の概況を示す。その上で、「子育ての社会化」施策として拡充されつつある制度的な子育て支援の利用のニーズと利用上の課題・障壁について、前章と同じインタビュー調査の結果から考察する。

223 出所：国立社会保障・人口問題研究所、2015、「第 15 回 出生動向基本調査（夫婦調査）」（総数）より筆者作成。

4-2　ひろば型支援と預かり型支援の政策動向

（1）ひろば型支援

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が通達した「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（子発 0627 第 2 号、平成 30 年 6 月 27 日）によれば、ひろば型支援の代表的な事業である拠点事業は「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業」である。また、「事業の目的」については、「少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする」と記されている。

大豆生田［2006］によれば、子育て支援における「ひろば」とは、親子が誰でも気軽に訪れることができる自由な居場所であり、親同士が交流し、子どもが自由に遊び、情報交換や学び合いなどが行われる場を指し、「ひろば型支援」は、親子の居場所やつながりの場であるとともに、気軽に子育ての相談ができる場としての機能をもつ支援を意味する［同書：187］。本論文では、上記の大豆生田［2006］の定義を参考に、乳幼児とその保護者が自由に集い、遊んだり交流できるような場を提供し、育児に関する相談や情報提供等を行う地域子育て支援の取り組みを「ひろば型支援」と呼ぶ。また、国庫補助事業である拠点事業（前身事業も含む）に限らず、各自治体において「子育てサロン」や「子育てひろば」などの名称で NPO や地域団体等の多様な社会的主体が実施している地域独自の類似の取り組み・事業も含めて「ひろば型支援」と総称する。

安川［2014］によれば、保護者とりわけ母親の子育ての孤立感や子育て不安の問題がみられるようになった 1980 年代、「子育てや保育の知識、技術を蓄積している保育所が地域にその機能を開放し、子育て支援を試みる営みが、積極的・先駆的な保育所においてみられるようになった」とされ、1980 年代末までに保育所における地域の子育て家庭に向けた取り組みが事業化されていった[224]。その後、1993 年には、より積極的に地域の子育て家庭

[224] 1984 年に、保育所等における「乳幼児健全育成相談事業」が開始され、1987 年には「保育所機能強化費」の予算措置が始まり、保育所において地域の子育て家庭に向けた取り組みが進められるようになり、1989 年には「保育所地域活動事業」が創設され、多くの保育所が園庭開放や異年齢交流事業等に取り組む契機になったとされる［安川 2014：80-81］。そして、1994 年のエンゼルプラン策定以降、保育所には、地域に存在するもっとも身近な児童福祉施設として、地域の子育て支援の役割がより積極的に求められるようになったとされる［日

を対象とした支援を展開するための事業として、保育所において「保育所地域子育てモデル事業」が創設され、いわゆる「保育に欠けない」未就園児童と保護者を対象とする事業が保育所で開始される［日本保育協会 2009：15］。そして、同事業は 1995 年に「地域子育て支援センター事業」に名称変更された。地域子育て支援センター事業は、その多くが保育所に保育士を配置する形で整備され、事業内容は、(1) 育児不安等についての相談指導、(2) 子育てサークル等の育成・支援、(3) 特別保育事業の積極的実施の 3 つに加えて、2000 年には（4）ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、(5) 家庭的保育を行うものへの支援が加わった［安川 2014：81］。その後、センター事業の実施要綱は改正を繰り返し、実施要綱に記載される事業内容と職員の役割は変化するとともに、事業委託先、指定施設、職員の資格要件は、いずれも保育を基軸としていた条件が段階を経て他の専門領域や非専門機関に拡大する傾向を示していった［日本保育協会 2009：15-6］。

一方で、2002 年には、子育て当事者や地域住民による草の根の子育て支援活動をモデルとして「つどいの広場事業」が創設された。これは、1995 年に札幌市で始まった「むくどりホーム・ふれあいの会」や、2000 年に横浜市で始まった「おやこの広場・びーのびーの」など、民間の活動から事業化されたものである。親子が集う場の提供を事業の目的とする点や、実施主体は市町村であるが、特定の専門機関に依拠せず、事業創設当初から NPO 法人等への委託も可能とされた点に、センター事業と異なる特徴を持っていた［日本保育協会 2009：16；安川 2014：81］。「つどいの広場事業実施要綱」[225]においては、事業内容として、(1) 子育て親子の交流、集いの場の提供、(2) 子育てに関する相談、援助の実施、(3) 地域の子育て関連情報の提供、(4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施、の 4 つが明記されている。また、実施場所としては、「主に、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパー

本保育協会 2009：15］。1999 年改訂の保育所保育指針総則には、保育所が地域子育て支援という社会的役割を担う必要があると明記され、保育所における在宅子育て家庭に向けての支援として、「一時保育」、「地域活動事業」、「乳幼児の保育に関する相談・助言」が事業内容として示された［同書：15］。その後、保育所地域活動事業は、2005 年の次世代育成支援対策交付金の創設により事業内容は再編されるものの、多くの保育所が園庭開放や異年齢交流事業等に取り組む契機となり、このような政策的な動向を背景として、保育所は、地域子育て支援の一役割を担うことになった［同書：15］。

[225] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（平成 14 年 4 月 30 日）「つどいの広場事業の実施について」（雇児発第 0430005 号）。これによれば、「つどいの広場事業」の目的は、「主に乳幼児（0～3 歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ること」とされている。

トの一室など、子育て親子が集うに適した場所で実施すること」とされており、「子育て親子の支援に関して意欲のある子育てアドバイザー」を置くほか、「子育てに関心のあるボランティアスタッフを活用することが望ましい」と記載されている。このように、当初は保育所が担っていた地域子育て支援が、保育所以外の運営主体や場所や職員・市民に開かれ、社会の中で担う場所や人材の多様化が進められた。また、それだけでなく、子育て当事者である親たち自身が行う子育て支援活動が公的な子育て支援制度の仕組みの中に位置づけられることになった。

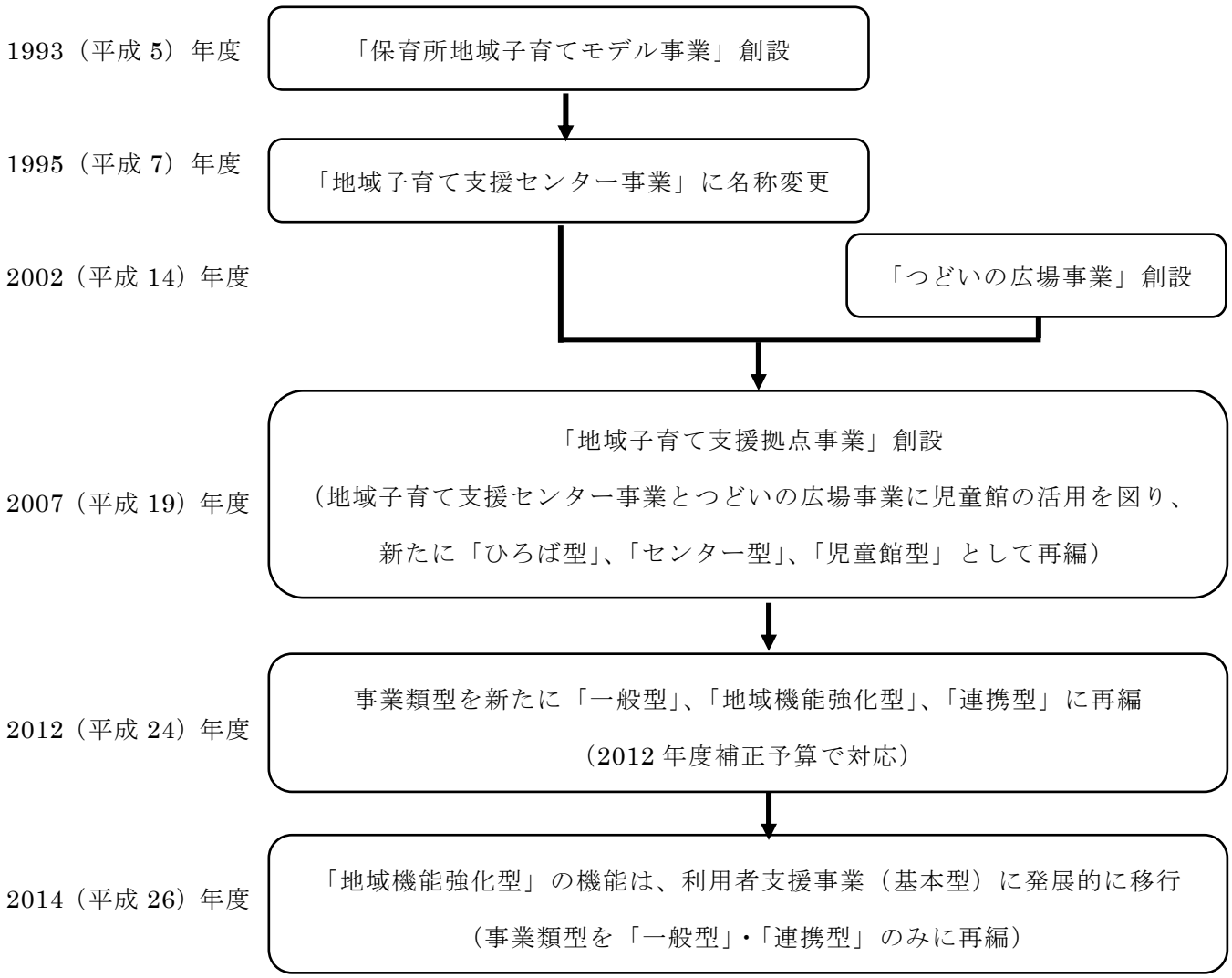


図 4-2　地域子育て支援拠点事業の経緯[226]

[226] 出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化総合対策室、2016 年 9 月 22 日、「地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業」（厚生労働省委託事業 地域の人材による子育て支援活動強化研修事業 地域子育て支援拠点研修＜北海道開催＞配布資料）p.45 の図を参考に、筆者作成（年号を西暦に変換）。

そして、2007 年には地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業が統合され、「ひろば型」「センター型」と児童館を活用した形態を中心とする「児童館型」の 3 つの類型に再編した「地域子育て支援拠点事業」（以下、拠点事業）が創設された（図 4-2)。すなわち、地域の子育て家庭を支援するという目的を共有しつつ、事業の成り立ちや事業内容に異なる特徴を有していた 2 つの事業が、拠点事業として再編され、創設以来保育所の一事業と捉えられてきた地域子育て支援センター事業が、つどいの広場事業と同一の事業として整理された［日本保育協会 2009：16］。拠点事業では、いずれの類型においても、(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、(2) 子育て等に関する相談、援助の実施、(3) 地域の子育て関連情報の提供、(4) 子育て及び子育て支援の講習等の実施、の 4 つの基本事業を全て実施することが定められた。さらに、2008 年の児童福祉法と社会福祉法改正により、拠点事業は法定化され、保育所と同様の第二種社会福祉事業に位置づけられた。これにより、従来保育所に付帯する事業と捉えられていた拠点事業（旧センター事業）が、政策的には保育所における子育て支援事業とは異なる独自の領域として捉えられ[227]、より積極的に推進されることとなった［同書：17］。

2012 年度からは、拠点事業の事業類型が「一般型」、「地域機能強化型」、「連携型」に再編され、2014 年以降は、「地域機能強化型」の機能が、地域子育て支援事業の 1 つとして新設された「利用者支援事業」[228]の「基本型」に移行された。2018 年現在、拠点事業は、

227 保育所が実施する「地域における子育て支援」は、保育所保育指針では、「保育に支障のない限りにおいて積極的に行う」とされており、事業の実施も任意となるが、拠点事業（センター型）では、基本事業に規定される 4 事業及び地域に出向いての個別援助や地域支援活動の実施は義務となっている。また、保育所保育指針に示される地域の子育て支援の拠点としての機能には、(1) 子育て家庭への保育所機能の開放、(2) 子育て等に関する相談や援助の実施、(3) 子育て家庭の交流の場の提供及び、交流の促進、(4) 地域の子育て支援に関する情報の提供、そして一時保育があるが、その前提としては、保育所の特性を活かし、保育所の機能と専門性を基盤として展開することが期待されている。これに対し、拠点事業では、実施要綱に規定される基本事業、開設日数、時間は必須であり、特定の専門機関に依拠しないため、事業実施の際には実施要綱に示される基本事業等が根幹となり、運営主体である保育所や NPO 法人の特性はそこに付加されるものとなっている点に相異がみられるとされる［日本保育協会 2009：18］。

228 利用者支援事業とは、「子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行なうとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う」ことを目的とした事業であり、事業類型は 3 つある。1 つ目の「基本型」は、地域子育て支援拠点等の身近な場所で、相談・ニーズ把握・情報の収集・提供、保育所等の利用にあたっての助言や支援を、「当事者の目線に立った、寄り添い型の支援」として行う「利用者支援」と、地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくり、地域の子育て支援資源の育成や社会資源の開発等、「地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援」を行う「地域連携」の 2 つの柱で構成される。2 つ目の「特定型」（いわゆる「保育コンシェルジュ」）は、主として市区町村の窓口で子育て家庭等からの保育サービスに関する

常設の場を設けて事業が実施される「一般型」と、児童福祉施設等で実施される「連携型」の 2 類型に分かれているが、いずれも上述の 4 つを基本事業として、週 3～7 日の頻度で開催されている[229]。実施主体は市町村（特別区を含む）であるが、社会福祉法人や NPO 法人、民間事業者等に実施委託されることも多く、公共施設や保育所、幼稚園、認定子ども園、児童館、民家等、地域の様々な場所で実施されている。国庫補助金の交付対象となっている拠点事業は 2018 年度時点で全国 7431 か所に上っており（図 4-3）、政府は 2020 年までに 8000 か所で実施する数値目標も掲げ、拡充を進めている。他方で、各自治体においてはこうした交付金事業に加えて、地域のボランティア組織や NPO 等が週 1 回や月 1 回などの開催頻度で独自に運営している取組みも数多く実施されており、これらは「子育てサロン」や「(子育て) ひろば」等の名称で呼ばれている。

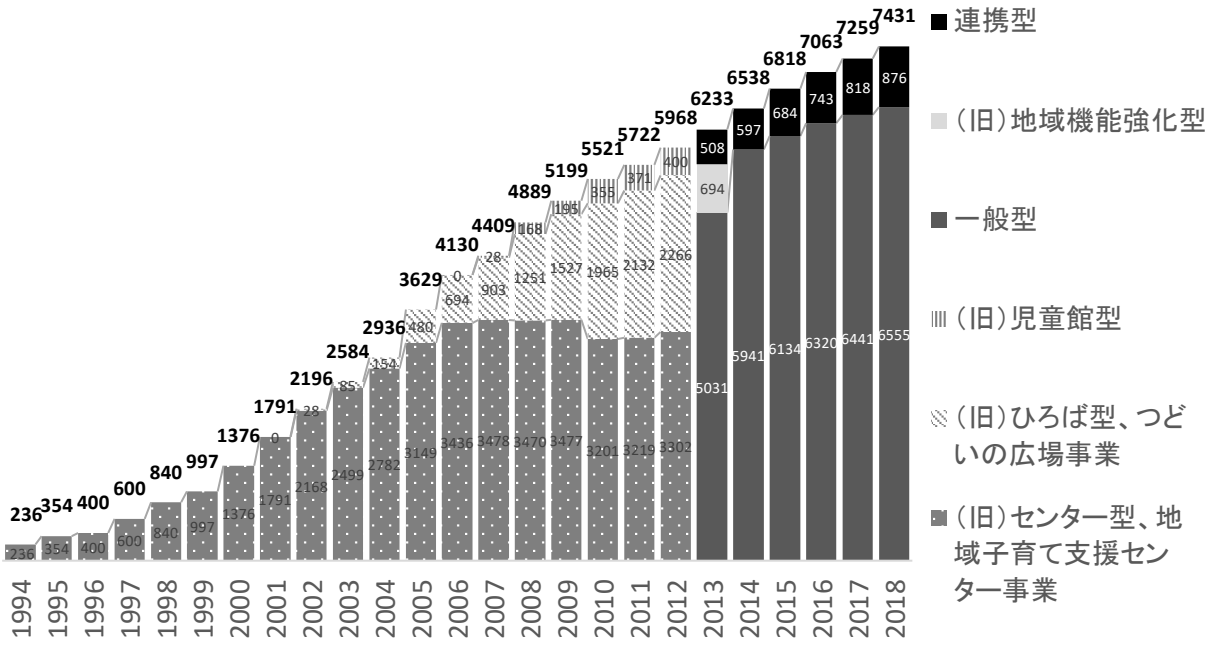


図 4-3　全国における地域子育て支援拠点事業数（旧事業を含む）の推移[230]

相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行う。3 つ目の「母子保健型」は、主として市区町村保健センター等で保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、継続的な状況把握・情報提供・支援プランの策定等を行う。「地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進」するものとされている［厚生労働省、2019、「利用者支援事業とは（概要）」（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/riyoshasien.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）］。

229 厚生労働省、2018、「地域子育て支援拠点事業とは（概要）」（https://www.mhlw.go.jp/content/000519576.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

230 出所：1994 年度分は、旧厚生省、1995、「厚生白書（平成 7 年版）」、1995～1998 年度分は、旧厚生省、1998、「厚生白書（平成 10 年版）」、1999～2003 年度分は、内閣府、2004、

（2）預かり型支援

親の就労等に関わらず、すべて子育て家庭が必要に応じて臨時的に利用できる施設型の保育サービスには、「一時預かり事業」に代表されるいわゆる「一時保育」がある。2015 年 7 月に出された「一時預かり事業実施要綱」（厚児発 0717 第 11 号）では、「保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている」として、「こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ること」が同事業の目的であると記されている。一時預かり事業には、幼稚園在園児に利用が限定された一時預かりがあり、また、一時預かりに類似する訪問型の一時保育サービスとしては、ファミリー・サポート事業もあるが、以下本論文では、主に保育所や幼稚園等の利用状況を問わず、在宅子育て家庭も対象として、保育所や子育て支援施設等において一時的に子どもを預かる一時保育サービスを中心に「預かり型支援」について検討する。

国庫補助事業としての一時保育は、1990 年に保育所における「一時的保育事業」として、「女性の就労形態の多様化や保護者の傷病時等の一時的保育需要に対応するため」の保育サービスとして制度化された。当時の一時保育は、保護者の就労等による週 3 日以内の利用や疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等の「社会的にやむを得ない事由」により乳幼児を保育所などで一時的に保育する制度であり、利用要件は、認可保育所の利用における所謂「保育に欠ける」要件に準ずるものであった。このように、事業創設当初は、緊急一時的な対応ややむを得ない対応として行われていたとされるが、子育て不安の高まりや親が子どもを預けることのできる人が少なくなっているという社会的背景を受けて、保育所の利用有無や親の就労形態等にかかわらず、すべての子育て家庭に発生するニーズであるという捉え方へと転換された［小池・角張 2009：14］。少子化の要因として育児の負担感が問題視され、専業主婦において育児負担感や育児不安が高いという認識が広まる中で、1995 年には地域活動や文化・体育活動の際等の「リフレッシュ利用」も対象に

「平成 16 年版少子化社会白書」、2004～2006 年度分は、内閣府、2008、「平成 20 年版少子化社会白書」、2007～2018 年度分は、厚生労働省、2018、「地域子育て支援拠点事業実施状況（平成 30 年度）」（https://www.mhlw.go.jp/content/000519569.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）掲載データより筆者作成。

含まれることとなり、1998 年からは、「保護者の育児等に伴う心理的，肉体的負担を解消する等の私的な理由やその他の事由」でも利用ができる制度となった[井上 2013:83-99]。1999 年策定の「新エンゼルプラン」では、「在宅児も含めた子育て支援の推進」の項目において、「専業主婦家庭の休養・急病や育児疲れ解消,パート就労等に対応した一時預かり」として一時保育の推進が掲げられた。

図 4-4 の一時保育（一時預かり事業）の実施箇所数（交付金事業）の推移をみると、事業化当初の 1990 年から 1999 年までの 10 年間は 95 箇所から 685 箇所への伸びであったが、実施推進のために事業の弾力的な運用が認められるようになるにつれその数は伸び、2000 年度開始の「新エンゼルプラン」の 5 年間では、当初目標の 3,000 箇所を大きく上回る 5,651 箇所にまで拡大した。少子化傾向に歯止めがかからない中、2002 年に政府がまとめた「少子化対策プラスワン」では、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の少子化対策を見直し、「地域における子育て支援」を含む 4 つの柱に沿って、「社会全体が一体となって総合的な取組みを進める」という基本方針が提示され、「すべての子育て家庭のため」の「地域における様々な子育て支援サービス」の 1 つとして、「保育所など身近な場での一時預かりサービスの推進」が掲げられた。翌年の児童福祉法の改正では、こうした地域における子育て支援の実施が市町村の責務として位置づけられた［内閣府 2004：100-1］。また特定保育事業の創設により、従来の一時保育事業が対象としていたパート等で働く母親の利用と専業母の育児疲れの解消等の利用が 2 つの事業に分けられることとなり、一時保育は後者の目的、すなわち「専業母」を対象とした事業であることが明示されるに至った［井上 2013：100-1］。その後、2005 年に両事業は「一時・特定保育事業」として一本化されたものの［小池・角張 2009：12］、一時保育の制度対象の特徴は維持され、「子ども・子育て応援プラン」では、「必要な時に子どもを預けられる場の拡充を図る」として、2009 年までに 9,500 箇所（全国の中学校区の 9 割）まで増やす目標が示された。

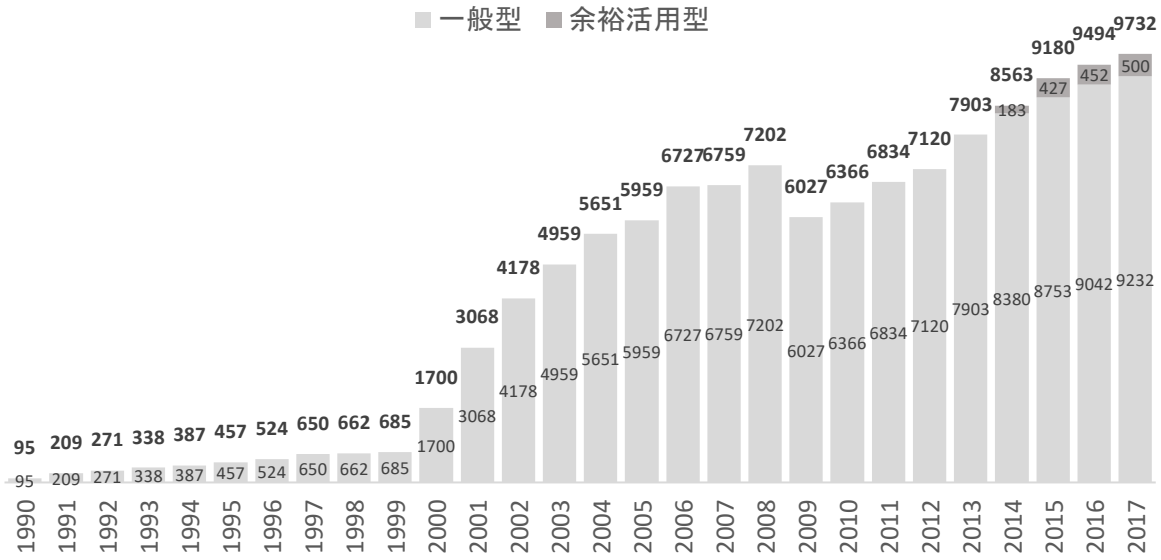


図 4-4　全国における一時預かり事業数（旧事業を含む）の推移[231]

2007 年には、事業の実施主体や職員配置等の弾力化を図り、「子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、従来保育所で行っていた一時保育等の拡充に加えて、利便性の高い場所や一時預かりの需要が高い場所等で一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施する」[232]ことを目的とした「在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業」が創設され、翌年度に一時・特定保育事業に加えられた。そして 2008 年の児童福祉法の改正により、同事業は「一時預かり事業」に改称され、事業類型も再編された。従来の保育所等において実施される「保育所型」に加えて、NPO 法人等の多様な運営主体が実施する「地域密着型」や、設備・人員配置が最低基準に満たない場合でも補助対象となる「地域密着Ⅱ型」が設けられた。また、保育所の特別保育事業から児童福祉法の第二種社会福祉事業へと「格上げ」されたが、人員基準の変更や利用児童数の引き上げ、評議員会の設置等，保育所では負担が増大したため不満や混乱が生じ、実施箇所数は 2008

231 出所：1990～1993 年度分は、旧厚生省、1995、「平成 7 年版厚生白書」、1994～2000 年度分は、内閣府、2001、「平成 13 年度国民生活白書」、2001～2004 年度分は、厚生労働省、2005、「平成 17 年度実績評価書」（https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/05jisseki/6-4-2.html、2019 年 11 月 24 日取得）、2005～2008 年度分は、内閣府各年版「少子化社会白書」、2009～2017 年度分は、厚生労働省ホームページ、「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育の実施状況について」（https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/H30tyousakekka.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）掲載データより筆者作成。

232 厚生労働省、2007、「第 3 回『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議（関係省説明資料、重点テーマに係る現状と取組の状況 5）」（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/priority/tenken/k_3/19html/s_1_6.html、2019 年 11 月 24 日取得）。

年度の 7202 箇所から翌年度には 6460 箇所となり、はじめて減少に転じた[233]［全保連・保育研究所編 2012：105］。

近年は再び増加に転じ、2014 年には全国 8803 箇所で実施されている。2015 年 4 月から施行された「子ども・子育て新制度」では、政府・自治体による「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして、財政支援も強化され、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業」（児童福祉法第 6 条の 3）として、一時保育（一時預かり事業）の普及が図られることとなった［内閣府 2015］[234]。一方、2016 年に厚生労働省がまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」では、待機児童数が多い地域における緊急的な保育の受け皿としての活用に言及されている。2017 年度時点では全国 9,732 箇所で実施されている（図 4-4）。

4-3　札幌市の子育て支援

1994 年に「エンゼルプラン」、1999 年に「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」が策定され、政府及び自治体による「少子化対策」が講じられる中で、札幌市においても 1996 年 7 月に「札幌市子育て支援計画」、1997 年 5 月に「札幌市青少年育成計画」が策定され、これらに基づき子育て環境の整備や子どもの健全な育成のための取り組みが実施されてきた。また、2002 年に策定された「健康さっぽろ 21」では、親と乳幼児の健康の保持増進を目指して、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりが推進されてきた［札幌市 2004：2］。一方、前述のように合計特殊出生率は全国平均を大きく下回る水準で推移し、子育てに対する親の不安感の高まりも問題化する中で、2002 年 3 月には札幌市社会福祉審議会から「札幌市の少子化への具体的な対策について」と題する答申が提出された。

この答申では、「依然として、少子化対策といえば、保育所の充実に代表される子育て支

[233] 2009 年 4 月の児童福祉法一部改正で、一時保育は第二種社会福祉事業として「一時預かり事業」に改称され、保育所の特別保育事業から保育事業と並列の事業と位置づけられた［全国保育団体連絡会・保育研究所編 2009］。これにより、事業実施に関して評議会の設置や経理区分の分離など保育所の実質的な負担が増え、また一時保育専用の部屋や人員配置が必要になったことで通常保育との運用が難しくなり、小規模型の保育所などで事業から撤退するところが出るなど［早瀬 2010］、2010 年には一時的に前年比で 1000 箇所以上減少した。

[234] 2014 年度には、従来の 3 類型が「一般型」として統合され、保育所等の空き定員の範囲内で実施する「余裕活用型」が新設されたが、新制度ではさらに幼稚園における在園児を対象とした預かり保育が「幼稚園型」として組み込まれ、「居宅訪問型」も創設された。

援のことであるとの発想にとらわれたままであり、深刻な人口減少社会への対策としてはいささか不十分である」と、従来の取り組みに対する問題指摘がなされた上で、少子化の現状と背景[235]や政府によるこれまでの少子化対策の評価をふまえ、「少子化対策にあたっての基本的な考え方」[236]に基づいた「新たな少子化対策への発想と具体的な対策」について提言が行われている。そこでは、「エンゼルプランの一層の拡充－必要条件的対策」として、(1) 保育所待機児童の解消、(2) 地域子育て支援事業の発展的あり方、(3) 子育ち支援と青少年の意識啓発への取組、(4) 子育て・子育ち支援センター、(5) その他の各種事業が指摘され、また「エンゼルプランを越えて－十分条件的対策」として、(1) 少子化に関する市民への情報提供と意識啓発、(2) 企業に対する家庭と仕事のあり方に関する働きかけ、(3) 企業における働き方の見直しを支援する枠組づくり、(4) 社会全体で支援する枠組づくり、がそれぞれ挙げられている。これらに加えて、「総合的な少子化対策が求められ、市民・企業の積極的な参加を求める今日、あらためて少子化対策に取り組む姿勢を明確化するため」として、「子育て共同参画都市」宣言を行い、その具体化やアピールをすることや、従来の保育・子育て支援策に新たな視点も盛り込み、総合的な対策を展開するために「横断的な行政機構」を整備することなどが提案されている。

一方で、2003 年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての市町村に行動計画の策定が義務付けられた。こうした中で「経済の低迷、一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容などにより」札幌市の合計特殊出生率が全国平均を大きく下回っていることや、「近年、子育てに対する親の不安感が高まっており、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策の再構築に早急に取り組む必要」があるといった状況をふまえ、国の動向や札幌市の現状と前述の答申及び他の既存の計画との整合性も図りながら、「次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過

235 人口減少の将来予想とその社会的影響、少子化の原因としての未婚率の上昇及び夫婦の出生児数の減少、子育ての経済的負担・精神的負担・時間的拘束による負担・肉体的負担の 4 つの負担、少子化社会の長期的展望と社会的ジレンマの問題などが指摘されている。

236 (1) 結婚や子どもを持つことは当事者の自由な選択に委ねられるべき事柄であり、少子化対策が個人の自由な意思を拘束し、選択を妨げることがあってはならないこと、(2) 少子化の原因・背景を市民誰もが十分理解し、社会全体が当事者としての意識を持って、少子化への取組を進める必要があること、(3) 男女共同参画社会の形成を進め、男女の多様な価値観を尊重し、その実現が図られるように努めること、(4) 少子化対策にあたっては、常に子どもの健全な成長を保障するとの観点から取組を進めること、(5) 少子化対策を効果的に進めるためには、少子化の背景・要因を関係する当事者ごとに分類整理し、それらに応じた総合的対策を講ずる必要があることの 5 つの原則があげられている。また、これらに加えて、「女性のライフスタイルの多様性としての、仕事と結婚・子育てとの両立、専業主婦としての生き方、地域社会活動等との両立といった様々な社会との関わり方をいずれも尊重するとの視点」から答申が行われている。

程を総合的に支援するため」の「札幌市子ども未来プラン（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）」（以下、未来プラン）が策定された［札幌市 2004：2］[237]。

2004～09 年度の未来プラン前期計画では、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」を基本理念の実現に向けて、「子どもの視点」、「次世代を育成する長期的な視点」、「社会全体で支援する視点」の 3 つの視点に基づき、5 つの基本目標[238]に応じた 19 の基本施策の実施が図られた。そのうち、「子育て家庭を支援する仕組みづくり」の施策の 1 つ目には、「地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開」として、ひろば型支援の全市的な拡充が掲げられた（表 4-5）。また 2010～14 年度の後期計画では、合計特殊出生率が依然として全国平均を大きく下回っていることや、「他の大都市と同様、札幌市においても保育所の待機児童の問題や児童虐待の問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は深刻化しており、喫緊に対応しなければならない課題となっている」という現状をふまえ、前期計画での取り組みを継続しながら、子どもの権利を保障する取り組みの推進、働きながら子育てできる環境整備、すべての子育て家庭を視野にいれた支援体制、子どもを虐待から守り育てる支援体制、の 4 点により重点がおかれ、7 つの基本目標が掲げられた。

特に、前期計画では、子育て家庭を対象とした全般的な支援は 1 つの目標でひとくくりにされていたが、後期計画では、「すべての子育て家庭への支援」、「働きながら子育てできる環境整備」「社会的養護体制を含む特別な支援」がそれぞれ独立した目標として位置づけられた。さらに、札幌市では国際条約である「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の理念を「よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体化し、あらゆる場面でも実践につなげるため」に制定された「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条約」（以下、権利条例）が 2009 年から施行され、2011～16 年度にはこの条例に基づく「札幌市子どもの権利に関する推進計画」（以下、推進計画）が実施されてきた。

2015 年度からは、権利条例に基づく推進計画や子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」などを包含した[239]計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン」（以下、新未来プラン）が 2019 年度までの 5 年計画で新たに策定された（表 4-5）。

237 なお、札幌市の市政はこの間、桂信雄市長（在任期間：1991 年 5 月～2003 年 5 月）から上田文雄市長（在任期間：2003 年 6 月～2015 年 5 月）に代替わりした。

238 （1）健やかに生み育てる環境づくり、（2）子育て家庭を支援する仕組みづくり、（3）豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり、（4）次代を担う心身ともにたくましい人づくり、（5）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり。

239 その他、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画）」も含まれる。

表 4-5　「さっぽろ子ども未来プラン」と「新さっぽろ子ども未来プラン」の計画体系（一部抜粋）[240]

さっぽろ子ども未来プラン（前期計画） 2004～2009 年度	さっぽろ子ども未来プラン（後期計画） 2010～2014 年度	新・さっぽろ子ども未来プラン 2015～2020 年度
【基本理念】 子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち	【基本理念】 子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち	【基本理念】 子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち
【基本的な視点】 1 子どもの視点 2 次世代を育成する長期的な視点 3 社会全体で支援する視点	【基本的な視点】 1 子どもの視点 2 次世代を育成する長期的な視点 3 社会全体で支援する視点	【基本的な視点】 1 子どもの視点 2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点 3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点 4 社会全体で支える視点
【基本目標（基本施策）】 **1 健やかに生み育てる環境づくり** **2 子育て家庭を支援する仕組みづくり** （1） 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開 ① 協働型で進める子育てサロン等の拡充【地域】 →地域型子育てサロン、さっぽろ子育てサポートセンター事業 ②（仮称）区子育て支援センターを核とした支援事業の展開【区】 →（仮称）区子育て支援センター設置事業、地域子育て支援事業、地域子育て支援センター事業、地域交流支援事業、図書館（室）における読み聞かせ事業 ③ 子育て支援総合センター等における多様な事業の展開【全市】 →子育て支援総合センター事業、子育てサポートボランティア事業、「お話の百貨店」（子ども読書の日特別行事） （2）経済的な支援の取組み （3）家庭生活と職業生活の充実 （4）多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実 ① 増大する保育ニーズへの対応 ② 多様な保育ニーズへの対応 →延長保育事業、夜間保育事業、休日保育事業、一時保育事業、子育て支援短期利用事業、乳幼児健康支援でイサービス事業 ③ 保育サービスの質の向上 ④ 放課後における児童の健全な育成 （5）特別な援助を要する家庭への支援 **3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり** **4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり** **5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり**	【基本目標（基本施策）】 **1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり** **2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり** **3 働きながら子育てできる社会づくり** （1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） （2）保育所などの整備 （3）保育サービスの質の向上 （4）働き方に合わせた多様なサービス （5）児童クラブ等における留守家庭への支援 **4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり** （1）地域における子育て支援の推進 →地域での子育てサロン、地域子育て支援事業、病児・病後児への保育サービス、企業・団体と連携した多様な子育て支援事業、一時預かり事業、区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業、地域子育て支援センター事業、子育て支援総合センター事業、男女共同参画センターにおける子育て支援事業、図書館（室）における読み聞かせ事業、さっぽろ親子絵本ふれあい事業、さっぽろ市民子育て支援宣言事業 （2）子育て家庭に対する相談・支援体制の充実 （3）経済的な支援の取り組み **5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり** **6 子どもが豊かに育つ環境づくり** **7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり**	【基本目標（基本施策）】 **1 子どもの権利を大切にする環境の充実** （3）子どもを受け止め、育む環境づくり ①保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援 →啓発活動の充実、妊婦支援相談事業、母子保健訪問指導事業、ワーク・ライフ・バランス推進事業、子育て支援総合センター事業、親育ち応援団の充実、子どもの学習支援事業 **2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実** （1）働きながら子育てしやすい環境の充実 ■保育施設・事業の整備 ■多様な保育サービスの提供 ■児童クラブ等における留守家庭への支援 ■ワーク・ライフ・バランスの推進 （2）親子の健康を支える相談・支援の充実 （3）子育て家庭に対する相談・支援の充実 ■地域における子育て支援 →子育て支援総合センター事業、区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業、地域での子育てサロン、*利用者支援事業*、児童家庭支援センター運営費補助事業、サポートファイルさっぽろ、病後児デイサービス事業、さっぽろ子育てサポートセンター事業、札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業、一時預かり事業、さっぽろ親子絵本ふれあい事業、家庭教育学級の推進、親育ち応援団の充実、幼児期の学校教育の保護者等への啓発・支援の推進 ■経済的な支援 （4）子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実 **3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実** **4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実**

[240] 出所：札幌市、2004、「さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）」、札幌市、2010、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」、札幌市、2015、「新・さっぽろ未来プラン」より一部抜粋し、筆者作成。

札幌市のまちづくりに関する最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（2013 年度～2022 年度）に即して実施される子ども施策分野の個別計画である新未来プランでは、子どもの現状、子育て家庭の現状、少子化の現状[241]をふまえ、「権利条例の理念の実現のため、なによりも子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減を図るなど、子どもが豊かに育つ環境を総合的に整えること」が目指されてきた［札幌市 2015：2］[242]。

4-4 札幌市のひろば型・預かり型支援

（1）ひろば型支援

札幌市における「地域子育て支援」は、1989 年に市内の保育所で「育児相談」の看板を設置し、地域の子育て家庭に向けて行われた取り組みが初発とされる。1992 年には市内 32 か所の保育所の電話番号が広報誌や新聞に掲載される形で「電話相談」が開始され、市全域で保育所の利用者以外の親子に対しても広く育児相談が行われるようになった。国が保育所等地域子育てモデル事業を創設した 1993 年には、札幌市の市立保育所でも「地域子育てモデル事業」が開始された。1994 年に国が出した「緊急保育対策等 5 か年事業」では、保育所の事業内容に「子育て支援」の文言が加えられたが、札幌市では 1995 年に市立保育所 4 か所で「地域子育て支援センター事業」が開始され、1996 年には計 6 か所で実施されるようになった（表 4-6）。当時の札幌市の保育所における地域子育てセンター事業としては、育児相談（電話、面接、出張）のほか、遊びの体験・支援、子育てサークルの育成、子育てサロン（保育園開放）、子育て講演会、子育てボランティアの育成、子育て情報誌の発行・配布、子育てに関する情報収集、他記間との連携など、現在でも地域子育て支援事業として行われている取り組みの多くが実施されていた。

241 子どもの現状は「依然として、いじめや児童虐待などの悩みを抱えている子どもがいる」こと、子育て家庭の現状は「多くの市民が子育ての相談体制や特別な配慮が必要な子どもへの支援体制が不十分だと感じている」こと、少子化の現状は「札幌市の合計特殊出生率は全国平均を大きく下回り、多くの市民が少子化対策として働きながら子育てできる環境の充実を求めている」ことを指す。

242 この間、市政は秋元克弘市長（在任期間：2015 年 5 月～）に代替わりした。

表 4-6　国及び札幌市における子育て支援の政策動向・ひろば型支援の経緯

	国の動向	札幌市の動向
1993	●「保育所等地域子育てモデル事業」創設	●「子育て支援センター事業」開始
1994	・「エンゼルプラン」策定（期間：1995-1999年度）	
1995	●「地域子育て支援センター事業」に名称変更	●南区で「むくどりホーム・ふれあいの会」発足
1996		・「札幌市子育て支援計画」策定（期間：1996-2005年度）
1997		・「札幌市青少年育成計画」策定（期間：1997-2005年度） ・「札幌市少子化対策推進部会」設置 ●区役所において地域子育て支援事業開始（あそびの広場、子育てサロン）
1998		・「札幌市基本構想」改定 ●地域主体の子育てサロン2か所開設
1999	・「新エンゼルプラン」策定（期間：2000-2004年度）	
2000		・「第4次札幌市長期総合計画」開始（期間：2000-2019年度） ・「第1回少子化対策専門分科会」開催
2001		・「さっぽろ子育てサポートセンター事業」開始
2002	●「つどいの広場事業」創設（国庫補助事業）	・「健康さっぽろ21」策定 ・社会福祉審議会が答申「札幌市の少子化への具体的な対策について」を提出
2003	・「少子化社会対策基本法」制定 ・「次世代育成支援対策推進法」制定	・「札幌市男女共同参画条例」施行 ・「さっぽろ元気ビジョン」公表 ・「第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会」開催
2004	・「少子化社会対策大綱」策定 ・「子ども・子育て応援プラン」決定（期間：2005-2009年度） →2009度までにつどいの広場事業・地域子育て支援センター事業合わせて全国6000か所で実施の目標	・「子ども未来局」創設 ・「札幌新まちづくり計画」策定（期間：2004-2006年度） →「地域での子育て支援体制の充実」が掲げられ「地域での子育てサロンの設置への支援」事業が開始 「さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）」策定（期間：2004-2009年度） ●中央区に「札幌市子育て支援総合センター」開設
2005		●「地域子育て支援拠点研修事業」道内開催
2006	・「新しい少子化対策について」決定（期間：2006-2007年度）	・「新しい子育て家庭支援体制」開始 ●豊平区・西区・手稲区の3区に「保育・子育て支援センター」開設 ●児童館の子育てサロンが指定管理者制度へ移行 ●子育てサロンが全小学校区の4分の3を超える
2007	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略決定 ●「地域子育て支援拠点事業」創設 ●NPO法人子育てひろば全国連絡協議会設立	・「第2次札幌新まちづくり計画」公表（期間：平成2007-2010年度） ●東区に「保育・子育て支援センター」開設
2008	●地域子育て支援拠点事業が第二種社会福祉事業として法定化	
2009		●清田区に「保育・子育て支援センター」開設
2010	・「少子化社会対策大綱（子ども・子育てビジョン）」策定（期間：2010-2014年度） →2014年度までに地域子育て支援拠点事業を全国10000か所で実施の目標	・「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」策定（期間：2010-2014年度） ●白石区に「ちあふる」開設 ●「第9回全国子育てひろば実践交流セミナーinほっかいどう」札幌開催
2011		・「第3次札幌新まちづくり計画」公表（期間：2011-2014年度） →2014年度までに全中学校区（97校区）に常設の子育てサロンを設置、区保育・子育て支援センターを8か所整備する目標 ●NPO5か所、児童館15か所で地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）開設 ●小学校区204か所中、190か所で子育てサロン設置
2012	・子ども・子育て支援法等「子ども・子育て関連3法」成立	●北区に「保育・子育て支援センター」開設
2013	・「待機児童解消加速化プラン」策定（期間：2013-2014年度） ・「少子化危機突破のための緊急対策」決定	・「第1回札幌市子ども・子育て会議」開催 ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン」公表（期間：2013-2022年度）
2014	・「放課後子ども総合プラン」策定（2014-2019年度） ・「まち・ひと・しごと創生法」成立	
2015	・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・「子ども・子育て新制度」本格施行 ・内閣府に「子ども・子育て本部」設置	・「新・さっぽろ子ども未来プラン」策定（期間：2015-2019年度） ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」公表（期間：2015-2019年度） ●南区に「保育・子育て支援センター」開設
2016	・「子ども・子育て支援法」改正 ・「ニッポン一億層活躍プラン」策定	●中央区に「まちなかキッズサロン」開設
2017	・「働き方改革実行計画」策定 ・「子育て安心プラン」公表 ・「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	
2018		
2019		●厚別区に「保育・子育て支援センター」開設

一方で、1996 年には、1960 年から 37 年間にわたり「全国的にも例をみない札幌市独自の施策」［吾田ほか 2006：19］として実施されてきた「仲よし子ども館」[243]事業が終了した。そして、これを再編する形で 1997 年からは各区において「あそびの広場」や「子育てサロン」の名称で地域子育て支援事業が開始され、2003 年までに児童館や公立保育所など 106 か所で札幌市直営の子育てサロンが開催されるようになっていった［札幌市 2004：37］。また、民間では 1995 年に NPO のひろば型支援の草分けの一つとして全国的にも知られる「むくどりホーム・ふれあいの会」が南区で発足した。1998 年には地域の住民組織や市民団体などによる「地域主体の子育てサロン」が 2 か所で開催され、2003 年までに 46 か所に増加した［同：36］。

こうした中で、2002 年に提出された前述の社会福祉審議会の答申では、「現行の地域子育て支援事業にあっては、親子の自由な交流の場（子育てサロン）が 1 児童会館あたり週 1 回 90 分であり、負担に耐えかねた親が緊急に利用することが可能な体制は整えられていない。保育所利用者が毎日 8 時間程度の保育サービスを保障されているのに対して、専ら家庭で子育てを行う専業主婦に象徴される母親に対する支援は大きな格差がある。このことは、女性のライフスタイルの多様性を保障する上でも、配慮しておきたい大きな問題である」として、在宅子育て家庭に対する支援としてのひろば型支援の重要性とその拡充の必要性が強調された。また、「子育ての責任はその親にあることはもちろんだが、核家族化の進行や 3 世代同居率の低下が進み、子育ての経済的負担が強く意識されている昨今、少なくとも精神的、肉体的及び時間的拘束による負担の軽減について、全ての子育て家庭が安心して子育てができる、より強固な社会全体による支援策が求められている」として、社会全体による子育て家庭の支援という「子育ての社会化」の視点が提示されている。その上で、「少なくとも、現行の児童会館巡回方式の子育てサロンですくい上げることのできない地域の家庭の需要に対応することを目指すのであれば、最低限、平日の日中時間帯は、

[243] 北海道保育団体連絡会白書編集委員会［1976］によれば、仲よし子ども館は、1960 年に 3～5 歳児のために週 2 度程度の巡回指導を行う「保育」の形態として、幼児施設の不足と人口増の中で幼稚園・保育所不足をカバーする法外施設の札幌版として設けられて以来、急成長をとげた子ども向け事業である。同書によれば、1970 年代末当時、3～5 歳児の就園率は全国値が 63.5%（幼稚園 39.6%、保育園 23.9%）であったのに対し、札幌市は 42.7%（同 30.7%、同 12.0%）と著しく低い状況にあった。これらの代替的施設として利用率が 37.2%にのぼっていた子ども館は「必要不可欠」な位置を占め、「夏は公園、冬は規模を縮めて地区集会所などで開かれ、指導時間は各 1.5 時間。3 歳児 30 人、4、5 歳児 40 人に指導員が 1 名つき、指導員は午前、午後と別々の会場を巡回」する方法で開催されていた。ピーク時の 1978 年（前期）には 130 会場で開催され、25,955 人の子どもが参加していたが［吾田ほか 2006］、1996 年には 95 会場、6,298 人にまで縮小していた［北海道新聞 1996 年 10 月 8 日朝刊］。

各地域に、常時、子どもを連れて行くことが可能な子育て支援のための場所を確保しておくことが必要である。そのためには、現行の子育て推進課各区センター及び公立保育園 7 園の地域子育て支援センター事業園に加え、保育所及び幼稚園の活用を通じ、地域の子育て拠点を構築することが最短であると考えられる。これによって、保育所・幼稚園も限られた通所世帯のための施設から、地域の子育て家庭全体の支援施設へと転換が図られることになる。これに加えて、各区に最低 1 か所程度の常設の拠点を設置し、現行の子育て支援事業のほか、地域の活動のコーディネート、他機関との調整等の役割を担うことで、概ね子育て家庭に対する支援体制は整備されるはずである」と具体的な改善案が提言された。

このように答申では子育て家庭への支援体制の整備として、「常設の子育てサロン」の設置のほか、地域における「子育て支援」及び「子育ち支援」の拠点として各区に常設の交流スペースと事務部門を備えた「子育て・子育ち支援センター」を設置すること、またそれらを統括調整する専門機関として「子育て・子育ち支援中央センター」を設けることなどが提案された。これを受けて、2004 年に策定された「札幌新まちづくり計画」においては「地域での子育て支援体制の充実」が掲げられ、「地域での子育てサロンの設置への支援」事業が開始された。また、同年から開始された「さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）」では、実際に地域レベル、区レベル、全市レベルの「三層構造による子育て支援体制」として、それぞれ「協働型で進める子育てサロン等の拡充」、「（仮称）区子育て支援センターを核とした支援事業の展開」、「子育て支援総合センター等における多様な事業の展開」が盛り込まれ、答申の提案が政策として具体化されていった（図 4-7）。

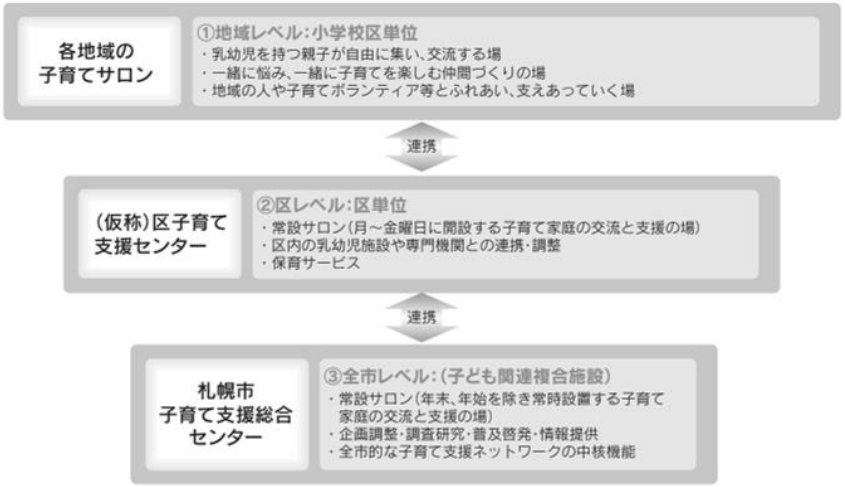


図 4-7　「三層構造による子育て支援体制（イメージ図）」[244]

[244] 出所：札幌市、2004、「さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）」、p.35。

2004 年にはまず中央区に「札幌市子育て支援総合センター」が開設され、2006 年からは「新しい子育て家庭支援体制」として、3 区に「保育・子育て支援センター」（通称「ちあふる」）が設置され、児童館の子育てサロンの運営も指定管理者制度へ移行された。2010 年度から開始された未来プラン後期計画では、基本目標 4「すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり」に関連する基本施策 1「地域における子育て支援の推進」の具体的項目として、「地域での子育てサロン」、「地域子育て支援事業」、「区・保育子育て支援センター（ちあふる）整備事業」、「地域子育て支援センター事業」、「子育て支援総合センター事業」など、ひろば型支援に関わる施策の拡充が図られることとなった。このうち、「地域での子育てサロン」は、重点項目の 1 つとして位置づけられ、子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンの立ち上げや運営の支援、地域の児童会館での子育てサロンの開催、子育て家庭の多様なニーズに対応するための質的な拡充を図ることなどが掲げられた。また、「保育所機能の他にさまざまな子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を担う」事業として「区保育・子育て支援センター」の整備も重点項目として掲げられた。

2015 年度から開始された新未来プランでは、基本目標 2「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」のための基本施策 3 として「子育て家庭に対する相談・支援の充実」を位置づけ、未来プラン（後期計画）に引き続き、「区保育・子育て支援センター（ちあふる）の整備」や「地域での子育てサロン」の拡充が掲げられた。さらに新規事業として「利用者支援事業」が盛り込まれた[245]。一方、2011 年に公表された「第 3 次札幌新まちづくり計画」では、最終年度（2014 年度）までに市内の全中学校区（97 校区）に常設の子育てサロンを設置し、「区保育・子育て支援センター」も 6 か所から 8 か所へ増設する目標が掲げられ、同年、NPO の子育てサロン 5 か所と児童館の子育てサロン 15 か所が地域子育て支援事業（常設子育てサロン）となった。2014 年度までに目標達成値には達しなかったものの、図 4-8 に示されるように、児童館を中心に飛躍的に数は増えた。2018 年度時点で札幌市には拠点事業のほか、地域の住民組織やボランティア団体、幼稚園等が月 1 回程度～週数回の頻度で実施する独自事業が 300 か所以上存在する（表 4-9）。なお札幌市では、これらのひろば型支援の事業は、行政用語としても支援者や保護者の間で使用される呼称と

245 「区役所・ちあふる等の拠点において、子育て相談などにより、個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築などを行う」とされた。

しても「子育てサロン」の名称で呼ばれることが多い。

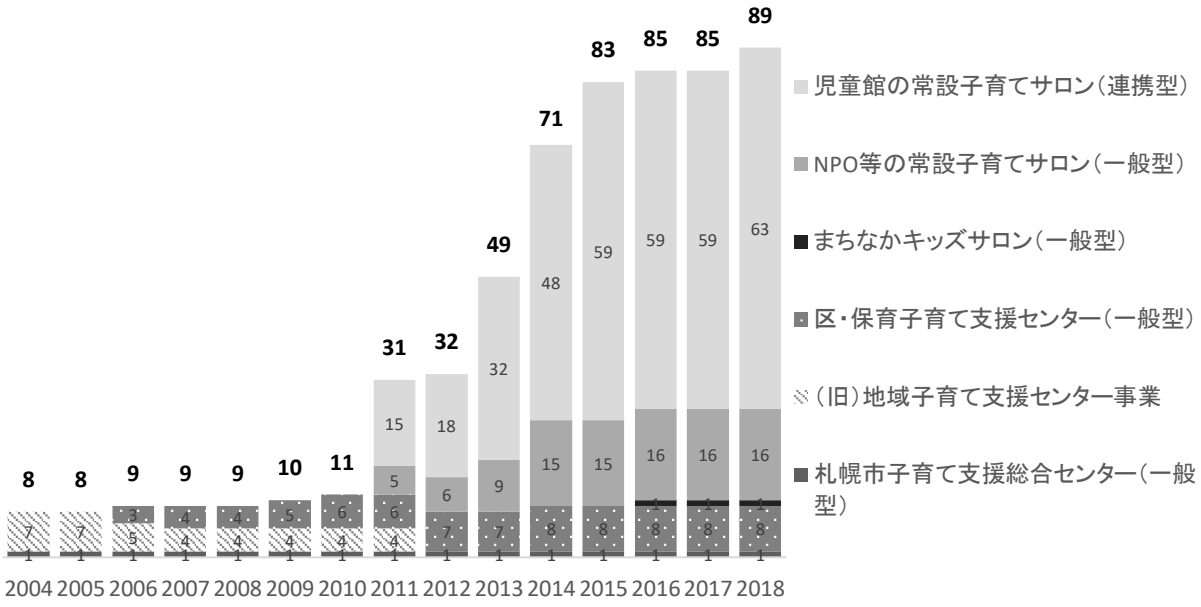


図 4-8　札幌市における地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）数の推移[246]

表 4-9　札幌市におけるひろば型支援（地域子育て支援事業、子育てサロン）の数[247]

	地域子育て支援拠点事業 （週 3 回以上の常設子育てサロン）		独自事業 （週 3 回未満の子育てサロン）		計
専門施設	子育て支援センター等［一般型］ （札幌市子育て支援総合センター 1、区保育・子育て支援センター 8、まちなかキッズサロン 1）	10	幼稚園	9	19
児童館	児童館［連携型］	63	児童館	45	108
民間	NPO 等［一般型］	16	地域団体、NPO、企業等	184	200
計		89		238	327

246 出所：札幌市ホームページ、「さっぽろ未来プラン（前期計画／後期計画）」の各年の実施報告書（https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplanjokyo.html#h17、2019 年 11 月 24 日取得）及び「新・さっぽろ子ども未来プラン」の各年の実施報告書（https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomokeikaku.html、2019 年 11 月 24 日取得）掲載データより筆者作成。

247 出所：2018 年 8 月現在、筆者調べ。但し、地域子育て支援拠点事業は、保健センターの情報室 10 か所、出張ひろば 6 か所を除いた数値。

（2）預かり型支援

札幌市の一時保育事業は、2004～09 年度の未来プラン前期計画では、基本目標 2「子育て家庭を支援する仕組みづくり」のうち、基本施策 4「多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実」の 1 事業として、延長保育事業や夜間保育事業など、親の就労を理由とした他の保育サービスとともに位置づけられていた（表 4-5)。また、同計画では、「近年、近隣の親戚や知人に子どもを預けることが難しくなってきているといわれており、短時間勤務や出産・疾病などの際に、一時的に安心して子どもを預けられる施設が求められてい」るとして、「保護者の断続的・短時間就労等や傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを行う」一時保育事業を 2003 年度の 42 か所から 2009 年度までに 83 か所に増やすとされた。これに対し、2010 年度から開始された未来プラン後期計画では、基本目標 4「すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり」のうち、ひろば型支援の諸事業と同じ基本施策 1「地域における子育て支援の推進」の 1 事業として、また、事業計画の 30 の重点項目の 1 つとして、一時預かり事業の拡充が掲げられた。つまり、基本目標 3「働きながら子育てできる社会づくり」に位置づけられた延長保育等の「就労形態に応じた多様な保育サービス」とは制度上の分類が区別され、在宅子育て家庭向けの地域子育て支援としての位置づけが明確化された。そして、実施か所数も 2008 年度の 81 か所から、2014 年度までに 125 か所に拡充する目標が掲げられた。2015 年度からの新未来プランでも、引き続き「地域における子育て支援」の 1 つとして一時預かり事業の拡充が掲げられている。

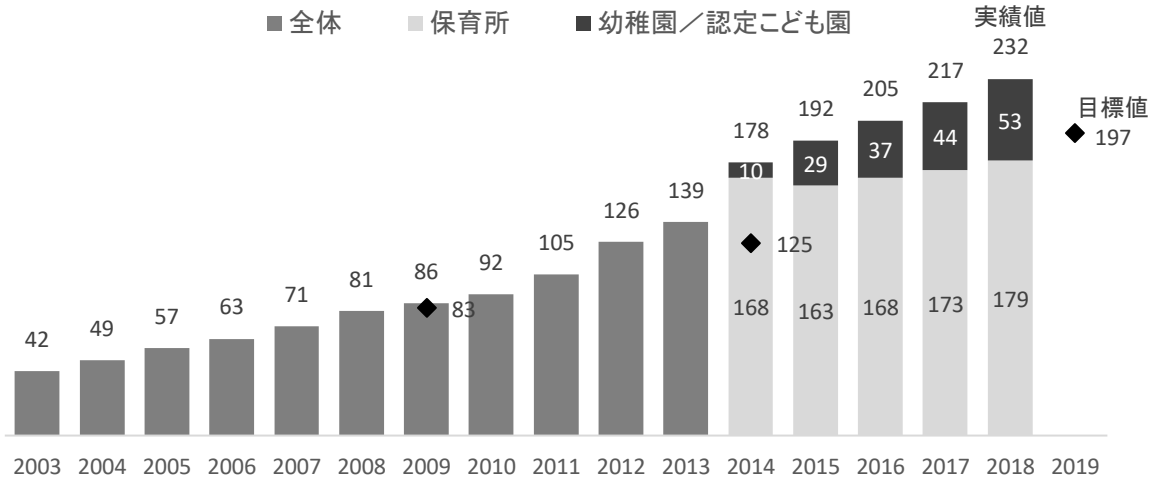


図 4-10　札幌市における一時保育事業（一時預かり事業）実施か所数の推移[248]

[248] 出所：2003～2009 年度分は、札幌市、2009、「さっぽろ子ども未来プラン年次報告書（平

こうして一時保育の実施保育所数は、2001 年の 28 箇所から 2011 年は 105 箇所（公立 6、指定管理施設 3、私立 96）となり、また利用児童数は 2001 年の 1 万 6605 人から 2010 年には 3 万 8255 人と 3 倍近くに増加した。さらに、2015 年度からは子ども・子育て支援新制度施行に伴い、2019 年度までに一般型の一時預かり事業の実施施設数を 2014 年度の 178 か所から 197 箇所にする目標値が設定されたが、2018 年度時点で 232 か所にのぼっている（図 4-10）。この他、市内には民間企業や NPO 等が運営する一時保育・託児サービスもみられる。

2018 年時点で札幌市の一般型の一時預かり事業は、在園児以外の就学前児童を対象として、主に日中、一部の施設では産休明けから、①保護者の就労等により、一時的に家庭における育児が困難な場合、②保護者の傷病等、社会的にやむを得ない事由があり緊急又は一時的に家庭における育児が困難な場合、③保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する目的で一時的に保育が必要となる場合、にその都度 1 日単位で利用できる保育サービスとなっている。基本的には 0 歳児から就学前までの乳幼児が対象であり、札幌市の認可保育所での利用の場合の利用料は、①及び②の場合は満 3 歳未満で 1 日あたり 2,000 円（別途、昼食代が 300 円程度）、③の理由で利用する場合は同 2,700 円となっている[249] [250]。

4-5　結果：制度的支援の利用ニーズと課題

第三章でみたように、調査 A では、母親の育児負担の要因として、「子どもの行動への対処」、「育児の時間的拘束」、「孤立育児」などがあげられていた。特に母親が専業主婦や育児休業中である在宅子育て世帯では、「家で、〔子どもがべったりで〕自分のトイレにいけない。不自由。ノイローゼにはよくなる（A29）」、「どこに行くにも子どもと一緒（A8）」、「ほっとする時間がない（A26）」、「体調が悪くても子育てはある（A21）」、「イライラしてしまう（A14）」など、母子密着による育児で母親が体力面だけでなく、時間的な拘束感や

成 21 年度）」、2010～2014 年度分は、札幌市、2014、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）平成 26 年度実施状況報告書」、2015～2019 年度分は、札幌市、2018、「新・さっぽろ子ども未来プラン平成 30 年度実施状況報告書＜個別事業の実施状況＞」掲載データより筆者作成。

249 札幌市、2018、「一時保育事業（一般型保育所タイプ）について」（http://kosodate.city.sapporo.jp/material/files/group/16/ichijihoiku_panfu.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

250 この料金設定に関して 2018 年 1 月 24 日に札幌市の関連部局に電話で問い合わせたところ、③は「基本的に誰でも預けられる」枠であるため、「なるべく優先度が高い方（①②の利用）を優遇する措置」として料金差を設けているとの回答であった。

精神的な負担を抱えていることが明らかになった。また、第一子の子育てや子どもの反抗期などで母親の育児不安が高まりやすい時期に、話し相手もいない状態で孤立育児をする場合には、精神的な負担が大きくなりやすいことが示唆された。

一方、家庭内の育児役割が母親に集中しやすく、親族が身近にいない核家族世帯が多く、転勤等で既存のネットワークを活用できない人が多い都市部では、非同近居世帯の母親のみならず夫方近居世帯などでも育児の悩みや困ったことの相談相手や話し相手が身近にいないという者や、自宅での孤立育児でノイローゼになった者がいる。乳幼児家庭においてこうした「私事化した子育て」の問題がみられる中で、「子育ての社会化」として実施されている現行の制度的な子育て支援には、どのようなニーズや課題があるのか。以下では、制度的な子育て支援のうち、子育てに関する相談や情報提供、孤立解消の施策として展開されている地域子育て支援拠点事業や子育てサロンの「ひろば型支援」と、専業主婦のリフレッシュ利用など、すべての子育て家庭が利用できる保育サービスである一時保育などの「預かり型支援」に着目し、第三章と同じインタビュー調査（調査 A）のデータから、これらの地域子育て支援に対する子育て当事者のニーズと利用上の課題について考察する。

（1）ひろば型支援の利用目的・ニーズ

調査では、子育てサロンの利用目的に関する質問において、複数回答で、①子どもの遊び場・子連れ家族の外出先（46 名）、②子どもの社交・友人づくり（19 名）、③母親の社交・友人づくり（18 名）、④ママ友と子連れでの外出先（4 名）があげられた。

まず、子育てサロンの利用目的として最も多い「子どもの遊び場・子連れ家族の外出先」については、地域型 D と NPO 型 I を除く 6 カ所の子育てサロンにおいてあげられた。特にセンター型では、36 名中 30 名が遊び場としての子育てサロンについて、無料で利用でき、広くて清潔で、外遊びの設備やおもちゃも充実している遊び場としての評価が高い[251]。また、土日も開館し利用時間も長く、子連れでもゆっくりでき、父親も含めて家族で外出できることから、ファミリー向けの屋内施設として利用されている[252]。「子どもの社交・友人づくり」については、センター型 A 以外の子育てサロンにおいて利用目的として回答さ

[251] 「センターは広くて走り回れるし、お外で遊べるし、おもちゃもたくさんある（A13）」、「子どもの体を動かせるため。家だと狭いので活発に動かない（B4）」、「無料で遊べるところをネットで調べて知った（A14）」など。

[252] 「土日も利用できるのでよく利用する（A5）」、「スタッフがいるので子どもから目を離せる。ゆっくりできる（A17）」、「夫と来た（A25）」など。

れ、同年齢の子ども同士のふれあいによる子どもの社交性や発達への刺激、友人づくりを目的に利用されている[253]。一方、「母親の社交・友人づくり」についても、センター型の利用目的では少なく、特に児童館型の子育てサロンで多かった。子育てサロンでの交流は特に在宅子育て世帯の母親にとっては、大人との会話や相談、リフレッシュ、ネットワークづくりなどに重要であり、子育てサロンはそうした場と機会を提供している[254]。最後に、「ママ友と子連れでの外出先」については、センター型 A のみで該当者がいた利用目的である。センターでは、そこで知り合ったママ友との交流やネットワークづくりではなく、他の機会に知り合った既存のママ友と子連れで再会や面会するために利用される場所となっている[255]。子育てサロンの類型ごとの利用目的やママ友関係等の違いについては、次章で分析する。

(2) ひろば型支援の利用上の課題

子育てサロンの利用に関してみられる課題は、①施設数・近接性、②開館時間、③設備・支援内容の地域差と、④情報の問題の 4 点があげられた。

「施設数・近接性」の問題については、平日 9 時から 17 時まで開館しているセンター型は各区に 1 施設程度しかないため、同一区の中でも利用者間で利用に差が出ている[256]。特に自家用車での移動ができない者や妊婦、「抱っこ紐」での移動が多い乳幼児の親にとっては、自宅から遠い施設の利用には制約がある。さらに、札幌市では冬場、ベビーカーはもちろん、母親が子連れで雪道を移動するのはきわめて困難になる。このような地域間の施設数の格差や近接性の問題は、センター型に限らず他の類型についても該当する。

「開館時間」については、例えば、児童館型は週 1～3 回だいたい午前 10 時～正午までの開館であり、その日の子どもの状態によっては予定通りに外出ができないこともある[257]

253 「子どもが人見知りをするので、その改善に。他の子と交流させに（C6）」、「家で二人だと、刺激もないし、おもちゃも限られるので。子どもの友達づくりに（H5）」、「このサロンは同じくらいの年齢の子がいるので、子どもの社交性をつけるのに良い（E2）」など。

254 「同じ年齢の母親がいるので。ここに来たら話す人がいる（C1）」、「〔利用目的は〕リフレッシュ、ママ友づくり（C7）」、「転勤で来たので、ママ友と知り合うのにサロンは必要。サロンで知り合ったママ友には相談する（B1）」など。

255 「今日は、産科で同じ時期に出産したママ友たち 5 人との再会をするのにこのセンターに来ることになった（A3）」、「ママ友と一緒に来る。『mixi』のコミュニティで知り合った人や、友達と（A27）」など。

256 「自分はセンター型 A まで徒歩 5 分くらいだが、〔同じ区の〕友達は、近所に夜 5 時くらいまで遊べる場所が無くて困っている。遠くにはあるが、車が毎回使えるわけでもないので、歩いていける距離だと良い。子どもが小さいうちは抱っこして外出するのも大変（A22）」など。

257 「児童館は水曜とかしかやっていないので、時間は長い方がいい（B5）」、「午前中しか開い

ため、親にとっては「子どもが起きた時間に関係なく利用できると安心（H5)」である。また、平日仕事をしている母親や父親は、「平日はママ友と出会う機会がないので、土日も開いているセンターのような場所があると良いと思う（A2)」といった意見もきかれた。さらに、日中子どもと二人きりで家にいる時間が長くなりやすい在宅子育て世帯の母親にとっても、日常的に利用できる子育てサロンは、孤立育児の解消やママ友との交流、子どもの遊びや友達づくりにとって重要であるといえる[258]。「設備・支援内容」については、広々とした遊び場がある施設へのニーズ[259]がきかれた。

「情報」については、近隣のどこに、どのような施設があり、いつ、どのような利用ができるのかといった情報について、もっと広く周知してほしいという意見[260]があげられた。他にも、子連れで外出できる場所の最新の情報をまとめて検索できるような WEB サービスに関する意見[261]があげられた。

（3）預かり型支援の利用目的・ニーズ

次に、一時保育制度に関する調査結果から、一時保育ニーズの具体的内容や背景理由、利用状況をふまえて、制度的な課題について考察する。

子育てサロン利用者を対象とした本調査では、一時保育を「利用したことがある」と回答した者は 16 名、すでに利用した者を含め「今後利用したい」と回答した者は 32 名、「今後利用しない・わからない」とした者は 18 名であった。母親の属性別では、有職・無職に関わらず、利用経験・利用希望がみられ、同居親族群でも利用希望の者がいたが、とりわけ非同近居群では、20 名中 17 名が利用経験・利用希望者であった。また、一時保育の利用ニーズとしては、リフレッシュ・自分の時間の確保、育児ネットワークの代替、その他の用事・就業・就職活動、通院・入院・健康や体調による理由といった、臨時的かつ道具的サポートとしてのニーズの他に、子どもの集団保育経験といった定期的な利用ニーズが

ていないサロンもあるが、午後でもいつでも開いている子育てサロンがあると良い（A3)」など。

258 「毎日やってほしい。毎日出かけたい（H1)」、「自分はこういうところ〔NPO のサロン〕に来られてよかったなーと思っているので、毎日・長い時間あいているところがあったら良い（H5)」など。

259 「センターのような大きいところを〔家の近くにも〕作ってほしい。(A16)」など。

260 「サロンの情報にしても、家のポストに入れるとか、もうちょっと目の届くところに情報を出して欲しい（H4)」など。

261 「保育園や幼稚園についての情報をもっと教えて欲しい。『こういうのやってますよ』といったお知らせがあればよい（E5)」、「お出かけ先の情報も一覧で最新のものがあるといい。ネットや、スマホだと出先で調べられる（G2)」など。

あげられた。

リフレッシュ利用を目的とした一時保育ニーズは、特に普段保育所や幼稚園を利用していない在宅子育て家庭の母親の間で高い。本調査では、リフレッシュ目的で一時保育を利用している・利用したいという人は、親族同居群と有職の母親を除いて、計 20 名いた。その目的としては、自分や夫婦の時間の確保や気分転換[262]の他にも、親自身の「習い事」(I3)や「買い物」(E7)などがあり、「美容室」については 10 名から利用希望がきかれ、実際に「美容院の契約保育園の一時保育(無料)を利用している(I2)」という人もいた。

育児ネットワークの代替を目的として一時保育を利用したい・利用したという者は、非同近居群以外でも 5 名が利用経験・利用希望者だった。例えば、同居群でも「祖母も仕事をしているので(H4)」という理由や、妻方近居群でも「本当に困ったときには利用したい。親も歳なので、預けられない時などに(A9)」などの意見があげられた。反対に、夫や親族に預けられることを理由に利用を希望しない者[263]は 9 名おり、非同近居群でも日頃からママ友から託児サポートを得ている場合[264]は、保育園やプレ幼稚園などの保育サービスの利用を理由に一時保育の利用を希望しない人も 3 名いた。

その他の用事については、親族居住状況や母親の就業に関わらず、12 名の利用経験・利用希望者がいた。具体的には、「幼稚園の行事・用事」[265]が 2 名いたほか、普段は危険があるため使用できないミシンやアイロンがけなどの「家事」や、「引越し」、「銀行」、「講座参加」、「教習・研修」など、子どもを連れていけない用事で利用したいという者が各 1 名ずついた。また、「ハローワーク(H5)」に行く時や「ちょっとだけ働きたい時(A16)」など、就業・就職活動のために一時保育を利用した・利用したい者は、専業主婦で 3 名いた。通院・入院・健康や体調による理由とする利用経験・利用希望者は、有職の母親以外で、親族居住状況に関わらず 9 名いた。例えば、子どもや自分の通院時に利用したいという者の他にも、妊娠や病気で体調が悪い時や、第二子以上の出産の際に利用したいという意見[266]

262 「2 時間くらいなら預けたい。本当に一人になる時間がない(D3)」、「今度利用したい。夫と映画館に行きたい。前は、預けてまで気分転換したいわけではないと思って預けなかったが、今度気合を入れて(B1)」など。

263 「子どもを預けたいときは夫に頼む。夜勤の仕事なので普段はだめだが、休みの日や用事がある時は夫に預ける(B5)」、「〔一時保育は〕利用したことはない。利用希望もない。実母がいざという時には来てくれるので(A26)」など。

264 「だいたい周りにそういう人がいるので、〔一時保育を利用するほど〕不自由はしていない(A17)」という意見もあった。さらに、非就業中の母親でも、「〔利用希望は〕ない。育休が終わったら保育園を利用する(B1)」など。

265 「お姉ちゃん(長子)の遠足に行くのに、下の子がいると遊んであげられないので 2 時間くらい預けた。幼稚園の行事の時などまた利用したい(H4)」など。

266 「次男の病院に行く時に、長男を預けた(D1)」、「今は必要ないが、これから二人目を産む

があった。子育て支援のみならず、追加出産の阻害原因を解消する少子化対策としてもこうした一時保育のニーズへの対応が重要であると考えられる。

以上は、親側の都合や目的のための一時保育利用理由であり、主に緊急時や臨時的に「託児」といったサポートを利用したいというニーズである。一方で本調査では、子どもの集団保育経験、つまり、子どものためという理由で一時保育を日常的かつ継続的に利用したいというニーズが、普段保育所や幼稚園を利用していない 1〜2 歳児をもつ親族同居世帯以外の専業主婦 7 名からきかれた。具体的には、「子どもも〔自分と家の中で〕1 対 1 でいるのをもてあましている（A20)」、「幼稚園か保育園に入れようと思っているので、その前に利用したい。プレ保育みたいな目的で（B6)」など、家族以外の第一次集団との接触や、幼稚園や保育園の前の慣らし保育として一時保育の利用希望がみられる。また、こうした子どもの集団保育経験を目的とした定期的な一時保育利用では、「遊び」や「発達教育」の面からの利用ニーズが強調される。例えば、非同近居群の主婦のケース[267]では、子どもの発達にとっては家庭外での集団生活が重要だと考え、単なる託児ではなく、教育的なプログラムがある一時保育を検討している。また幼稚園入園前に NPO の定期型一時保育を利用したいというケース[268]では、家ではできない外遊びや子どもの友達づくりを期待している。さらに、定期型の一時保育には、育児が「キツイ時期」に定期型の一時保育を利用することで、子どもから離れ、一人で過ごす時間や家事、ママ友と交流する時間を確保し、また子どもの成長についても少し距離をおくことで客観的に認識できるなど[269]、母子密着の解消による親の育児負担の軽減や親子関係への良い影響も期待されている。

（4）預かり型支援の利用上の課題

以上のように、とりわけ普段保育所や幼稚園を利用していない世帯や育児ネットワーク

時に、つわりがひどかったりするかもしれないので、辛くなった時に〔利用したい〕（A20)」、「二人目を産む時に、義母と近くにある無認可保育園の一時保育を利用したい（H2)」など。

267 「子どもの年齢的に、言葉の発達が進む時期なので、集団生活をさせたい。自分以外の大人や子どもがいるところ。…●●という民間の保育では、教育的なこともしている。月極め保育と一時保育があるので、一時保育を利用したい（A21)」など。

268 「2〜3 歳くらいから利用できるらしく、週 1 回半日預けて。外で遊ぶらしく、お弁当をもたせて円山公園内を散策してくれる。子どものお友達も出きたらいいし（A11)」など。

269 例えば、「子どもがしゃべるようになったが、意思疎通はまだ難しく、一人の時間が欲しい時がある。ちょっと子どもと離れたいなという時。…NPO の●●には週に 1 回通っている。…3 時間程度預けている。その間は家事をしたり、ママ友と話したりしている。…2 歳くらいになると、何でも吸収する時期なので集団保育にはいい時期だし、親にとってもキツイ時期なので。保育に少し預けて、『〔親のいないところで子どもが〕こうこうこうでしたよー』と、客観的にみられたりするのもいいと思う（A10)」など。

による「預かり」サポートに限界がある世帯において、母親のリフレッシュや休息、様々な用事や就業などを目的として臨時型の一時保育に利用ニーズがみられた。また、1～2 歳児をもつ専業主婦世帯では、子どもの集団保育経験を目的として定期型の一時保育のニーズも目立った。しかし、現在の一時保育には、料金、利用の後ろめたさ、子どもの反応、立地、定員、情報不足、保育の質といった問題点があげられている。

一時保育の料金については 16 名から意見があがった。まず臨時型の一時保育では、2～3 時間の利用でも 1 回 2000～3000 円かかり、また子ども 2 人ではそれ以上の料金がかかるため、リフレッシュや美容室、毎回の通院のために有料の一時保育は利用し難いという意見[270]が多かった。また、利用経験者も、自治体が配布している保育の無料利用券や、美容室や歯科医院での無料の託児サービス、1 回 500 円程度の託児を利用しており、利用希望者からは無料や 500 円程度であれば利用したいという意見がきかれた。一方、定期型の一時保育は、民間企業や NPO が運営主体であり、「6 時間で 5000 円くらい（A10）」など、より高額になるため、「週に 1 回とか 2 回とか、お金に余裕があれば預けたいと思う（A14）」という意見があげられた。これと関連して、特に専業主婦による一時保育の利用では、利用の後ろめたさといった課題がみられる。有料の一時保育利用にはそれ相応の理由が必要であり、リフレッシュ利用は「贅沢」だと考えられているため、利用は「気合が必要（B1）」なほど精神的にハードルが高いものとして認識されている[271]。

こうした母親の「後ろめたさ」の背景としては、第一に性別役割分業と母親役割規範の影響、第二に育児が「アンペイド・ワーク」となっていることが考えられる。すなわち、育児の役割と責任を当然視されている母親、特に稼ぎ手役割を担っていない専業主婦の母親はその規範を本人も内面化しやすいため、一時的であっても育児役割から離れて自分自身の個人的な欲求を優先させる時間を持つことに対して、先の後ろめたさを抱いてしまうと考えられる。さらに、そもそも母親による無償の奉仕が前提とされている育児の労働と時間の代償に、パートの賃金よりも高い保育料金を払うことには抵抗感が伴う。また、家庭において育児役割を任されている主婦がその役割を保育サービスに外注するために家計から支出することに対するある種の罪悪感の存在も考えられる。このため、母親役割規範

270 「朝早くから夜遅くなど使い勝手は良いが、料金が高い（A23）」、「病院に行く時や、リフレッシュに利用したい。料金がかかるので、我慢しようと思ってしまう（C7）」など。

271 「結構料金が高いので、自分のリフレッシュのために利用するのは贅沢かなと思う（A16）」、「妊娠中とか、よっぽどの時じゃないと。子どもを連れていけないところとか。お金的にもかかるので（H3）」など。

に対する「逸脱」行為である有料の一時保育利用には、妥当とみなせる「よほどの」理由や、葛藤を乗り越えるための「気合」といった精神的なエネルギーが必要になると考えられる。これに対し、自治体から配られる無料の一時保育利用券は、料金的な問題を解消し、専業主婦の一時保育利用に妥当な理由づけをしてくれる制度であるといえる[272]。

これらに加え、子どもの反応も母親が一時保育の利用を回避する大きな要因となっている[273]。子どもが慣れない場所に預けられることで、不安を感じたり、普段と違う制約を受けることを考えると、「預けるのはかわいそうと思う気持ちが勝ってしまう。そこまでして預けるのも（A28)」と思い、託児を躊躇してしまうという母親は、普段保育所や幼稚園を利用していない者の中で 7 名いた。こうした葛藤に対し、実際に一時保育を利用した者、利用を希望している者が語る動機には、これを乗り越えるための理由づけがみられる。まず、臨時型の一時保育については、「人慣れしていないので、とても泣くが、我慢してたらイライラして、余計ストレスがたまるので。...月に 1 回、銀行に行く時など用事をためて、2 時間程度で終わらせる」と語る A15 さんのように、したいことを我慢したり用事が済ませないと、精神的な負担がより大きくなると考え、子どもへの負担を最低限にしながらも、子どもがかわいそうという気持ちを割り切って一時保育を利用していた。一方、定期型については子どもの集団保育経験を第一の目的とすることで利用が肯定されている。例えば、定期型の利用ニーズで前述した A11 さんは、「ちょっと息抜きしたい時など〔預けたい〕。でも預けてまでは、と思って預けていない。子どもがあまり人になつかない。〔子育てで大変なのが〕何年も続くわけではないし、『ま、いっか』と思って」、預けるのをやめてしまうため、「美容室などは半年いけないのは当たり前になっている」が、プレ保育としての一時保育利用については、子どもの発達の観点から肯定視し、自分の「息抜き」にもなると積極的な見方を示していた。

立地の問題については、4 名から意見[274]があげられた。郊外では近隣からのアクセス性、都心部では商業施設近接の立地が利用に際して都合がよいといえる。また、一時保育の定

272 「栃木では子どもが生まれた時に、託児施設を利用できる券がもらえて、その券で託児を利用した。券があると、それを理由にできるので、気持ち的に託児を利用しやすい（E9)」など。

273 「子どもが慣れたらいいが、知らない環境に預けて泣いたりしたらかわいそうだと思う（C1)」、「子どもが偏食で、保育園のメニューは食べられないものが多くて、かわいそうだと思って〔預けなかった〕（H5)」など。

274 「札幌の冬に慣れていないので、雪の中託児所に連れて行くもの大変で、家にいましょ、となってしまう（D3)」、「〔利用したいが〕近くにない。運転が得意じゃないので行けない（C8)」、「買い物などで利用したいので家の近くよりは、街中にあってほしい（E7)」など。

員については、定員の少なさが特に緊急時の臨時型一時保育の利用を阻害する制約要因となっている[275]。その他、情報面における課題としては、4 名から一時保育に関する情報が母親の間でもあまり周知されていないことが指摘された[276]。そして保育の質については、5 名から意見があげられた。具体的には、子どもを預ける施設の安全性や、保育者や保育内容に対する不安などである[277]。これについては、普段利用している子育てサロンなどの既知の場所や信用できる施設の専門資格をもつ保育者であれば、安心だという意見[278]があげられた[279]。

4-6　制度的支援のニーズと利用上の課題・障壁

本章では、前章でみた関係的支援の限界をふまえ、「私事化した子育て」の状況に対して、「子育ての社会化」施策として実施されている「ひろば型支援」や「預かり型支援」といった制度的支援の政策動向とその利用に関するニーズや課題を検討した。

在宅子育て家庭を対象とした子育て支援の取り組みは、1990 年代に保育所における事業の一環として開始されたが、2000 年代には地域のボランティアや NPO 等の民間の担い手によって行われていたひろば型支援の取り組みが国庫補助事業として制度化され、両者が統合される形で保育所事業とは独立・並立した地域子育て支援拠点事業として再編されていった。また、預かり型支援としての一時保育も、専業主婦の育児不安の問題と少子化が関連づけられていく中で、在宅子育て家庭の親の育児リフレッシュ等を目的とした利用

275 「一時保育を利用したいと思ったが、一日定員が 3 人で〔利用できなかった〕（B1)」、「利用したいと思った時に定員がいっぱいだった（A6)」など。

276 「民間の一時保育は情報不足で、いざ使いたい時に予約が必要だったりして利用できなかった（A19)」、「利用したいかどうかは、情報があまりないので。もう少し情報があれば（E8)」など。

277 「美容室などの託児所でも、子どもの姿が見えない不安がある（A12)」、「場所とか、安全とか、清潔さとかを気にする。(A21)」、「信用あるかどうかとか心配（C6)」など。

278 「児童館 E のようなところだと、職員の方もいるので安心して子どもを預けられそう（E2)」、「美容院の契約保育園の一時保育を利用している。保育園の保育士さんなので安心（I2)」など。

279 井上［2013］の研究では、近代的母親規範に基づき「専門家」ではなく自分と同じ母親としての立場から手厚く献身的なケアを行う「あずかり手」であることが、「社会的利用」をする母親の子どもを預ける際のハードルを取り除いているとの指摘がある。これとは対照的に、「リフレッシュ利用」で子どもを預けている母親の中には、「子どもが苦手」、「どのように接したらよいかわからない」という意識をもつ母親が少なくないとされる。彼女たちにとって、子どもへのケアは「自分がするもの」ではなく、何か特別な知識や技能を必要とするものとみなされており、子どもに関する知識や技能を持つ専門家への信頼度が高いという［同書：241］。「保育園」という施設・集団・専門職によるケアと、子育てを終えた世代や子育て中の母親を中心としたファミリー・サポート事業の「あずかり手」が行う家庭・個別・非専門職によるケアでは、「子どもを預けること」をめぐる母親の意識に違いをもたらしていることが示唆される。

にも門戸が開かれていった。そして、現在までにひろば型支援及び預かり型支援は、在宅子育て家庭も含む、地域のすべての乳幼児家庭を対象とした地域子育て支援事業として量的にも制度の拡充・普及が図られている。

また本章で取り上げた調査結果では、ひろば型支援は、都市部において自宅以外に子ども連れで気軽に利用できる遊び場、子どもが家族以外の集団と触れ合える場、また母親がママ友と知り合い交流し、情報交換や相談などの互助を行う場として、重要な子育て支援施設として子育て当事者間で認識されていた。つまり、子どもの遊び場や子ども同士の交流や社交の場としてのニーズが高く、都市部における重要な子育て支援機関としての機能を持ち、母親同士の交流やネットワークづくりの場といった複合サポートとしての機能も果たしている。ただし、施設数や開館時間、設備・支援内容などに地域差もみられる。ひろば型支援は、地域のすべての乳幼児家族を対象に実施され、原則無料で利用できるという点で、サービスの受益における選別性や経済的負担がない社会福祉サービスであるといえるが、施設への空間的距離や時間的利用可能性、地域偏在性、必要十分な情報の入手可能性といった面では、サービスに対する人びとの選択権に関わるアクセシビリティ（近接可能性）［三重野 2005：21］に課題が残る。さらに、本調査結果からは、ひろば型支援には類型毎に異なる特徴や利用ニーズがあり、類型毎に利用者の特徴や利用者同士のかかわり方にも異なる特徴がみられる可能性が示唆された。

また特に在宅子育て世帯では、子どもを連れていけない場所への用事や就業のための利用や、急病などの緊急時に関係的支援の代替として子どもを預けるための利用、母親の育児負担を背景としたリフレッシュ目的のための利用を目的とした、臨時型一時保育のニーズに限らず、子どもの集団保育経験を目的とした定期型一時保育のニーズがあることが明らかになった。しかし、料金や立地、定員、情報不足や保育の質への不安といった制度面の問題に加え、性別役割分業や母親役割規範などを背景に、子どもを預けることへの後ろめたさから利用を躊躇している母親がいる。一方で、他の自治体が実施している一時保育の「利用券」や、ひろば型支援施設における一時保育の実施が、このような預かり型支援の利用における制度･費用や規範意識の面の障壁を軽減する可能性も示唆された。例えば、「祖父母がいない家庭はちょっとでもいいから預かって欲しい。以前センターの一時保育を頼んだら、定員いっぱいとか言われて結構冷たかった。一対一でなくても、センターとかのサポートコーナーとかでもいいので、ちょっとでも見ていて欲しい。保育士の勉強をしている学生とかでもいいので、ちょっとだけでもいいので、髪切りたい 2 時間とか見て

欲しい（A25)」と切実な託児ニーズもあり、一時保育の定員拡充案としても、ひろば型支援施設における預かり型支援の実施が課題としてあげられる。

以上の知見をふまえ、次の第五章ではひろば型支援の類型別の支援機能を、第六章ではひろば型支援の利用者層の特徴を、第七章では預かり型支援の利用における経済的要因や規範要因を分析する。また、第八章と第九章では、他都市におけるひろば型支援や預かり型支援の実践事例から、上記でみた札幌市の支援における課題の解決方策を検討する。

第五章　ひろば型支援の類型別機能と育児ネットワーク形成（調査 A）

本章では、ひろば型支援の類型別に、それらが提供する制度的支援の内容と、そこでみられる利用者同士の関係的支援や育児ネットワーク形成との関連について考察する。

5-1　ひろば型支援と育児ネットワーク

育児ネットワークに関する先行研究によれば、特に末子年齢が低く、子どもが少ない地域に住み、居住年数が短く、社会階層が低く、平均的な母親年齢から離れた母親ほど、育児ネットワークが脆弱であるとされ、こうした母親に対して「育児期で自分と同じ関心や境遇の人とのネットワークをはぐくむ機会を増やすためのきっかけや場づくり」が必要とされてきた［松田 2008：174-175］。また、母子孤立の子育て環境は、子どもの発達に重要な第一次集団を縮小させるという点で、「子育ち」［舩橋 1999b；傳馬 2006］の環境としても問題視されている。したがって、とりわけ人口移動性が高く、子育て家庭が地域において孤立しやすい都市部においては、地域において親同士が知り合い育児ネットワークを構築し、インフォーマルな育児援助を交換しながら子育ての共同性を確保する場として、また、乳幼児期の子どもを取り巻く生育環境における社会関係の量及び多様性を確保する場としても、地域のひろば型支援施設が果たす役割は大きいと考えられる。

さらに、地域における子育て支援の拠点としてのひろば型支援施設は、乳幼児親子に対して制度的な支援を行う専門サービス機関としての役割にとどまらず、「粉末化」［金子 2011；2013］した都市社会において新たに人間性に基づく「支えあい[280]」を生み出す「福祉コミュニティ」［金子 2011：25］の契機としての可能性も持つ福祉実践であるとも考えられる。金子［2011］は急速に増大する福祉ニーズの対応に投入される専門的な社会資源には限界があるという見解から、「社会的資源の加工によって生み出されるサービスの供給システム」としてのコミュニティを提起し、非専門的なレベルで社会資源を加工することによる福祉サービスへの転化の必要性を唱えている［同書：161］。社会的ネットワークから孤立した家族の育児に様々な困難が生じている中で、「人間関係面の交流と資源、そこから得られる信頼、安心、支えあいなどの『人脈』の総称である」とされる「ソーシャル・キャピタルの存在によって個人は助けられ、サービス支援を受けられる」［同書：138］の

[280] 福祉コミュニティ機能の「支えあい」の下位概念には「調べあい・触れあい・癒しあい・繋ぎあい・学びあい・広めあい」がある［金子 2011：25］。

であれば、「子育て」を軸に地域に新たな集まりを創出するひろば型支援施設は「専門アソシエーションと個人がもつソーシャル・キャピタルを活用した機能的ネットワーク」［同書：132］づくりによってコミュニティ問題の解決にも貢献しうる福祉実践であると考えられる。

以上をふまえ、本章では、福祉コミュニティづくりへの展望もふまえつつ、「子育てサポートシステム」の観点から、制度的支援としての子育てサロン（ひろば型支援施設）の機能と、その内部で母親同士が行う関係的支援の機能を考察する。調査 A（インタビュー調査及び参与観察調査）のデータから、自治体や NPO 等が運営する子育てサロンの類型別の育児援助機能を、制度的支援の直接・間接・複合の 3 つのサポート機能に沿って分析する。また、これらの利用者間でみられる育児援助についても関係的支援の 3 機能から分析し、各類型の子育てサロンにおける育児ネットワーク形成の特徴を明らかにする。

5-2　類型別子育てサロンの調査事例

はじめに、調査対象の 9 カ所の子育てサロンを運営形態により「センター型」、「児童館型」、「地域型」、「NPO 型」の 4 類型に分類し（表 5-1）、各調査施設の概要を示す。

表 5-1　子育てサロンの 4 類型[281]

類型	実施タイプ	実施主体	調査事例
センター型	常設（月～土・日祝 9:00～17:00、または月～土 9:00～17:00・月 1 回日曜 10:00～12:00）	札幌市	センター型 A センター型 B
児童館型	常設（週 3 回平日 9:00～12:00）	公益財団法人など	児童館型 C 児童館型 D
	非常設（週 1 回平日 10:30～12:00）	公益財団法人など	児童館型 E
地域型	非常設（月 1 回程度 10:00～11:30）	地域団体など	地域型 F 地域型 G
NPO 型	常設（週 3 回以上・1 回 5 時間以上）	NPO、地域団体など	NPO 型 H NPO 型 I

[281] 札幌市及び調査先の資料・ホームページより筆者作成（2013 年 10 月調査時点）。

（1）センター型

「センター型」は、自治体（札幌市）が運営する、常設（週 3 回以上開催）の子育てサロンである。

① センター型 A

札幌市の中心部にあるセンター型 A は、小学校・保育所・子育てサロン・学童保育の 4 つの機能を備える総合的な子育て支援施設であり、札幌市で唯一の全市対象・年中無休の常設子育てサロンが毎日朝 9 時から夕方 5 時まで開催されている。土日祝休日にも開かれているため、専業主婦の母親のみならず、働いている母親や父親、祖父母の姿もみられる。施設内は非常に広々としており、木製のボールプールやおもちゃがあるプレイルームのほかに、乳児室や製作コーナー、絵本や育児本とパソコンが設置された図書・情報コーナー、屋外には芝生や砂場の設備もある。また、専門職員による子育て相談や情報提供も行われている。



写真：センター型 A の様子（左：プレイルーム、右：大型の遊具）[282]

② センター型 B

札幌市の Y 区にあるセンター型 B では、毎週月曜日から土曜日の 9 時から 17 時まで常設子育てサロンが開かれている。日曜日は月に 1 回「サンデーサロン」も開催されており、子どもの父親や祖父母も利用する。センター型 A と同様、併設する保育所では一時保育が実施されているほか、保育士や栄養士、看護師等の専門職員が配置され、子育て全般に関する専門的な相談支援が行われている。また、サロンを手伝う地域のボランティアも多い

[282] 筆者撮影。

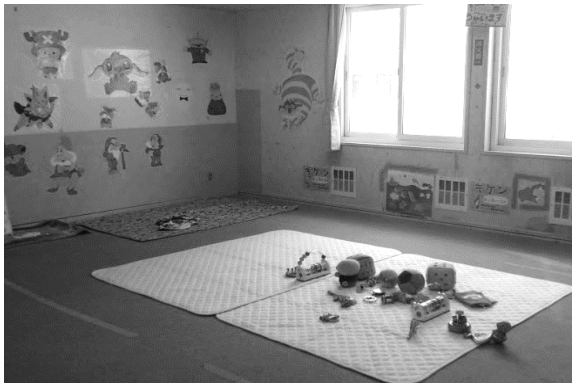
[283]。都心部のセンター型 A には全市から利用者が集まるのに対し、B のような区のセンター型子育てサロンには、近隣の利用者が集まる。

（2）児童館型

児童館の空き時間を利用した地域子育て支援拠点として、地域の親子が集い、交流する場となっている児童館型の子育てサロンには、週 3 回以上開催される常設タイプと、週 1 回の非常設タイプがある。

① 児童館型 C

X 区の児童館型 C は、マンションやアパートが多い地域にあり、最寄りの地下鉄駅からは徒歩で 8 分程度である。調査した 3 か所の児童館のうち最も広い児童館型 C の体育館は、ブロックのおもちゃやボール、人形、ままごとセット等で 4 か所にコーナー分けされ、10 時からの 1 時間程は主に 1〜2 歳児の親子が遊ぶ。0 歳児の親子は別の乳児部屋で過ごすが、11 時頃からは体育館で専門職員による「リトミック」（発達教育）が行われており、40 組程の母子が輪になって踊る。地域の高齢者ボランティアが毎回 2〜3 名程来ており、一部は同じ地区にある地域型 G（後述）でも活動している。

写真：児童館型 C の様子（左：おもちゃが並ぶ体育館、右：乳児用の部屋）[284]

② 児童館型 D

Y 区の丘陵地域にある戸建て住宅街に位置する児童館型 D は最寄りの地下鉄駅からバスで 20 分程の場所にあり、車で来る利用者も多い。調査当時、D の館長は男性で、民生委員

[283] 2012 年度のボランティア登録者数は 35 名であった。
[284] 筆者撮影。

の高齢者や一般の男性ボランティアも 5 名いた。自由時間には体育館で幼児がボランティアや母親と遊び、乳児の親たちは施設中央の部屋で談話している。数名の母親は別室で高齢者ボランティアに工作を習い、その後 15 組程の親子全員が体育館でダンス遊びをしていた。近所の小学生の訪問学習等、地域との交流も活発である。

③ 児童館型 E

X 区の児童館型 E は、最寄りの地下鉄駅から徒歩 20 分程の緑に囲まれた戸建て住宅地域にある。週 1 回のサロンには毎回 40 組程の親子が参加している。1 階のプレイスペースには、15 組程度の乳児と母親が密集し、児童館の館長や職員、高齢者ボランティアによる声かけも活発である。毎回遊びのテーマがあり、夏には屋外の簡易プールで水遊びができる。他の児童館と同様、1 時間程の自由時間の後、児童館職員によるダンスや歌遊びの時間がある。

（3）地域型

札幌市における民間の子育てサロンの多くは地域団体等が任意で運営しており、町内会館や小学校の空き教室、ミニ児童館、住宅団地の集会室等で月に 1 回程度、10 時から 11 時半まで開催されている。身近な地域で子育て中の親子が集い、近隣住民とも交流する場、子どもの育ちを地域で見守る地域社会環境づくりの取り組みの一つである。

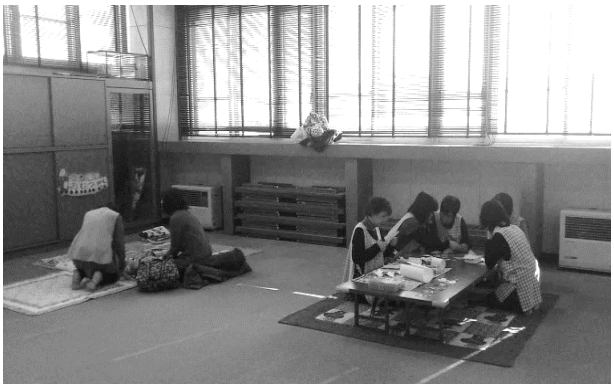
① 地域型 F

地域型 F は、毎月 1 回、第 2 水曜日の 10 時から 11 時半に、X 区にある小学校の視聴覚室で開かれている。調査した日は、民生委員や町内会の高齢者ボランティアが男女合わせて 12 名程度、保健センターの職員が 2 名いた。利用者は 2～3 か月の乳児を含む母子十数組である。布が敷かれたスペースには、手づくりのおもちゃが置かれ、母親たちはそれぞれ好きな場所で子どもを遊ばせ、情報交換や談話をしていた。10 時半頃になると小学校低学年の児童が遊びに訪れ、11 時過ぎからは母子が保健センターの職員の周りに集まり、歌遊びや紙芝居の読み聞かせを楽しんでいた。

② 地域型 G

地域型 G は、毎月第 3 木曜日に W 区の地区会館で開かれている。2004 年から活動をしているこの団体では、メンバーの多くが元保育士等の高年女性ボランティアである。調査訪問日は、32 組の親子とボランティアが 10 名、民生委員 1 名、他の子育て支援団体の関係者が 2 名参加していた。手づくりの装飾で飾られた会場内には、月齢別のおもちゃコー

ナーが 4 か所設置され、工作コーナーではボランティアに子どもを預けた母親たちが折り紙をしていた。11 時からは月別のお誕生日会が開かれ、その後母子全員で輪になり、音楽とお手玉を使った親子遊びや歌を楽しんでいた。

写真：地域型 G の様子（左：絵本が並べられた会場、右：乳児コーナーと工作コーナー）[285]

（4）NPO 型

札幌市では、上記の地域型のほかに、週 3 回以上、1 回 5 時間以上開催の常設タイプを運営する NPO 型の子育てサロンがある。

① NPO 型 H

Y 区の NPO 型 H の運営主体は、ワーカーズ・コレクティブ事業[286]を行う NPO 法人である。2006 年から児童発達支援事業を行っていたが、施設を地域の親子にも開放し、2012 年に札幌市指定の地域子育て支援拠点となった。1 日十数組程度の親子がサロンを利用している。スタッフは、2／3 が保育士の資格をもち、全員が子育て経験を持つ女性である。事業内容は子育てサロン以外にも、赤ちゃんからお年寄りまで利用できる「地域の居場所」として施設が毎日開放されているほか、親子向けのイベントや母親のリフレッシュ支援、子育て講座、未就園児向けの幼児クラブや小学生向けの放課後クラブ、保育・見守り・家事支援サービス等、多様な支援が行われている。

285 筆者撮影。

286 ワーカーズ・コレクティブとは、地域で暮らす人々が、生活者の視点から地域で必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化し、自分達で出資、経営し、労働をも担う働き方を指す。自主管理する労働であり、一般的な雇用非雇用の関係ではなく、主体的な働き方とされる。労働に対しての報酬は受けるが、利益を生み出す事が主目的でない非営利事業であり、事業内容は地域や社会に有益なものであることが原則とされる［NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ H のホームページより］。




写真：NPO 型 H の内部の様子（左：利用者の子どもとスタッフ、右：カフェスペース）[287]

② NPO 型 I

V 区の NPO 型 I は、キリスト教会に併設する幼稚園の保護者らが 2007 年に、放課後の居場所づくりのために教会の建物と幼稚園のホール・園庭を利用して始めた子育てサロンである。調査時点では、子育て中の母親や地域の高齢者、障がい者の有償スタッフら計 14 名で運営されていた。週 3 回の開催日のうち、月曜日は 0～2 歳児の親子が対象だが、水曜日と金曜日は「多世代交流広場」としており、乳幼児や小学生の親子だけでなく、中高生や若者、高齢者など地域の様々な人々が集まる場となっている。また、地域住民や利用者自身によるボランティア活動や企画も活発であり、幼稚園との合同イベントや高齢者ボランティアによる読み聞かせの会、地域の漫画家による「まんが・イラスト教室」、利用者の母親による「ダンス教室」、うつ病や DV 問題の専門家による講座等の企画が開催され、子育て支援を超えた様々な活動が行われている。

5-3　類型別にみた子育てサロンの育児援助機能

はじめに、4 種類の子育てサロンそれぞれについて、直接・間接・複合の 3 つのサポート機能とその道具的サポート側面及び表出的サポート側面を調査結果より分析する。

（1）直接サポート

子育てサロンの制度的・直接サポート機能としては、「保育」や「預かり」により母親のケア行為を代替する道具的サポート側面と、母親の代わりに子どもの「遊び相手」や「発達教育」を行う表出的サポート側面がある。

287 筆者撮影。

センター型の子育てサロンでは、道具的サポートとして、子育て講座の際に無料の託児サービスが実施されているほか、併設の保育所では有料で一時保育が実施されている。また、表出的サポートについては、専門職員やボランティアによる遊びや、読み聞かせ等の発達教育のサポートが行われている。

児童館型の子育てサロンでは、主に高齢者ボランティアが預かり等の道具的サポートと遊び相手等の表出的サポートを行っている。一方、児童館の職員は、集団の母子を対象に歌やダンス等の「リトミック」と呼ばれる専門的な発達教育で表出的サポートを提供している。

地域型の子育てサロンでも、児童館型と同じように高齢者ボランティアが子どもを預かる道具的サポートを提供している。例えば、地域型 G では、子どもを 2 人連れてきた母親が長子と遊べるよう、高齢者ボランティアが 1 時間半の間、末子（乳児）の面倒をみていた。また、表出的サポートとしては、ボランティアによる遊びや出し物のほかに、元保育士のボランティアや保健センター職員が、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。

NPO 型のサロンでは、NPO 型 H が実施している一時保育や幼児クラブ等の有料の保育サービスと、NPO 型 I のようにスタッフが子どもの預かりや見守りをする道具的サポートが行われている。表出的サポートには、スタッフやボランティアによる遊びや読み聞かせがあり、例えば、NPO 型 I では、80 代の高齢者が童話や民話を語る「素語り会」が毎月開かれている。

（2）間接サポート

子育てサロンの制度的・間接サポート機能としては、「遊び場」としての機能や、育児関連の「情報提供」や「講座」、「家事支援」等の道具的サポートと、「専門相談」や「リフレッシュ支援」等の表出的サポートがある。

センター型における道具的サポートとしては、特にセンター型 A の利用者から「施設の広さ」や「開館時間の長さ・開館日の多さ」、「施設の清潔さ」といった遊び場機能に関する意見が多くあげられ[288]、「おもちゃの多さ・質」についてはセンター型 B でも児童館と

[288] 2019 年 3 月に再訪し、職員にヒアリングした際にも、「日曜・祝日開催」とそれによる「父子・家族利用」がセンター型 A の特徴であるとの説明があった（父親利用者の割合は全体の 2 割弱であるが、日曜日は 4 割程度を占めるとのことであった）。また、「施設の広さ」についても、他のセンターでは狭いところもあるが、センター型 A では、「利用者同士やボランティアとの距離感が作れる。これを好んで利用しにきている親子もいる」との話があり、「親子でじっくり過ごしたい」利用者や「他の方には関与してほしくない」という利用者にとっ

比べて評価が高かった。そのほか、育児関連の制度やサービスに関する情報提供や保育士や栄養士等による各種の育児講座といった道具的サポートと、専門家による育児相談や電話相談、リフレッシュ講座といった表出的サポートが行われている。

児童館型のサロンでも、道具的サポート側面として利用者から「スタッフが親切・安心」、「おもちゃが良い」、「施設が広い」等、遊び場機能に関する意見が多くあげられた。また、近隣地域や育児関連の情報提供といった道具的サポートとともに、児童館職員による育児相談、高齢者ボランティアの企画によるリフレッシュ支援等の表出的サポートがみられる。

地域型のサロンでは、遊び場機能に関して「比較的少人数であること」や「低年齢児・乳児が集まっていること」、「近所にあること」が利用の利点とされている。また、高齢者ボランティアが出し物や遊びなどの道具的サポートと母親向けの工作指導といったリフレッシュ支援の表出的サポートを行っている。

NPO 型の子育てサロンは、遊び場や育児情報のほかにも、独自の子育て講座や勉強会、家事サービス等多様な道具的サポートを提供している。一方、表出的サポートについても、例えば NPO 型 H では母親向けのカフェや裁縫や体操の教室を開いており、NPO 型 I でもダンスや茶道の体験企画等、母親のためのリフレッシュ支援が実施されている。

(3) 複合サポート

子育てサロンの制度的・複合サポート機能には、「母親同士の交流機会や情報交換の場の提供」や「子ども同士の社交や交流の機会・場の提供」といった道具的サポートと、「子育て支援やボランティア参加の奨励」といった表出的サポートがある。

センター型の子育てサロンの道具的サポート側面について、例えばセンター型 A では、「産科で同じ時期に出産したママ友たち 5 人との再会をするために来た(A2)」のように、サロン以外の場所で知り合った母親同士が交流し、関係性を維持する場として利用されている。センター型 B も、継続的なママ友づくりではなく、他の母親とのその場限りの会話や子ども同士の交流が利用目的となっている。一方、表出的サポートとしては、高齢者や学生が子育て支援のボランティア活動を行う機会や情報を提供している。

児童館型のサロンに関しては、利用目的として「ママ友との面会・相談・歓談」、「ママ友づくり・交流」があげられ、母親同士の相談や交流、ママ友づくりのための機会や場の提供といった道具的サポート機能がある。同時に、同じ月年齢の子どもの友達づくりや社

て利便性のある施設であるという説明を受けた。

交性を身につけるための機会・場としての機能もある。また、表出的サポートとしては、地域の高齢者や一般のボランティアが子育て支援を行う機会・場を提供している。

地域型については、保健センターからの情報で子育てサロンを「初めて」利用する 2～3 か月の乳児をつれた母親もおり、利用目的としては、「同じ年齢の子ども同士の交流」や「ママ友づくり」の場としての道具的サポート側面がある。一方、地域の高齢者ボランティアを中心に運営されている地域主体型のサロンは表出的サポート側面が顕著である。

NPO 型は、「母親同士が相談や話をする機会・場」と「子どもの友達づくりの場」といった道具的サポート機能があるが、前者については、センター型と比べると顔見知りの母親が多い一方で、児童館型と比べると特定の母親同士のグループが少なく、子育てサロン全体として「仲が良い」という意見が聞かれる。また、表出的サポートとしては、一般・学生・高齢者ボランティアが企画等で活躍しているだけでなく、利用者の母親自身が子育て支援提供者として活動を行う機会も提供している点が特徴的である。

表 5-2 では、以上の 4 種類の子育てサロンの 3 つのサポート機能をまとめた。各類型の子育てサロンでは、運営側が提供するフォーマルな育児援助、ボランティアが行うインフォーマルな育児援助の違いにより、直接サポートと間接サポートの内容に多様性がみられる。どの子育てサロンも、主に「子どもの遊び場・交流の場」、「母親の社交・交流の場」としての複合サポート機能が利用目的の中心である。他方、実際の利用状況を観察する限り、各子育てサロンでは、親子同士の交流や関わり方の程度、内容に違いがみられる。

表 5-2　子育てサロンの類型別にみた育児援助機能

	A.直接サポート		B.間接サポート		C.複合サポート	
	道具的	表出的	道具的	表出的	道具的	表出的
	①保育(有料) ②預かり（任意・無料）	①遊び ②発達教育	①遊び場 ②情報提供 ③育児講座 ④家事支援	①専門相談 ②リフレッシュ支援	①母親の交流・情報交換の場 ②子どもの社交・交流の場	①ボランティア支援・参加の奨励
センター型	①一時保育 ②講座託児	①職員、ボランティア ②読み聞かせ、人形劇	①広い、設備、おもちゃ、安心 ②各種情報 ③専門講座	①専門相談、電話相談 ②リフレッシュ講座	①ママ友との面会、病院・買い物のついで ②子どものふれあい	①学生・高齢者ボランティア
児童館型	②高齢者ボランティア	①職員、ボランティア ②リトミック	①安心、おもちゃ、広い、部屋別、家から近い ②地域情報	①先生に相談 ②リフレッシュできる、折紙・工作企画	①ママ友づくり、相談・会話 ②同年齢の子、友達づくり	①学生・一般・高齢者ボランティア
地域型	②高齢者ボランティア	①スタッフ、ボランティア ②出し物、読み聞かせ、歌遊び	①水遊びができる、家から近い	②母親向けの折紙・工作企画	①ママ友づくり ②子どもの交流	①高齢者ボランティアが運営主体
NPO型	①一時保育、幼児クラブ ②講座託児、見守り	①スタッフ、ボランティア ②読み聞かせ企画	①遊び場 ②育児情報 ③各種講座 ④家事サービス	②「ママカフェ」、各種リフレッシュ講座（裁縫、体操、ダンス、茶道等）	①相談・会話、グループが無い、顔見知り多い、仲良い ②子どもの友達づくり	①一般・学生・高齢者・利用者ボランティア、母親企画、専門家講演

5-4　類型別にみた子育てサロンの利用者相互の育児援助

次に、4 種類の子育てサロンの内部における集まりの特徴や、親子同士の交流や関係性を明らかにするため、母親同士が相互に行う育児援助の内容を、関係的支援の 3 つのサポート機能及び 2 つの機能側面から分析する。

（1）直接サポート

関係的支援者である母親同士が行う関係的・直接サポートには、子どもの「預かり・見守り」といった道具的サポートと、「遊び相手」といった表出的サポートがある。

センター型 A の利用者は居住地域も様々で「初めて来た」という人も多く、センター型 B を含めセンター型は他の類型のサロンと比べて利用頻度が少なく、母親同士は面識がないことが多い。また、センター型では「自分の子どもは自分で見る」のが原則であるため、基本的に他の子どもの預かりや見守りといった道具的サポートはみられない。表出的サポートについても、母親は子ども同士のトラブルが起きないよう常に一緒に行動しているため、他の子どもの遊び相手をするのは自分の子どもと一緒に遊ぶ場合に限られる。このため、センター型では、子ども同士が同じおもちゃに興味をもったり、近くで遊びはじめたりすることをきっかけに母親同士が出合い、会話をすることがあるが、継続的なママ友関係は構築されにくい。

児童館型は、週 1 回以上の日常的な利用がほとんどである。このため、児童館の母親たちは母子ともに顔見知り以上の関係性であり、子どもの遊び相手といった表出的サポートだけでなく、一時的な見守りといった道具的サポートもみられる。

地域型の子育てサロンは、開催が月 1 回と限定的であることや初めてサロンを利用する母親もいることから、そこでの母親同士の関係性は児童館型ほど親密ではない。また高齢者ボランティアが子どもの預かりや遊び相手を積極的に行っているため、母親同士による直接サポートは少ない。

NPO 型の子育てサロンは、児童館型と同じように地域の親子によって日常的に利用されているため、母親は他の子どもの遊び相手といった表出的サポートを行っている。また、子どもを「お互いに見守る」というインフォーマルな規則がある NPO 型 I では、自分以外の子どもでもそばにいれば見守り、しばしば一人の乳児に対して何人もの母親が面倒をみているため、「誰が誰の子どもなのか分からない」場合もみられた。

(2) 間接サポート

母親同士が行う関係的・間接サポートとしては、育児の「助言」や「情報提供」、「家事支援」等の道具的サポートと、「相談」や「社交・会話」の相手といった表出的サポートがあげられる。

センター型のサロンで出会う母親同士は初対面であることが多く、顔見知りであっても「毎日来るわけではないので、会った人と連絡を取るようなことはない（A22)」、「児童館のお母さんとは、気が合うなと思えばその場ですぐ番号交換するし、仲良くしているが、ここではそういうのはない（B2)」というように、継続的なママ友関係には発展しにくい。また、広々と利用できる施設内では親子で遊び、周りと交流しない場合も多い。このため、センター型のサロンでは、情報交換等の道具的サポートと社交等の表出的サポートは行われても、母親同士の個人的な助言や相談等のサポートは少ないと考えられる。

一方、地域の母親が週 1、2 回の頻度で利用する児童館型のサロンは、利用目的の多くが「ママ友に会うため、話すため」であり、顔見知り以上のママ友関係が構築されている場合が多い。このため、道具的サポートとしても、情報交換だけでなく、育児経験のある母親からの助言もよく行われている。さらに児童館型 D では、「ママ友には、サロンの帰りに車で送ってもらったり、買い物で助けてもらっている（D1)」のように、送迎や買い物援助等のサポートもみられた。表出的サポートに関しては、「子どもが寝ないことや、年齢による子どもの行動、離乳食のことについて、サロンの先生やママ友に相談する（D3)」というように、育児の悩みや疑問を児童館でママ友に相談する場合も多く、「お母さん同士で色々と話ができる（E5)」のように社交や会話を目的にも利用されている。

地域型のサロンでは、母親同士による情報交換といった道具的サポートや、社交・会話等の表出的サポートがみられるが、開催日が月に 1 回と限定的であり、ママ友への助言や相談を目的とした利用は少ないと考えられる。

NPO 型の子育てサロンでは、「育児の情報はここで聞くことが多い（H1)」、「育児で困ったときはここで相談する。上の年齢の子を持つお母さんに聞いたり、同じくらいの子の人に言ったり(H2)」、「ここにきているお母さんで仲良くしている人には少し相談できる。そういう雰囲気（I2)」等、助言や情報提供等の道具的サポートと、相談等の表出的サポートの両方について意見が聞かれた。また、「他のサロンにもいくが、ここが一番楽。こういうところに来て、家にいないので、精神的な負担はない（I1)」、「家にいるのが嫌で、遊びに来た。児童館のサロンは仲のいいお母さんがかたまっているが、こっちはみんなでわい

わいしゃべる。しゃべるとストレス解消になる（H1)」等、オープンな雰囲気のサロンで社交や会話をすることが、母親の精神的な安定に寄与していると考えられる。

(3) 複合サポート

関係的・複合サポートとしては「ボランティア参加・活動」といった道具的サポートと「機会・場の利用」といった表出的サポートがあるが、母親同士の互助機能としてはサロンにおけるボランティア参加・活動とサロンの利用による子育てサロンの機能促進があげられる。

センター型のサロンでは、利用者の母親自身による子育て支援ボランティア等の道具的サポートはみられない。一方、「機会・場の利用」に関しては、同年齢の母親の利用者がおり、交流の機会が期待できること自体がサロンの魅力となっている。ただし、「〔児童館は〕顔見知りが多い。最初はグループがあって入りにくかった。センターは、〔ママ友と一緒でなく〕一人で来ている人もいるし、先生たちも多く、来やすい（A28)」という意見が示すように、センター型 A ではグループ利用者がいる場合でも、単独で来ている母親が他の利用者との儀礼的な会話や社交の難儀、あるいはグループからの疎外感を感じずに利用できるという点で、利用の「気楽さ」があるといえる。

児童館型のサロンでは、「子どもを遊ばせるため、子どもの友達ができるかなと思って〔利用しに来た〕。自分の友達〔づくり〕も。同じ年齢の母親がいるので。ここに来たら話す人がいる（C1)」というように、地域の子ども同士やママ友同士の交流・親交が主な利用目的となっており、地域の母子が集まっていること自体が利用者を引き寄せている。

地域型のサロンについても、「〔利用目的は〕ママ友づくり、子どもの交流（G1)」というように、地域の母親による利用が、サロンの機能を促進する表出的サポートとなっている。しかし、児童館型と同様に地域主体型でも、母親によるボランティア参加といった道具的サポートはみられない。

他方、NPO 型については、4 種類の中で唯一、利用者の母親自身による子育て支援ボランティアへの参加や活動といった道具的サポートがみられる。例えば、NPO 型 I では、「ダンス教室」等の母親企画が実施されており、また、サロンの OG や年長児をもつ母親がイベントのボランティアやスタッフとして活動している。表出的サポートに関しても、「児童館は年齢の近い子のお母さんでグループができているが、ここはみんなが仲良い（I3)」、「〔児童館と比べて〕アットホームな感じ（H3)」等、利用者の雰囲気の良さがサロンの魅

力となり、利用者を惹きつけていると考えられる。

表 5-3 では、4 種類の子育てサロンにおける母親同士の互助に関する以上の内容をまとめ、調査結果から互助機能の程度を◎○△×といった記号で示した。センター型や地域型と比べ、児童館型と NPO 型の子育てサロンにおける母親同士の互助は多面的で、活発である。特に、他の子どもに対して行う見守りや預かり等の直接サポートはセンター型や地域型ではあまりみられない。一方で、情報交換や社交といった間接サポートと機会・場の利用による複合サポートの表出的側面については、すべての子育てサロンで確認された。しかし、母親自身が行う子育て支援のボランティア活動といった複合サポートの道具的側面については、NPO 型で一部みられただけである。

表 5-3　子育てサロンの類型別にみた母親同士の育児援助機能

	A.直接サポート		B.間接サポート		C.複合サポート	
	道具的	表出的	道具的	表出的	道具的	表出的
	①預かり ・見守り	①遊び相手	①助言 ②情報提供 ③家事・送迎援助	①相談相手 ②社交・会話	①ボランティア参加・支援活動	①機会・場の利用
センター型	×	△ ①親子同士一緒に遊ぶ	△ ②初対面で情報交換	△ ②初対面で社交	×	△ ①親子が集まる場、利用の気楽さ
児童館型	○ ①母親が離れる際は見守る	○ ①他の子とも一緒に遊ぶ	◎ ①②ここで聞く・教えてもらう ③車で買い物、送迎	◎ ①ここで相談する ②ここに来て色々話す、気分転換	×	◎ ①ここに来れば誰かいる、顔見知りがいる、ママ友づくり
地域型	×	×	○ ②地域の母親同士情報交換	○ ②地域のお母さんと話ができる	×	○ ①ママ友づくり
NPO型	◎ ①お互いに見守る、誰が誰の子どもか分からない	○ ①他の子とも一緒に遊ぶ、自分の子以外とも遊ぶ	◎ ①ここで教えてもらう ②ここで聞くことが多い	◎ ①ここの人とは相談できる ②ここでわいわい話す	○ ①母親企画、イベントでスタッフ・ボランティア参加	◎ ①グループが無くみんな仲が良い、仲間

注：◎＝よく当てはまる、○＝当てはまる、△＝少し当てはまる、×＝当てはまらない

5-5　ひろば型支援の利用と「子育ての社会化」

以上、制度的支援としての子育てサロンと、その内部における関係的支援としての母親同士の育児援助機能について、子育てサロンの類型ごとに直接・間接・複合といった 3 つのサポート機能から分析した。本章で使用したサポート構造の分類と金子［2003］の社会的支援の分類である「五助」[289]を対応させると、本調査の分析対象である 4 種類の子育てサロンの中でも、センター型と児童館型は自治体や公的機関による「公助」、地域型や NPO 型は地域の住民や団体による「共助」に該当する制度的支援であるといえる。また、これらのサロンにおいて行われる母親同士（ママ友）による相互援助は、「互助」として分類される。これまでの内容から、4 種類の子育てサロンでみられる母親の集まりの特徴とその集まりにおける母親同士の互助の段階を図示したのが図 5-4 である。ここでは、金子による「集まりの三類型」[290]の枠組みを各子育てサロンにおける母親の集まりに対応させている。さらに、母親集まりの段階として「①共同利用 - ②共同体験 - ③共同経験 - ④共同援助 - ⑤共同活動」[291]を提示し、母親同士の互助の段階と並べて整理した。

センター型の利用者は特に設備の良い遊び場としての機能を重視しており、子どもを「遊ばせるため」といった利用が中心であるが、通院や買い物等の「ついで」利用も多い。また開催時間が長く、利用者は不定期的に利用しているため、母親同士が再会する機会は

289 金子が社会的支援の分類として提示している「自助」「互助」「共助」「商助」「公助」の「五助」（5 元）モデルでは、近隣等におけるボランタリーな関係を基礎とした相互支援である「互助」と、近隣を越えた広がりをもつ地域社会（コミュニティ）における共同支援様式である「共助」は区別されている［金子 2003：174, 2011：20］。

290 金子によれば、コミュニティづくりの主な要件は、居住者による集まり（togetherness）であり、個人あるいは集団・団体を軸として、一定の空間内部に集まりができれば、コミュニティづくりへの萌芽になる。それが育つかどうかは、集まりの強度によるが、これを集まりの段階、すなわち“experiencing together”のサブカテゴリーとすると、第 1 段階 Coming together is a beginning.（実践的集まりの創造から開始）、第 2 段階 Keeping together is progress.（実践的集まりの維持が前進）、第 3 段階 Working together is success.（実践的集まりの活用が成功）の 3 類型があるとされる［金子 2007：39；2011：23-24］。

291 ①共同利用とは、実態的な相互行為を伴わない複数の行為者が一定の空間（場所）を同時に利用している状態を意味し、ここでは子育てサロンという一つの空間を利用者同士が直接的交流を持たずに親子単位でそれぞれ利用している状態を指す。②共同体験とは、同一空間にいる複数の行為者が同一の行為主体が提供する共同作業を個別に行っている状態であり、例えば子育てサロンで職員・スタッフやボランティアが行う紙芝居や歌遊びなどのイベントやサービスを複数のサロン利用者が同時にそれぞれ体験している状態を指す。③共同経験とは、実態的な相互行為を行う複数の行為者が同一の場所を継続的に利用しながら一定の時間を共に過ごし、同一の体験を複数回共同で行うことを意味し、例えば一つの子育てサロンを継続的に利用する親子同士が同じイベントを体験しながら子育て期の一定期間にわたり交流する状態を指す。④共同援助とは、複数の行為者が相互に援助を交換しながら類似の社会的行為を遂行することであり、例えば母親同士が子育て中の生活において相互に育児援助等を交換し合うことなどを意味する。⑤共同活動とは、類似の社会的行為を行う複数の行為者が同一の目的のために集団で行為することであり、例えば子育てサロンや子育てサークルなどで母親同士が集団で子育て支援活動を行うことを指す。

少なく、多くが初対面である。このため、社交的な会話を楽しんだり、情報交換をしたり、子ども同士を一緒に遊ばせ、同じ紙芝居を楽しむことはあっても、そこで知り合った母親と名前や連絡先を交換して継続的なママ友関係を構築することは稀である。また広いサロン内では他の親子と交流せず過ごす親子の姿も珍しくない。センター型における母親の集まりは、遊び場の「共同利用」を目的とした段階①の手前から、子ども向け企画の「共同体験」の段階②にあり、強度の弱い coming の段階にある集まりであるといえる。

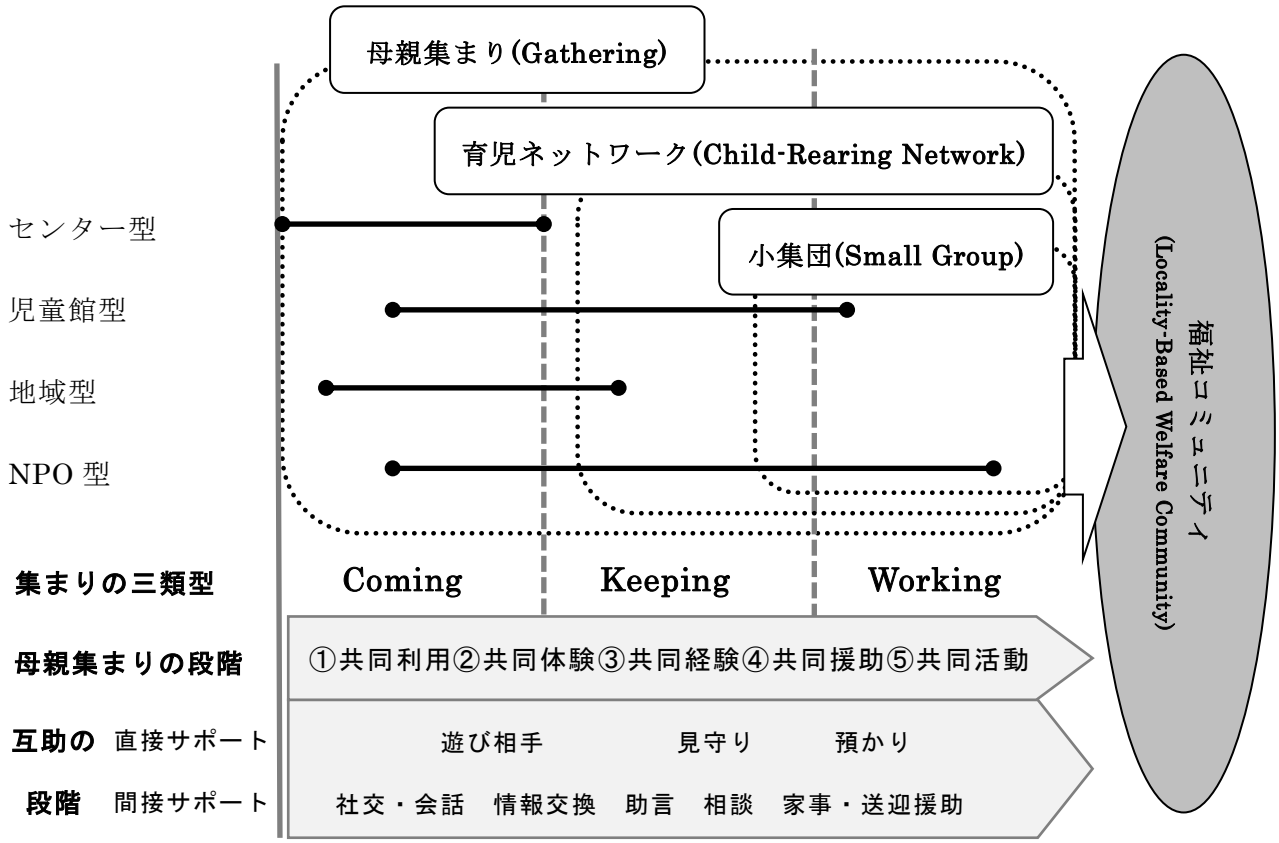


図 5-4　子育てサロンの類型別にみた母親集まりと互助の段階[292]

一方、児童館型の子育てサロンは週 1 回以上など頻繁に利用されており、また毎週同じ時間に同じ母子が定期的に集まるため、母親同士は顔見知り以上の関係性であることが多い。利用目的も、子どもの遊びや交流だけでなく、ママ友づくりや特定のママ友との交流など、母親自身のネットワーク形成にも重きが置かれており、一部、サロン内部に特定のママ友集団、あるいはサロン全体で一つの互助集団が形成されている。子育てサロンにおける母親同士の互助も、情報交換や子どもの見守りだけでなく、育児に関する助言や悩み

[292] 出所：金子［2007：39-40；2011：23-5］を参考に筆者作成。

の相談等が行われ、年齢の大きい子どもがいる場合等にはサロン以外で互いの家を行き来し、子どもの預かりや送迎などのサポートを行う場合もある。このように、児童館型のサロンにおける母親の集まりは、場所の「共同利用」という段階①から子育ての「共同経験」や「共同援助」までの段階④にあり、特定の集まりと母親同士の関係性が維持され、ネットワークや集団の形成がみられる keeping や working の段階にあるといえる。

地域型の子育てサロンは毎日開催されているセンター型とは対照的に、月に 1 回の開催であるために利用者の利用頻度は少ないが、児童館型と同じように利用者の大半が同一地域に住む母子であり、一部は近隣の児童館とともに定期的にサロンを利用し、ネットワークを形成している。このため、母親の集まりは遊び場の「共同利用」やイベントの「共同体験」だけでなく、幼稚園就園前の一定期間、サロンを介して子育てを「共同経験」している。また、互助については初対面の母親同士の社交から同じ地域に住む母親同士の情報交換などがみられる。集まりの類型としては、およそセンター型と児童館型の中間に位置し、coming から keeping にかかる段階である。

NPO 型の子育てサロンは、4 種類の中で最も広域な互助の段階がみられ、そこにおける母親集まりでは、子育て当事者である母親自身が主体となって子育て支援の活動を行う working の段階がみられる。専門職員や高齢者ボランティアが主体となって運営されている他の 3 種類のサロンと比べ、NPO 型のサロンは、子育て経験がある、あるいは子育て中の母親が運営側にいるため、利用者の母親も支援を提供されるだけではなく、様々な企画に際して、支援を提供する側に関わる機会が与えられている。特に NPO 型 I は、もともと子育て中の母親が主体となって設立したサロンであり、運営側も「母親の力を発揮させる仕掛け」を意識して企画や活動を実施し、利用者の母親を積極的に支援側に動員している。また、児童館同様、同一地域の母親同士が日常的に集まることで育児ネットワークが形成されており、NPO 型 I では、多くの母親がサロンにおける集まりを「みんな」と呼んでおり、集団に対する帰属意識もみられた。

このように、各類型の子育てサロンにおける母親集まりは、そこで行われる互助の段階に伴って集まりの強度も増していく。特に、子育てサロンが（1）週 1～3 回程度の頻度で、（2）時間限定的（1 回 1 時間半～4 時間程度）に開かれ、（3）地域の利用者が同じ場所に同じ時間帯に定期的に集まる条件が整っている中で、（4）サロンの運営側が利用者に意識的に働きかけ、企画等に関与させる工夫を行っている場合や（5）利用者同士の空間的距離が比較的小さい（サロン内部の人口密度が高い）場合には、利用者間でより親密なネット

ワークの形成や広範な互助が行われる可能性が今回の調査結果からは示唆された。

ゴッフマン［Goffman 1963＝1980］によれば、社会的集まり（gathering）とは一定の連続した時間内に直接的に居合わせている 2 人以上の人々の集合であるとされる［同書：20、261］。子育てサロンにおいて形成される社会的集まりが育児ネットワークとなり、その一部に複数あるいはサロン全体で一つの小集団（クリーク）[293]の要素をもち、地域における「支えあい」として機能する福祉コミュニティへ展開する可能性を検討すれば、母子を中心とした集まりからコミュニティへの発展過程には以下のような段階が考えられる。

まず、制度的支援として設置された子育てサロンという一定の空間内部に、地域の母子を中心とした集まり（gathering）が生じ、コミュニティづくりの萌芽となる（coming）。遊び場やおもちゃの共同利用から親子同士が出会い、言葉を交わすことで社交が始まり、子どもの遊び相手や情報交換といった互助に発展する。地域ボランティアや専門職員による企画や支援を共同体験している時点では、まだ母親同士は互いの名前も知らずに交流しているが、定期的なサロン利用によって集まりが維持されるうちに（keeping）、母親同士が様々な機会を通して子育てを共同経験し、ママ友関係及び育児ネットワーク（child-rearing networks）が形成される。さらに特定の育児ネットワーク内で、子どもの見守りや育児の助言、相談といったサポートが交換され、場合によっては預かりや送迎といったサポートも含めた共同援助が行われるようになる。子育てサロンで形成された一部のネットワークは集団的な直接結合（small groups／cliques）となり、複合サポートの機能によっては、そこから利用者である母親自身による支援活動など、集まりの活用が行われる（working）。以上の諸段階を経て、子育てサロン利用者である母子の集まりを中心に専門職員やスタッフ、利用者の家族、性別や世代の異なる地域住民等から成る子育てをめぐる「支えあい」の福祉コミュニティへの発展が考えられる。

本章では札幌市における質的調査の結果をもとに、都市の母親の子育てを支える育児援助システムとして子育てサロンによる制度的支援と母親同士の関係的支援の機能を分析した。また子育てサロンの 4 つの類型ごとに、そこで形成・発展する母親集まりの段階を母親同士の互助の段階と関連付け考察した。乳幼児とその母親が地域社会から孤立しやすい社会状況の中で、4 種類の子育てサロンはいずれもフォーマルな育児援助を提供しつつ、

293 ネットワークに含まれるメンバー相互の直接結合によって構成されるネットワーク内の小集団は「クリーク（clique）」と呼ばれる［野沢 2009：56］。野沢によれば、一般に、方法としてのネットワーク概念は、こうしたネットワークの集合的要素を与件として排除するものではなく、それを含む多様性を分析するための道具であるとされる［同書：60］。

地域社会の中で母子が集い、インフォーマルな育児援助を交換する場としても機能している。「協セクター（地域社会）による分担が近年はその意義を増してきている。子育て広場や子育てサロン、子ども広場などは、密室空間での子育てから母子を解放し、親子のネットワークの拡大を作り出している」［牧野 2009：14］という点は本調査でも確認された。一方で、各子育てサロンは類型ごとに制度的支援としての機能だけでなく、内部で形成される育児ネットワークや関係的支援の機能が異なっている。子育てサロンはどれか一種類が理想型であるのではなく、利用者の母親が利用目的や雰囲気などで多様な種類の中から選択できるほうが子育て環境としては充実しているといえるのではないだろうか。

育児期女性のネットワークは、子どもという「制約」によって空間的には地域内に集中し、構造的には出会いの文脈の多様化によって分散的になりやすいとされている［松本 1995：71-80］。しかし、人口移動性の高い都市では「子どもを通して人と知り合える（A23・A27・B7）」というように、転居や離職で縮小した母親のネットワークが子どもをきっかけに再編・拡大される場合があり、子育てサロンはその機会財となっている。「福祉コミュニティづくりは地域における機会財を増やすとともに、地域に『動き』を生じさせることからしか始まらない。『動き』の仕掛けは行政でも企業でも NPO でも構わない」［金子 2006：166］とすれば、公助や共助が複合する子育てサロンという制度的支援は「フォーマルな形できっかけをつくり、インフォーマルな関係をつくってもらう」［武田 2002：86］ことを可能にし、子育て支援を軸としながらも育児ネットワークを超えた支えあいの福祉コミュニティづくりへの可能性も秘めている[294]。

なお、母親の「子育て」にとっては同質的なネットワークが、人びとが「互いによりしっくりした感じをもち、理解し合い、報酬を得る」［Fischer 1982＝2002：275］という正の効果をもつ場合もある。しかし「子育ち」の観点でいえば、子どもの成長には多様な大人とふれあう機会が重要であり、在宅子育て家庭の乳幼児にとって第一次集団の一部ともなりうる地域の子育てサロンで出会う他者が、同年齢の母子だけに偏ることは必ずしも望ましいとはいえないだろう。武田［2002］は、（1）同じようなグループ同士の連絡会による有機的なつながり、（2）先輩グループや支援活動のスーパーバイザーによる直接的な援助・助言とともに、（3）性別や年齢が異質なメンバーを含むグループにすることの重要性を指摘している。本調査では、NPO が運営する NPO 型の子育てサロンに限り、サロンの

[294] ただし調査結果を見る限りでも、今日ではインターネット等を通して「地域を超えて」活用される育児ネットワークや、SNS（例えば『mixi』）上に形成される「バーチャル」なコミュニティの育児援助機能も見過ごせない。

利用者である母親によるリフレッシュ企画といった子育て支援の提供や、イベントや企画の手伝いといったボランティア参加がみられた。他方、他のタイプの子育てサロンについては、児童館型のサロンで活動するボランティアから聞かれた次の指摘のように、「ただ来て遊ぶだけの施設になっている。場所の提供だけになっている」という側面がある。少子化する大都市において子育てサロンは子どもの遊び場やママ友づくりの場として貴重な機会を提供している。しかし、母親にとってママ友の情報や助言が有用であるように、当事者が行う支援が他の当事者にとって大きな効力をもつ援助であるとすれば、よりよい子育て環境の構築には、利用者である親を支援の受け身の状況から脱し、子育てサロンという機会財を利用者の力でいかに活用できるかが問われる。その意味でも、家庭内における第一の母子孤立の解消に終始せず、地域社会における第二の母子孤立を避けるためには、性別・世代混成的なコミュニティづくりの視点が重要であると考える。

以上をふまえ、次の第六章では、ひろば型支援施設の利用者及び非利用者の特徴を量的調査データからも確認する。また、第八章及び第九章では、他地域におけるひろば型支援の実践事例から、ひろば型支援施設の利用者の多様性を高めるための方策を検討する。

第六章　ひろば型支援の利用と子育て家庭の階層性（調査 B）

本章では、質問紙調査から、ひろば型支援の利用者と非利用者の特徴を分析し、支援の利用状況・効果と子育て家庭の育児ネットワークや階層性との関連について検討する。

6-1　ひろば型支援の利用者・非利用者の特徴

「地域子育て支援拠点事業」や「子育てサロン」などの「ひろば型支援」は、制度上はすべての乳幼児と保護者に利用が開かれた子育て支援であるが、これらの支援は実際にはどのような人々により利用され、またどのような人々により利用されていないのか。また、どのような層において利用効果や利用ニーズが高いのか。以下では、まず、ひろば型支援の利用者と非利用者の特徴や利用・非利用の理由、母親の孤立育児や育児不安等に対する利用効果に関する先行研究の知見を整理する。

2015 年に NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会［2016］が拠点事業を運営する全国の団体とその利用者を対象に行った大規模調査（N=172 団体、利用者 1136 名）では、利用者の母親[295]は、30 代（30-34 歳 37.2%、35-39 歳 29.3%）、専業主婦（育休以外の理由で現在働いていない 71.9%）、子ども数 1 人（59.7%）、夫婦と子どものみの核家族（86.2%）といった属性が多数派を占めているとされ、他の調査研究でも同様の傾向が示されている。また、同調査では、母親は子ども 1 人と、特に第一子とともに拠点事業を利用している割合が高いとされる。愛知県の 2 市の子育て支援センターの利用者を対象とした鈴木［2010］の調査（N=384）でも、約 77%は子どもが 1 歳未満の時期に初めて利用を経験しており、子どもの年齢が低い者や子ども数 1 人の者ほど、親自身の希望による支援利用が多いことが指摘されている。

ひろば型支援の利用効果に関して、同上のひろば全協［2016］の調査では、拠点事業を利用する前の状況として「子育てをしている親と知り合いたかった」と回答した者は 71.9%いたが、このうち 94.7%が利用後にプラスの変化がみられたとされる。同様に、利用前は「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、「大人と日常的な会話をしたかった」（54.9%）、「地域の子育て情報を得る方法がわからなかった」（40.4%）といった状況にあった者では、8 割以上

[295] ひろば型支援の利用者のジェンダーに関する議論は割愛するが、多くの場合、大多数は乳幼児の母親であり、本論文における「利用者」も母親を指していることに留意されたい。

が利用後にプラスの変化がみられたという結果が示されている。また、拠点事業の利用頻度は「月 5 日未満」が 35.7%で最も多く、「月 5 日～10 日未満」が 25.7%、「月 10 日～15 日未満」が 20.2%等となっており、利用頻度が高いほど、上記のようなプラスの変化があった項目が多いとされる。

25 都道府県の拠点事業を利用する母親を対象とした岡本［2015］の調査（N=469）でも、拠点事業の利用は直接的な作用として育児における「情報・仲間不足」や「手助け不足」を軽減し、そこから孤立感の軽減を通じて母親の「自信不足」や「体力・気力不足」といった育児不安の中核的な部分の軽減につながることが指摘されている。中谷［2014］の調査（N=244）でも、同様の利用効果が確認されており、特に利用頻度が高い母親ほど育児負担が軽減され、知識・情報の獲得や周囲の助け等の育児資源の活用が促進されること、また、母親が就業していない場合には、「積極的に仲間や友人と集まるようになった」等の社会関係の広がりがみられるとされる。

以上にあげた利用者のみを対象とした調査研究に対し、神田・山本［2001］は、愛知県内で 33 ヶ所の子育て支援センターの利用者（N=430）と 6 箇所の保健センターで行われた乳幼児健診の受診者を対象に調査（N=283）を行い、ひろば型支援の利用群と非利用群の特徴を比較分析している。それによれば、両群ともに専業主婦が 7 割超を占めており、育児不安感には有意差は無いとされるものの、非利用群の方が 20 代の母親の割合がやや高く、子どもの年齢がやや低く、子ども数 1 人の者が多いこと、また利用群は非利用群よりも子育て支援に対するニーズが高く、他の子育て支援機関にも積極的に足を運ぶことが多いといった相違点が報告されている。

東京都三鷹市で 4 歳未満の子どもの保護者を対象に行われた尾木［2006］の調査（N=238）では、ひろば型支援の利用群は、非利用群に比べて育児不安が高い傾向があるとの結果が示されているが、第一子割合が高く、子どもの世話等におけるサポートを得られている割合が低く、外出に対する積極性が高く、地域の子育て資源や育児サークル等を活発に利用しているという点では神田・山本の結果と一致している。また、非利用群については、家族等によるサポートや支援施設以外の外出場所がある人で、就労率が高く、子ども数 2 人以上の割合が高い群と、子どもが幼く、外出に不慣れな群の 2 つの群がみられるとされ、内向的で社会的ネットワークがまったく無い層が混在しているとも指摘されている。

政令指定都市の A 市で 1 歳 6 か月児と 3 歳児の健診受診者に調査（N=213）を行った香崎［2012］は、ひろば型支援の非利用者を、①以前利用していたが何らかの理由で利用を

やめた群と、②一度も利用したことがない群の 2 つに分けた上で、保育園・幼稚園への就園状況もふまえて非利用の理由を分析している。それによれば、就園児の保護者の場合には、子どもの就園や親の就労等による「ニーズの不一致」という理由が①の群では 7 割弱、②の群でも 5 割で最も高いとされる。これに対し、未就園児の保護者の場合、①の群では、遠い、駐車場がない、利便性が悪いといった「立地条件」や遊具が少ないといった「事業内容」に関する理由が多い一方、②の群では、「ニーズの不一致」及び「立地条件」と並んで、既存のグループ、人間関係を気にするといった「対人関係」の理由が 3 割程度みられるとされる。

上記のように、ひろば型支援の利用者と非利用者には多くの側面で異なる特徴がみられ、利用群の間でも利用頻度によって属性や利用効果に差があることや、非利用群の中にも異なる特徴や非利用理由を有するグループがみられることが明らかにされている。こうした中で、これまでの研究では、様々な子育て支援施設を活発に利用し、子育てに関する情報や機会等の資源を積極的に活用している層と、支援利用や外出に消極的な層の「二極化現象」が指摘されており、後者の中でも支援の利用ニーズがありながら、利用しにくさを感じている層への対応が課題とされてきた［神田・山本 2001；香崎 2012］。例えば、「経済的に大変だと思うことがある」という経済的困難に関する主観的変数を用いた若本［2016］の研究では、「経済状況に余裕があり、夫からのサポートも、積極性や活動性もある外的・内的資源に恵まれた女性が子育て支援を利用している」可能性が言及されている。ひろば型支援の利用に関しても、その利用実態に社会的・階層的属性や育児ネットワーク等のインフォーマルな子育ての資源が関連しているとすれば、学歴や所得といったより客観的な階層属性変数を含めた分析を行い、子育て家庭の間の支援利用の分極化を詳しく検討する必要があると考える。

以上をふまえ本章では、質問紙調査のデータから、子育てサロン（ひろば型支援施設）の利用者と非利用者の特徴について、先行研究で検討されている属性項目に学歴や世帯所得といった階層変数を加え、母親の育児ネットワークや育児に関する心理状況、子育てサロン以外の保育・子育て支援の利用状況等との関連から分析する。また、それらの特徴をふまえ、利用の効果や支援に対する評価、非利用の理由等を詳しく検討し、現行のひろば型支援の利用実態と課題について考察する。

6-2　調査 B：乳幼児保護者調査

調査は、2016 年 9 月 21 日～11 月 24 日に、乳幼児健康診査（10 か月健診と 1 歳 6 か月健診）が実施された札幌市内全 10 区の各保健センターにおいて、健診受診のために来館した乳幼児の保護者を対象に実施した。調査員が毎回 2 名で、各区 2 回ずつ計 20 回訪問し、調査依頼状（兼、調査概要説明書)、調査票（質問紙)、返送用封筒、簡易鉛筆をセットにしたものを 1 世帯につき 1 セット、調査員が直接配布する形式で実施した。

健診の待ち時間等に対象者に声をかけ、調査の目的や実施方法等について口頭で説明を行い、受け取りに同意した対象者にのみ、質問紙調査票を 1 世帯につき 1 セット、調査員が直接手渡した（一部、受け取り拒否や健診時間等の都合で声をかけられなかった対象者もいた)。健診時間内に健診会場で対象者が調査票への回答を終えた場合は当日その場で回収し、それ以外は後日郵送で回収した[296]。全体で 835 票を配布し、当日回収・郵送回収を合わせて 522 票を回収した。

本章では、子育てサロン（ひろば型支援）の利用経験に関する質問項目[297]に回答があった有効票 501 票（有効回収率 60.0%）のうち、末子が 0-3 歳の母親の回答票 441 票を分析対象とした。また、これらを利用状況・利用頻度別に 5 つの群に分けて分析を行う（表 6-1)。すなわち、①子育てサロンの利用経験がない〈未利用群〉（121 名、27.4%)、②1 種類以上の子育てサロンの利用経験があるが､現在は利用していない〈非継続利用群〉(119 名、27.0%)、③1 種類以上の子育てサロンについて利用経験があり、現在はたまに利用している、または最近利用し始めた〈低頻度利用群〉（71 名、16.1%)、④1 種類以上の子育てサロンの利用経験があり、現在は月 1～3 回程度の頻度で利用している〈中頻度利用群〉（60 名、13.6%)、⑤1 種類以上の子育てサロンの利用経験があり現在も週 1 回以上の頻度で利用している〈高頻度利用群〉（70 名、15.9%）の 5 群である。以下、記述統計やロジスティック回帰分析等により各群の特徴を比較分析し、子育てサロンの利用者及び非利用者の特徴を明らかにする。

296 本調査では、調査の目的や実施方法、倫理的配慮等に関する説明を記載した調査依頼文と返送用封筒を質問紙調査票とともに配布し、調査票の返送により調査への同意を得たと判断した。なお本調査は、北海道大学大学院文学研究科の研究倫理審査の承認を受け、札幌市保健所の関連部局及び各区の保健センターの許可を得て実施した。

297 本調査では､「子育てサロン」を「乳幼児とその保護者が自由に集い、遊んだり交流できるような場（子育て支援施設等)」として定義し、札幌市子育て支援総合センター、各区の子育て支援センター、保育所・幼稚園の子育てサロン、児童館の子育てサロン、週 3 回以上開催の NPO や地域の子育てサロン、週 2 回～月に数回開催の NPO や地域の子育てサロン、その他の子育てサロンについて、それぞれ利用経験の有無を質問した上で、現在の利用頻度をたずねた。

表 6-1　子育てサロンの利用状況と分析対象群の類型

	度数	%	
利用経験なし	121	27.4	未利用群
利用経験あり	320	72.6	
（うち、現在の利用頻度）			
現在は利用していない	119	27.0	非継続利用群
最近利用し始めた	13	2.9	低頻度利用群
たまに	58	13.2	
月1～3回	60	13.6	中頻度利用群
週1～2回	53	12.0	高頻度利用群
週3回以上	17	3.9	

6-3　結果

（1）基本属性

はじめに、分析対象 5 群の基本属性を表 6-2 で示した。

末子年齢については、健診の対象年齢に該当する「0 歳」と「1 歳」が全体の約 9 割を占めているが、未利用群では「0 歳」が過半数であるのに対し、非継続利用群と高頻度利用群では「1 歳」が過半数である。また、中頻度利用群と非継続利用群では「2-3 歳」が 1 割以上を占めており、他の 3 群より高い。子ども数は、非継続利用群では「2 人」が 47.1%と最も高いのに対し、他の群では「1 人」の割合が最も高く、高頻度利用群では 72.9%にのぼる。母親本人の年齢も、低頻度利用群では「35-39 歳」が 40.8%と最も高いが、その他の群では「30-34 歳」が最も高く、中頻度利用群では 46.7%に上っている。また、未利用群では 20 代の割合が 27.6%と他の群よりも高い。母親の職業は、非継続利用群でのみ「専業主婦」が 34.5%と有意に低く、会社員やパート・アルバイト等の有業者割合が他の群より高くなっている。一方、中頻度利用群と高頻度利用群では、「専業主婦」が 7 割弱と大多数を占めている。母親の学歴は、未利用群では「専門卒」が 31.9%で最も高く、「中学卒」と「高校卒」の合計も 32.7%に達しているのに対し、他の群では「四大卒」の割合が最も高く、高頻度利用群では 45.7%に上っている。世帯年収は、非継続利用群では、「500 万円以上 700 万円未満」が 35.4%で最も高く、「700 万円以上 900 万円未満」や「900 万円以上」の高所得層もそれぞれ 20.4%、16.8%と他の群より高い。その他の 4 群では、「300 万円以上 500 万円未満」の割合が最も高く、未利用群・低頻度利用群・高頻度利用群では 4 割前後であるが、中頻度利用群では 51.9%と過半数を占めている。なお、「300 万円未満」の割合は未利用群で 14.7%と他の群よりも高くなっている。最後に、親族状況につい

ては、いずれの群でも「近居親族[298]のみいる」世帯が 7 割以上であり、有意差は確認されなかった。ただし、未利用群では「同居親族がいる」が 11.2%、高頻度利用群では「同居親族も近居親族もいない」が 24.6%と他の群と比べて高い。

表 6-2　基本属性

	未利用群		非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計		
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）
末子年齢													
0歳	67	55.4	35	29.4	33	46.5	28	46.7	28	40.0	191	43.3	
1歳	47	38.8	64	53.8	33	46.5	26	43.3	38	54.3	208	47.2	29.387 ** ※
2歳	3	2.5	7	5.9	3	4.2	5	8.3	2	2.9	20	4.5	
3歳	4	3.3	13	10.9	2	2.8	1	1.7	2	2.9	22	5.0	
子ども数													
1人	57	47.9	48	40.3	34	47.9	34	56.7	51	72.9	224	51.0	26.054 **
2人	44	37.0	56	47.1	30	42.3	15	25.0	13	18.6	158	36.0	
3人以上	18	15.1	15	12.6	7	9.9	11	18.3	6	8.6	57	13.0	
本人年齢													
20-24歳	13	11.2	5	4.3	0	0.0	1	1.7	0	0.0	19	4.4	
25-29歳	19	16.4	12	10.4	10	14.1	12	20.0	12	18.2	65	15.2	35.461 ** ※
30-34歳	38	32.8	44	38.3	28	39.4	28	46.7	29	43.9	167	39.0	
35-39歳	35	30.2	43	37.4	29	40.8	10	16.7	20	30.3	137	32.0	
40歳以上	11	9.5	11	9.6	4	5.6	9	15.0	5	7.6	40	9.3	
本人職業													
専業主婦	62	51.7	41	34.5	37	52.1	40	66.7	48	69.6	228	51.9	
民間正規従業者・公務員	31	25.8	50	42.0	25	35.2	13	21.7	15	21.7	134	30.5	43.050 ** ※
臨時・パート・アルバイト等	18	15.0	22	18.5	5	7.0	1	1.7	2	2.9	48	10.9	
自営業・その他・求職中	9	7.5	6	5.0	4	5.6	6	10.0	4	5.8	29	6.6	
本人学歴													
中学卒	7	6.0	4	3.4	1	1.4	1	1.7	2	2.9	15	3.5	
高校卒	31	26.7	28	23.9	10	14.1	15	25.4	6	8.6	90	20.8	
専門卒	37	31.9	30	25.6	21	29.6	12	20.3	14	20.0	114	26.3	37.651 *** ※
高専・短大卒	15	12.9	18	15.4	16	22.5	15	25.4	16	22.9	80	18.5	
四大卒	22	19.0	34	29.1	22	31.0	16	27.1	32	45.7	126	29.1	
大学院卒	4	3.4	3	2.6	1	1.4	0	0.0	0	0.0	8	1.8	
世帯年収													
300万円未満	16	14.7	9	8.0	1	1.5	5	9.6	4	6.3	35	8.7	
300万円以上500万円未満	45	41.3	22	19.5	27	41.5	27	51.9	25	39.7	146	36.3	
500万円以上700万円未満	22	20.2	40	35.4	20	30.8	8	15.4	20	31.7	110	27.4	41.056 *** ※
700万円以上900万円未満	13	11.9	23	20.4	12	18.5	4	7.7	10	15.9	62	15.4	
900万円以上	13	11.9	19	16.8	5	7.7	8	15.4	4	6.3	49	12.2	
親族状況													
同居親族がいる	14	11.7	5	4.2	3	4.3	5	8.5	1	1.4	28	6.4	
近居親族のみいる	88	73.3	92	77.3	54	77.1	45	76.3	51	73.9	330	75.5	12.347 n.s. ※
同居親族も近居親族もいない	18	15.0	22	18.5	13	18.6	9	15.3	17	24.6	79	18.1	

***： p＜0.001、 **: p＜0.01、 *: p＜0.05、n.s.: 有意差なし。

※：クロス表に期待度数 5 未満のセルが含まれる。

各項目で欠損値がある場合は合計数が表 1 で示した N に満たない場合がある。

298 本調査では、「近居親族」を「車で 1 時間以内の距離に住んでいる親族（配偶者・子どもを除く）」と定義した。

上記で有意差が確認された属性変数の影響を調べるため、末子年齢、子ども数、本人年齢、職業（専業主婦ダミー）、本人学歴、世帯年収を独立変数、子育てサロンの利用状況を従属変数として多項ロジスティック回帰分析を行った（表 6-3）。参照カテゴリの未利用群は、全体的に他群よりも末子年齢が低く、30 代が少なく、所得層が低い。また未利用群と比べると、非継続利用群は末子年齢 1 歳以上と世帯年収 500 万円以上 700 万円未満の層が有意に多く、低頻度利用群は 300 万円以上 900 万円未満の所得層が有意に多い。中頻度利用群は専業主婦が有意に多く、高頻度利用群は子ども数 2 人の割合が有意に少なく、専業主婦と四大卒以上が有意に多い。以上より、ひろば型支援は、利用状況によって利用者層の子どもの年齢や子ども数、母親の就業状況だけでなく、学歴や世帯所得等の階層的属性においても異なる特徴がみられることが明らかとなった。

表 6-3　属性項目の多項ロジスティック回帰分析（参照カテゴリ：未利用群）[299]

	非継続利用群			低頻度利用群			中頻度利用群			高頻度利用群		
	B	Exp(B)		B	Exp(B)		B	Exp(B)		B	Exp(B)	
末子年齢（基準：0歳）												
1歳	1.058	2.880	**	0.248	1.281	n.s.	0.357	1.430	n.s.	0.618	1.855	n.s.
2-3歳	1.965	7.135	**	0.352	1.422	n.s.	0.647	1.909	n.s.	0.765	2.148	n.s.
子ども数（基準：1人）												
2人	0.465	1.592	n.s.	-0.079	0.924	n.s.	-0.820	0.440	n.s.	-1.338	0.262	**
3人以上	0.171	1.186	n.s.	-0.438	0.646	n.s.	0.064	1.066	n.s.	-0.506	0.603	n.s.
本人年齢（基準：20代）												
30代	0.296	1.345	n.s.	0.398	1.489	n.s.	0.155	1.168	n.s.	0.043	1.044	n.s.
40代	-0.024	0.976	n.s.	-0.553	0.575	n.s.	0.717	2.049	n.s.	-0.065	0.937	n.s.
専業主婦ダミー（専業主婦＝1）	-0.547	0.578	n.s.	0.285	1.330	n.s.	0.960	2.612	*	0.989	2.689	**
本人学歴（基準：中卒・高卒）												
専門卒・高専卒・短大卒	-0.554	0.574	n.s.	0.499	1.647	n.s.	0.119	1.126	n.s.	0.587	1.798	n.s.
四大卒・大学院卒	-0.227	0.797	n.s.	0.912	2.488	n.s.	0.508	1.663	n.s.	1.697	5.456	**
世帯年収（基準：300万円未満）												
300万円以上500万円未満	-0.261	0.771	n.s.	2.363	10.620	*	0.797	2.219	n.s.	1.110	3.036	n.s.
500万円以上700万円未満	1.143	3.136	*	2.520	12.432	*	0.194	1.215	n.s.	1.152	3.164	n.s.
700万円以上900万円未満	0.872	2.391	n.s.	2.510	12.309	*	0.056	1.058	n.s.	1.214	3.365	n.s.
900万円以上	0.751	2.118	n.s.	1.490	4.438	n.s.	0.513	1.670	n.s.	-0.096	0.908	n.s.
切片	-1.019		n.s.	-3.576		**	-2.039		**	-2.769		**
-2 対数尤度	795.527		***									
Nagelkerke	0.319											
N	386											

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

※：クロス表に期待度数 5 未満のセルが含まれる。

299 独立変数の多重共線性を測る VIF 値はいずれのモデルでも 2 以下であり、推定に大きな歪みはないと考えられる。

(2) 子育て意識

表 6-4 では、子育てにおける意識に関する項目の回答結果を示している。6 つの項目のうち、「よくそう思う」と「ときどきそう思う」の合計選択割合に各群で有意差がみられたのは、「自分は人付き合いが得意な方である」という社交性に関する項目のみであり、未利用群では 56.7%と高いのに対し、低頻度利用群では 28.2%と有意に低い結果となった。いずれの群でも子育てに楽しさややりがいを感じているという回答が大多数であるが、「疲れやストレスがたまってイライラする」という育児ストレスに関する項目については有意ではないものの、非継続利用群と中頻度利用群では選択割合が 86%程度と他群よりもやや高い傾向がみられる。

表 6-4　子育て意識（「そう思う」・「ときどきそう思う」の合計選択割合）

	未利用群		非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計		
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）
子どもを育てるのが楽しい	120	99.2	115	96.6	70	98.6	58	96.7	68	97.1	431	97.7	2.430 n.s. ※
子育ては自分にとってやりがいがある	107	89.2	107	90.7	65	91.5	57	95.0	66	94.3	402	91.6	2.603 n.s.
自分は人付き合いが得意な方である	68	56.7	59	49.6	20	28.2	24	40.7	32	45.7	203	46.2	15.851 **
疲れやストレスがたまってイライラする	92	76.0	103	86.6	57	80.3	52	86.7	53	75.7	357	81.0	6.858 n.s.
子どものために自分のやりたいことを我慢している	78	64.5	88	73.9	45	63.4	39	65.0	50	71.4	300	68.0	3.956 n.s.
子育てをしていて孤独だと感じることがある	31	25.6	40	33.6	20	28.2	15	25.0	20	28.6	126	28.6	2.380 n.s.

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

※：クロス表に期待度数 5 未満のセルが含まれる。

(3) 育児ネットワーク・支援利用の状況

表 6-5 では子育てにおけるフォーマル／インフォーマルな相談サポートや託児サポートを提供する育児ネットワークと保育サービスの利用状況を示している。

まず、「普段、子育てで困ったことがあった時に相談できる人はいますか？」(複数回答可)という質問でたずねた相談サポートについては、いずれの群でも「配偶者」「自分の親」の選択割合が 8～9 割、「配偶者の親」や「自分や配偶者のきょうだい」が 3～4 割であり、親族ネットワークでは有意差はみられなかった。ただし、中頻度利用群は、親族カテゴリーの選択割合が比較的高い。非親族ネットワークについては有意ではないが、「子どものいる友人・親仲間」の選択割合は、低頻度利用群で 87.3%と高いのに対し、未利用群では 72.7%と低い。「子どものいない友人」と「職場の人」の選択割合は、非継続利用群においてそれぞれ 14.3%、29.4%と高いのに対し、高頻度利用群では 1 割未満にとどまった。専門職ネットワークについては、「保健師や医師等」の選択割合は中頻度利用群と高頻度利用

群で25%程度と有意に高い。「保育所・幼稚園等の職員」については、非継続利用群で45.5%と高く、未利用群や低頻度利用群でも2割を超えているが、高頻度利用群では5.7%と有意に低い。反対に、「子育てサロンの職員等」では、高頻度利用群は41.4%であるが、前者3群では1割未満である。また、「直接会ったことのない人（ネット等）」は、中頻度利用群で11.7%と有意に高い。

表 6-5　育児ネットワークと保育サービス利用（選択割合）

	未利用群		非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計		
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）
子育ての相談ができる人													
配偶者	108	89.3	107	89.9	68	95.8	55	91.7	66	94.3	404	91.6	3.571 n.s.
自分の親	104	86.0	107	89.9	57	80.3	57	95.0	58	82.9	383	86.8	8.213 n.s.
配偶者の親	43	35.5	41	34.5	28	39.4	30	50.0	27	38.6	169	38.3	4.651 n.s.
自分や配偶者のきょうだい	47	38.8	43	36.1	32	45.1	22	36.7	31	44.3	175	39.7	2.370 n.s.
その他の親族	15	12.4	16	13.4	12	16.9	12	20.0	3	4.3	58	13.2	8.224 n.s.
子どものいる友人・親仲間	88	72.7	94	79.0	62	87.3	49	81.7	57	81.4	350	79.4	6.388 n.s.
子どものいない友人	14	11.6	17	14.3	7	9.9	6	10.0	5	7.1	49	11.1	2.544 n.s.
職場の人	17	14.0	35	29.4	9	12.7	4	6.7	4	5.7	69	15.6	26.691 ***
保健師や医師等	15	12.4	14	11.8	7	9.9	15	25.0	17	24.3	68	15.4	12.192 *
保育所・幼稚園の職員	30	24.8	54	45.4	15	21.1	8	13.3	4	5.7	111	25.2	44.958 ***
子育てサロンの職員等	2	1.7	8	6.7	4	5.6	19	31.7	29	41.4	62	14.1	83.680 ***
直接会ったことのない人(ﾈｯﾄ等)	3	2.5	7	5.9	1	1.4	7	11.7	3	4.3	21	4.8	9.823 * ※
子どもを預けられる人													
配偶者	85	70.2	86	72.3	54	76.1	48	80.0	47	67.1	320	72.6	3.466 n.s.
自分の親	85	70.2	83	69.7	40	56.3	41	68.3	37	52.9	286	64.9	9.792 *
配偶者の親	36	29.8	43	36.1	26	36.6	22	36.7	21	30.0	148	33.6	2.096 n.s.
自分や配偶者のきょうだい	27	22.3	22	18.5	11	15.5	6	10.0	6	8.6	72	16.3	8.458 n.s.
その他の親族	4	3.3	4	3.4	4	5.6	5	8.3	1	1.4	18	4.1	4.810 n.s. ※
子どものいる友人・親仲間	7	5.8	10	8.4	6	8.5	4	6.7	2	2.9	29	6.6	2.753 n.s. ※
特にいない	10	8.3	8	6.7	4	5.6	2	3.3	11	15.7	35	7.9	8.309 n.s. ※
一時保育利用経験（有り）	11	9.6	30	25.4	11	15.5	15	25.4	18	25.7	85	19.6	13.562 **
今後の一時保育利用希望（有り）	52	46.4	58	50.9	41	57.7	40	67.8	54	77.1	245	57.5	21.279 ***
他の保育サービス利用（有り）	41	38.3	82	74.5	28	41.2	15	26.3	7	10.9	173	42.6	79.182 ***

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

※：クロス表に期待度数5未満のセルが含まれる。

次に、「保育サービス以外で、必要なときに子どもを預けられる人はいますか？」（複数回答可）でたずねた託児ネットワークについて、「配偶者」の選択割合は、高頻度利用群の67.1%に対し、中頻度利用群は80.0%とやや高いが、有意ではない。一方、「自分の親」については、未利用群では70.2%であるのに対し、低頻度利用群では、56.3%、高頻度利用群でも52.9%と低く、有意差がみられた。その他の項目については5%水準で有意な差はないが、未利用群は「自分の配偶者のきょうだい」の割合が22.3%と高く、高頻度利用群では「特にいない」が15.7%と他群より高い。

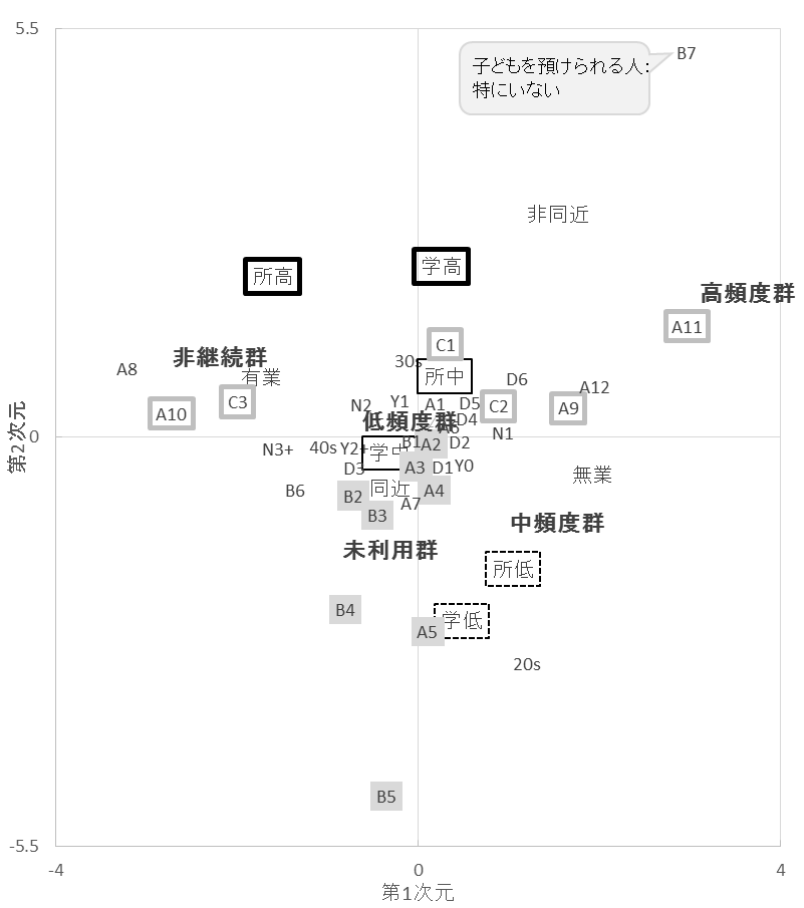
フォーマルな託児サポートである一時保育の利用経験[300]は、非継続利用群・中頻度利用群・高頻度利用群では 25%程度であるのに対し、未利用群では 9.6%と有意に低い。一方、今後の一時保育利用希望[301]は、子育てサロンの利用頻度が高いほど高く、高頻度利用群では 77.1%が利用を希望しているのに対し、未利用群では 46.4%と有意に低い。その他の保育サービスの利用[302]は、非継続利用群で 74.5%と著しく高いのに対し、高頻度利用群では 10.9%と低く、明確な有意差が確認された。

以上でみた各群の社会的・階層的属性の特徴を集約し、変数間の関係性を視覚的に把握するため、多重対応分析を行った。結果、固有値は、第 1 次元が 0.12（寄与率 25.58%）、第 2 次元が 0.115（24.37%）、第 3 次元が 0.082（17.38%）等となった。本論文では、解釈を容易にする便宜的都合から、各変数カテゴリーのスコアの分布を 2 次元で示した（図 6-6）。まず就業状況に着目すると、図の左側中央上に「有業」、右側中央下に「無業」が対称的に布置されている。また階層変数をみると、学歴・所得が低い層は図の下部中軸付近に布置され、上方に向かうほど高い層が分布している。同様に、図の下部には親族ネットワーク（A2～A5、B2～B5）が多く分布しているのに対し、中央より上方には専門職ネットワーク（A9～A11）や保育サービス利用のカテゴリー（C1～C3）が分布し、特に右上方向には親族援助の弱さを示すカテゴリーがみられる。以上より、第 1 次元は概ね就業状況に関する軸、第 2 次元は教育・経済階層と育児ネットワークの種類に関する軸であると解釈することができ、分布傾向から社会階層と育児ネットワークの関連が示された。これをふまえ、5 群の分布をみると、高階層及び専門職・フォーマル支援のカテゴリーが布置された図の上部には、左の有業寄りに「非継続群」、右の無業寄りに「高頻度群」がある。一方、図の下部には、親族ネットワークが集中している中軸寄りに「未利用群」、右側の無業寄りに「中頻度群」が布置されている。そして、「低頻度群」は他の 4 群の概ね中央にあたる図の中央付近に位置し、5 群の中では中間的な特徴を有する群であることが読み取れる。

300 本調査では、「一時保育」を「短時間の就労や出産、冠婚葬祭、リフレッシュ等のために、その都度、数時間や 1 日単位で保育施設等に子どもを預けられる保育サービス（ベビーシッター等の訪問型保育は含まない）」と定義し、認可保育所、認可外保育所、公共施設やイベント会場等、NPO 等、その他の一時保育のうち、一つでも利用したことがある場合、「利用経験有り」とした。

301 「今後、一時保育を利用したいと思いますか？」という質問に対し、「必要な時だけ利用したい」及び「定期的に利用したい」を選択した者の合計。

302 小学校入学前の子ども全員に関して「一時保育以外に、現在利用している保育サービス」（複数回答可）をたずねた質問に対し、認可保育所、認定子ども園、認可外保育所、幼稚園、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター、その他のうち、一つでも利用している場合、「利用有り」とした。



末子年齢
Y0, Y1, Y2+
子ども数
N1, N2, N3+
母親年齢
20s, 30s, 40s
母親就業状況
無業, 有業
母親学歴
学低, 学中, 学高
世帯年収
所低, 所中, 所高
親族状況
同近, 非同近
相談できる人
A1～A12
預けられる人
B1～B7
一時保育利用経験（有り）C1
一時保育利用希望（有り）C2
他の保育サービス利用（有り）C3
ひろば型支援の利用状況
未利用群～高頻度群
育児心理
D1～D6

図 6-6　多重対応分析の結果(左)と使用した変数カテゴリーの略号（右）[303]

（4）利用者の評価

では、子育てサロンの利用経験者はどのような理由でこれらを利用し、評価しているのだろうか。表 6-7 は「最も気に入っている子育てサロン」について「特に気に入っている点」をたずねた質問の上位回答項目を示している。4 群全てにおいて、「通いやすい場所にある」という立地面の選択割合が 3～5 割で最も高いが、2 番目に多い回答は各群で異なり、非継続利用群では「おもちゃ・遊具が良い」（22.7%）であるのに対し、低頻度利用群では「初めてでも利用しやすい」（26.8%）が他群と比べても有意に高く、中頻度利用群では「子どもを安全に遊ばせられる」（28.3%）、高頻度利用群では「スタッフが優しい」（32.9%）が高い。また、「開館時間が良い」の選択割合は、低頻度利用群と高頻度利用群では 2 割以上と他の 2 群より有意に高い。さらに、「同じ月年齢の子どもがいる」や「顔見知りや友人がつくれる」、「親同士で子育ての相談や情報交換ができる」といった項目の選択割合は特

303 図の中央部は複数のカテゴリーが重なって読み取りづらいため、一部重なりを避けて表示した。

に高頻度利用群で高く、非継続利用群や低頻度利用群で低い結果となった。

表 6-7　「最も気に入っている子育てサロン」の「特に気に入っている点」に関する上位回答（3 つ以内で複数回答可、選択割合）

	非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計		
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）
通いやすい場所にある	45	37.8	37	52.1	31	51.7	34	48.6	147	45.9	5.240 n.s.
スタッフが優しい	23	19.3	16	22.5	11	18.3	23	32.9	73	22.8	5.518 n.s.
おもちゃ・遊具が良い	27	22.7	14	19.7	12	20.0	15	21.4	68	21.3	0.304 n.s.
子どもを安全に遊ばせられる	16	13.4	16	22.5	17	28.3	13	18.6	62	19.4	6.244 n.s.
同じ月年齢の子どもがいる	13	10.9	7	9.9	12	20.0	15	21.4	47	14.7	6.556 n.s.
開館時間が良い	6	5.0	18	25.4	7	11.7	15	21.4	46	14.4	18.559 ***
初めてでも利用しやすい	14	11.8	19	26.8	5	8.3	7	10.0	45	14.1	12.579 **
設備が整っている	12	10.1	7	9.9	7	11.7	6	8.6	32	10.0	0.346 n.s.
居心地がよい	8	6.7	8	11.3	5	8.3	8	11.4	29	9.1	1.724 n.s.
顔見知りや友人がつくれる	6	5.0	2	2.8	4	6.7	9	12.9	21	6.6	6.597 n.s. ※
親同士で子育ての相談や情報交換ができる	3	2.5	1	1.4	6	10.0	11	15.7	21	6.6	16.963 ** ※
スタッフから専門的な助言や情報が聞ける	10	8.4	3	4.2	2	3.3	4	5.7	19	5.9	2.403 n.s. ※

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

※：クロス表に期待度数 5 未満のセルが含まれる。

（5）利用効果・利用上の課題

次に、子育てサロンの利用による母親自身の変化について表 6-8 をみると、いずれの項目も高頻度利用群で最も高く、0.1%水準で有意差がみられる。高頻度利用群では、「積極的に子どもと外出をするようになった」という項目について「当てはまる」又は「どちらかと言えば当てはまる」と回答した者は 97.1%に達している。同様に、「積極的に子どもを家族以外の人とふれあわせるようになった」や「子育ての情報を聞ける人が増えた」についても 9 割弱であり、中頻度利用群でも同 7 割台と高い一方、低頻度利用群では 6 割台、非継続利用群では 5 割～6 割弱である。「子育ての悩みを相談できる人が増えた」や「精神的なゆとりが増えた」についても、高頻度利用群では 7～8 割と高いが、非継続利用群や低頻度利用群では過半数を下回っており、「親同士で親しい友人が増えた」については、後者の 2 群では 3 割程度と低い。

また、子育てサロンを利用する上で大変なことについては（表 6-7）、「他の利用者との関わり方や付き合いが大変」という項目でのみ有意差がみられ、高頻度利用群では 3 割未満であるのに対し、非継続利用群や低頻度利用群では 4～5 割弱にのぼる。「荷物の準備や身支度等が大変」はいずれの群でも 5 割前後、「子どもの体調や精神面への気づかいが大変」は高頻度利用群では 4 割弱だが、その他の群では 5 割程度、「自分自身の心の準備や

思い切りが必要」は非継続利用群と低頻度利用群で 5 割程度とやや高い。「情報収集が大変」についてはいずれの群でも 3 割前後であった。

表 6-8　利用による変化・利用する上で大変なこと
(「当てはまる」・「どちらかと言えば当てはまる」の合計選択割合)

	非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計		
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）
利用による自分自身の変化											
積極的に子どもと外出するようになった	61	57.0	43	63.2	45	76.3	67	97.1	216	71.3	35.990 ***
積極的に子どもを家族以外の人とふれあわせるようになった	53	49.5	41	60.3	46	78.0	62	89.9	202	66.7	35.464 ***
子育ての情報を聞ける人が増えた	58	53.7	41	60.3	44	73.3	60	87.0	203	66.6	23.352 ***
子育ての悩みを相談できる人が増えた	50	46.7	27	39.7	34	56.7	53	76.8	164	53.9	22.493 ***
精神的なゆとりが増えた	48	44.4	28	41.2	31	51.7	56	81.2	163	53.4	29.006 ***
親同士で親しい友人が増えた	37	34.3	22	32.4	26	43.3	48	69.6	133	43.6	26.248 ***
利用する上で大変なこと											
荷物の準備や身支度等が大変	52	49.5	39	55.7	28	46.7	34	49.3	153	50.3	1.192 n.s.
子どもの体調や精神面への気づかいが大変	53	50.5	33	47.8	29	49.2	27	39.1	142	47.0	2.353 n.s.
自分自身の心の準備や思い切りが必要	53	50.5	34	48.6	24	40.7	28	40.6	139	45.9	2.521 n.s.
他の利用者との関わり方や付き合いが大変	51	49.5	29	41.4	21	35.6	20	29.0	121	40.2	7.892 *
情報収集が大変	29	27.9	19	27.1	16	26.7	22	31.9	86	28.4	0.569 n.s.

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

これに関連して、子育てサロンの情報源に関する質問では（表 6-9）、いずれの群でも「保健センター」の選択割合が最も多く、高頻度利用群では 75.4%に上ったが、「友人・知人」という回答では非継続利用群で 48.3%と最も高い結果となった（ただし、有意ではない）。他方、「役所（広報等）」を選択した者は、高頻度利用群の 39.1%に対し非継続利用群では 18.6%と有意に低い。また、「ネット等」は低頻度利用群で 38.0%と有意に高い。いずれの群でも「親族」の回答率は極僅かにとどまった。

表 6-9　子育てサロンの情報源（複数回答可、選択割合）

	非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計			
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）	
保健センター	76	64.4	43	60.6	42	70.0	52	75.4	213	67.0	4.115 n.s.	
友人・知人	57	48.3	28	39.4	26	43.3	25	36.2	136	42.8	3.012 n.s.	
役所（広報等）	22	18.6	21	29.6	19	31.7	27	39.1	89	28.0	9.854 *	
ネット等	19	16.1	27	38.0	19	31.7	19	27.5	84	26.4	12.279 **	
親族	3	2.5	2	2.8	1	1.7	2	2.9	8	2.5	0.244 n.s.	※

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

※：クロス表に期待度数 5 未満のセルが含まれる。

（6）非継続利用・未利用の理由

本調査では、「以前は利用していたが、現在利用していない子育てサロン」があるという者は、非継続利用群に限らず、低頻度利用群でも 42.3%（30 名）、中頻度利用群でも 36.7%（22 名）、高頻度利用群でも 44.3%（31 名）に上っていた。表 6-10 は、それらの者を対象に「現在は利用していない理由」についてたずねた結果であるが、非継続利用群では「保育所・幼稚園等に通い始めたから」が 61.9%で最も多く、低頻度利用群でも 37.9%となっている。これに対し、高頻度利用群では「他の子育てサロンを利用しているから」が 45.2%で最も高い。「利用者同士の人間関係で難しさがあったから」という理由については中頻度利用群で 23.8%と他群より高く、「施設・設備や支援内容に不満があるから」については高頻度利用群で 19.4%と高い。

表 6-10　現在は利用していない理由（「特になし」以外は複数回答可、選択割合）

	非継続利用群		低頻度利用群		中頻度利用群		高頻度利用群		全体計		
	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	有効度数	有効%	検定（Peason's χ2乗値）
保育所・幼稚園等に通い始めたから	65	61.9	11	37.9	1	4.8	2	6.5	79	42.5	45.157 ***
他の子育てサロンを利用しているから	0	0.0	3	10.3	6	28.6	14	45.2	23	12.4	50.783 *** ※
引越し等で通いづらくなったから	9	8.6	7	24.1	4	19.0	3	9.7	23	12.4	6.176 n.s. ※
利用者同士の人間関係で難しさがあったから	6	5.7	1	3.4	5	23.8	0	0.0	12	6.5	13.150 ** ※
施設・設備や支援内容に不満があるから	1	1.0	2	6.9	1	4.8	6	19.4	10	5.4	16.094 ** ※
その他	24	22.9	9	31.0	9	42.9	9	29.0	51	27.4	3.844 n.s.
特になし	10	9.5	1	3.4	0	0.0	1	3.2	12	6.5	4.058 n.s. ※

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、n.s.：有意差なし。

※：クロス表に期待度数 5 未満のセルが含まれる。

次に、未利用群が子育てサロンを利用したことがない理由については、未利用群（N=121）のうち、これらの支援を「利用する必要がなかった」と回答した者は 62.8%、「利用する必要はあったが利用しなかった」と回答した者は 19.0%であった（無効回答 18.2%）。表 6-11 はその理由をたずねた結果であるが、前者では「保育所・幼稚園等を利用しているから」が 44.7%で最も多く、次いで「親族の家で遊ばせることができるから」や「公園や無料の遊具施設を利用しているから」が 3 割強～4 割弱、「子育ての相談・話し相手が十分にいるから」、「子どもがまだ小さいから」、「友人の家で遊ばせることができるから」が 3 割弱となっている。一方、後者は N が小さいものの、「他の親との交流に不安やわずらわしさがあった」が 56.5%で過半数を占めており、「子連れで外出するのが大変だった」、「場所が分からなかった・情報がなかった」、「都合の良い時間に開催していなかった」等も 3 割程

度あげられた。

表 6-11　子育てサロンを利用したことがない理由（複数回答可、選択割合）[304]

未利用群					
利用する必要がなかった（N=76）	有効度数	有効%	利用する必要はあったが、利用しなかった（N=23）	有効度数	有効%
保育所・幼稚園等を利用しているから	34	44.7	他の親との交流に不安やわずらわしさがあった	13	56.5
親族の家で遊ばせることができるから	30	39.5	子連れで外出するのが大変だった	8	34.8
公園や無料の遊具施設を利用しているから	26	34.2	場所が分からなかった・情報がなかった	7	30.4
子育ての相談・話し相手が十分にいるから	22	28.9	都合の良い時間に開催していなかった	7	30.4
子どもがまだ小さいから	21	27.6	家の近くや都合の良い場所になかった	4	17.4
友人の家で遊ばせることができるから	20	26.3	施設・設備や支援内容に不安があった	3	13.0
子どもの遊び相手が十分にいるから	15	19.7	子どもの性格等で利用しづらさがあった	0	0.0
子どもをあまり連れ出したくないから	8	10.5	その他	2	8.7
有料の遊具施設を利用しているから	5	6.6			
その他	12	15.8			

(7) ひろば型支援に関する要望

質問紙調査では、子育て支援の要望に関する自由記述欄に回答した 119 名のうち、21 名（17.6%）が子育てサロンに関する要望であった。主なものとしては、まず①開催時間・頻度に関するものとして、開催時間の延長や午後や夜の時間帯の開催、開催回数を増やす、各地域に子育てサロンを増やすといった要望[305]があがった。また、②支援内容については、「初めて行く子育てサロンには既にグループが出来てて、中々遊びづらいこともある。初めての人に職員が色々教えてくれれば安心して利用できる」など初めての利用者への対応や、職員に対する子どもの遊びや見守りへの要望[306]があった。中でも、双子を育てている親からは、一人で複数の子どもを連れていく親や多胎児の子育てをしている親も利用しやすい支援内容や施設整備についての要望[307]があげられた。その他、③設備、④立地につい

304 「利用する必要がなかった理由」の「その他」の内訳は、「他の地域に住んでいた・引っこしてきたばかり」3、「上のきょうだいがいるから（時間がない、そちらが優先）」3、「（親が）人見知りでしらない人との関わりが苦手」1、「どんな菌を持った子が触ったかわからない物に触れさせたくない」1、「感染症がこわいから」1、「実家にいるから」1、「なんとなく行く気にならない　」1、「知らなかった」1（以上、数値は全て度数）。

305 「夫が夜いないことが多いので、夜も過ごせる子育てサロンがあると助かる」、「児童館の子育てサロン、近所の児童館は週 1 回なので、回数を増やしたり、午後も利用できる様にしてほしい」、「両方の祖父母が近くにいない家庭は母子二人きりの時間が長くサロン（児童館他）も常時（平日日中）あいているとうれしい」など。

306 「スタッフが遊んでくれるサロンをつくってほしい」、「（職員に）あまり積極性がない。もっと子どもとふれあうべきだと思う。歌、手あそび等もっとやるべきだ」、「自由に遊ばせられるサロンがもっとほしい」、「親がつきそわなくても良い子育てサロン」など。

307 「1 才から保育園に通わせていますが、それ以前は、一切サロンは利用しませんでした（近所にありましたが）。行っても、二人をみていなくてはならない、準備、何より他のお母さんや、スタッフの方からの双子育児についての質問攻め。『大変ね～、私にはできな～い』と言われ、否定された気にもなり結局外出少なくすごしていました。市内には、民間の多胎サークルが 1 つあるのですが、遠く、移動手段を考えても敷居が高いです。区、1 区～2 区合同でもよいから、多胎用のサークル or サロンがあると、連れて行きやすく、とても親の気分転

ては、屋内の遊び場として、中心部や駅の近くなど場所の利便性に対する要望[308]があげられた。

6-4　ひろば型支援利用者の階層特性

以上より、ひろば型支援（子育てサロン）の利用者・非利用者の特徴について次のようなことが明らかになった。

まず、先行研究で指摘されているように、子育てサロンを最もよく利用している高頻度利用群は、1 歳の第一子が 1 人いる平均的な年齢（30 代前半）の専業主婦が多い。これに加えて本調査では、四大卒以上の高学歴層と、世帯年収 3～400 万円台の中所得層が多いという階層的特徴が明らかになった。また、親族等によるインフォーマルな育児サポートが脆弱である一方で、これを代替する一時保育や専門的育児相談等に対するニーズが高く、実際に行政や子育て支援専門機関が提供する情報を最もよく利用し、フォーマルな育児資源を積極的に活用している層であることが確認された。また、子育てサロンの利用においては、「スタッフが優しい」ことや「顔見知りや友人がつくれること」、「親同士で子育ての相談や情報交換ができること」等の対人的側面を重視しており、育児負担感の軽減や友人ネットワークの広がり等の利用の効果を感じている割合が最も高いという点で先行研究の知見と一致し、利用により育児ストレスが軽減されていることが伺われた。

次に、利用群のうち、子育てサロンを月 1～3 回程度で利用している中頻度利用群は、子どもが 1 人いる 30 代の専業主婦が過半数を占め、世帯年収 3～400 万円台が多い点では高頻度利用群との共通性がみられるが、40 代以上の母親及び末子年齢 2 歳の割合もやや高く、学歴層にはばらつきがある。親族による相談・託児サポートは多いが、育児に困った時にネットを利用する割合がやや高く、高頻度利用群と同様、専門職への相談や一時保育の利用経験・ニーズも高い。子育てサロンの利用では、立地や安全性、設備面等のハード面の内容を重視する傾向がみられ、利用によって「親同士で親しい友人が増えた」とする者は半数に満たず、利用者同士の人間関係の難しさを理由に利用をやめた者の割合が他群より高い。育児ストレスを感じている割合もやや高いことから、子育てサロンの利用効果

換になるのに、と思っていました」。

308 「新しいおもちゃがたくさんある、キレイな子育てサロンをたくさんつくってほしい。（なるべく駅近で…）」、「街中心部に子育てサロンや、子供の休けいする場所があればいいと思う」、「冬が長いので、子育てサロンなどに体育館のような走りまわれるスペースがあればうれしいです」など。

が低いことが伺われた。

また、子育てサロンをたまにしか利用していない、あるいは最近利用し始めたばかりの低頻度利用群は、学歴は高めで中所得層が多いが、専業主婦は約半数である。高頻度・中頻度利用群と比べて、保育所・幼稚園等を利用している割合が高く、子どもの就園で特定の子育てサロンの利用をやめた割合も高いこと、また 30 代後半の母親や子ども数 2 人の割合がやや高いことから、第一子の就園や第二子目の育児であるといった理由で、子育てサロンの利用ニーズが前述の 2 群よりも低い人々であると推察される。実際に調査結果からも、子ども同士の交流や親同士の情報交換、友人づくりを目的とした利用ニーズは低く、立地や開催時間といった利便性と「初めてでも利用しやすい」ことを重視する傾向がみられた。また、子育ての相談相手や託児先として「子どものいる友人・親仲間」をあげた割合は 5 群の中で最も高いが、人付き合いが得意ではないとする割合が突出して高く、子育てサロンの利用により「親同士で親しい友人が増えた」とする割合は 3 割程度と低いことから、既存の友人ネットワークや保育所・幼稚園の利用を通じて獲得した母親仲間等の育児ネットワークからの育児サポートがあるグループと考えられる。

子育てサロンを利用したことがあるが現在は利用していない非継続利用群については、他群と比べて末子年齢が高めで、子ども数も 2 人以上の割合が高い。母親の学歴は多様であるが、5 群の中で就業者の割合が最も高く、保育所等利用率は 7 割超で、相談相手としても保育園・幼稚園職員や職場の人をあげる割合が高いことと、高所得層が多いことが特徴的である。また、6 割が子どもの就園を理由に子育てサロンの利用をやめており、先行研究の結果との一致が確認された一方で、利用者同士の付き合いに負担を感じている者は 5 群の中で最も多かったことからは、「ニーズの不一致」以外の要素も「非利用」をもたらしている可能性が示唆された。

子育てサロンを利用したことがない未利用群について、本調査では、末子年齢 0 歳と 20 代の割合が高いという先行研究の指摘が支持され、さらに中卒・高卒や世帯年収 300 万円未満の割合も他群より高いことが明らかになった。すなわち未利用群は、他群よりも子どもが幼く、若い母親が多く、社会階層は相対的に低いという特徴がある。また、親族同居世帯の割合もやや高めで、託児先の親族割合が高く、一時保育の利用経験やニーズは低い。子育てサロンを利用したことがない理由については、子どもが低年齢であること以外に、保育所等や他の遊び場の利用、相談・話相手の存在等により「利用する必要がなかった」との回答が 6 割強を占めていた。「自分は人付き合いが得意である」とする社交性の肯定

割合は 5 群の中で最も高かったが、「子どものいる友人・親仲間」からの相談・託児サポートは多くないことから、子育てサロンと機能的に等価な他の「遊び場」等の育児資源を利用しつつ、親族を中心とした比較的狭く・密な育児ネットワークの中で子育てをしている様子が伺われる。ただし、未利用群には、「利用する必要はあったが、利用しなかった」者も約 2 割おり、その半数が他の利用者との交流に煩わしさや不安を感じており、子連れでの外出に困難を抱え、情報不足や開催時間等の理由で利用に至っていない。

以上のように本調査でも、子育てサロンは特に親族等による育児サポートが弱い専業主婦家庭を中心に利用されており、これらの層の母親の育児負担の軽減や育児ネットワークの拡大に有効な施策であることが確認された。一方で、利用者の大半を年齢や就業状況、学歴、所得等の属性において同質的な人々が占めていることが、それ以外の属性や不定期利用の利用者にとって支援利用のしにくさをもたらしている可能性が示唆された。例えば、「公園づきあい」に関する研究においても、公園以外における利用可能なネットワークの存在だけでなく、そこにおけるネットワークの閉鎖性が、公園利用に影響していることが明らかにされている［宮坂 2000］。子育て支援の拡充が図られていく中で、母親の社会的・階層的属性やインフォーマルな育児資源の有無と連動しながら、フォーマルな育児資源利用の差異が、乳幼児家庭間の子育て状況を左右している様相が浮かび上がった。本調査では、対象者の 7 割以上に子育てサロンの利用経験があり、制度的には普及が進んでいることが確認されたが、「すべての家庭」を対象に誰もが利用できることを前提としたフォーマルな子育て支援としては、非利用者や非常連利用者にとっての利便性やアクセシビリティ、利用価値を高めるような取り組みが課題といえる。

第七章　預かり型支援の利用と子育て規範意識（調査 B）

本章では、質問紙調査から、預かり型支援（一時保育）の利用者と非利用者の特徴を分析し、「子育ての社会化」施策の展開・利用拡大と母親規範意識との関連について考察する。

7-1　一時保育の展開と「三歳児神話」

1990 年代より少子化対策の名目で子育て支援施策が本格的に展開されていく中で、公的な保育・子育て支援の制度対象は段階的に広げられてきた。井上［2013］によれば、90 年代後半から少子化の要因の一つとして専業主婦の育児不安や育児負担感の高さが強調されるようになり、戦後の保育制度では「保育に欠けない」とみなされてきた「専業母」の子育てが政策的な支援の対象になっていったとされる［井上 2013：83-91］。序章でもみたように、現在も 3 歳未満の子どもの保育所等の利用率は 3 割程度であり、乳幼児のケアの大半は家庭内で主に母親を中心に担われている状況にある。こうした中で、保護者の就労等にかかわらず「すべての子育て家庭」に向けて門戸が開かれた保育制度である「一時保育」は、一定のニーズの存在と必要性が指摘されており[309]、政府が掲げる「社会全体で子どもの育ち、子育てを支える」［内閣府 2016：1］という「子育ての社会化」の政策理念を具現化する事業としても注目されている［尾木 2016：140］。

一時保育の制度展開は、子育てをめぐる政策的な支援の進展という意味の他に、子育てをめぐる規範論理の変化を反映した動きとしても捉えられる。平成 10 年度の『厚生白書』において政府は、「三歳児神話は、少なくとも合理的な根拠は認められない」との認識を示した上で、「いわゆる三歳児神話など子育てについての過剰な期待や責任から、重圧や負い目を感じ、時に多くのストレスをためながら子育てしている母親も少なくなく、一般に今日において母親にとっての子育ては相当負担感の強いものとなっている」と指摘している。そして、「子育てに他人の手を借りずにすべてを自分でやり遂げるということだけが子育てにおける親の責任の果たし方ではない」、「専業主婦であっても、一定の時間、保育所の

[309] 厚生労働省の「新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査」（2008 年、N=122,558）では、利用したい・不足しているサービス（MA）に、一時預かりを回答した者は 16.9%で、認可保育所 26.7%、病児・病後児保育 26.1%に次ぐ第 3 位であった。一時保育の利用実態としては、「就労」や「緊急」より「リフレッシュ利用」の割合が高いという調査結果や「子どものため」という利用目的が多いことが報告されており［早瀬 2010］、専業主婦世帯では未就園児の集団保育機会としての利用に積極的な意見もみられる［工藤 2013］。また、親の心身疲労の回復だけでなく、子どもの発達や親子関係に対する支援、子育てにおける親の成長を支える親支援として一時保育の重要性が指摘されている［岡 2010］。

一時保育やベビーシッターを利用するなどして気分転換を図ったり、自分の時間を持ち、適度にストレスを発散することで、より豊かな心で子どもと接することができれば、四六時中子どもの側にいなくともそれは立派な親としての責任の果たし方であり、愛情表現でもある」と言及している［厚生労働省 1998：第 1 編第 1 部第 2 章第 4 節 1］。ここでは「三歳児神話」が否定された上で、「他人の手を借りずに」（母）親が「すべてを自分でやり遂げる」ことや「四六時中子どもの側にいること」以外にも「子育てにおける親の責任の果たし方」や「愛情表現」の可能性があることが指摘されている。そして、ストレスや負担感を感じながら行う子育てよりも、「より豊かな心で子どもと接することができる」ことが「立派な親としての責任の果たし方であり、愛情表現」になるとして、親が気分転換やストレスを発散することを可能にする一時保育などの保育利用の必要性と正当性が打ち出されている。

「子どもが小さいうちは、特に三歳までは母親が子どものそばにいて、育児に専念すべきだ」とする「三歳児神話」は、高度経済成長期から 1972 年以降の低成長期にかけて政策的な意図をもって強調され［大日向 2015：72,80］、女性の主婦化等に特徴付けられる「家族の戦後体制」としての近代家族［落合[1994]2004：98-114］とともに浸透していった日本の典型的な母親規範[310]である。「子どもは母親が育てるべきだ」とする世間の意識や「小さいうちは保育園には預けず自分の手で育てたい」といった母親自身の意識を介して、子育て期の女性の就労を抑制し、家庭内における乳幼児ケアの役割と責任が母親に集中した日本の子育て状況を形作ってきた。過去 20 年以上にわたる子育て支援の展開の中でも、仕事と家庭の両立や育児負担の問題は依然として解消されたとは言い難い状況がある中で、「三歳児神話」などの母親役割規範は、個人外在的及び内在的な圧力として仕事と育児をめぐる母親の葛藤を引き起こす。

2013 年の調査でも、「子どもが 3 才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」という考え方に賛成する有配偶女性の割合は 77.3%であり、30 代以下の世代でも 6 割以上が賛成しているといった結果［国立社会保障・人口問題研究所 2015：124-6］が示されているように、現在でも日本では「三歳児神話」支持が根強くみられる。江原［2000］によれば、「三歳児神話」が根強い社会では、経済的必要性以上に生きがいやキャリアのために 3 歳以下の子どもを保育所に預けることは母親の「わがまま」であり「子ど

310 子どもを育てる女性に対し、時には明示的に、または暗黙の内に、母親であれば「こうしなければならない」、「こうするのがのぞましい」と「母親らしく」ふるまうことを要求する規範を指す［井上 2013：i］。

もがかわいそう」なことと周囲にもみなされ、また母親本人にもそう感じられるため、母親たちは「自分自身の生き方も大切にしたい」と考えるものの、仕事と子育ての間に葛藤が生じるという「同書：45」。

ただし、「三歳児神話」が引き起こすこうした葛藤は、就業継続者や就業希望者に限定されるものではない。江原が指摘するように「自分で子育てする」選択もまた、「自分の生き方を大切にすること」でありながら、「自分自身の生き方を失うこと」でもあるため、専業での育児を選択した場合でも「子育て」と「自分の生き方」との間の「葛藤に立ち往生」［同書：45］の状態になるという。さらに、保育の利用が、母親の専業育児役割からのある種の「逸脱」とみなされる場合、例えば専業主婦による一時保育の「リフレッシュ利用」に関しても、母親就業者の保育所利用と同様に、役割規範に反して一時的であれ「子育て」よりも「自分の生き方」を優先させる選択という意味としても解釈できるため、規範による内外的圧力が母親に葛藤を引き起こすと考えられる。また、本論文で繰り返しみてきたように在宅子育て家庭では、育児不安や育児負担感、孤立育児等の問題が指摘されてきた。在宅子育て支援と合わせて、就業、非就業のどちらであっても、葛藤や困難ではなく選択可能性を広げられるような子育て環境整備が求められる。

第一章でみたように日本では 1990 年代以降、各種の保育・子育て支援サービスの拡充とともに、「子育ての社会化」の主張が政策的に提起されるようになり、「家族による子育てを社会が支援すべきものとする論理が、一定の説得力を有するもの」として社会成員の間でも広く理解されるようになっていったとされている［松木 2013：32-3］。「子育ての社会化」のかけ声の下、子育て支援施策が全国規模で展開されている今日では、子どもを持つ親が親族や友人等からのインフォーマルな育児援助に限らず、家庭外の様々な支援・サービスを利用しながら子育てを遂行することは、実態としても認識としても広く一般化してきている一方で、「子育ての社会化」は「子育て私事論とそれからの転換を主張する議論、支援の論理と抑制の論理とが併存」した、「相反する規範的論理の二重化ともいえるような状況」を生じさせてきた［同書：36-7］。子育てというケアに関しては、家族、とりわけ母親のケア役割や責任を強調する規範が日本では現在でも根強い。そのような中で、保育・子育て支援の現場においては、子どもへの「気遣い」や「ケアに責任を持つこと」が母親の責任として措定され、直接的に「ケアを提供すること」以外の形で「親であること」が遂行されるという規範理解がなされることにより、子育て私事論が支援の論理に包摂され、両論理がともに維持されている状況があると指摘されている［同書：221-42］。

井上［2013］はファミリー・サポート事業に関する調査研究から、母親が子どもを預けてケア労働から一時的に離れることを可能にする一時保育の利用は、「近代的母親規範」、すなわち「『母性愛』を母親の生理的特性とみなし、母親の手によるケアが子どもにとってもっとも望ましいとする」規範、また「自己犠牲や自己献身が『愛情の証し』であり、母親は子どものために自分を犠牲にすべきだという命題を含む」規範からの逸脱［同書：i,1,11-2,61］とみなされ、子どもを預ける側の母親や預かる側のケア提供者の間に利用をめぐって葛藤を生起させていることを明らかにしている［同書：6-8 章］。またこうした中で、母親たちは利用の「やむを得なさ」を強調し、積極的に「支援されるべき」存在としてふるまうことで子どもを預ける行為を正当化したり、一定の時間子どもから離れて自分の時間を確保しながらも「専業母」としての役割期待との間の葛藤を回避するために「自分の手で子どもを育てる」行為を支持する近代的母親規範を利用したりしているとされる［同書：279-88］。このように、「専業母」による一時保育の利用をめぐっては、「母親が子どものケアに専業すること」と「母親が他者に子どもを預けてケア役割を離れること」という、従来の母親役割規範では「相反する」ものと捉えられてきた論理が巧妙に併存している状況が指摘されている。

「三歳児神話」が公に否定され、専業主婦にも育児リフレッシュ等のための保育利用が必要であるとの認識の下、一時保育制度の拡充が図られている現在、実際にどのような規範意識を持った母親たちが一時保育を利用しているのだろうか。本章では、国庫補助事業か否かを問わず、親のニーズと選択に基づき一時的に利用される、就学前児童を対象とした一時預かり・保育サービスを「一時保育」と総称する。その中でも、乳幼児のいる家庭が利用できる保育・子育て支援として保育所や託児所、子育て支援施設等で行われる非訪問型の一時保育に焦点を当て、その利用者と非利用者の特徴分析から、「子育ての社会化」施策としての一時保育（預かり型支援）の利用実態と母親規範意識との関連について考察する。

7-2　一時保育の利用者に関する先行研究

はじめに、一時保育の利用者に関する先行研究の知見を概観する。未就学児の親を対象に行われた小池・角張［2009］の調査（N=244）によれば、「保育所の一時保育」や「託児・一時預かりサービス」の認知度及び利用希望は 8 割前後と高いものの、実際の利用経験率は前者で 21.5%、後者で 8.7%と限定的であるとされる［同書：17-8］。また同調査では、

子ども数でみると、1 人よりも 2 人以上の者において認知度や利用経験が有意に高いとされている。これについては 1 人目の子どもの場合、母親は子どもと離れることに心理的抵抗を感じやすい一方、2 人目以降では上の子どもの幼稚園行事等の理由で子どもを預ける必要が生じ一時保育の利用に至っているのではないかと考えられている［同書：18-9］。

保育所・幼稚園を利用する 3～6 歳児の親を対象とした表［2013］の調査（N=4,526）では、一時保育利用者の 9 割は祖父母と別居しており、子どもを預けられる親や知り合いが身近にいないとされる［同書：4-5］。対照的に、角張・小池［2009］の調査（N=46）では、一時保育の利用経験がない者は、「自分や夫の親」や「夫」といった「身内」からの託児サポートを得られるために利用の必要性を感じていないとの指摘がみられる［同書：52］。このように、一時保育は親族等の育児ネットワークによるインフォーマルな育児援助の機能を代替するフォーマルな子育て支援として捉えられている。

また、保育所の一時保育の利用者を対象とした早瀬［2010］の調査（N=73）では、一時保育の利用目的としては「子どものため（集団に入れたい）」が 57.7%で最も多いとされるものの、「育児の心理的・肉体的負担の解消」と「子育てに疲れ、一時的に子育てから解放されたい」といった理由による利用の合計も 54.8%に上り、「仕事（パートを含む）」（39.7%）を上回っている［同書：25］。さらに、これらは母親の就業状況によっても異なり、「仕事」は「働いている」母親では 95.7%であるのに対し、「働いていない」母親では 0.1%であり、対照的に「育児の心理的・肉体的負担の解消」は前者では 4.3%であるのに対し、後者では 45.5%となっており、特に専業主婦は一日中子どもと一緒の生活の中で「一時的に子育てから開放（筆者注：解放）されたい」という点から一時保育に対する要望が高いとみられている［同書：25-6］。

他方で、公的な一時保育制度では、育児疲れの解消等を目的とした利用は「私的」な利用と位置づけられており、自治体によっては就労目的や緊急利用と比べて利用料金が高めに設定されている等、気軽に利用できるものとはなり得ていないことが指摘されている［西村 2005：16］。実際に、一時保育を利用しない理由としては、「費用がかかるので」といった理由が多く、「仕事をしていないのにお金を払ってまで預けることに抵抗感がある」といった意見もみられるという［角張・小池 2009：52］。育児負担感等を軽減する制度的支援としてその拡充の必要性が唱えられている一時保育であるが、実際に利用にふみきるには経済的なハードルが高い状況にあるといえる。

これらに加えて、母親規範も一時保育利用を抑制する大きな心理的ハードルになってい

るとみられてきた。先行研究では、身内に子どもを預ける際にも母親は姑の反応から「育児は女がするものという意識を感じてストレス」[同書：26]を感じているといった指摘がみられる。このような「子育ては母親がするもの」という規範意識の存在は、一時保育の利用においても特に専業主婦の場合、「母親が家庭にいるのに、何故預けるのか」と親族から利用を反対される等、母親が自分の時間を持つために一時保育を利用することを躊躇させている［松岡・櫻谷 2004：23；早瀬 2010：29］。さらに「子どもがかわいそう」、「子どもを泣かせてまで預ける必要があるのか」、「周りから、子どもに対する愛情が薄いとか、自分勝手な母親だと思われるのではないか」といった内的及び外的な規範圧力として子どもを預けることに対して葛藤感を引きおこし、一時保育の利用を困難なものにしているとされる［松岡・櫻谷 2004：18,24；早瀬 2010：28-9］。

このような規範圧力が存在する中で、一時保育の利用者に関しては、「子育ても大事だが、自分の生き方も大切にしたい」という子育て意識を持っているとの知見もみられており［表 2013：5-6］、親自身のために子どもを預けることに肯定的な意識を持っている母親ほど、一時保育を利用していると考えられる。他方で、「自分一人で子どもを育てている」、「子育てのために我慢ばかりしている」といった子育てに関する不満も強いといった特徴も指摘されている［同書：2,7］。中谷［2004］の調査では、夫の育児分担割合が高いほど、母親が子どもと離れる時間が長いとの知見が示されているが、その理由として育児分担割合が高い夫ほど、父子での時間の過ごし方を心得ており、育児に限らない妻の要望や必要性も汲み取っているからではないかとの指摘がみられる［同書：58］。逆にいえば、夫に子どもを預けることができず、夫の育児に不満がある人ほど、子育てに関する負担意識や不満が高く、家庭外の一時保育の利用を求めることが多いと考えられる。

さらに一時保育の利用効果としては、母親が子どもと離れることで所用を済ませられるだけでなく、精神的なゆとりを得られ、親子関係の改善にもつながり、また子どもにも精神的な成長や発達がみられるといった親子双方にとっての効果や意義が指摘されている［松岡・櫻谷 2004：22；早瀬 2010：24；尾木 2016：139-40］。母子分離の時間と母親規範意識の関連については、「母と子が分離しながらも互いに充実した時を過ごすことで、次第に母親の中の『子育ては母親の責任』『母親はできるだけ子どものそばにいてやるべき』というような母親規範意識は緩和されていく」［中谷 2004：57］といった指摘もあることから、一時保育の利用は母親規範意識の緩和という効果を持つことが予想される。

7-3　方法

一時保育は、制度上は「すべての子育て家庭への支援」を体現する保育・子育て支援施策である。しかし、実際には母親の属性や育児ネットワーク、育児をめぐる心理状況や規範意識等によって利用には個人差・世帯差が生じていると考えられる。したがって、制度の改善や推進のためにも、どのような母親に利用され、また利用されていないのか、その差を規定する要因や利用を促進あるいは抑制している要因は何か、詳しく分析する必要がある。特に一時保育は在宅子育て家庭の「専業母」が子どものケア役割から一時的に離れることを可能にする保育・子育て支援であることから、利用者・非利用者の特徴を母親規範の観点から分析することは、「子育ての社会化」施策と規範意識との関連を問うという意味も持つ。「子育ての社会化」施策としての一時保育を利用する母親たちの間には、「三歳児神話」に代表される従来の母親規範からは一定の距離をおいた規範意識がみられるのだろうか。それとも規範論理の併存説のように、「三歳児神話」は維持されたまま、それに包摂される形での「子育ての社会化」が進行しているのだろうか。

以上の問いを明らかにするため、先行研究の議論を整理し、一時保育の規定要因について、「一時保育利用の必要性が高い人ほど利用する（必要性が低い人ほど利用しない)」というニーズ要因と、「一時保育利用のハードルが低い人ほど利用する（ハードルが高い人ほど利用しない)」という促進・抑制要因の側面から、以下の 4 つの仮説を設定した。

①物理的ニーズ仮説：子どもが 2 人以上いる、あるいは夫や親族に託児を頼れない等、物理的に一時保育利用の必要性が高いほど、利用経験がある。
②心理的ニーズ仮説：夫の育児に不満がある、あるいは育児にストレスを感じている等、心理的に一時保育利用の必要性が高いほど、利用経験がある。
③経済状況仮説：所得が高く、一時保育利用の経済的ハードルが低いほど、利用経験がある。
④母親規範仮説：「三歳児神話」を支持していない、あるいは親の都合で子どもを預けることに抵抗感がない等、一時保育利用の心理的ハードルが低いほど、利用経験がある。

以下では、第六章と同じ質問紙調査（調査 B）のデータから、一時保育の利用経験と利用目的、利用効果等に対する各仮説変数の影響を検討し、利用者・非利用者の特徴を分析することにより、「子育ての社会化」施策としての一時保育の利用実態と母親規範意識との

関連を考察する。なお、本章では一時保育の利用経験に関する質問項目[311]に回答があった有効票 497 票のうち、末子が 3 歳未満の母親の回答票 418 票を分析対象とした。

7-4 結果

（1）利用経験群・非利用群の記述統計

まず、分析対象者のうち、これまでに一時保育の利用経験がある者を「利用経験群」、これまでに一時保育の利用経験がない者を「非利用群」として、各群の特徴を比較する。

表 7-1 は各変数項目に関する 2 群の記述統計及び t 検定・X2 乗検定の結果である。分析対象者全体（N＝418）に占める利用経験群の割合は 18.9%（N＝79）、非利用群の割合は 81.1%（N＝339）である。母親の平均年齢は両群ともに 33 歳、末子の平均年齢も 0.6 歳である。子ども数は、「1 人」に比べて「2 人以上」において利用経験群の割合が有意に高い。母親本人の就業状況は、「有業」よりも「無業」において利用経験群の割合がやや高いが有意な差ではない。世帯年収については、「900 万円未満」よりも「900 万円以上」で利用経験群の割合が有意に高い[312]。保育所利用、夫託児サポートについては両群で有意差は確認されなかった。親族託児サポートについては、「有り」群よりも「無し」群において、利用経験群の割合が有意に高い。夫の育児に対する満足度では、「満足」群よりも「不満」群において、利用経験群の割合が有意に高い。育児ストレスについては、「無し」群よりも「有り」群において、利用経験群の割合が有意に高い。「三歳児神話」に関する意識については、仮説に反して「不支持」に比べて「支持」において利用経験群の割合が有意に高い結果となった。「親都合の託児」に関する意識については、「否定」群に比べて「肯定」群において利用経験群の割合が有意に高い。上記の結果をふまえ、以下では主に両群で有意差がみられた変数に着目し、分析を行う。

311 本調査では、「短時間の就労や出産、冠婚葬祭、リフレッシュ等のために、その都度、数時間や 1 日単位で保育施設等に子どもを預けられる保育サービス（ベビーシッター等の訪問型保育は含まない）」を「一時保育」と呼ぶと定義した上で、認可保育所、認可外保育所、公共施設やイベント会場等、NPO 等、その他の一時保育の中から利用したことがあるものを複数回答（または「どれも利用したことがない」）でたずねた。なお、実施主体別の利用経験者数（複数回答可）は、認可保育所が 21 名、認可外保育所が 33 名、公共施設・イベント会場等が 31 名、NPO 等が 5 名、その他が 2 名であった。

312 世帯年収を 300 万円、500 万円、700 万円、900 万円でそれぞれ区切り検定にかけた結果、「900 万円以上／以下」の分類でのみ有意差が確認されたため、本論文では高所得層に関する変数として同変数を使用した。

表 7-1　利用経験群・非利用群の記述統計

	利用経験群		非利用群		
	有効度数・%又は平均±標準偏差		有効度数・%又は平均±標準偏差		χ2乗値又はt値
N					
	79	18.9	339	81.1	
本人年齢					
最小値21～最大値46の実数値	33.8	±4.7	33.4	±4.7	−0.591
末子年齢					
最小値0～最大値2の実数値	0.6	±0.6	0.6	±0.6	−0.548
子ども数					
2人以上	47	23.0	157	77.0	4.266 *
1人	32	15.1	180	84.9	
本人就業状況					
有業	32	16.5	162	83.5	1.472
無業（専業主婦・求職中）	47	21.2	175	78.8	
世帯年収					
900万円以上	14	32.6	29	67.4	5.344 *
900万円未満	60	17.8	278	82.2	
保育所利用					
無し	56	19.3	234	80.7	0.042
有り（認可／認可外保育所を利用している子どもがいる）	18	18.4	80	81.6	
夫託児サポート					
無し	21	18.3	94	81.7	0.042
有り（必要な時に子どもを預けられる）	58	19.1	245	80.9	
親族託児サポート					
無し	28	27.7	73	72.3	6.764 **
有り（必要な時に子どもを預けられる）	51	16.1	266	83.9	
夫の育児（夫の育児への関わり方に満足しているか）					
不満（不満・やや不満）	33	25.8	95	74.2	5.791 *
満足（満足・まあ満足）	43	15.7	231	84.3	
育児ストレス「疲れやストレスがたまってイライラする」					
有り（そう思う／ときどきそう思う）	71	21.1	265	78.9	5.564 *
無し（全くそう思わない／あまりそう思わない）	8	9.8	74	90.2	
三歳児神話「子どもが3歳くらいになるまでは、母親がいつもそばにいるのがよい」					
不支持（そう思わない／どちらかといえばそう思わない）	13	11.6	99	88.4	5.493 *
支持（そう思う／どちらかといえばそう思う）	66	21.8	237	78.2	
親都合の託児「親の都合で子どもを預けるのは、子どもがかわいそうである」					
肯定（そう思わない／どちらかといえばそう思わない）	60	21.7	217	78.3	3.256 †
否定（そう思う／どちらかといえばそう思う）	19	14.2	115	85.8	

***: p＜0.001、**: p＜0.01、*: p＜0.05、†: p＜0.1

(2) 利用経験群・非利用群の規定要因

一時保育の利用経験に対する各変数の影響を調べるために、利用経験を従属変数（利用経験群＝1）とした二項ロジスティック回帰分析を行った（表 7-2)。独立変数には統制変数として「有業ダミー」(有業＝1)、〈物理的ニーズ仮説〉として「子ども数 2 人以上ダミー」(2 人以上＝1）と「親族託児無しダミー」(無し＝1)、〈心理的ニーズ仮説〉として「育児ストレスダミー」(有り＝1）と「夫の育児不満ダミー」(不満＝1)、〈経済状況仮説〉として「年収 900 万円以上ダミー」(900 万円以上＝1)、〈母親規範仮説〉として「三歳児神

話不支持ダミー」(不支持＝1)と「親都合託児肯定ダミー」(肯定＝1)を使用した。なお、VIF 値はいずれのモデルでも 2 以下であり、推定に大きな歪みはないと考えられる。

表 7-2　一時保育の利用経験に関する二項ロジスティック回帰分析（利用経験群＝1）

	モデル1			モデル2			モデル3		
	B	Exp(B)		B	Exp(B)		B	Exp(B)	
有業ダミー	−0.316	0.729		−0.372	0.689		−0.155	0.856	
子ども数2人以上ダミー	0.480	1.617	†	0.442	1.557		0.381	1.464	
親族託児無しダミー	0.661	1.936	*	0.727	2.068	*	0.740	2.095	*
夫の育児不満ダミー	0.593	1.809	*	0.562	1.755	*	0.537	1.711	†
育児ストレスダミー	0.780	2.181	†	0.736	2.088	†	0.788	2.200	†
年収900万円以上ダミー				0.938	2.556	*	1.008	2.740	**
三歳児神話不支持ダミー							−0.951	0.386	*
親都合託児肯定ダミー							0.650	1.916	*
定数	−2.638	0.071	***	−2.664	0.070	***	−3.004	0.050	***
N	398			370			364		
Nagelkerke R2 乗	0.083			0.105			0.140		

***：p＜0.001、**：p＜0.01、*：p＜0.05、†：p＜0.1

まず、統制変数として投入した母親の就業有無については、いずれのモデルでも有意な効果はみられなかった。次に〈物理的ニーズ仮説〉と〈心理的ニーズ仮説〉の変数を投入したモデル 1 をみると、5%水準で「親族託児」と「夫の育児」の効果、10%水準で「子ども数」と「育児ストレス」の効果が確認された。モデル 1 の変数に加えて〈経済状況仮説〉として「年収 900 万円以上ダミー」を投入したモデル 2 では、「子ども数」と「育児ストレス」の効果が弱まり、5%水準で「親族託児」、「夫の育児」、「年収」、10%水準で「育児ストレス」の効果が確認された。

最後に〈母親規範仮説〉に関する 2 変数を含めて全変数を投入したモデル 3 では、「親族託児」は一貫して 5%水準で効果がみられ、10%水準で「夫の育児」と「育児ストレス」の効果が残り、「年収」効果は 1%水準に強まり、5%水準で「三歳児神話」と「親都合託児」の効果が確認された。ここでも〈母親規範仮説〉として設定した当初の影響の方向とは異なり、「三歳児神話」を支持している人ほど、一時保育の利用経験があるという関連が示された。また、親都合の託児に抵抗感が少ない人ほど、一時保育の利用経験があるという傾向が確認された。つまり、「子どもが小さいうちは母親がいつもそばにいるのがよい」といった「三歳児神話」の考え方を支持することと、親の都合で子どもを預けることに許容的であることは、一時保育の利用に関しては矛盾しないという結果が示された。

以上の結果より、親族に託児を頼れないという一時保育利用の物理的ニーズが高く、また育児ストレスや夫の育児に対する不満が強いといった心理的ニーズも高く、一時保育の利用において経済的なハードルが低い高所得層で、「三歳児神話」を支持しながらも、親の都合で子どもを預けることに対しては抵抗感が低いといった子育て意識を持つ母親ほど、一時保育の利用経験があるといえる。「子ども数」を除いて〈物理的ニーズ仮説〉と〈心理的ニーズ仮説〉、〈経済状況仮説〉は支持され、〈母親規範仮説〉については「三歳児神話」は仮説と逆の方向性ではあったものの、2 変数ともに有意な影響が確認された。

(3) 利用経験群の特徴

次に、利用経験群の特徴について、一時保育の利用回数や利用目的、利用効果・利用負担の側面からさらに詳しく分析する。

一時保育の利用回数（有効 N＝78）は、「1 回」が 43.6%（34 名）と最も多く、「2～5 回」は 34.6%（27 名）、「6 回以上」[313]は 21.8%（34 名）であった。

一時保育の利用目的（表 7-3）については、本調査では「自分の時間・リフレッシュ等のため」といった「リフレッシュ利用」が約 3 割で最も多く、「就労」は 18.2%であった。

表 7-3　一時保育の利用目的（有効 N＝77、複数回答可）

	有効度数	・%
自分の時間・リフレッシュ等のため	23	29.9
就労	14	18.2
病院・歯医者に行く時	12	15.6
講座・講演・勉強会等	12	15.6
配偶者・親族に預けられない時	9	11.7
出産・入院・疾病等	8	10.4
求職活動・資格取得	7	9.1
友人・夫婦で外出する時等	6	7.8
就学・職業訓練	3	3.9
冠婚葬祭・家族の用事	3	3.9
自分の体調が悪い時	2	2.6
子どもに集団保育を経験させるため	2	2.6
その他	14	18.2

313 「6～9 回」は 9.0%（7 名）、「10～19 回」は 5.1%（4 名）、「20 回以上」は 7.7%（6 名）。

一時保育の利用効果（表 7-4）について、「利用による変化」の項目では、「以前より子どもを預けることへの抵抗感が減った」が 62.3%と最も高い。また、「以前より安心して仕事や用事ができるようになった」、「精神的なゆとりが増えた」、「時間的なゆとりが増えた」も 5 割を超えているが、「体力的なゆとりが増えた」は 5 割未満にとどまった。

一方、利用負担（表 7-4）について、「利用する上で大変なこと」としては、「保育料等、金銭的な負担が大きい」が 67.5%で最も高く、「子どもの体調や精神面への気づかいが大変」と「預け先等の情報収集が大変」も 6 割を超えている。その他、「自分自身の心の準備や思い切りが必要」は約 4 割、「家族の理解や協力を得ることが大変」は約 2 割、一時保育を利用することに対する「周囲の目が気になる」は約 1 割という結果であった。

表 7-4　一時保育の利用効果・利用負担（有効 N＝77）[314]

	有効度数	・%
利用による変化		
以前より子どもを預けることへの抵抗感が減った	48	62.3
以前より安心して仕事や用事ができるようになった	45	58.4
精神的なゆとりが増えた	45	58.4
時間的なゆとりが増えた	42	54.5
体力的なゆとりが増えた	37	48.1
利用する上で大変なこと		
保育料等，金銭的な負担が大きい	52	67.5
子どもの体調や精神面への気づかいが大変	51	66.2
預け先等の情報収集が大変	47	61.0
自分自身の心の準備や思い切りが必要	31	40.3
家族の理解や協力を得ることが大変	18	23.4
利用することに対する周囲の目が気になる	10	13.0

次に一時保育の利用目的の上位 2 項目及び利用効果・利用負担と、利用回数及び表 7-2 の分析で使用した独立変数との関連をみるため、各変数をそれぞれクロス集計し、Fisher の正確確率検定（両側）を行った。まず、利用目的について、「自分の時間・リフレッシュ」目的での利用は、親都合託児「否定」群（11.1%）よりも「肯定」群（35.6%）で高くなった（$p<0.1$）。一方、「就労」目的での利用は、「無業」の群（4.4%）よりも「有業」の群（37.5%）で高く（$p<0.01$）、利用回数「6 回未満」（8.3%）よりも利用回数「6 回以上」（52.9%）で高い（$p<0.01$）という結果になった。次に利用効果について、「子どもを預ける抵抗感が減

[314] 表中では、各質問の 4 つの回答項目（「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」、「どちらかといえば当てはまらない」、「当てはまらない」）のうち、前者 2 つの合計のみを示している。

った」とする割合は「子ども数 2 人以上」（53.5%）よりも「子ども数 1 人」（80.6%）で高く（p<0.05)、「体力的なゆとりが増えた」とする割合は「就労」目的での利用（23.1%）よりも、「就労」以外（56.9%）の利用で高い（p<0.05）結果になった。利用負担について、「金銭的な負担が大きい」という回答は、「無業」（55.6%）よりも「有業」（84.4%）で（p<0.05)、「子ども数 1 人」（54.8%）よりも「2 人以上」（76.1%）で（p<0.1)、育児ストレス「無し」（28.6%）よりも「有り」（71.4%）で（p<0.05）有意に高く、「就労」目的では 92.9%に上っている（p<0.05)。また、利用にあたって「心の準備や思い切りが必要」とする割合は、親都合託児「肯定」群（33.9%）よりも「否定」群（60.1%）で高かった（p<0.1)。「家族の理解や協力を得ることが大変」とする割合は、夫の育児「満足」群(11.9%)よりも「不満」群（34.4%）で（p<0.05)、「自分の時間・リフレッシュ」目的（8.7%）よりもそれ以外（28.8%）で高い（p<0.1）結果となった。

以上から、親の都合で子どもを預けることに抵抗感がなく、家族からの理解も比較的得やすい母親ほど、リフレッシュのために一時保育を利用していることが明らかになった。対照的に、「親の都合で子どもを預けるのはかわいそう」と思っている母親ほど利用に際して心理的な抵抗を感じやすく、夫の育児に不満がある母親は一時保育の利用に際して家族の理解や協力を得にくいと感じている。また、有業の母親は、仕事のために一時保育を頻繁に利用しているが、経済的な負担をより感じており、体力的な負担も軽減されていない様子がうかがわれた。最後に、第一子目の子育てをしている母親は一時保育を実際に利用することにより託児に対する心理的な抵抗感が軽減されているが、子どもが 2 人以上いる母親や育児ストレスが強い母親は、一時保育の利用に経済的な負担をより感じている。

（4）非利用群の特徴

次に非利用群の特徴についても詳しく検討するため、一時保育を利用したことがない理由（有効 N＝308）について、「利用する必要がなかった」と回答した 262 名（85.1%）を「利用不要群」、「利用する必要はあったが利用しなかった」と回答した 46 名（14.9%）を「利用必要群」として 2 群に分け、非利用の具体的な理由と各群の特徴を分析した。

まず利用不要群について、「利用する必要がなかった」理由をみると（表 7-5)、必要な時は「親族」または「配偶者」に預けられるからという理由が各 5 割、「普段、保育所や幼稚園等を利用している」が 3 割超となっている。対象者全体でみると 70.8%が夫や親族による託児サポートを理由にあげており、保育所・幼稚園等の利用を合わせると全体の 88.4%

にのぼる。一方で、「子どもを預けたくない」という理由も約 1 割みられる。

これに対し、利用必要群が「利用する必要があったが利用しなかった」理由（表 7-6）としては、「預け先の情報が少なかった」といった情報不足が 5 割で最も多く、手続き、保育料、立地、定員といった制度面の問題は各 2～3 割程度みられる。他方で、「子どもを預けるのにためらいがあった」という心理的なハードルに関する回答も 43.5%と少なくない。そこで、「子どもを預けるのにためらいがあった」と「親都合託児」に関する意識をクロス集計し、X2 乗検定を行ったところ、「ためらいがあった」とする割合は、親都合託児「肯定」群（34.4%）よりも「否定」群（75.0%）で高い（$p<0.05$）という有意差がみられた。

表 7-5　「利用する必要がなかった」理由（N＝262、複数回答可）

	有効度数	・%
必要な時は親族に預けられる	141	53.8
必要な時は配偶者に預けられる	136	51.9
普段、保育所・幼稚園等を利用している	86	32.8
子どもを預けたくない	27	10.3
特になし	17	6.5
ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ等の訪問型保育を利用している	2	0.8
その他	7	2.7

表 7-6　「利用する必要はあったが利用しなかった」理由（N＝46、複数回答可）

	有効度数	・%
預け先の情報が少なかった	23	50.0
子どもを預けるのにためらいがあった	20	43.5
手続きが面倒・大変だった	14	30.4
保育料が高かった	10	21.7
都合の良い場所に預け先がなかった	10	21.7
定員に空きがなかった	8	17.4
保育内容に不安があった	4	8.7
家族が反対した	3	6.5
子どもが嫌がった	2	4.3
その他	5	10.9

また、利用必要群・利用不要群の 2 群と表 7-2 の分析で使用した独立変数をクロス集計し、X 2 乗検定を行った結果、利用必要群の割合は、「有業」（10.7%）よりも「無業」（18.5%）で高く（$p<0.1$）、親族託児サポート「有り」（11.5%）よりも「無し」（28.1%）の群で高く（$p<0.001$）、夫の育児「満足」群（10.8%）よりも「不満」群（23.8%）で高く（$p<0.01$）、

育児ストレス「無し」（7.2%）よりも「有り」（17.2%）で高い（$p<0.05$）という有意差が確認された。

以上のように、非利用群のうち、約 8 割は夫や親族の託児サポートがあることや普段保育所等を利用しているという理由で一時保育の利用ニーズが無く、中には「子どもを預けたくない」という理由で利用を希望していない者も僅かに存在する。一方、一時保育の利用ニーズを持ちながらも利用できていない母親は、親族に託児を頼れず、夫の育児に不満があり、育児ストレスも高い専業主婦に多く、預け先の情報不足や手続き、保育料、立地等の制度面で利用に困難を抱えているほか、「親都合で子どもを預けるのはかわいそう」と感じている人ほど、子どもを預けることをためらい、利用に至っていない状況がある。

(5) 一時保育に関する要望

今後一時保育の利用を希望する理由については、「配偶者・親族に預けられない時」（13.9%）や「預ける人がいない時」（7.1%）などをあげた者が計 2 割を超える。また、「リフレッシュ」が 13.9%、「通院」が 12.5%、「就労・仕事」が 11.0%などとなっている。一方、今後一時保育を利用したいと思わない理由としては、「配偶者・親族に預けられるから」が 54.5%で最も多く、次いで「保育所・幼稚園に通っているから」が 41.0%、「子どもを預けたくないから」が 14.0%、「保育料が高いから」が 13.5%などであった。

また、質問紙調査では、子育て支援の要望に関する自由記述欄に回答した 119 名のうち、22 名（18.5%）が一時保育に関する要望をあげていた。主な内容としては、まず①受け入れに関する要望があり、就園児童以外の受け入れ枠や対象年齢、定員の拡大についてあげられた[315]。また、②料金面や手続き面における利便性に関する意見[316]もあった。さらに、「一時保育をネットで調べてもどのような施設・スタッフか分からず不安だ」というように、③情報の得難さから保育内容への不安感がある中で、「子育てサロンでも一時預かりをしてくれると助かる」など、身近で普段通いなれている子育てサロンでの一時預かりを要望する声もあった。④立地・実施場所については、子育てサロンほかにも「保健センター」

315 「通わせていない幼稚園や保育所でも、誰でも預かり保育を利用できる環境」、「生後 6 ヶ月未満、0 才の一時保育」、「一時保育で認可保育園に預けたくてもキャンセル待ちになったり 2 才~しか利用できないのが現状です」、「保育園の一時預かりは手続きに時間がかかり、定員人数が決められているようなので気軽にとはいかない」など。

316 「一時保育や、ちょっとした時間の託児がもう少し安い料金であるとよい」、「もっと無料の託児サービスがあるとたすかる」、「事前登録不要かつ、負担額が少ない一時預かり」、「気軽に、いつでも利用できるような一時保育があると良い。(混んでいて預けられないとか、何日も前から予約の必要がないとか)」など。

「病院」「スポーツジム」「大きな駅、商業施設に低料金だったり市営の一時預かりをしてくれる場所」などがあった。⑤利用目的に関しては、買い物や用事、自分・夫婦の時間、育児ストレスの緩和のためのリフレッシュ等を目的とした利用ニーズ[317]があげられた。中には、「預かる側の意見にもなりますが、友人や地域の子数人（3 人～5 人程度）を自宅で預かったり預けたりをやってみたい（もちろん大変なので有料で）」など、親同士の相互託児についても意見があげられていた。

7-5　一時保育利用者の特徴

本章では、「専業母」も含めた「すべての子育て家庭」に対する「子育ての社会化」施策として近年政策的に拡充が進められている一時保育に着目し、都市部で実施した質問紙調査から、一時保育の利用経験者と非利用者の特徴について分析した。

3 歳未満児（主に 0～1 歳児）の親を対象とした本調査では、一時保育の利用経験者の割合は 2 割以下で、利用回数も 6 回未満が大半であり、利用目的は「リフレッシュ利用」が多い結果となった。さらに、利用経験群は非利用群と比べて、親族に託児サポートを頼れないとった一時保育利用の物理的ニーズが高く、また育児ストレスや夫の育児に対する不満が強いといった心理的ニーズも高く、経済的な面で利用が制約されにくい高所得層で、「三歳児神話」には肯定的でありながら、子どもを預けることに対する抵抗感が低い傾向がみられるなど、一時保育の利用には母親の育児ネットワークや社会階層、心理状況や規範意識との関連が確認された。

また、利用経験群では、親都合の託児に抵抗感が少なく、家族の理解も比較的得やすい母親ほど、リフレッシュ利用をしている一方で、託児に抵抗感を持ち、家族の理解や協力を得にくいと感じている層もみられた。また、本調査ではリフレッシュ利用よりも就労利用で一時保育の利用頻度が高く、経済的な負担をより感じていることが明らかになった。子どもが 2 人以上いる場合にも経済的な負担感がみられることや、一時保育の利用は高所得層で有意に高いことをふまえると、より多くの家庭にとって利用しやすく、継続利用者や多子世帯等にも配慮した料金設定が課題である。

317 「デパートで買物したい時」、「自分の時間、夫婦の時間がつくれたらいいなと思う」、「親が病気の時に気楽に数時間預けられる所」、「短時間であれば、近くの保育所等にすぐ預けることが出来れば、母親は用事を済ますこともできるし、リフレッシュできれば育児=大変は減ると思う」、「子どもとずっと一緒だとイライラしたり孤独を感じます。1 週間に 1 回 3 時間だけでもいいので無料で気軽に預けられる場所があると全然精神的に違うのでそのような場所が近くに欲しいです」など。

一方、非利用群では、夫や親族の託児サポートや保育所等の利用を理由に一時保育の利用ニーズが無い 8 割の母親とは対照的に、親族に託児を頼れず、夫の育児に対する不満や育児ストレスも高い中、利用ニーズがありながらも利用できていない専業主婦の母親といった非利用者層もみられた。そのうち約半数は預け先の情報不足を理由にあげ、約 4 割は「親の都合で子どもを預けるのはかわいそう」という意識から利用を躊躇していた。他方で、第一子目であるほど一時保育を実際に利用することで託児に対する心理的な抵抗感が解消されていることも明らかになった。したがって、特に普段保育所を利用していない子育て家庭の親で一時保育の利用に困難を抱えている層に対しては、預け先の雰囲気や利用方法等について必要な情報が具体的かつ容易に得られるような情報提供の工夫により、利用に対する不安を低減し、心理的なハードルを緩和することが課題といえる。これらの課題を改善するための方策については、後述の第九章で取り上げる他地域における預かり型支援の実践事例をふまえ、終章において論じる。

7-6　「子育ての社会化」と母親規範の解釈変更

ところで、本調査の利用経験群では、「三歳児神話」を支持しながらも、親の都合で子どもを預けることに対しては抵抗感が低いという母親規範意識が確認された。これについては、利用経験群の 6 割が利用による変化として「以前より子どもを預けることへの抵抗感が減った」と回答していることから、もともとは「三歳児神話」に親和的な規範意識を持ちながらも一時保育の利用に踏み切った母親が、様々な利用効果を感じ、託児に対する抵抗感が弱まったことの影響と解釈することができるかもしれない。他方で、そもそもリフレッシュ利用で子どもを預ける母親にとっては「母性愛」や「自己犠牲」はもはや自明のものではなく、「母親による子育てが子どもにとってもっともよい」とする近代的母親規範と母親の内面の自己アイデンティティとの乖離がみられ、むしろ「子どもを預けることは子どもにとって望ましい」という肯定的価値を付与しているとの指摘もある［井上 2013：270,281］。

木脇［1994］は、1992 年に行った調査において、9 割以上の母親は「子どもが小さいうちは子育てに専念すべき」と考え、一方ではリフレッシュや買い物等の「個人的な目的で子どもを預けるべきではない」としながらも、他方では「自分のための時間を持ちたい」と答えるといった、母親役割規範意識と自己実現欲求との間のコンフリクトの存在を明らかにしている［同書：23］。そして、保育サービスの利用を妨げている意識の変革によって

「子どもを預けること」に関する社会的なコンセンサスを醸成する必要性を指摘していた［同書：23］。それから四半世紀後に実施された今回の調査でも 8 割近くの母親は「三歳児神話」を支持していたが、その一方で、「親の都合で預けるのは子どもがかわいそう」という考えについては 7 割程度が否定的な見解を示していた。

未だ強固な「三歳児神話」支持に対して、親自身のために子どもを預けることを容認する意識の広がりという母親規範意識の併存化の背景には、身近な育児援助の少なさや育児ストレスといった「やむを得えない」状況の存在や、母親の就労化に伴う保育利用の一般化の影響もあるだろう。しかし、そればかりでなく、「子育ての社会化」の下、「育児リフレッシュ」を大義名分［井上 2013：91］として「専業母」の保育利用を正当化する論理が浸透してきたことの影響も大きいのではないだろうか。一方では「三歳児神話」が維持されながら、もう一方では親自身のための保育利用が公にも当事者の間でも明確に肯定されるようになる中で、「母親が子育てに専業すること」と「母親が自分の都合で子どもを預けること」は対立観念ではなく、併存可能な論理として理解されている。「三歳児神話」の規範論理に包摂される形で「子育ての社会化」が進展する中で、「子育て支援も利用しながら、子どもが小さいうちは、母親は子育てに専業するのが望ましい」という母親規範の解釈変更が起こっている可能性が示唆された。

第八章　日本版ネウボラ制度の導入と地域子育て支援の領域再編（調査 C）

本章では、首都圏及び札幌圏の小都市において行ったひろば型支援施設の事例調査から、近年の子育て支援の事業展開と領域再編を考察し、札幌市における支援の課題を検討する。

8-1　「日本版ネウボラ」の導入

近年日本では、育児不安や児童虐待の社会問題化などを背景として、北欧フィンランドの「ネウボラ」をモデルとした子育て支援制度が導入されはじめている。フィンランド語で「助言（アドバイス）の場」を意味するネウボラ（neuvola）は、子育て家族への支援制度であると同時に、地域における「ワンストップ型」の支援拠点であるとされる［高橋 2015］。フィンランドでは、妊娠が分かれば向かう先は病院ではなくネウボラであり、妊娠期から就学前（6 歳）までの長期間、基本的に同じ担当者が利用者（子育て家族）との定期的な健診（検診）・面談を通じて、その家族に「切れ目なく」寄り添う［高橋 2015：67］。これをモデルとして日本でも、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、「子育て世代包括支援センター」（以下、包括支援センター）の設置が推進されている。

従来、「妊娠・出産等に係る母子保健事業は母子健康手帳交付、妊産婦健康診査、母親学級等、直に本人や家族などに接し、多くの情報を得ているにもかかわらず、関係する機関が多いことなどにより、その情報を関係機関間で十分共有し活用することがなされておらず、ひいては支援が必要な者に対する有効な支援ができていない問題が指摘」［一瀬 2016：9］されていた。このため、包括支援センターでは、保健師などの専門職がすべての妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、「切れ目のない支援」を提供する役割を担うことが期待されている[318]。

「少子化社会対策大綱」（2015 年 3 月 20 日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 年改訂版）」では、おおむね 2020 度末までに、地域の実情等をふまえなが

[318] 包括支援センターの創設経緯として、2014 年度に全国 29 の市町村において、母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーター）、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の 3 事業を必須とする「妊娠・出産包括支援モデル事業」が実施された。その後「多くの市町村で取り組みが期待されたことから、2015 年度からは母子保健コーディネーターをさらに発展させ、子ども・子育て支援新制度の利用者支援事業の母子保健型として、消費税を財源とした安定して継続的な事業」とされた［一瀬 2016：10］。

ら、包括支援センターの全国展開を目指すこととされた。2017 年 4 月からは、母子保健法の改正により子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが努力義務になった。2019 年 4 月 1 日現在、包括支援センターは、全国 983 市区町村、つまり日本の市区町村の 56.5%で実施され、その数は 1,717 か所にのぼっており、北海道でも 43 の自治体・63 か所で実施されている[319]。

また、厚生労働省の「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（2017 年 8 月）では、包括支援センターの必須業務として、①妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること、②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行こと、③支援プランを策定すること、④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、の 4 点が挙げられている（図 8-1）。

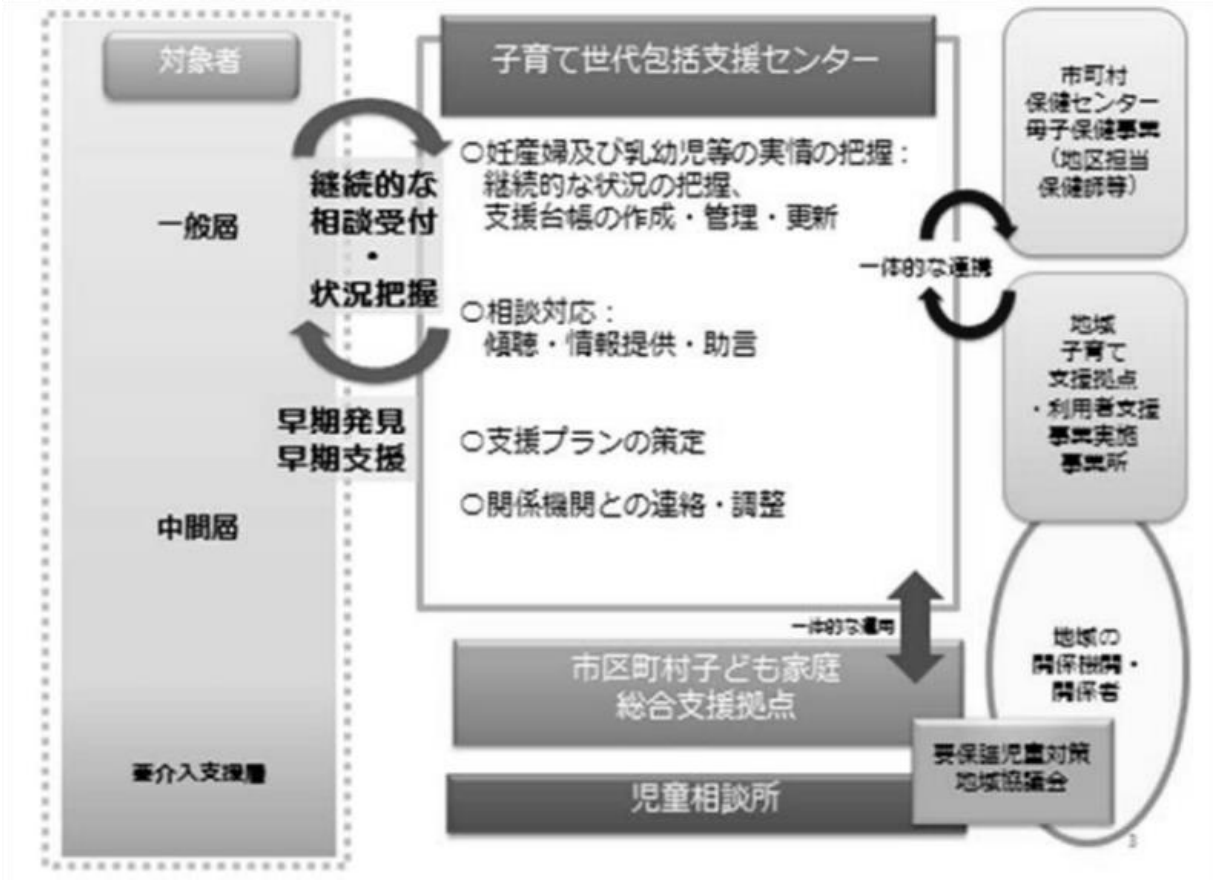


図 8-1　「子育て世代包括支援センターにおける支援イメージ」の図[320]

[319] 厚生労働省、2019、「子育て世代包括支援センターの実施状況（2019.4.1 時点：母子保健課調べ）」（https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000371561.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

[320] 出所：厚生労働省、2017 年 8 月、「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（http

同ガイドラインによれば、包括支援センターには、「妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うこと」が求められている。一方で、「妊産婦・乳幼児等、住民が気軽に立ち寄ることができ、相談窓口として認知されるためには、センター機能を有する場所や窓口を明示することも重要である」こと、また「センターとしての窓口・拠点は市町村保健センターや地域子育て支援拠点事業所等、市区町村の実情に応じて設置されるものである」と記されている。さらに、「子育て支援事業は、地域の実情に応じて、市区町村から委託を受けた民間団体や NPO 法人など多様な主体の参画により実施されている。そのため、地域の実情を踏まえ、各地域子育て支援拠点事業所や利用者支援実施機関との密な連携・協働が求められる」とある。つまり、包括支援センターの窓口・拠点としては、市町村の保健センターに限らず、地域子育て支援拠点、つまり自治体が運営する子育て支援センターや NPO 等が運営するひろば型子育て支援施設も包括支援センターの機能を担う、あるいは包括支援センターと連携して、地域の子育て家庭を妊娠期からサポートすることが期待されているのである。

第四章でみたように、現在のひろば型支援の制度は、2007 年に地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業の統合により拠点事業として法定化され、2009 年には保育所事業と並列の事業となる一方、保育所においても地域の子育て家庭を対象とした支援が拡充されてきた[321]。さらに、拠点事業の一部の機能が「利用者支援事業」として別立てで創設されたことにより、保健センターなどの母子保健機関と拠点事業などの地域子育て支援施設における機能も、「一般型」や「母子保健型」などの類型はあるものの、同一制度下で運用されるようになってきている。これに加えて、2015 年度から日本版ネウボラ制度として包括支援センターが事業化されたことにより、子育て家庭に関わる専門支援機関の「連携」がさらに促進されることになった。妊娠期から切れ目なく、ワンストップで一元的・継続

s://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf、2019 年 5 月 9 日取得)。

321 安川［2014］によれば、保育所では従来、「共働き家庭の仕事と子育ての両立支援の役割が求められ、乳児保育、長時間保育、病児保育、休日保育などの支援の一般化が進められてきた」が、1999 年の『保育所保育指針』第二次改訂で「地域における子育て支援」が明記され、2008 年には、入所する子どもの保育とともに、「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割」が明示されるようになった。そして現在では、保育所や幼稚園、認定こども園も、在園の子どもだけでなく、家庭で過ごす地域の子どもにも開かれる場になり、就労していない母親とその子どもへの支援の役割も担うようになっている［同書：80］。

的・包括的な支援が推進されている中で、従来、妊娠期や産後の母子保健は保健センター、乳幼児の相談支援は拠点事業、子どもの保育は保育所というように、機能分化していたものが、制度対象や支援機能の面で「重複」しつつある[322]。このことは、NPO 等の多様な主体が運営するひろば型支援施設の機能や、その支援の対象範囲が拡大していくことにもつながる。ただし、「地域の実情に応じて」実施されるものであるゆえ、個別具体的な制度の運用や実施状況には地域差も大きく、進捗度合いにもばらつきがある。

8-2　調査 C：先行自治体事例調査

そこで本章では、日本版ネウボラの先行導入地域において実施した、ひろば型支援の事例調査から、その取り組みの内容と、ひろば型支援の近年の事業展開と機能の変容について考察する。そしてこれらの先進自治体との比較検討により、札幌市における子育て支援の課題を考察する。

まず本章では、札幌圏の小都市の事例として人口約 9 万人の北海道千歳市、首都圏の小都市の事例として人口約 8 万人の埼玉県和光市を取り上げ、札幌市のセンター型 A で行ったフォローアップ調査の結果もふまえながら、3 都市を比較する。また、次章では、首都圏の大都市の事例として人口約 90 万人の東京都世田谷区を取り上げる。表 8-2 では、これらの 4 都市の基礎データを示している。

表 8-2　調査事例の自治体の基礎データ

	札幌圏		首都圏	
自治体名	大都市事例： **札幌市**	小都市事例： **千歳市**	大都市事例： **世田谷区**	小都市事例： **和光市**
面積（2018）	1,121 k ㎡	594 k ㎡	58 k ㎡	11 k ㎡
世帯数（2018）	104.8 万世帯	4.8 万世帯	47.3 万世帯	4.0 万世帯
総人口（2018）	195.2 万人	9.6 万人	90.0 万人	8.2 万人

322 実際に、厚生労働省の「2019 年度子育て世代包括支援センター実施状況調査（2019.4.1 時点：母子保健課調べ）（https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000371571.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）によれば、実施場所は、保健所・保健センター53.6%、市役所・役場 29.5%、地域子育て支援拠点 9.0%、他の公共施設 4.9%、児童館 1.3%、保育所 0.4%などとなっており、「ひろば型支援」の実施施設とも重なっている。また、実施箇所の 58.2%では、運営費として利用者支援事業の「母子保健型」、11.6%では同「基本型」、9.8%では同「母子保健型及び基本型」の国庫補助金が公布されている。ただし、運営主体は 96.7%が「直営」（自治体）であり、2 番目に多い「NPO 法人」も 1.2%と割合は低い。

人口比率（2015）[323]	高齢人口	24.9%	20.9%	21.6%	16.8%
	年少人口	11.4%	14.2%	11.3%	13.9%
出生数（2017）		13,821 人	804 人	7,610 人	816 人
出生率（2017）		7.0	8.4	8.5	10.1
合計特殊出生率（2016）[324] [325]		1.16	1.52	1.10	1.37

和光市、千歳市では自治体関係者と NPO 型またはセンター型の事業を視察し、主に施設の代表や職員等へのヒアリングを行った（表 8-3）。

表 8-3　調査概要

	調査対象（調査時期・調査方法）
千歳市	・　自治体関係部局（2017 年 6 月：市子育て支援・母子保健関連部署担当者ヒアリング。） ・　センター型 P（2017 年 6 月：職員ヒアリング、事業視察。）
和光市	・　自治体関係部局（2018 年 2 月：市子育て支援・母子保健関連部署担当者ヒアリング。） ・　センター型 N（2018 年 2 月：施設長ヒアリング、事業視察。） ・　NPO 型 O（2018 年 2 月：NPO 代表ヒアリング、事業視察。）
札幌市	・　センター型 A 再調査（2019 年 3 月：職員ヒアリング、事業視察。）

[323] 出所：総務省統計局、2015、「平成 27 年国勢調査」より。なお、同年の日本全体の高齢人口比率は 26.6%、年少人口比率は 12.6%である。

[324] 同年の日本全体の合計特殊出生率は 1.44 である。

[325] 出所：札幌市のデータは、札幌市、2017、「札幌市における人口動態総覧」（http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f9sonota/goukeitokushushussyouritu.html、2019 年 11 月 24 日取得）。千歳市のデータは、千歳市、2019、「子育てするなら、千歳市【第 11 版】」、（https://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-70300-167-883.html、2019 年 11 月 24 日取得）。世田谷区のデータは、世田谷区、2017、「世田谷区統計書　平成 29 年版」（http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/692/694/1887/d00158617.html、2019 年 11 月 24 日取得）。和光市のデータは、埼玉県、2017、「平成 28 年 埼玉県の人口動態概要（確定数）」（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokentoukei/documents/28jindo_kakutei.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

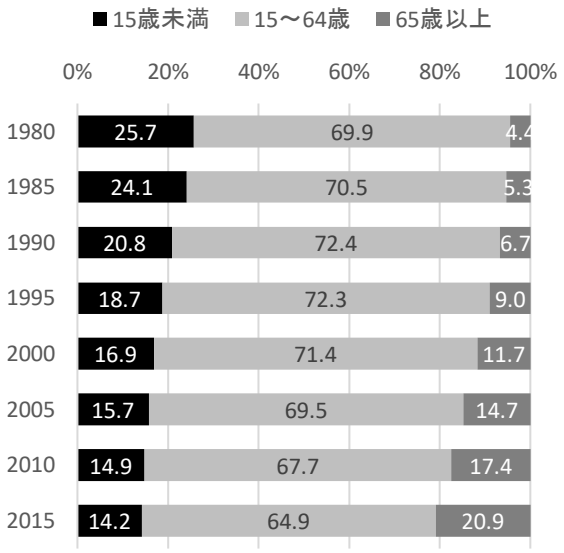
8-3　小都市事例①：千歳市

（1）千歳市の概況

北海道の中南部、石狩平野の南端に位置する千歳市は、札幌市、恵庭市、苫小牧市などの 4 市 4 町と隣接する。面積は 594k ㎡で、市域は東西に 57km と長細く、市の西部には 78k ㎡の広大な面積に湖や火山を含む国立公園があり、東部は丘陵地帯で自然豊かな農業地帯が広がっている。市の中央部には、商業施設や住宅地などの市街地と空港、工業団地、自衛隊駐屯地などがあり、札幌市中心部へのアクセスは鉄道で 40 分弱、高速道路で 1 時間程度である。2017 年現在、人口は北海道の市町村で第 10 位の約 9.7 万人（うち、外国人登録人口は 564 人、0.6%）、世帯数は 4.8 万世帯、人口密度は 163 人/ k ㎡と低い。市域面積の 5.6%を占める中心部の人口集中地区に、人口の 83.7%が居住している（人口密度 2425 人／k ㎡、2015 年）。一方で、工業団地への企業誘致や空港・自然資源を活かした観光産業などの都市機能を背景に、千歳市の人口は近年も伸びている。

高齢化率は 20.9%であるが（図 8-4）、北海道全体の 29.1%や札幌市の 24.9%（2015 年）と比べると低く、生産年齢人口比率も減少傾向で 64.9%であるものの、北海道全体の 59.6%や札幌市の 63.7%よりは高い。年少人口比率は北海道全体及び札幌市の 11.4%（2015 年）と比べても高い 14.2%で、自然増減数もプラスを維持している。ただし、2017 年の出生数は 800 人程度でやや減少傾向にある（図 8-5）。2016 年の出生率は 9.3 で、北海道 6.6、全国 7.8 よりも高く、合計特殊出生率は 2007 年に 1.41 となったが、その後上昇し、2016 年は 1.52 で、北海道全体（1.29）や全国（1.44）よりも高い水準にある[326]。

[326] 千歳市、2019、「子育てするなら、千歳市【第 11 版】」、（https://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-70300-167-883.html、2019 年 11 月 24 日取得）。



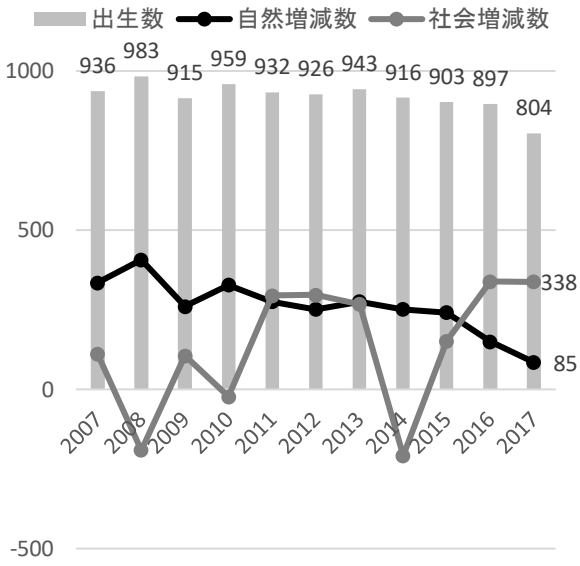


図 8-4　千歳市の人口構成（%）[327]　**図 8-5　千歳市の出生数及び自然・社会増減数**[328]

（2）千歳市の子育て支援

千歳市では、「次世代育成支援対策推進法」（2003 年 7 月成立・施行）に基づき、次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画として、2005 年に「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）」の前期計画（2005～2009 年度）を策定した。2010 年には計画の見直しを行い、後期計画（2010～2014 年度）を策定するなどして、「すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進」してきた[329]。その後、2012 年に成立した「子ども・子育て支援法」（2015 年 4 月施行）の「基本理念」及び「子ども・子育て支援の意義」をふまえて、2015 年度からの 5 年間を計画期間とする「千歳市子ども・子育て支援事業計画」が策定された。この計画では、「すべての子どもが健やかに育つまち」（子どもの視点）、「すべての家庭が安心して子育てできるまち」（子育て家庭と地域の視点）、「子育て世代に選ばれるまち」（千歳の将来の視点）の 3 つの基本理念（及び視点）を掲げ、8 つの基本目標[330]が定められている。

また、千歳市では、2014 年度から定住促進策の一つとして、“子育てするなら、千歳市”

327 総務省統計局、「国勢調査」（時系列データ）より作成。
328 千歳市ホームページ、「要覧ちとせ〈電子版〉」（平成 30 年版）より作成（住民基本台帳）。
329 千歳市、2015、「第 1 期　千歳市子ども・子育て支援事業計画」、（https://www.city.chitose.lg.jp/_resources/content/84789/20150407-161804.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。
330 ①地域の子ども・子育ての支援、②母親と子どもの健康増進、③子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上、④子育てを支援する生活環境づくり、⑤ワーク・ライフ・バランスの推進、⑥子育て環境の変化や地域の実情に応じた切れ目のない支援、⑦子どもを守る安全なまちづくり、⑧援助が必要な子ども・子育て世帯への支援。

の施策に取り組んでおり、上述の計画の「主要施策」として、全 20 の主要事業[331]を位置づけ、推進している。このうち、主要事業 9 としては、2013 年度時点で市内に 3 か所ある地域子育て支援センターに加えて、市内 7 か所の児童館に地域子育て支援拠点事業（連携型）を展開し、「地域子育て支援センターの拡充」に取り組むことが盛り込まれている。さらに、主要事業 10 として、新制度で新たに創設された「利用者支援事業」として、子育て支援中核施設（地域子育て支援センター）2 か所に「ちとせ子育てコンシェルジュ」をそれぞれ配置し、教育・保育施設や幅広い子育てサービスの情報収集・提供を行うなど、きめ細かな支援を実施すること、主要事業 13 として、平日働いている親子や祖父母が、日曜日や祝日に子どもや孫と楽しい時間を過ごす場所として、子育て支援中核施設 2 か所を休日に開館することなど、ひろば型支援の拡充に関わる内容が数多く盛り込まれている。

さらに、2016 年 10 月から「ちとせ版ネウボラ」事業が開始された。「年間約 6 千人の市民が転出入するという地域特性があり、孤立する子育て家庭や妊娠・出産に対する不安を抱える母親も多くいる」との認識のもと、「親を指導するのではなく、ともに考え、寄り添い、必要な連携機関につなぐことを通して、妊娠・出産や子育ての不安を解消し、マタニティブルー、産後うつ、育児ノイローゼ、児童虐待を予防」することを目的に掲げ、「安心して妊娠・出産、子育てができるまちづくり」が進められている。

表 8-6 に示したように、ちとせ版ネウボラの事業内容は、妊娠期から周産期までの支援事業である「妊婦ネウボラ」と、出産後から子育て期までの支援事業である「こどもネウボラ」、支援が必要な家庭に対して専門家がチームで支援を行う「個別ケア会議」、関係機関が定期的に開催する「ちとせ版ネウボラ会議」の 4 事業で構成されている。ちとせ版ネウボラでは、「対話」により「丁寧に話を聞き、親子に寄り添うことで、信頼関係を構築」することが重視される。また、その「特徴」としては、①18 歳までを対象とする「こどもネウボラ」、②切れ目のない個別支援（5 つの支援プラン[332]）、③ネットワーク型の連携体

[331] ①学童クラブ事業の拡充、②「ランドセル来館」の導入、③「中高生タイム」の導入、④公立子育て施設による「子育てブログ」の導入、⑤「ランチデー・ランチタイム」の導入、⑥子育て支援中核施設の拡充、⑦「児童館まつり」の拡充、⑧幼保連携型認定こども園の普及促進、⑨地域子育て支援センターの拡充、⑩「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入、⑪「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入、⑫障がい児のための「インクルージョン保育」の導入、⑬地域子育て支援センターの休日開館の導入、⑭「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入、⑮「保育士等人材バンク」の導入、⑯「いいお産の日 in ちとせ」のイベントの導入、⑰特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充、⑱不妊治療費助成事業の導入、⑲子育てに関する総合情報発信の拡充、⑳「子育てスキルアップ講座」の導入。

[332] 妊娠届出に来た母親全員を対象に作成する「妊娠期支援プラン」、こんにちは赤ちゃん訪問の際に全員に作成する「産後支援プラン」と「乳児期支援プラン」、個別で作成する「幼児期支援プラン」と「養育支援プラン」。

制（図 8-7）が挙げられる。

表 8-6　「ちとせ版ネウボラ」の事業内容[333]

① 妊婦ネウボラ （随時支援）総合保健センター1 階に個室の相談室を整備し、母子保健コーディネーターが親との会話を通して、「傾聴」、「対話」、「助言」を行います。（子育てコンシェルジュとの連携）妊婦全員に妊娠期支援プランを作成します。 （定期開設）総合保健センター1 階に個室の相談室を整備し、月 1 回予約制の相談日を開設し助産師が相談に応じます。また、月 1 回は予約なしの相談日を開設し、こどもネウボラと同時に開催します。 （小集団支援）母親学級の子育て支援センター見学コース終了後に座談会を開催し、妊婦さん特有の悩みを共有し、話し合いながら心配ごとや不安の軽減を図ります。
② こどもネウボラ （定期開設・巡回支援）総合保健センター 1 階に個室の相談室を整備し、予約制での相談に応じます。また、月 1 回は予約なしの相談日を開設し、妊婦ネウボラと同時に開催します。総合保健センター保健師、助産師、栄養士等が市内の子育て支援センター（11 か所）を巡回し、妊産婦や子育て中の親が相互に交流しながら、気軽に相談できる機会をつくります。（週 1 回程度）必要時、支援プランを作成します。
③ 個別ケア会議 心理社会的問題、家庭内暴力、望まない妊娠、ネグレクト、育児不安や孤 立感など、支援が必要な家庭に対して複数の専門職による「個別ケア会議」を開催し、チームで支援します。（月 1 回定期開催）
④ ちとせ版ネウボラ会議 総合保健センター、子育て支援センター、家庭児童相談室、産前産後ケア担当主幹、こども療育課などが、顔の見えるネットワークを構築し、定期的に「ちとせ版ネウボラ会議」を開催します。

[333] 千歳市、2019、「子育てするなら、千歳市【第 11 版】」、（http://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-70300-167-883.html、2019 年 11 月 24 日取得）。

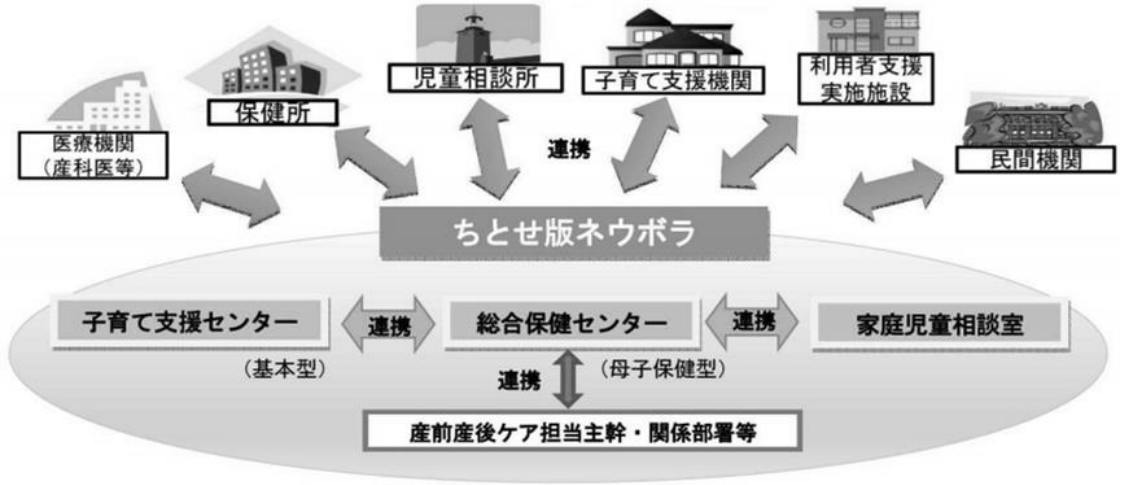


図 8-7　ちとせ版ネウボラの連携体制図[334]

（3）センター型 P：総合型拠点施設

センター型 P は、市営団地や住宅街の中に位置する大型の子育て支援複合施設で開催されている。建物の 1 階には認定こども園があり、2 階にひろば P（地域子育て支援センター）と児童館、児童クラブが併設されている。ひろばスペースになっている部屋の入り口には「こどもネウボラ」と書かれた「のぼり旗」が設置されており、ひろばの内部は広々と開放的で明るい。地域子育て支援センターは、市直営の地域子育て支援拠点事業（一般型）であり、開館日・時間は、月曜日から土曜日の 9：00～17：30 であるが、親子交流の場であるひろば（つどいの広場）については市民団体との協同で運営されており、開催時間は月曜日から土曜日の 9 時～16 時 30 分である。その他、地域子育て支援センターでは、親子向けのプログラムや子育て相談（子育てコンシェルジュ）、子育て講座、子育ての情報提供、子育てサークル支援、地域の町内会館などで実施されている「地域子育てサロン」の支援、子育て支援ボランティアの募集、地域の高齢者とセンターを利用する児童との世代間交流事業などを実施している。

334 千歳市、2019、「子育てするなら、千歳市【第 11 版】」、（http://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-70300-167-883.html、2019 年 11 月 24 日取得）。




写真：（左）ひろば内部。奥に「こどもネウボラ」コーナー、（右）情報提供コーナー[335]

訪問日には、ままごと遊びの道具が置かれたコーナー等を中心に 15 組ほどの親子があちこちで遊んでおり、エプロンをつけたスタッフ 3 名ほどが部屋全体の様子を見守りながら、時おり親子に話しかけたりしていた。保健センターのネウボラ相談は個室で行われるのに対して、センター型 P には個室ではないが、部屋の一角に、パーテーションで仕切られたネウボラ相談コーナーがある。間隔を開けて 3 台設置された小ぶりのローテーブルでは、それぞれ親子が個別に相談支援を利用していた。また、ひろばスペースの一角には「パパのベビーマッサージ」「子育てスキルアップ講座（祖父母編）」「マタニティ・ランチデー」「産後ママ相談」などの案内物が掲示されており、妊婦向け、産後向け、父親向け、祖父母向けなど、特定の対象者向けの催しが実施されていた。また、自衛隊駐屯地もある千歳市は、転勤によって転出転入をする子育て家庭が多い地域であり、子育て家庭の孤立が問題となっていることから[336]、転入した子育て世代を歓迎するため、市の多目的バスを利用して親子同士がふれあい、知り合うきっかけづくりを目的とする事業として、市内に転入して 3 年以内の就学前親子を対象に「転入親子ウエルカム交流ツアー」を実施しており、その案内チラシも掲示されていた。以上のように、千歳市の特徴としては、ひろば型支援施設へのネウボラ担当者の派遣による相談支援の実施や、多様な利用者層へのアプローチがあげられる。

335 筆者撮影。

336 例えば、平成 25 年に千歳市に在住する就学前の子どもの保護者を対象に行われたアンケート調査（N=786、回収率 52.4%）では、就学前の子どもがいる世帯のうち居住年数 5 年未満である世帯の割合は 34.9%にのぼる。また、子どもの面倒を見てもらえる親族・知人が「日常的にいる」割合は 30.8%、「緊急時にはいる」が 53.7%であるが、「だれもいない」という回答も 14.6%を占めている。

8-4　小都市事例②：和光市

（1）和光市の概況

埼玉県の南東部に位置する和光市は、2018 年現在、人口約 8.2 万人（うち、外国人人口は約 2400 人、2.9%）、面積 11 k ㎡、人口密度は 7,411 人／k ㎡の首都圏の郊外地域[337]である。和光樹林公園や荒川、湧き水スポットなど、豊かな自然環境にも恵まれている一方[338]、東京都心から 20 k ㎡圏内という立地と交通の便の良さ[339]から、ベッドタウンや自動車関連の工業都市として発展し、近年も人口は増加傾向にある。高齢化率は 16.8%と、埼玉県全体の 24.8%（2015 年）や全国平均と比べて低く、生産年齢人口比率が高い（図 8-8）。年少人口比率は 14%前後で横ばい、出生数も 900 人前後で推移しており（図 8-9）、埼玉県全体の年少人口比率 12.6%と比べても子どもが多い地域といえる。実際に和光市の合計特殊出生率は、2005 年の 1.17 以降は上昇傾向にあり、2017 年は 1.32 である。埼玉県の 1.36 よりは低いものの[340]、出生率は 10.1 で、県内の市町村では最も高い[341]。

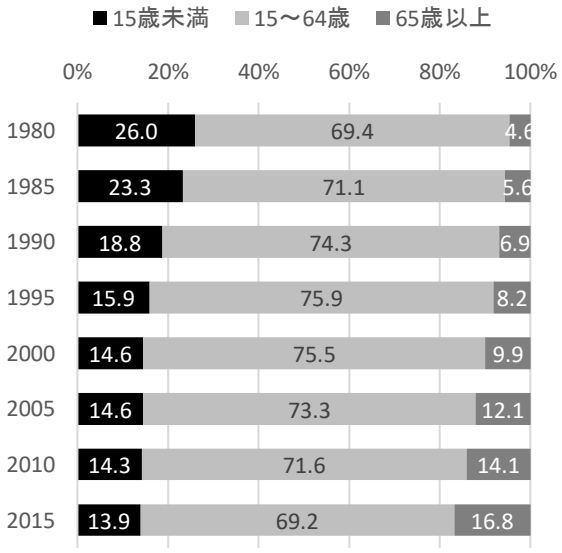


図 8-8　和光市の人口構成（%）[342]

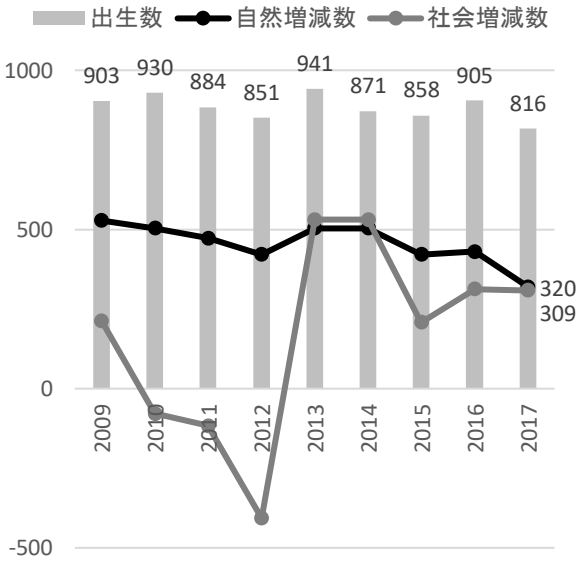


図 8-9　和光市の出生数及び自然・社会増減数[343]

337 市の西側は朝霞市、北側に荒川を挟んで戸田市と接しており、南側は練馬区、東側は板橋区に隣接している。
338 和光市、2017、「和光市シティプロモーション推進方針」（http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0081/7456/2017317153132.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。
339 東武東上線や東京メトロ有楽町線・副都心線が相互に乗り入れ、最速 13 分で池袋まで通じ、幹線道路や東京外かく環状道路も市内を縦横に行き来する。
340 埼玉県ホームページ、2018、「埼玉県の合計特殊出生率」、（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokentoukei/gotoku.html、2019 年 11 月 24 日取得）。
341 埼玉県ホームページ、2018、「平成 29 年 埼玉県の人口動態概況（確定数）」（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokentoukei/jindo-29.html、2019 年 11 月 24 日取得）。
342 総務省統計局、「国勢調査」（時系列データ）より作成。
343 和光市ホームページ、「統計わこう」より（住民基本台帳人口、各年 3 月 31 日時点）。

（2）和光市の子育て支援

和光市では、2010 年に「わこう子どもプラン（和光市次世代育成支援対策後期行動計画)」を策定し、「子どもと親のウェルビーイングの促進」を基本理念として、保育サービスの拡充や子育て世帯の孤立の予防・防止、次世代の育ちへの応援、特別な配慮を要する世帯への支援の 4 つを重点課題に据え、2014 年度までの子育て支援計画を実施してきた[344]。2015 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく基本方針をふまえ、「和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2019 年度までの 5 年計画で実施されている。この計画の基本理念は「子どもが健やかに育つための環境づくり」であり、「地域包括ケアシステムの構築による子ども・子育ての自立支援」を基本目標として、①待機児童解消に向けた子ども・子育て支援事業の基盤整備の推進、②自立支援を基本とした子育て世代包括支援センター等の総合相談調整機能の充実、③妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（シームレスケア）の実現に向けた医療・保健・予防・福祉の効果的連携、④日常生活圏域における子育てを支える独自施策の展開の 4 つの基本方針のもとで施策・事業が展開されている。

上述の基本目標及び基本方針に基づく事業の一環として、和光市では、2001 年にオープンした市内の子育て支援センター及びつどいの広場等を、2015 年 10 月より「子育て世代包括支援センター」として“バージョンアップ”し[345]、母子保健事業と子育て支援事業の融合により妊娠期から就学前までの相談と支援が受けられる身近な子育て拠点で「わこう版ネウボラ」事業を実施している（図 8-10)。

344 和光市、2015、「和光市子ども・子育て支援事業計画」（http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0082/0075/201568143221.pdf、2019 年 11 月 24 日取得)。
345 和光市ホームページ、2019、「子育て世代包括支援センター」（http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/koshodateshien-center.html、2019 年 11 月 24 日取得)。

図 8-10　わこう版ネウボラ事業のフロー[346]



「わこう版ネウボラ」は、①母子保健相談事業（個別マネジメントの充実）、②産後ケア事業（安心と安全を担うサービス）[347]、③産前産後サポート事業（地域におけるサービスの充実）[348]の「3 本の矢」で構成されている。①の事業は、「わこう版ネウボラ」の拠点として市内に 5 か所[349]設置されている「子育て世代包括支援センター」に、助産師や看護師

[346] 和光市ホームページ、2019、「2019 年度ネウボラガイド」（http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/you_2_16_1_5.html、2019 年 11 月 24 日取得）。

[347] 「産後に、体調不良のある、育児不安が強い、 赤ちゃんの体調が不安定、家族からの支援が受けられない方など」に対して、母子保健ケアマネージャーが作成するケアプランに基づき行う、ショートステイやディケア、訪問型産後ケアなどの支援を指す。

[348] 子育て世代包括支援センターや産前産後ケアセンター（助産院内）で行われる産前教室、産後教室等を指す。

[349] うち 3 か所は、保育園併設型であり、母子保健ケアマネージャーと子育て支援ケアマネージャーの両方が配置されている（うち 1 か所は本章で取り上げるセンター型 N)。残り 2 か所のうち、1 か所は、NPO が運営するひろばであり、子育て支援ケアマネージャーのみが配置されている（本章で取り上げる NPO 型 O)。もう 1 か所は中央統合型地域包括支援センターであり、母子保健ケアマネージャーのみ配置されている。母子健康手帳の交付は、母子保健ケアマネージャーのいる 4 か所で実施されている。また、地域子育て支援拠点事業は、中央統合型地域包括支援センター以外の 4 か所で実施されている。

などの資格を持った「母子保健ケアマネージャー」又は社会福祉士や保育士などの資格を持った「子育て支援ケアマネージャー」が配置され、妊娠期から就学までの健康や子育ての相談等が行われている。和光市の包括支援センターは、新制度施行以前は「子育て支援センター」という名称であり、未就学児の乳幼児と保護者のための「つどいのひろば」の開催、子育て相談、子育て家庭へのサポート、幼児サークルの開催、子育てに関する講座の実施など[350]、「ひろば型支援」の機能も担うものであった。そして、「わこう版ネウボラ」の導入後は、妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口としての機能及び、日常生活圏域ごとのコミュニティケア会議の中核的な役割を担っている。なお、和光市の包括支援センターはすべて委託運営であり、以下で紹介するセンター型 N は幼稚園などを運営する学校法人、NPO 型 O は NPO 法人が運営している。

（3）センター型 N：妊娠期からのひろば利用

センター型 N は、公立保育所の 2 階にある。様々なチラシやリーフレットが置かれたひろばの受付カウンターの向かいには、カラフルなおもちゃが置かれた遊び場スペースがあり、その奥には広々とした体育館のような運動スペースにピアノも置かれている。さらに、引戸で区切られた畳敷きの部屋もあり、そこではイベントや講習も行われている。職員によれば、1 日の利用者は、サークルがある多い日だと午前と午後でそれぞれ 35 組程度であり、自転車で来館する利用者が多い。また、カウンターの奥には、「ネウボラ」の相談ルームがあり、中には対面デスクの他に、フロアに座って話すためのローテーブルや、職員のデスクが置かれていた。和光市では、市役所ではなく、このひろばのネウボラで母子手帳を受け取ることもでき、その際に「ケアアセスメント」を受ける。職員は看護師等の有資格者であり、訪問した日もネウボラの利用者が何名かいた。その他、建物内 2 階には一時保育室もあり、一時保育の子どもと通園児とは別の部屋で保育されている。一時保育の定員は 1 日 10 名で、訪問した日は子ども 7 名を 3 名の保育士が担当していた。利用目的は、就労やレスパイト、緊急利用であり、「ネウボラ」にきた子どもを預かることもあるそうだが、調査時点では就労利用でほぼ予約が埋まっているとのことであった[351]。

350 和光市、2015、「和光市子ども・子育て支援事業計画」（http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0082/0075/201568143221.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

351 ひろばとネウボラ及びこの一時保育については、公営の保育所とは別の学校法人が委託運営をしている。





写真：（左）ひろば内部の様子、（中央・右）ネウボラ相談ルームの様子[352]

（4）NPO 型 O：多様な利用者層への対応

NPO 型 O は、住宅街にある瓦屋根の古民家で開催されている[353]。段差の高い昔ながらの「上がり框」から絨毯敷きの居間に入ると、6 組ほどの母子が輪になって床に座り、子育て講座に参加していた。奥にはダイニングテーブルがおかれた事務所スペースがある。NPO 型 O は、包括支援センターの「基本型」であるため、母子手帳の交付は行っていないが、市内の他の支援施設を利用する親子の情報はフィンランドのシステムのようにデータベースで共有されている。このため、他のひろばで相談等をした記録は NPO 型 O でも確認することができ、利用者が同じ話を別の場所で何度もしなければならない負担が軽減されている[354]。運営する NPO 法人は、もともと 2000 年に公民館でひろば活動をはじめ、2003 年から現在の民家でひろば事業を開始[355]、2014 年度からは利用者支援と拠点事業を実施するようになり、2017 年度から市の包括支援センターの 1 つとなった。開催日は、月曜日から土曜日の 9～17 時で、1 日 10 組以上の利用がある。ひろばのスタッフは 3 人で、その他にネウボラとして利用者の相談支援を行う「子育て支援ケアマネジャー」が 1 名配

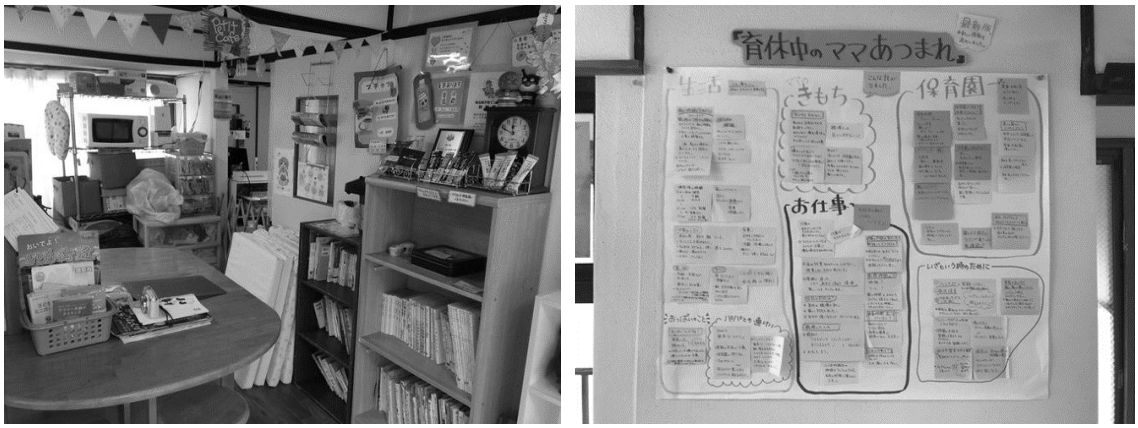
352 筆者撮影。

353 ひろばの建物がある敷地内には、同じ大家の借家で地域の社会福祉協議会が運営する福祉作業所や寄り合い所もある。この作業所と NPO 型 O の間では頻繁な行き来があり、NPO 型 O の利用者が福祉作業所のパンを購入したり、作業所の人が NPO 型 O にお茶を飲みに来ることもあるという。

354 ヒアリングをした市の担当職員によれば、和光市は「小さなまちであるため、親子も好きなところを選び、複数の施設を利用している。そのため、施設間で連携することが重要である」とのことであった。

355 この民家はもともと家庭保育室として使われていたが、その後、利用する団体がなくなったために大家が市に相談し、NPO 法人 O がひろば事業に利用することになったという、地域のつながりで設立された経緯がある。

置されている。



写真：（左）ひろば内部の様子、（右）「育休中のママ」のコメントをまとめた掲示物[356]

NPO 型 O における支援の特徴としては、特定の対象者に焦点を当てた開催日が設けられている点があげられる。例えば、市内に外国人の市民が多く、ニーズがあったことから「外国語を話す親子」を対象とした開催日が設けられ、二ヶ国語を話せる地域の住民が活動をサポートしている。また、双子・三つ子などの親子も地域の中でも孤立しがちであることから、日本多胎支援協会と連携して、「多胎児親子」向けの開催日も設けている。さらに、「ネウボラ」で母子手帳を交付する際に情報提供をしてもらい、NPO 型 O の独自の取り組みとして「妊婦サロン」を実施している。また、育児休業中の親の利用が増え、利用者の半分以上を占めるようになる中、育児と仕事の両立に関する講座なども利用者のニーズを受け開催するようになった。

8-5　札幌市における地域子育て支援事業の課題

2013 年に実施したセンター型 A での調査のフォローアップとして、2019 年 3 月に再訪し、職員にヒアリングを行った。

（1）センター型 A：利用者支援事業の導入と課題

施設の内部や設備、雰囲気に大きな変化はなく、ボランティアによる読み聞かせや音楽演奏、折り紙講座などのイベントも継続して行われている。センター型 A は、保育所、小学校、ミニ児童会館の複合施設にあるという「地の利」を活かし、利用者である 0～2 歳児

356 筆者撮影。

の親子向けに、保育所の見学ツアーや保育所の利用児童と一緒に遊ぶイベント、保育園児や小学生と交流するイベント、小学生が乳幼児親子と触れ合う総合学習の授業なども実施されている[357]。このような施設間・世代間交流は、センターの利用者親子にとっては、保育所や小学校での生活を事前に見学・体験でき、自分の子どもが成長したイメージを持って子育てをできるという効果があり、保育園児や小学生にとっては、異年齢の子どもとの交流による学びや成長の機会となっている。

これらの取り組みは、2013 年時点から継続されているものであるが、2015 年度から新制度が開始されたことにより、市独自の取り組みだけでなく、「国の動きともあわせながら」事業が実施されるようになったという変化もあった。例えば、2015 年度から利用者支援事業を開始することになったことから、保育士の職員も「子育て支援員」の資格を取得した。また、従来チラシなど紙ベースで行われていた「情報提供」も、2017 年度以降新たに「情報サイト」や「アプリ」などを導入して実施されるようになった[358]。さらに、札幌市の雇用推進課の事業の一環として、働きたい女性のための就労支援の担当者（カウンセラー）がセンター型 A を月に 1 回 3 時間ほど出張訪問し、ひろばのスペースで 1 人ずつ、予約不要で相談できる事業も行われるようになった。その他、2018 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震以降は、ひろばの一角に防災マップや防災ガイド、ダンボールでつくる防災スリッパなどの防災グッズの見本を展示した情報コーナーも設置され、災害時の子育て家庭への支援についても対応が検討されているようであった[359]。

ただし、職員からは支援の課題もいくつか聞かれた。例えば、情報提供や利用者支援事業を強化しているものの、札幌市の取り組みについて知らない利用者が依然多い状況があるという。子育てアプリの活用でも、「必要な時に、必要な人に、必要な情報が伝わるよう

357 このほか、例えば講座開催時の託児スペースとして、小学校の教室を借り、定員 20 名程の子どもを保育士とボランティアで預かることもある。

358 サイトやアプリでは、例えば、インフルエンザで閉館するといった情報や予防接種の案内などの情報などをその都度、センターの職員や各区の担当職員が配信・更新している。各区に 2 台タブレットを配備し、利用者に対してサイトの利用方法などのデモンストレーションなども行っている。特に、市の「広報」のページ数が縮小されたことで、センター型 A のイベント情報などが掲載されなくなったため、以前は講座の申込日に殺到していた電話予約も最近は減少している「大打撃」があった。このようなこともあり、講座の申込日の前日にアプリでのプッシュ通知などで積極的に情報発信を行うようになった。

359 北海道全域が停電し「ブラックアウト」状態になった震災時、センター型 A も停電はしていたものの通常通り開催し、可能な範囲で利用者を受け入れたという。また職員によれば、市内の別のセンター型では、震災時にマンションの上層階で子どもと二人でいるのが怖いという利用者がひろばに避難しに来ていたという事例があったことから、今後、併設される小学校が避難所となった際には、保育所の布団を出して乳幼児親子に寝起きしてもらうなど、災害時における対応も、行政が運営するセンター型としての重要な役割であると語っていた。

にしていくこと」など情報発信の「タイミング」や「機動性」に課題があるほか、職員の保育士は情報機器の専門家ではないため、こうしたツールの活用に負担や大変さも感じているとのことであった。相談対応が利用者支援事業という形になったことについては、従前より利用者のニーズに合わせて「この困りごとはここへ」と紹介するいう形でしており、職員側の対応のスタンスが大きく変わったということはないとのことだったが、利用者からは事業が周知されたことで「こんなこともセンターで聞いてよかったんだ」という反応があり、相談内容は広くなってきたという。このため、以前より広くより多くの情報を収集することが必要になり、担当部署からパンフレットをもらって情報収集をしたり、情報のファイリングや掲示を工夫するようになった。ただし、区によっては情報や必要な支援のニーズも異なるため、2 ヵ月に 1 回は各区の利用者支援事業の担当職員で情報交換を行っている[360]。利用者からの相談に応じて、それぞれ適切な部署につなぐことを重視しているが、札幌市は行政組織が大きいため関連部署も多く、実施には時間がかかるなど、行政としての連携には課題がみられる。また、毎年のように制度の変更・更新があり、制度や担当者が変わってしまうことで全体的な把握やノウハウの蓄積が難しいという側面も伺われた。

また、2018 年度には、さっぽろ子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター事業）と札幌市こども緊急サポートネットワーク（緊急サポート・センター事業)、病後児デイサービス事業の登録手続きに関する説明会を試験的に一元化して市内 3 区で実施した。これにより、従来は別の場所でそれぞれ事前登録の手続きを行う必要があったものを、1 か所の説明会に 1 回参加して、まとめて登録できるようになるなどの利便性の向上を図った。しかし、ファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート・センター事業などの預かり型支援については、依頼会員が増えている一方、提供会員は増えていない問題がある[361]。

360 例えば、公園の情報について調べた他の区の担当職員が情報共有し、タブレットの使い方についても各センターでの実施方法を共有している。

361 日常的な一時預かりを行うさっぽろ子育てサポートセンター事業は、預かり日時の予定が比較的つきやすいので、子育て中の親でも依頼会員と提供会員の「両方会員」にもなりやすく、「我が子だけでなく他の子と一緒に過ごさせる」というような形で、預かり手になる場合もあるという。一方で、病児・病後児などを預かる札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の場合は、預かった子どもが発熱した際などに病院に連れていく必要があったりするため、自分の子どもも見ながら預かるのが難しいという。センター型 A の職員によれば、高齢者の場合は、自身の健康も気を使わないといけない面があるため、提供会員としては中高生の親など、自分の子どもの子育てが一段落して時間もあるという方が担い手として期待されるという。一方で、実際に提供会員をしている人からは、料金の支払い手続きのトラブルやセンターへの報告書類を FAX や郵送で提出しなければならない点などで手間や金銭的な負

8-6　ひろば型支援の役割変容と支援の課題

本章冒頭で指摘したように、昨今日本では、地域子育て支援拠点事業の拡大や利用者支援事業の創設、そして「日本版ネウボラ」制度としての子育て世代包括支援センターの事業化により、子育て家庭に関わる専門支援機関の連携と、妊娠期からの継続的な支援、ワンストップで一元的な支援などの推進が図られてきた。そして、母子保健と保育・子育て支援のさまざまな事業が整備されていく中で、従来機能分化していた事業や専門的支援施設の再編が図られ、同一施設内でより広い対象者に向けて多様な支援が実施されるようになってきている。

本章では、札幌圏及び首都圏郊外の小都市事例として、千歳市及び和光市のひろば型支援の事例調査から日本版ネウボラの事業内容や実施状況をみてきた。2 都市の共通点としては、いずれも「ネウボラ」制度として、妊娠期からすべての妊婦・乳幼児家庭を対象にした、継続的な個別支援が行われ、地域の関係機関との連携が図られている点があげられる。例えば、和光市では子育て世代包括支援センター、千歳市では総合保健センターにおいて、母子健康手帳が交付されるのに合わせて、「母子保健コーディネーター」（千歳市）や「母子保健ケアマネージャー」（和光市）等の専門職が「母子保健相談」（和光市）、「妊婦ネウボラ」（千歳市）を実施し、妊娠・出産・子育て等に関する個別の相談に応じる。また、子育て期には、保健センター等の母子保健コーディネーターによる相談支援だけでなく、地域のひろば型支援施設においても、「子育て支援ケアマネージャー」（和光市）、「子育てコンシェルジュ」（千歳市）等の担当者が、子育て家庭の相談に対応し、情報提供や関係機関との連携による支援を行う。

和光市の場合には、ネウボラ拠点であり、センター型のひろば型支援の拠点でもある包括支援センターに、母子手帳交付時に足を運ぶことになるため、出産・子育て前からひろば型支援の施設や職員と関わる機会が提供される。包括支援センターには個室の相談ルームがあるため、周囲の他の利用者を気にせず相談でき、相談の前後に子どもと一緒にひろばを利用することもできる。また、NPO が運営する包括支援センター（ひろば型支援施設）では、母子手帳の交付は行われていないが、他のネウボラ拠点で行われた利用者の相談・アセスメントの内容がデータベースで情報共有されている。これにより、利用者が市内で複数の施設を利用しても、同じ話を繰り返して説明する負担が軽減されるなど、切れ目のない個別支援の工夫が行われている。

担があるといった問題も指摘されている。

千歳市の場合には、妊娠期から「対話」を重視した「ネウボラ（相談支援）」によって「妊娠期支援プラン」が作成され、必要な情報をまとめてファイリングした「ネウボラファイル」が妊婦全員にひとりずつ配られる。さらに、産後の「こんにちは赤ちゃん訪問事業時」に「産後支援プラン」「乳時期支援プラン」も作成され、産後・子育て期も保健センターの「子どもネウボラ」と子育て支援センターの「子どもネウボラ」の 2 箇所で、制度的には子どもが 18 歳になるまでの期間、継続的な支援が行われる。保健センターでの子どもネウボラは、予約した日程または予約なしの相談日に専用の個室で実施されるが、センター型 P の事例でみたように、ひろば型支援施設における子どもネウボラは、母子保健コーディネーターが定期的に巡回して、遊び場もあるひろばの広いオープンスペースの一角で行われるため、ひろばの利用のついでに、気軽に相談することもできる。ひろばには「子育てコンシェルジュ」が常駐しており、その都度、保育や子育て支援の制度・施設等についての情報提供も行われている。また、千歳市の場合は、個別ケア会議やちとせ版ネウボラ会議などの定期開催により、地域の関係者が連携し、「顔の見えるネットワーク」を構築している点も特徴的である。

次に、2 都市における事例調査からみえた、ひろば型支援の制度動向と課題について、札幌市のひろば型支援の事例と比較しながら整理する。センター型ひろばの事例として、和光市のセンター型 N と千歳市のセンター型 P の事例をみた。この 2 事例と札幌市のセンター型 A では、開催時間が長く、広々とした専用施設で、専門職のスタッフが配置され、利用する親子は各々好きな場所で子どもを自由に遊ばせながら、家族単位あるいは友人グループで利用するという特徴がみられるという共通点がある。一方、前述のように和光市のセンター型 N は、ネウボラ拠点としての機能も有しており、妊娠期から母子手帳交付や相談支援で地域の親子と職員がつながり、産後・子育て期も同じ場所で遊びや交流をしながら、育児相談や情報提供といった支援も個別に受けられる。また、千歳市の場合は、妊娠期及び産後期・乳幼児期にそれぞれ母子保健コーディネーター等の相談支援を通じて支援プランを作成し、その都度必要な支援の情報提供を行うだけでなく、センター型 P では、「マタニティ・ランチデー」や「産後ママ相談」など、妊娠期・産後期の母親を対象としたイベントを実施し、妊娠期からの利用を促すような取り組みを行っている。

また、和光市の NPO 型 O では、外国人の親子や多胎児の親子など特定の対象者にターゲットを絞った開催日を設けて、多様な層の利用を促しているほか、仕事と子育ての両立に関して話す座談会など、利用者同士での交流の機会により、当事者からの情報・意見・

経験を学び合う集団的な支援も行われている。一方、千歳市では、上述の妊産婦向けだけでなく、子どもの父親や祖父母向けの講座やイベントを実施しているほか、不慣れな町で親族等からも離れて子育てをしている家庭が多いといった課題に対して、転入者家庭同士の交流機会を行政が設け、地域とのつながりや支援利用を促進するような取り組みが行われている。さらに千歳市の場合は、「子どもネウボラ」の対象を「18 歳まで」と銘打ち、学童期や思春期の子育て家庭も含めた長期的な支援利用を推進している。

以上の日本版ネウボラ先行自治体 2 都市とは対照的に、札幌市の場合は、母子健康手帳の交付は保健センターで行われ、ひろば型支援施設では実施されていない。札幌市でも、「初妊婦訪問事業」[362]のほか、「母親教室」「両親教室」「ワーキング・マタニティスクール」などの妊娠期の父母向けの教室や講座も保健センター等で開催されているが、いずれも保健師や助産師等が行うものである。このため、センター型 A などのひろば型支援施設を利用するのは、子どもが生まれて外出できるようになる時期以降である。つまり、妊娠期からの地域のひろばを利用してもらい、ひろばの職員と利用者が継続的に関わる、あるいは母子保健と子育て支援の連携による切れ目のない支援という点では、ネウボラ制度を導入している 2 市と比べて課題があるといえる。

加えて、地域子育て支援における官民の連携という点でも課題がある。NPO も含めて利用者情報のデータベース共有を行っている和光市や、ちとせ版ネウボラ会議で地域の関係機関が顔の見える関係性の構築が制度化されている千歳市と比べると、札幌市ではセンター型の職員間での情報共有の機会はあるものの、保健センターとセンター型の間の連携だけでなく、これらと地域の NPO 型や児童館型などのひろば型支援施設・団体との間の官民連携やネットワーク構築は弱く、地域の課題共有や利用者の情報共有が少なくなりやすい。このため、施設ごとの個別の対応にばらつきや不足が生じて利用者の利便性が下がったり、子育て支援の諸制度や地域の資源が活用されなかったり、支援の網の目からこぼれ落ちてしまう利用者がでてしまう可能性がより高くなる。

センター型 A では、職員も親子単位で自由に利用できることにメリットを感じて利用している利用者がいることを特長として認識しており、利用者支援事業も情報提供が中心である。アプリやサイトの導入など、数年前よりも情報提供の方法で改善を図っている部分もあるが、ひろば型支援施設をはじめ、他の保育・子育て支援の情報は、必ずしも現地で

362 初めて出産する妊婦を対象に妊娠 5～6 ヶ月の時期に「母子保健訪問指導員」（保健師・助産師）や各区の保健センターの保健師が妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児の相談対応や情報提供などを行う。

職員が収集した生の情報とは限らないため、具体的・実用的な情報を得るためには、結局は利用者が自分で実際に情報収集するしかない。つまり、適切な部署につながれる可能性はあるが、ワンストップにはなっていない。また、妊娠期からの支援、児童虐待への対応、センターを利用していない／できていない層へのアウトリーチについても、課題がある。子育て世代包括支援センターの取り組みが開始され、全国的には妊娠期からの支援という流れがある中で、札幌市でもこれまで母子保健と子育て支援課で別々に行われていた支援が、現在では両者を合わせて取り組んでいるという方向に進んできている。札幌市でも、長年保健センターで行われている妊婦向けの母親教室などにおいて、参加者に対して妊娠期から子育てサロンの利用を勧める取り組みや、センター型の子育てサロンでも利用者が友人の妊婦を連れて一緒に利用しにくることもみられるようではある。ただし、日本版ネウボラの先行自治体と比べる限り、調査時点では妊娠期からの支援利用に対するアプローチは少ない状況にあるといえる。

第九章　NPO の地域子育て支援とひろば型支援施設の多機能化（調査 C）

本章では、首都圏の大都市において行った NPO による地域子育て支援の事例調査から、近年のひろば型支援の多機能化と預かり型支援との一体的実践について考察する。

9-1　地域子育て支援における NPO の役割拡大

第二章でみたように、日本における「子育ての社会化」は、家族だけではなく社会全体で子育てに参加することを理念として、子育てを中心的に担う家族を「地域社会」「企業」「地方公共団体や国」といった多様な社会的主体が支えることを基本方針として推進されてきた。そして、とりわけ 3 歳未満の子どもと子育て家庭に焦点を当てた地域子育て支援の諸施策においては、事業運営主体として、自治体のみならず NPO も大きな役割を果たしてきた。例えば、ひろば型支援については、第四章でみたように、保育所等の取り組みから事業化された「地域子育て支援センター事業」とは別に、「つどいの広場事業」の系譜があり、地域のボランティア団体や子育て当事者グループ、それらから発展した NPO 等における子育て支援の取り組みをモデルとして事業化されてきた歴史的背景もある。また都市部では、待機児童問題も深刻な中で、就労目的以外の多様な一時保育ニーズの受け皿として、民間の非営利団体も在宅子育て家庭向けの預かり型支援を実施し、「子育ての社会化」の担い手となってきた。

日本では 1998 年に特定非営利活動促進法、通称「NPO 法」が施行され、近年は社会福祉の領域において、NPO を含めた「協セクター」の役割が拡大しつつある。介護分野では、介護保険制度（2000 年施行）の成立後、社会福祉事業の中で NPO が明確に活動できるようになり、地域福祉研究や社会福祉への市民参加に関する研究、福祉サービス供給組織の多元化論などで、NPO を含む民間非営利組織が注目されてきた［安立 2005a：16-7］。日本における地域福祉は、「施設福祉から在宅福祉へ、選別的な福祉から普遍的な福祉へ、画一的な福祉から個別ニーズへの対応という時代的な要請を受けて発展してきたと考えられるが、現在では、行政や専門家・専門機関だけでなく、地域社会やコミュニティによるサポートが必要であり、それには住民参加や市民参加が不可欠の要因となった、と論じられるようになっている」［安立 2005b：99-100］。こうした中で昨今は、行政が社会サービスを直接供給するのでなく、NPO を通じて多様な社会ニーズに応える方向をとるようになってきている［同書：111］。

このような非営利セクターが存在する理由については、「市場の失敗」と「政府の失敗」、つまり、行政機関や企業が提供できないサービスを提供する NPO の役割が強調される。しかし廣川［2006］は、NPO 研究の第一人者であるサラモンの議論において、NPO が抱える「ボランタリーの失敗」という限界に対して、政府や行政が補完的な機能を発揮するという点に着目し、行政と NPO のパートナーシップ、協力関係を強調する。すなわち、行政サービスの欠点である「多数派のニーズしか満たせない」という問題や「官僚制化」の問題に対して、NPO が「少数派のニーズ充足機能」や「迅速性・柔軟性」という強みでその問題をカバーする。また、それだけでなく、ニーズ充足における「不十分性」やサービス提供の「偏重性」、サービス利用者の自立の機会を阻む「温情主義（パターナリズム）」、「アマチュアの多さ」による問題対処の困難性といった NPO の弱点に対して、「強制力をもつ安定的・大規模な資源調達能力」、サービスの「公平性」、「権利」に基づくサービス利用、「専門家による対応」といった行政サービスの特徴がカバーするという対応関係もある。そして、このような相補的なパートナーシップによって、サービスの革新やアドボカシー機能が働くことの相乗効果を指摘している。

このような NPO と行政の相補・協力関係やそれによる地域福祉の相乗効果は、地域子育て支援においてどのような形で実現されているのだろうか。本章では、人口 90 万人の大規模自治体であり、日本版ネウボラの先行導入地域でもある東京都世田谷区の NPO 型ひろばを対象におこなった事例調査から、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、利用者支援事業などの地域子育て支援のサービス供給における NPO[363]の役割と、「子育ての社会化」施策の進展による地域子育て支援事業の拡大による NPO の支援実践の多機能化について考察する。

表 9-1 に示したように、世田谷区では 3 つの NPO 型ひろばの事業を視察し、主に施設の代表や職員等へのヒアリングを行った。事例の特徴としては、1 事例目の NPO 型 J は、NPO のひろば型支援の中で、利用者支援事業を担っている NPO である。2 事例目の NPO 型 K は、ひろば型支援と預かり型支援の両事業を 2 つの施設でそれぞれ運営している NPO、3 事例目の NPO 型 L は、ひろば型支援と預かり型支援の融合により、「ワークスペースひ

[363] なお本章では、廣川［2006：87］の定義を採用し、「経済的な利益の追求を第一の目的としない組織と広くとって、日本でできたいわゆる NPO 法によって認められた団体（特定非営利活動法人）だけでなく法人格はなくとも一定程度組織化されていて、メンバーによるボランタリーな（自発的な）参加（ボランティア、寄付）があり、自主的に管理されており、金銭以外の目的を第一の目的として活動する民間の団体」を NPO としてとらえ、特に福祉に関する NPO に焦点を当てて議論する。

ろば型」という新形態の事業を展開している NPO である。後述するように、世田谷区のネウボラ制度では、これらの NPO の役割が大きく、また、調査対象の NPO はいずれもひろば型支援以外の地域子育て支援事業の運営も行っている。

表 9-1　調査概要

	調査対象（調査時期・調査方法）
世田谷区	・　自治体関係部局（2018 年 12 月：区子育て支援・母子保健関連部署担当者ヒアリング。） ・　NPO 型 J（2018 年 2 月：NPO 代表インタビュー、事業視察、参与観察。2018 年 12 月：NPO 代表インタビュー、参与観察。2018 年 12 月～2019 年 3 月：オンラインチャットで補足インタビュー。） ・　NPO 型 K（2018 年 12 月：事務局長・施設長ヒアリング、事業視察。） ・　NPO 型 L（2018 年 12 月：事務局スタッフインタビュー、事業視察、参与観察。）

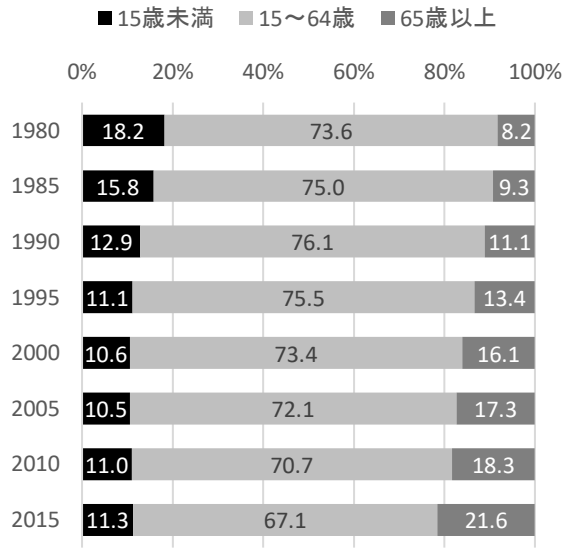
9-2　大都市事例：世田谷区

（1）世田谷区の概況

東京都の特別区の 1 つである世田谷区は、東京 23 区の中では西南端に位置し、4 区 3 市[364]のほか、多摩川を挟んで神奈川県川崎市にも隣接している。2018 年現在、人口は 90.0 万人（うち、外国人人口は 2 万人弱、2.2%）、世帯数は 4.7 万世帯であり、東京都内でも最大の人口・世帯数を有する大規模自治体である。世田谷区の面積は 58km^2（23 区中第 2 位）であり、区内は 5 つの地域[365]で構成されている。京王井の頭線や小田急小田原線、東急田園都市線などが通り、都心への交通アクセスが良く、商業地域もあり利便性が高い一方で、河川や緑地、公園なども多いため、首都圏でも人気のベッドタウン・住宅集中地域となっている。都内有数の高級住宅地もあるなど、全国的にみても高所得層が多く居住する地域といえる。世田谷区の人口は 1996 年以降上昇傾向にある。老年人口は 21.6%（図 9-2）となっている一方、年少人口は 2002 年以降上昇に転じ、2018 年現在 11.9%（約 10.6 万人）を占める。ただし 2016 年の出生数は 8060 人であるが（図 9-3）、同年の合計特殊

364 目黒区、渋谷区、大田区、杉並区、三鷹市、狛江市、調布市。
365 世田谷地域、北沢地域、烏丸地域、砧地域、多摩川地域。

出生率は 1.10 であり、札幌市の 1.16 や東京都の 1.24 と比べても低い。



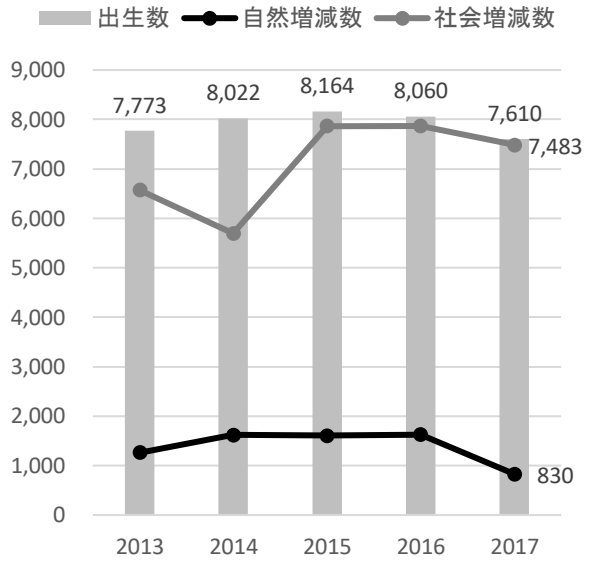


図 9-2　世田谷区の人口構成[366]　**図 9-3　世田谷区の出生数及び自然・社会増減数**[367]

世田谷区の 0-2 歳児の保育所利用率は 35.4%であり、全国の 35.1%とほぼ同水準となっているが、札幌市と比べると乳幼児の保育所利用率は高い（表 9-4）。一方で、近年出生数が伸びている世田谷区では、保育サービスへの需要が高く、全国的にみても保育所への入所を希望しながら入所できていない待機児童の数が多い地域でもある（表 9-5）。

表 9-4　3 歳未満児の保育所利用率（在園児童数÷各年齢人口、2017 年 4 月）

	世田谷区	全国	札幌市
0-2 歳	35.4%	35.1%	24.0%
うち 0 歳	21.6%	14.7%	14.7%
うち 1,2 歳児	42.0%	45.7%	28.4%

366 出所：総務省統計局、「国勢調査」（時系列データ）より筆者作成。
367 出所：世田谷区ホームページ、2017、「世田谷区統計書　平成 29 年版」より筆者作成。

表 9-5　待機児童・隠れ待機児童の数[368]

		世田谷区		札幌市	
		2017 年 4 月	2018 年 4 月	2017 年 4 月	2018 年 4 月
待機児童数		861（1 位）	486（3 位）	7（91 位）	0（127 位）
隠れ待機児童数	自治体補助の認可外施設を利用	684	541	0	0
	保護者が育児休業中	0	22	0	0
	特定の施設のみを希望	222	299	1063	1249
	保護者が求職活動を休止	10	6	399	282
	企業主導保育所を利用	—	33	—	158
待機児童数と隠れ待機児童数の合計		1777（8 位）	1387（9 位）	1469（11 位）	1689（5 位）

（2）世田谷区の子育て支援

世田谷区では、2001 年 12 月に「世田谷区子ども条例」が制定された。この条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、2005 年度から 2014 年度までを計画期間とする「世田谷区子ども計画」が策定され、その後 2015 年度から 2024 年度までを計画期間とする「世田谷区子ども計画（第 2 期）」が策定された。第 2 期計画は、前述の条例の推進計画としての役割を持つと同時に、「子ども・子育て支援法」で定める「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援対策行動計画」を内包する計画である。この計画では、「子どもがいきいきわくわく育つまち」を「目指すべき姿」として掲げ、妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防、子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上、子どもの生きる力の育み、の 3 つ重点政策を実施するために、6 つの大項目[369]に関連する施策が展開されている[370]。

そのうちの 1 つである「子育て家庭への支援」においては、小項目「子育て中の親子の

[368] 注：（）内は、20 政令指定市・県庁所在地・東京 23 区・2018 年に待機児童が 50 人以上（2017 年は 100 人以上）だった 148 市区町村（2017 年は 104 市区町村）における順位（待機児童数が多いほど順位が高い）。出所：朝日新聞 DIGITAL、「待機児童『見える化』プロジェクト」（http://www.asahi.com/special/taikijido/、2019 年 11 月 24 日取得）掲載データより筆者作成。

[369] ①子育て家庭への支援、②保育・幼児教育の充実、③支援が必要な子ども・家庭のサポート、④質の高い学校教育の充実、⑤子どもの成長と活動の支援、⑥子どもが育つ環境整備。

[370] 世田谷区、2015、「世田谷区子ども計画（第 2 期）」（https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00138606_d/fil/honnpenn.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）。

身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実」として、「子育て中の親子が、身近で気軽につどい交流することができる場を拡充します」、「日頃の関わりのなかで気軽な相談ができ、適切な支援やサービスへの案内を受けられる場として、児童館やおでかけひろばなどの機能を充実します」、「子育て中の保護者に必要な情報が行き届くよう子育て情報の提供方法を工夫するとともに、子ども家庭支援センターや、利用者支援事業を担う拠点などを中心に、利用者一人ひとりに合った子ども・子育てサービスの利用案内を行うコーディネート機能を強化します」など、ひろば型支援[371]の拡充や利用者支援事業などの充実が盛り込まれている。さらに、小項目「親がリフレッシュできる場・機会の充実」としては、「おでかけひろば内での一時預かりを含めたほっとステイの拡充やファミリー・サポート・センター事業の実施など、理由を問わずに一時的に子どもを預けることのできる場を充実します」として、預かり型支援の充足が掲げられている。

表 9-6 では、世田谷区のホームページに掲載されていた一時預かり事業の内容をまとめた。「概要」に書かれているように、「美容院」「カルチャー講座」など、「就労」等の理由に関わらず、「ほっと一息」つくためでも利用できる制度であることが、明確に伝えられている。また、保育施設等の一時預かり施設だけでなく、「ひろば」で一時預かりが実施されている点も特徴的である。

さらに、2018 年 9 月から同区では、「ワークスペースひろば型」という新しい事業が実施されている。表 9-7 はそのリーフレットに書かれている内容を抜粋してまとめたものであるが、その「概要」に書かれているように、この事業は「親子で気軽に立ち寄れるおでかけひろば」において、「仕事ができるワークスペース」とその利用者の子どもを預かる「一時預かり事業」を一体的に実施するものであり、「子どもの近くで、ゆるやかに働きたいというニーズに応える」という目的で導入されたとある。また Q&A にあるように「他の親子と交流することで、親同士のつながりや、地域にホッとするつながりを築くことができることも特徴」とされている。つまり、先ほどの「ひろばでの一時預かり事業」よりも、より「就労」という目的や有業・就労希望の親に焦点を当てながら、「ひろば型支援」と「預かり型支援」そして仕事と子育てを両立する「就労支援」としてのワークスペース事業と

371 世田谷区のひろば型支援としては、地域子育て支援拠点事業に該当する「おでかけひろば」（子育て支援総合センター、各地区の子育てステーション、NPO のひろばなど）のほか、児童館が実施している「子育てひろば」、世田谷区社会福祉協議会が支援している「地域支えあい活動」の一つである「子育てサロン」（月 1～週 1 回などで地域の活動拠点や集会施設、個人宅などで開催される地域住民による活動）などがある。

いう 3 事業を一体的に実施する点に大きな特徴がある。

表 9-6　世田谷区の一時預かり[372]

	一時預かり施設での一時預かり	ひろばでの一時預かり
概要	「美容院に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由に関わらずにご利用いただけるお子さんの一時預かりです。預かり中は、専任のスタッフが対応しますので安心です。たまにはほっと一息つきませんか。」	
対象	世田谷区在住の満 1 歳以上の未就学児。 ※一部施設では、生後 4 ヶ月からの 0 歳児預かり実施。	施設によるが、0 歳児（4 ヶ月）から 3 歳（未就園児）など。
料金	2 時間まで 1,250 円、3 時間まで 1,850 円、4 時間まで 2,500 円。4 時間を超える延長 1 時間につき 800 円（延長は最大 2 時間まで）。 ※0 歳児預かりの料金は、1 時間につき 900 円（1 回 4 時間まで）。	2 時間以内一律 1,500 円、以降 30 分毎に 500 円追加または 1 時間毎に 1,000 円追加（最大 4～5 時間まで）など。
実施数	8 か所	11 か所
実施日	施設によるが、曜日は「月～土曜日」または「年末年始を除く毎日」。 時間は「午前 8 時から午後 6 時」など。	施設によるが、曜日は平日 3～5 日（祝日、年末年始を除く）。 時間は「午前 10 時から午後 3 時」など。
定員	施設によるが、5～10 人など。	施設によるが、定員は 2～3 人など。
利用方法	各施設で利用登録（無料）と予約が必要。	各施設で利用登録（登録料 500 円）と予約が必要。 ※一部登録無料。

[372] 世田谷区ホームページ、2019、「お子さんの一時預かり『ほっとステイ』」（https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/002/002/d00015709.html、2019 年 11 月 24 日取得）より筆者まとめ。

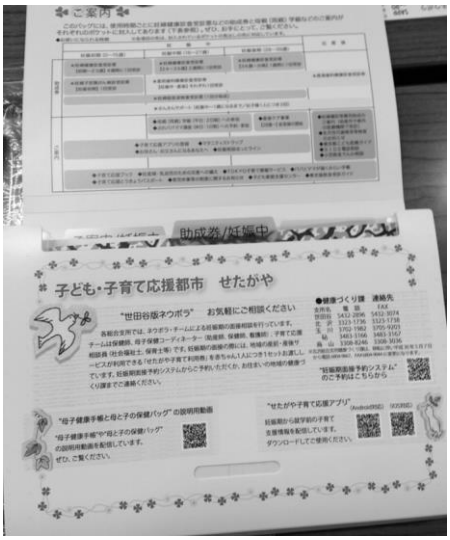
表 9-7　世田谷区の「ワークスペースひろば型」[373]

概要	「親子で気軽に立ち寄れるおでかけひろばに、仕事ができるワークスペースとワークスペース利用者のお子さんを預かる一時預かりがあります。子どもの近くで、ゆるやかに働きたいというニーズに応えるため、平成 30 年度に区内 2 か所でスタートしました。」
対象	区内在住で生後 4 か月～3 歳（未就園児）までのお子さんを預け、ワークスペースで仕事がしたい方。※ワークスペースだけの利用はできない。
料金	・ワークスペース（デスク）の利用料：日額 500 円 ・お子さんの一時預かりの利用料　※月額の設定あり： 2 時間まで 1,500 円、以降延長 1 時間 1,000 円（最大 5 時間まで） ・登録料：1,500 円（初回のみ）／年会費 3,500 円 ※打合せなどのため、子どもを預けたまま外出することも可能だが、外出する場合でもワークスペース利用料はかかる。
実施数	4 か所（2018 年 9 月より 2 か所で開始。2019 年 8 月に 2 か所で新規開設。）
実施日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）10 時～15 時。
定員	1 か所あたり、ワークスペース（デスク）2 席／一時預かり 3 名。 ※一時預かりは、ワークスペース利用者を優先するが、定員に空きがある場合はワークスペース利用者以外も利用可能。
利用方法	施設ごとに事前に登録（面談）が必要。予約や料金支払方法などは、登録（面談）の際に説明。詳しくは、各施設に問い合わせ。
Q & A より一部要約抜粋	・テレワークや在宅で仕事をしているフリーランスの方だけでなく、就職するための資格取得等の勉強をしている方も対象。 ・（民間のシェアオフィスやコワーキングスペースとの違い）日ごろ利用するおでかけひろば内で、子育てしながらゆるやかに働きたい方が仕事と子育ての両立できる場を目指し、子どもは慣れた場所で安心して過ごすことができる。また、他の親子と交流することで、親同士のつながりや、地域にホッとするつながりを築くことができることも特徴。

[373] 世田谷区ホームページ、2019、「子どもの近くで働くことのできる『ワークスペースひろば型』」及び「ワークスペースひろば型チラシ」（https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/002/003/d00161213.html、2019 年 11 月 24 日取得）より筆者まとめ。

また世田谷区では、フィンランドにおける子育て支援の取り組みを参考に、「妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える支援体制」として 2016 年 7 月から「世田谷版ネウボラ」を実施している。世田谷版ネウボラ制度では、地区担当の保健師や母子保健コーディネーター（助産師、保健師、看護師）、子ども家庭支援センター子育て応援相談員（社会福祉士、保育士等）で構成される「ネウボラ・チーム」が、すべての妊婦を対象に、妊娠中や出産後の心配事や支援に関する面接（妊娠期面接）を行う。妊娠期面接はオンラインでも予約ができ、妊婦の家族やパートナーも利用できる。利用者は妊娠届を提出後、ネウボラ・チームによる妊娠期面接を受けるが、その際に、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」額面 1 万円分が支給される[374]。また、「世田谷版ネウボラ」では、ネウボラ・チームだけでなく、子育て支援員研修を受けた専門員が地域の一部の「おでかけひろば」等で「地域子育て支援コーディネーター」として妊娠・出産・子育てに関する相談を受け、相談者の悩みや困りごとなどに対して生活に密着した地域の民間サービスの情報や公的な支援情報等を提供する利用者支援事業を実施している。図 9-8 に示されるように、「世田谷版ネウボラ」は、「区・医療・地域が連携して相談支援する、顔の見えるネットワーク体制」として説明されている。





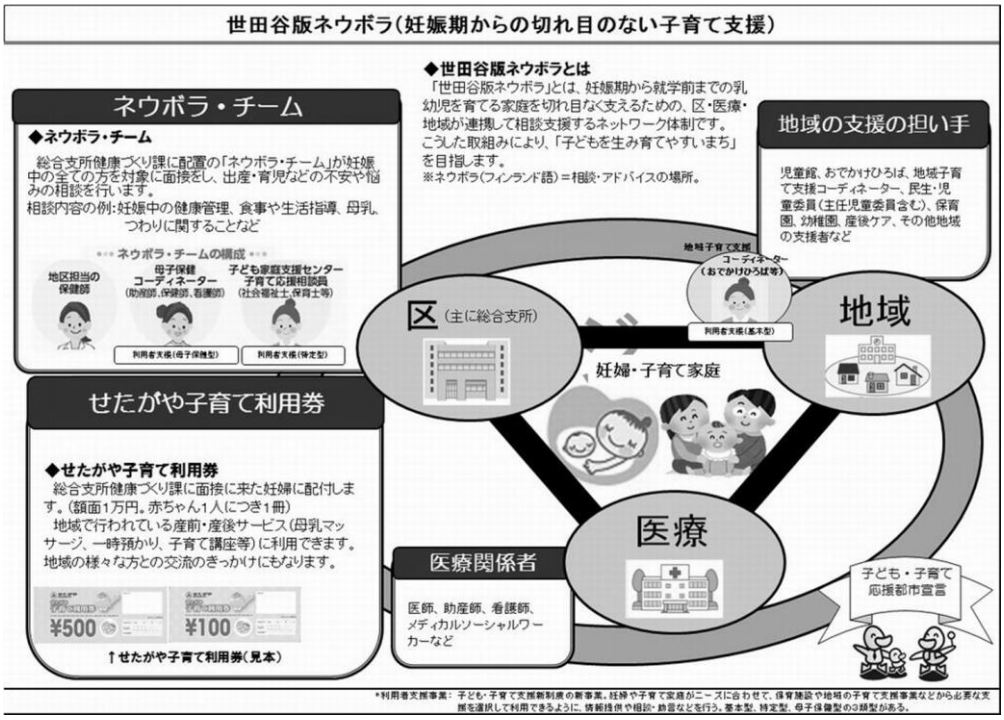
写真：（左）「妊娠期面接予約システム」予約画面[375]（右）「母と子の保健バッグ」[376]

374 これはフィンランドの「育児パッケージ」の取り組みをヒントに、面接受診のインセンティブとして位置づけられているだけでなく、子育て家庭が利用券で様々な支援サービスを利用することにより、地域とのつながりや支援利用を促進することを狙った試みである。

375 世田谷区、「妊娠期面接予約システム」（https://setagayaneuvola.jp/mensetu/reserve/calendar?label_id=1、2019 年 11 月 24 日取得）。

376 筆者撮影。世田谷区では母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査受診票などを封入した「母

図 9-8　世田谷版ネウボラのイメージ図[377]



9-3　NPO 型 J：「ネウボラ」の理念と実践

NPO 型 J は、東急世田谷線沿線の住宅密集地域にある一般住宅の 1 階の部屋で、月～金曜日（不定期で土曜日・日曜日）の 10～15 時に開催されている。2 つの部屋をつなげたような間取りのリビングルームがひろばのスペースであり、カフェブースのような小さいキッチンカウンターや本棚、テーブル、腰掛、椅子、ベビーベッドなどが置かれている。一般住宅そのままのアットホームな雰囲気があり、冷蔵庫や壁に描かれた動物のカラフルなイラストや柱や天井に飾られた北欧風のオーナメントも来訪した親子を和ませる。廊下の壁には利用者向けのリーフレット類が掲示され、手摺りには利用者の荷物やコートが入った大きな袋がいくつも掛けられていた[378]。筆者が初回に訪問した日は、母親 7 名と乳幼児が 9 名利用していた。1 歳半～2 歳くらいの幼児が部屋のあちこちを動き回り、数人で遊んでいる。その様子をみながら 2～3 人の母親たちが親しげに話しているが、一人の子

と子の保健バッグ」も配布される。

377 世田谷区ホームページ、2018、「世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない子育て支援）」（http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/127/15593/d00152962.html、2018 年 4 月 19 日取得）。

378 これは、一般住宅であるひろば J の空間を広く使うための工夫である。利用者は親子単位で荷物をこの袋に収納しておき、貴重品はスタッフが手作りした布製のポシェットにいれて携帯している。災害などがあった際にはすぐに外に出られるように、という工夫でもある。同じような貴重品ポシェットの貸し出しは、後述する NPO 型 K でも行われていた。

どもがベビーベッドによじ登ると、他の子もまねし始め、「危ないよー」と母親たちが声をかける。子どもの服には名前と年齢が書いてあるテープが張ってあり、母親たちは他の子どもも名前で呼んでいる。このように、部屋の中では利用者は自分の子ども以外の子どもの様子も互いに見守っているので、誰と誰が親子なのかはあまりわからない。




写真：（左）ひろば内部の様子、（右）廊下の掲示物の様子[379]

NPO 型 J は、もともと子育て支援や教育関連の出版に関わる仕事をしていた代表の A 氏が、2010 年に世田谷区内の別地域で始めた。2014 年に大学の公開講座でフィンランドのネウボラを知った A 氏は、ネウボラの理念や実践に強く共鳴し、その講座に参加していた世田谷区の区長に、「ネウボラ、一緒にやりませんか？」と提案。2016 年には世田谷区ネウボラ推進協議会が発足し、A 氏も外部委員として参加するなど、世田谷版ネウボラは、民間の子育て支援者と行政等が連携して事業化に至った経緯がある。また、A 氏は NPO の仲間とともに子育て当事者も参加する「ネウボラフォーラム」を 3 回開催し、2014 年には在日フィンランド大使館の協力を得て、世田谷区を皮切りにフィンランドのネウボラや育児パッケージを紹介する全国ツアーを行うなど[380]、国内での認知・普及活動にも尽力してきた。一方で 2015 年からは、地域の信用金庫の店舗の空きスペースを利用したひろばの開催を始め、2016 年には拠点事業となった。その後、前身のひろばの建物が取り壊されることになったため、同年 A 氏は自宅の 1 階を開放して NPO 型 J を継続した。

開催日には、NPO の代表の A 氏のほかに、エプロン姿のスタッフ 1～2 名と、名札を下

379 筆者撮影。

380 2015 年には上述の「ネウボラフォーラム」の登壇者の一人であり、フィンランドの社会福祉・社会政策の研究者として知られる吉備国際大学保健医療福祉学部教授の高橋睦子氏の著書「ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援」（かもがわ出版、2015 年）の中で、A 氏が撮影した育児パッケージの写真なども掲載された。

げたママスタッフが 1 名、毎日交代で常駐している。60 代くらいの女性スタッフの B さんは、利用者の母親に麦茶やコーヒーなどの飲み物を出したり、乳児のミルクの用意を手伝ったりしながら、部屋のあちこちにいる親子に時おり話しかけながら様子を見守っている。

一方、子どもが 4 か月の頃から NPO 型 J に通いはじめ、半年ほど前にママスタッフになった C さんは、週に 3 回ほど 1 歳 4 ヶ月の子どもと一緒に NPO 型 J に来ており、乳児の母親たちや初めて来た利用者の母親に声をかけたりしている。地方出身者の C さんは、子どもが生まれてから仕事をやめ、家で子育てをするようになったが、NPO 型 J に通うようになって初めて地域の親子と知り合うことができたという。近くの児童館などに通っているが、NPO 型 J では利用者に常連が多く、お昼も利用者が同じくらいの時間にみんなでご飯を食べるなど、「家のような雰囲気」があると C さんは語った。他の利用者とは「商店街などでもよく会う」そうで、「核家族なので、家族以外で自分の子どものことを小さい時から知っていてくれる人がいること、成長を見守ってくれる人がいるということが本当に大きい」、それが NPO 型 J に通う理由でもあると話していた[381]。

また後日再訪問した際には、関西から転入してきたばかりで、通りがかりに立ち寄ったと語る母親と子どもが初めて利用しにきていた。この日のママスタッフの D さんは、初回利用者の登録カードに記入された子どもの生年月日の情報から、自分の子どもと誕生日が近いことなど、初めての利用者との共通の話題を提示した。それをきっかけにママスタッフや他の利用者の会話の輪に入ったこの母親利用者から、引っ越してきたばかりで地域の幼稚園になかなか入れなくて困っているとの話が出ると、D さんはこの地域は保育所だけでなく幼稚園も「併願する人が多くて入れない」といった情報を自然な形で受け答えしながら、転入してきたばかりの母親に地域の子育て環境について会話の中で伝えていた[382]。

このように、NPO 型 J における支援の特徴としては「地域密着性」と「対話」があげられる。そこには、すべての親子を数で把握することが「包括」なのではなく、誰も差別せず、孤立させない、すべての家族を社会に「包摂」するものとしてネウボラを捉える A 氏の理念が反映されている[383]。「歯が痛くなったら歯医者。妊娠したら、赤ちゃんが生まれたら、ネウボラ」、「さみしいな、こまったな、というときにネウボラ」など、身近な子育て支援の場としての「ネウボラひろば」、「福祉ではなく、地域の実家」であることを目指す

[381] 2018 年 2 月 26 日、筆者フィールドノーツ。
[382] 2018 年 12 月 14 日、筆者フィールドノーツ。
[383] 2018 年 2 月 26 日、筆者フィールドノーツ。

NPO 型 J のひろばでは、利用者間でトラブルなどがあった場合も、スタッフだけで対処するのではなく、当事者も含めてみんなで一緒に話し合い、問題の解決方法を考えるために、「オープンダイアローグ」(開かれた対話) と呼ばれる手法を採用している。「誰もが主役、誰もが参画する子育てひろばを目指し続けて来た」、「支援者も当事者も垣根のない関係を手に入れることが夢」だと語る A 氏にとって、NPO 型 J は地域の子育て共生を実践する場となっている。2018 年からは利用者支援事業も行うようになり、妊娠期からこの「ネウボラひろば」に来てもらうために、月に 1〜2 回、地域の児童館の産後ケアにも足を運び、妊娠期からのひろば利用の普及に取り組んでいる。

9-4　NPO 型 K：多機能型支援

NPO 型 K は、繁華街に近く、交通量の多い高架道路も走る大通り沿いに商業ビルや医療クリニック、飲食店などが点在する世田谷区の中心地域に立地するアパートの 1 階で開催されている。室内は、廊下から全て畳敷きで、木材の風合いも優しい雰囲気が漂い、廊下の壁には、ひろばのイベント案内や近隣の児童館の情報のほかに、区のハローワークのリーフレットや求人情報の印刷物が掲示されている。ひろばのスペースは、複数の和室をつなげたような細長い空間で、部屋の奥に授乳コーナーやベビー用の布団などがある。畳敷きの優しく明るい雰囲気の部屋の入り口の側には、受付けカウンターがあり、その横には、荷物棚の上や壁一杯に子育て関連のチラシやリーフレットがおかれた情報コーナー[384]がある。NPO 型 K は、畳敷きであることや、走り回れるほど広い空間ではないため、利用者は主に 7〜9 か月くらいの乳幼児連れが多い。訪問時は、ちょうど世田谷の図書館から読み聞かせのボランティアが来ており、利用者も母子 20 組近くいた[385]。

施設長の F 氏によれば、NPO 型 K では誤食などの事故を防ぐため昼食をとることはできないが、利用者は隣接する大学の学食等を利用したり、午前中に児童館を利用し、そこで昼食を食べてから午後に NPO 型 K を訪れる「梯子利用」の親子も多いという。そのため、正午頃までは利用者は 10 組程度だが、14〜15 時頃になると定員 15 組を超え、入場

[384] 訪問した日は、区の保健師の方もひろば K を訪れていたが、その方が見せてくれたひとり親家庭に必要な情報をまとめたリーフレットは、ひとり親家庭を対象にした調査で「必要な情報が分かりづらい」という声があったことを受けて作成したもので、区ではこの他にも週に 1 回、メールマガジンでひとり親家庭に情報発信をしているとのことであった。

[385] 多くの利用者は読み聞かせのボランティアの方を向いて親子単位で畳に座っているが、おもちゃで遊んだりしている親子もいる。読み聞かせが終わると、ボランティアが布を使った遊びなどを実演し、利用者の親子もそれを楽しんでいた。

制限をかけることもあり、利用者は Facebook などの SNS 上で発信される入場制限の情報を確認して利用に来るとのことだった。1 日の利用は平均 30 組で、徒歩や自転車のほか、バス停が近いので他地域からバスに乗って通う「リピーター」もいる。また、通院や買い物、散歩のついでなどの利用もみられる。年末年始以外、土日祝日も開催しており、父親と子どもの利用者も多い[386]。また、世田谷区では現在、妊娠期からのひろば利用が課題となっており、この地域にある児童館 5 か所では産前産後ケアの講座が行われているが、NPO 型 K にも利用者が友人の妊婦を連れて訪れたり、妊娠中の妻と夫が見学に来たりすることもあるという。




写真：（左）ひろば内部の様子、（右）一時預かり施設内部の様子[387]

NPO 型 K の運営団体である NPO 法人 K は、2005 年にその前身となる NPO 法人が学校法人により設立され、同年より隣接する大学の跡地で東京都認証保育所を運営し、また世田谷区つどいのひろば事業を受託運営してきた。2007 年には、一時預かり保育施設も開設し、つどいのひろば事業から世田谷区おでかけ広場事業として現在の建物でひろば事業を受託運営してきた。2008 年には、「あそび」機能（ひろば K)、「そうだん」機能（発達相談室)、「あずかり」機能（一時預かり保育施設)、「ほいく」機能（認定こども園・東京都認証保育所、現・認可保育所）の 4 つの基本機能を据えたことにより、世田谷区に 5 か

386 土日には父親と子どもだけが先にひろばに来て、家の片付け等の用事をすませた母親が後でひろばに来て合流するケースが多く、父親利用者が他の父親や母親とひろばで話す姿もみられる。事務局の E 氏によれば、「父親向け」と銘打ったイベントだと反って利用者が身構えてしまうこともあるため、通常の利用を通した交流を重視しているとのことであった。

387 筆者撮影。

所ある多機能型子育て支援拠点施設（子育てステーション）の 1 つになった[388]。ひろばの開催時には保育士や子育て支援員の資格を持つスタッフが 3 名配置されている。スタッフは、一時預かり保育施設事業と兼任で約 20 名程おり、子育て世代の女性が多い。

一時預かり事業は、NPO 型 K から徒歩 1 分程の商業ビルの 1 階で実施されている。白く新しい保育施設の内部には、乳児用のベッドやチェアなどがおかれたコーナーの奥に広めのスペースがあり、そこで 1～2 歳児が 8 名ほど、スタッフ数人と遊んで過ごしていた。一時預かりの利用[389]は「リフレッシュ利用」が一番多く、通院のための利用などもあるが、ひろばを利用してから、一時預かりを利用するようになるパターンが多い。その理由をスタッフの F 氏は「スタッフの顔などを知っているので安心感があるのでは」と推察していた。一方、待機児童問題もある中で、利用者の中には秋に海外から帰国して保育所の空きがなく利用しているという人もおり、調査時にはキャンセル待ちもいる状況であった[390]。

9-5　NPO 型 L：ワークスペース型ひろば

NPO 型 L は、大きな公園もあり緑豊かな住宅街にある 2 階建て住宅で開催されている。元々は喫茶店や写真館として使われていたという築約 10 年の建物 1 階のひろばスペースには、木製のカウンターや鮮やかな色のソファが設置され、窓辺や壁には動物の装飾などが飾られている。開催時間は平日 10～15 時で、1 日平均 20 組ほどが利用している。利用者は、主に 0～2 歳の乳幼児とその母親で、0 歳の親子の利用が一番多く、午前中は 1～2 歳の利用、午後から 0 歳の利用が多い傾向がある[391]。昼時には、利用者の親子がローテーブルでお弁当を食べ、親たちと同世代のスタッフの女性 1 人も一時預かり中の幼児に同じように昼食を食べさせており、部屋のベランダの外には小さな外遊びスペースでは昼食を

388 調査時点では、NPO 法人 K は、ひろば事業、一時預かり事業、発達相談事業、保育事業に加えて、世田谷区立男女共同参画センターの受託運営や学童保育事業の運営も行っていた。

389 NPO 法人 K の一時預かりは、対象が「世田谷区内在住の満 1 歳から未就学の集団保育が可能な子ども」であり、利用時間は年末年始や臨時休室日を除く平日・土日祝日の 8 時～18 時、定員は 1 時間につき上限 10 名までとなっている。子ども 1 人の利用は月 8 回まで、1 回あたり原則 4 時間までの利用となっており、4 時間利用が一番多いが、やむをえない場合は 6 時間預かることもあるという。初回の利用には事前登録と面談が必要で、料金は 2 時間までが 1,250 円、3 時間 1,850 円、4 時間 2,500 円、延長は 1 時間につき 800 円。前月の 15 日までに翌月分を電話予約するシステムとなっている。0 歳児も 2 人まで預かれるが、母乳で育てている場合は、長時間の保育が難しいので 1 歳以上が中心である。

390 ただし NPO 法人 K の一時預かりは、月 8 回までという利用上限があるため、就労等で利用している場合は、他の保育所と兼用する人もみられるという。

391 乳児を連れた利用者の母親 1 人に話をうかがうと、近くの児童館にも行ったことがあるが、そこは人が少なかったので、今は NPO 型 L が気に入り、週に 3 回ほど通っているとのことだった。NPO 型 L にはこのような常連も多いようだ。

食べ終わった幼児がスタッフに付き添われてシャベルを使って土遊びをしていた。



写真：建物 1 階のひろば内部の様子[392]

NPO 型 L を運営する NPO 法人は、2001 年に地域の母親たちが任意団体として設立し、同年より「マタニティヨガ」や「ベビーマッサージ」、「産後のボディケア＆フィットネス（現産後ケア）」など、産前産後に特化した活動とともに、世田谷区社会福祉協議会助成事業の第 1 号の「子育てサロン」を開催してきた。2008 年からは世田谷区の子育て支援拠点事業として、ひろば L とは別の地域でひろば M が週 3 日開催され、2014 年から週 5 日開催となった。2014 年には NPO 法人となり、ひろば M で週 3 日（現在は週 5 日）の一時預かりを開催（世田谷区おでかけひろば型ほっとステイ）、2016 年から利用者支援事業も受託運営し[393]、2018 年 4 月に世田谷区の中でも「おでかけひろばの空白地域」であった地域にひろば L が開設された。さらに、子育て中の母親が「無職か育休か、ではない働き方」を目指し、同年 9 月からひろば L は世田谷区の「ワークスペースひろば型」となった。NPO 法人には全体で 15～20 名程のスタッフがいる。保育士資格保有者もいるが、ひろばの利用者からスタッフになった人も多く[394]、世田谷区の「保育サポーター」の資格を取ったり、ひろば関係者向けの初任者研修などを受講している。社会福祉士の資格を持つスタ

392 筆者撮影。
393 調査時点では、利用者支援事業はひろば M でのみ実施されていた。
394 事務局スタッフの G 氏も元々ひろば M に通っていた利用者の 1 人であった。子育てを期に仕事を辞めたが、自身の子どもが 3 歳になったことを機に子どもを保育所に預けてスタッフとなった。ひろば L の開設の時期と重なり、現在は事務局を担当するようになった。保育士の資格などは持っていない。ワークスペースや一時預かりの事業があるひろば L では、利用者のスケジュール調整など、事務的な業務が多いという。G 氏は、地域の他のひろば関係者とは、ひろば同士の交流会や世田谷区が実施する勉強会（研修）などで交流があるというが、実際には子ども同士が同じ学校であるなど、子育て支援のつながりというよりは、子どもの同級生・地域の母親同士のつながりでもともと知り合いであることも多いという。

ッフが利用者支援のコーディネーターを担当しているが、保育園の手続きや離職して一時預かりを探しているといった相談は、他のスタッフも「先輩ママ」として対応している。




写真：（左）2 階のワークスペースと利用者の様子、（右）レンタルスペースの様子[395]

建物 2 階のワークスペースでは、区の事業であるワークスペース利用で預かり事業を利用する利用者 2～3 人と、自主事業のワークスペース事業の利用者が同じ部屋の中で、ノートパソコンなどを使って仕事をしており、自主事業の利用者には男性利用者も 2 名いた[396]。また、2 階にはレンタルスペース事業を行う部屋も 1 部屋あり、ワークスペース利用者が打ち合わせに利用することもあれば、母親が子どもを保育園に預けてこのレンタルスペースでネイルの仕事をしたり、親子 10 組くらいが「ねんねアート」などのイベントでの利用実績もある。同じ時間帯のワークスペース利用の定員は 3 名であり、前月頭までに利用希望日を出してもらい、それに沿って事務局スタッフがスケジュールを調整し、毎月のシフト表を作成する。初回利用の際には、面談を行い「どのようなスタイルで就労したいのか」を聞く。ほぼ毎日のように利用する人もいれば、週 1 回利用の人もいるという[397]。利用者には、フリーランスや在宅ワークができる企業の社員、育児休業中で職場復帰に向けて勉強などをする専門職、「手仕事系」の人などがいる。調査時点では定員の都合で一時預かりの利用はワークスペース利用者[398]だけに限定されていたが、リフレッシュ利用の場合は 5 時間フルで利用する人が多いのに対し、ワークスペースの利用の場合は 2～3 時間

395 筆者撮影。
396 NPO 型 L のワークスペースにある家具は、もともと別の地域にあった民間のコワーキングスペースが閉店した際に譲り受けたものだが、そこの利用者だった一般男性 2 名も、NPO 型 L のワークスペースを利用していた。
397 9 月に開始したが利用者が多く、12 月時点では新規の受け入れは停止していた。
398 ワークスペースの登録利用者は調査時点では 15 名であった。

の短時間利用が多いとのことであった[399]。

事務局スタッフのG氏によれば、NPO型Lでは「ゆるやかに地域とつながる」こと、子育て中の母親たちが地域の人とここでつながり、情報交流などができることを目的・理念としている。このため、「コワーキングだけ、預かりだけの利用ではなく、ひろばの利用もしてもらうこと」が課題であるとのことであった。働くためだけの保育利用なら、無認可の一時保育などもあるが、ワークスペースだけの利用や一時預かりだけの利用ではなく、預かり前後にひろばを利用してもらえるような働きかけを行っている[400]。今後は、ワークスペースの利用者同士の交流会のほか、ワークスペースでひろばのミシンを「手仕事系」の人に利用してもらう形での就労支援、幼稚園児の母親に一時預かりを利用してもらう形での就労支援など、ひろば利用者の就労支援も行っていきたいとのことであった。

9-6　地域子育て支援におけるNPOの役割と支援対象の拡大

本章では、大都市における地域子育て支援の事例として、「日本版ネウボラ制度」の先行自治体でもある東京都世田谷区の事例を取り上げた。前章でみた千歳市・和光市と同様、世田谷区でも「ネウボラ」制度として、保健福祉センターで母子健康手帳が交付されるのに合わせて、「母子保健コーディネーター」等の「ネウボラチーム」が「妊娠期面接」を行い、妊娠期からすべての妊婦・乳幼児家庭を対象にした個別支援を行っている。また、子育て期には、地域にあるひろば型支援の拠点においても、「地域子育て支援コーディネーター」が、子育て家庭の相談に対応し、情報提供等を行うなど、地域の関係機関との連携の上で利用者支援事業が実施されている。

一方で、世田谷区のネウボラ制度の特徴としては、次のような点が挙げられる。世田谷区では、母子手帳交付時に「母と子の保健バッグ」が配布されるが、「妊娠期面接」時には「子育て利用券」も配布される。これらは、保育・子育て支援の制度や地域の情報提供という側面もあるが、一時預かり等の地域の子育て支援・サービスを利用できる券が配布されることで、妊娠期面接の受診のインセンティブとなるだけでなく、子育て利用券によって実際に地域の支援を利用する機会がつくられ、地域とのつながりがつくられていく仕組

399 母親が近くにいることが分かると子どもは泣くが、ワークスペースの入り口は、ひろばの入り口は分けているため、ひろばにいる子どもは母親が外に出かけたという風に感じ、上の階で仕事をしているとは思っていない。

400 実際に、ひろば利用者の親子のうち1組は、午前中に子どもを預けてワークスペースで仕事をしてからひろばで昼食をとっていた利用者で、もう1組は昼食を食べてからワークスペースを利用する利用者であった。

みにもなっている。また、妊娠期面接は、オンラインで空き時間を確認し、そのまま予約ができる点で利便性が高く、相談のハードルが軽減されているだけでなく、母子保健コーディネーターと地区担当の保健師、子ども家庭支援センターの子育て応援相談員が「ネウボラチーム」を構成することで、専門職の間の連携が図られ、利用者からの多様な相談や支援ニーズにも対応できる体制がつくられている。世田谷区では、区内 5 か所の NPO のひろばのスタッフが「地域子育て支援コーディネーター」として、ひろばの空間・活動内でその都度、相談対応を行うため、地域の身近な場所で気軽に相談ができる。

前章でみたように、人口 10 万人弱の千歳市では、保育所や学童保育所などとひろばが複合した大型施設が子育て支援の拠点・中核を担う形で、どちらかといえば、行政主導で地域の子育て支援が展開されている。また、人口約 8 万人の和光市の場合も NPO 型 O のように包括支援センターの 1 つに位置づけられているものもあるが、母子手帳の交付などは公立保育所に併設された包括支援センターが実施されている。これに対して、本章で取り上げた人口 90 万人の首都圏の大規模自治体である世田谷区では､ネウボラ制度自体も、民間の子育て支援者等と共同で事業化した経緯もあり、地域の住民でもある NPO のスタッフが「地域子育て支援コーディネーター」として子育て親子の身近な場所でネウボラ相談を担っている。上述のように、保健福祉センターの妊娠期面接で地域のひろばの情報や支援・サービスの利用券の提供が行われるほか、児童館で行われている産後ケア講座に、ひろばのスタッフが足を運び、和光市や千歳市とは異なる形で妊娠期から地域のひろばの利用につなげる取り組みなども行われるなど、区の保健福祉センターや児童館等とも連携して、ネットワーク型のネウボラ体制が作り上げられている。

また、世田谷区の NPO 型 K でも、常連の母親利用者同士が子どもを見守り、ひろばに通いはじめて地域の人とのつながりができたという母親がスタッフになり子育て支援を行う複合サポートなど、第四章でみた札幌市の事例における NPO 型の特徴との共通点が確認された。一方で、世田谷区ではひろば型支援（拠点事業）を実施する NPO が、利用者支援事業や一時預かり事業、ワークスペースひろば型など、他の地域子育て支援の事業も同時に担うという「多機能性」に特徴がある。例えば、ネウボラ制度の導入によって、ひろばが担ってきた地域における相談支援や交流支援が、乳幼児期だけでなく､「妊娠期から」も対象となり、従来は母子保健の対象者であった妊婦やその家族も、地域子育て支援の利用ターゲット層になった。それを受けて、NPO 型 J のように、NPO も拠点事業とともに利用者支援事業を担い、児童館や保健センターなど、地域の関連機関と連携しながら、妊

娠期からのひろば利用を促す取り組みを実施するようになっている。さらに、世田谷区では、一時預かり事業が保育施設や専用の一時預かり施設だけでなく、ひろばでも実施されている。このため、NPO 型 K のように、ひろばの利用者が同じ NPO 団体の一時保育も利用するなど、一つの支援利用から別の支援利用につながっていく循環もみられる。NPO 型 K では、ひろばの実施場所と一時保育の実施場所が別の建物になっていたが、それでも普段利用している、あるいは利用経験がある「ひろば」と同じ運営元の一時保育であることや、顔見知りのひろばスタッフもいる一時保育であることは、保護者にとっては初めての預け先ではないという点で、子どもにとっても馴染みのスタッフや他の利用児童がいるという点で、より安心して利用できるという利点があると考えられる。

そして、NPO 型 L の事例でみられた、「ワークスペースひろば型」という世田谷区独自の取り組みでは、「ひろば」で一時預かりが実施されるという、ひろば型支援と預かり型支援の機能融合だけでなく、それにさらに就労支援も付加されていた。これにより、従来のひろば型支援の枠を超えて、フリーランスや在宅ワークなど、多様な働き方をする就業者の親や、育児休業者・在宅子育て家庭の親の就労支援としての機能も果たすような取り組みがなされている。空間的にも時間的にも、ひろば利用とワークスペース・預かり利用が融合されることで、子どもの近くで就労しながら、地域の親とも繋がることができるという、新しいライフスタイルを叶える支援実践が可能になっている。

「子育ての社会化」の進展を通じて、地域子育て支援における NPO 等の協セクターの役割は大きくなっており、子育て支援に関わる地域福祉の担い手や事業内容においても領域再編が進行しつつある。官セクターによる福祉には、「強制力をもつ安定的・大規模な資源調達能力」、サービスの「公平性」、「権利」に基づくサービス利用、「専門家による対応」といった強みがあるのに対し、NPO などの協セクターは、「少数派のニーズ充足機能」や「迅速性・柔軟性」という強みを持つ。世田谷区の事例では、NPO がネウボラ制度導入の際のアドボカシー機能を発揮するとともに、ひろばでの一時預かりやワークスペース事業など、利用者のニーズに応じた様々な事業を先駆的・一体的に行い、利用者のニーズに柔軟に対応しつつサービスの革新を実現している。特に人口の多い都市部においては、センター型とは異なる形で多機能化している NPO が行政と相補的なパートナーシップを結び、地域子育て支援の一翼を担うことにより、より包括的・全域的な地域福祉が可能になると考えられる。

ただし、地域子育て支援の担い手については、高齢化や世代交代も課題となっている。

例えば札幌市の地域型 G では、活動開始から 10 年以上となりボランティアの高齢化が目立ち、長期的な活動の維持のためにも、外部から保育学生等の若い担い手を増やすと同時に、現在サロンを利用しに来ている母親たちを今後は運営側に引き入れる必要性が語られていた。また札幌市の NPO 型 I でも、元利用者で現在子どもが小学生以上になった母親たちが活動を支え、一部は隣接する幼稚園との合同イベントの際のボランティアとして、一部は母親企画の講師として、一部は運営スタッフとして活躍し、多様な活動内容を発展させてきたが同様に世代交代は課題の 1 つとなっている。一方、世田谷区の NPO 型 L でも、設立から 10 年を過ぎた NPO 法人のスタッフには 30 代など利用者親子と同年代の若手スタッフが少ないため、SNS の利用など情報発信の仕方などは課題となっていた。

子育てサークルや子育て支援の NPO など、子育てをテーマとした住民主体の活動や組織[401]は 1980 年代より広まり、2000 年代以降地域における「子育てインフラ」として子育ての当事者である親が主体となり専門職や行政を巻き込む活動を展開してきたものの、活動を継続する中でしだいにメンバーが固定化し、運営スタッフの負担増と後継者不足の深刻化から、継続的な社会基盤にはなりにくいといった問題点も指摘されている［中谷 2013b］。地域子育て支援が、地域における福祉コミュニティの基盤となり、その活動を維持、発展していくためにも、これらのケアワークの価値を適正に評価し、家庭状況を問わず地域社会の子どもと親たちに質の高い保育や支援を保障していく必要がある。

401 中谷［2013a］は、これらの活動や組織を「子育て支援ネットワーク」として緩く定義している。日本では「地域のつながりが希薄化してきたことを自覚し、これから〔身近な存在同士が〕互いがつながりゆくことを期待して」［同書：31］1980 年代後半から「子育てネットワーク」という言葉が使用されるようになったとされるが、1990 年代半ば以降は、子育てネットワークが多様化し、実際のネットワーク活動の中で「支援されるもの」が客体から主体へ変容していった。2000 年代以降は「深刻化する少子化問題や育児困難を背景としたさまざまな子育て支援策の追い風に乗って、国や自治体からも、その発展が求められる存在」［同書：28］になったことで「地域の子育てインフラ」としての位置づけも加えられ、「親自身が専門職や行政を活動に巻き込む主体へと変容」［同書：31］するに至ったとされる。中谷は子育てネットワークの厳密な定義をしていないが「子育てをテーマとした活動や組織を表すもの」と緩やかに示し「テーマ型コミュニティ」に近いものとしている。

終章　日本における地域子育て支援の展開と「子育ての社会化」の課題

本論文では、日本における「子育ての社会化」施策としての子育て支援の進展が、「子育て」にもたらす影響及び地域子育て支援の政策・実践的な課題について検討してきた。以下では、まず各章で論じた内容をまとめた上で、子育ての私事化／社会化の軸から地域子育て支援の諸施策の機能と問題点を提示し、政策的な課題提起を行う。

終-1　各章のまとめ

第一章の図 1-1 で示したように、本論文では「子育ての私事化」を、「子育ての家族化」「子育ての孤立化」「子育てのジェンダー化」という 3 つの要素の複合により成り立つ概念として整理した。一方、「子育ての社会化」は、孤立した私的領域としての家族内部で担われてきた子育てを公共領域における課題とし、家族＝私セクターだけでなく、官・民・協セクターなどの多様な社会的主体の間でその役割遂行や責任を分有することを目指した政策理念である。日本における「子育ての社会化」施策は、「私事化した子育て」に対する問題認識を前提としながらも、子育ての第一義的責任を家族に位置づけた上で、〈家族の子育て〉を社会的に支援することにより、家族だけではなく社会全体で子育てを担うことを推進するものとして展開されてきた。このため、先行研究では、「子育ての再家族化」の問題や「子育ての共同化」の困難、「子育ての再ジェンダー化」、私事論と支援論の二重規範がもたらす葛藤・ジレンマ及び規範の解釈実践が明らかにされてきた。

また、第二章では、日本における「子育ての私事化／社会化」の歴史的変遷を概観した。日本では近代化の過程で子どもの養育が国家的な関心事となるとともに、子育ては私的空間としての「家庭」内で「家族」により遂行されるものとして規定されていった。さらに「家庭」と「母性愛」を重視するイデオロギーの形成により、「子育ての私事化」規範が作り上げられ、戦後の高度経済成長期には理念及び実態レベルでも「子育ての私事化」が広がっていった。このように「子育ての私事化」は日本における近代家族の成立や普及とパラレルな現象である一方で、戦前も戦後も、家族による子育ての限界や女性の就労等を背景として、託児・保育などの「子育ての社会化」の要請と社会的な対応が表裏一体で進展してきた。現在「子育ての社会化」をめぐって指摘されている子育ての私事論と支援論という規範の二重化状況は、こうした近代日本の子育てと社会政策の歴史的展開の延長線上にある問題といえる。

以上の概念整理と歴史的・政策的文脈をふまえた上で、第三章以降では現代の日本の都市部において実施した量的・質的調査に基づき、「子育ての私事化」の状況及びそれに対する「子育ての社会化」施策としての地域子育て支援の影響、課題を検討した。

まず第三章では、インタビュー調査から現代の「私事化した子育て」の状況を考察した。現代都市に暮らす乳幼児の母親たちは、夫や親族、ママ友などの育児ネットワークから直接・間接のサポートを得ながら子育て役割を遂行している。しかし、男性の長時間労働といった就労状況は、夫の育児やサポートに限界をもたらし、また、孤立核家族世帯に限らず、親族が近居している場合にもサポートは十分ではない。在宅子育て家庭においては非親族の「ママ友」も重要な育児サポート源ではあるものの、託児ニーズに対しては必ずしも有効なサポートとはなっていないという問題があった。このように、インフォーマルな育児ネットワークによる関係的支援の限界とそれらを背景とした母親の育児ストレスや負担感、育児不安等、依然「私事化した子育て」が引き起こす困難や問題状況が確認された。

第四章では、「子育ての社会化」施策として実施されている制度的な子育て支援のニーズと課題を検討した。在宅子育て世帯では、育児役割を担う母親の時間的・身体的・精神的なリフレッシュといった目的や、関係的支援の代替、子どもの集団保育経験等を理由とした預かり型支援（一時保育）のニーズがみられた。しかし、制度面の課題に加え、「子育てのジェンダー化」を体現する母親規範意識を背景に、子どもを預けることへの後ろめたさから利用を躊躇している母親がいることも明らかになった。一方、ひろば型支援（子育てサロン）は、都市地域においては、家庭外で子どもと一緒に気軽に利用できる遊び場、子どもが家族以外の人・集団と触れ合える場、同じような子育て親子と知り合い、交流を通した情報交換や相談といった互助を行う場、専門的支援者からの育児サポートを受ける場としての利用ニーズがあり、「子育ての孤立化」を解消し、「子育ての共同化」を促進する施策であることが確認されたが、アクセシビリティに課題もみられた。

第五章では、「子育ての社会化」の多様な実施主体に焦点を当て、類型別にみたひろば型支援施設の支援内容と利用者間でみられる関係的支援の関連、そして、支援利用が母親の育児ネットワーク形成に与える影響について考察した。結果として、「子育ての社会化」施策としてのひろば型支援は、第一に子育てに関わる社会的アクターに多様性をもたらし、第二にそうした支援主体の違いによって制度的な子育て支援の内容に多様性をもたらすこと、そして第三に、そのような制度的な支援の違いによって、支援の利用者間で交換される関係的な支援とそこで形成される乳幼児の親のインフォーマルな育児ネットワークに違

いをもたらすことを本章では示した。

第六章の質問紙調査のデータ分析では、ひろば型支援は特に親族等による育児サポートが弱い在宅子育て家庭を中心に利用されており、こうした家庭の母親の育児負担の軽減や育児ネットワークの拡大に有効な施策であることが確認された。一方で、利用者の大半を年齢や就業状況、学歴、所得等の属性において同質的な人々が占めていることが、それ以外の属性や不定期利用の利用者にとって支援利用のしにくさをもたらしている可能性が示唆された。つまり、利用者の属性的特徴や利用状況の差が、一部の層においては子育ての「外部化」や「共同化」を阻害してしまうという問題である。制度的には利用の普及が進んでいるものの、「すべての家庭」を対象に誰もが利用できることを前提としたフォーマルな子育て支援としては、非利用者や非常連利用者にとっての利用価値を高めるような取り組みが課題として浮かび上がった。

第七章では、預かり型支援としての一時保育の利用には、託児サポートを提供する育児ネットワークの有無や、子育てにおけるストレスなどの心理的負荷の状態、外部サービスの利用における経済的なハードルを左右する所得階層、子どもを預けることに関わる規範意識等が関連していることが確認された。特に非利用者層の一部には、ニーズを持ちながらも利用に困難を抱える専業主婦層がおり、預け先の情報不足や託児への抵抗感から利用を躊躇していた。一方、利用経験群では、「三歳児神話」を支持しながらも、親の都合での託児には抵抗感が低いという従来の母親規範意識の規範の組み合わせと相反する関連性がみられた。そこからは、「子育てのジェンダー化」を支持する母性イデオロギーの典型的言説としての「三歳児神話」が根強く維持されながらも、「子育ての社会化」を標榜する支援論の浸透により「専業母」のリフレッシュ目的の保育利用を正当化する論理が公にも当事者の間でも明確に肯定されるようになっており、「母親が子育てに専業すること」と「母親が自分の都合で子どもを預けること」は対立観念ではなく、併存可能な論理として認識されつつあることが示唆された。「子育ての社会化」が進展する中で、「子育てのジェンダー化」をめぐる母親規範の解釈に変化がもたらされている可能性が考えられた。

第八章では、首都圏及び札幌圏の小都市において行ったひろば型支援の事例調査に基づき、日本版ネウボラ制度の導入によるひろば型支援施設の機能変容について考察した。「子育ての社会化」として保育・子育て支援の諸事業が拡充されていく中で、保育領域と地域子育て支援領域の重複やその担い手の多様化に加えて、昨今は母子保健領域との境界線も、事業内容や実施場所、担い手、そして制度対象の点からみて重なり合うようになった。こ

のように「子育ての社会化」の進展により、従来機能分化していた制度的支援の事業や実施施設において重複や再編が起こり、同一施設内でより広く多様な対象者に向けて様々な支援が一体的に実施される、あるいは施設間の連携で展開されるようになる趨勢がみられている。

また、第九章では、首都圏の大規模自治体において行った NPO のひろば型支援の事例調査から、地域子育て支援における NPO の役割と、ひろば型支援の多機能化について考察した。「子育ての社会化」理念の下では、地域子育て支援の担い手として NPO などの協セクターの役割の拡大が図られ、また官セクターとの協力・連携のもとに事業を担うことが期待されている。日本版ネウボラ制度では、ひろば型支援の事業主体である NPO も、従来母子保健の領域に位置づけられてきた妊娠期からの相談支援や、一時保育サービス等の預かり型支援、さらに就労・両立支援など、より多様な利用者層の多様なニーズに対応した支援を展開している。とりわけ、大規模自治体における地域子育て支援では、公的専門施設で専門職が実施するセンター型のひろば型支援とは異なる形で、NPO 型が地域の身近な場所で、地域の人々が日常的・多面的に子育て家庭とつながるような、地域福祉の実践を通じて、「子育ての社会化」の一翼を担っている。

終-2　「子育ての社会化」施策の影響・機能と課題

本論文でみてきたように、ひろば型支援は、子育ての担い手が家族員に集中する「子育ての家族化」や子育てが空間的にも社会関係的にも家庭外の地域から切り離されて行われる「子育ての孤立化」を解消し、「子育ての外部化」や「子育ての共同化」を促進する機会財としての機能を有している。子どもやその家族が暮らす空間が減少した都市環境においては、ひろば型支援は子育てのインフラとして必要不可欠のものとなっているだけでなく、子どもが家族以外の「他者」との接触する第一次集団としての機能も有する。このため、子育て当事者からは、地域の身近な場所でより多くのひろば型支援の場が作られ、開催されることに対して大きなニーズが寄せられている。ひろば型支援は地域における子育て空間の拡大と、子育て親子に関わる社会関係の拡大、そして制度的・関係的支援の両面で社会的支援の利用可能性を高める機会・資源となっており、地域内につくられる集まりが福祉コミュニティの形成基盤となる可能性ももっている。

一方で、「遊び場」としての機能に終始し、家族以外の人びととの子育てにおける協力関係や互助関係の形成にまで発展しない場合には、個々の家族は接近しながらも子育てを共

同化することなく、家族外部においても家族責任の強調によって孤立感を強めてしまう。また、制度的な支援への受動性や依存性も強めてしまうという意味で、「子育ての個別化」や「子育ての再家族化」といった問題も孕んでいる。特に、ひろば型支援の利用者が社会的・階層的に同質的であることは、似たもの同士の間でネットワークが形成されやすいといった点や、ネットワーク内部における子育ての情報提供や相談支援といった面においては順機能的な効果をもつ一方で、そうしたネットワークやグループが閉鎖性の高いものになると、他の属性や不定期利用の利用者にとって支援利用のしにくさをもたらす可能性がある。公式的には親の就労等に関われず誰でも利用できる制度でありながら、非公式的に特定の属性の人々を排除する可能性を持ってしまうという点で、支援の利用に困難を抱える子育て家庭の孤立をより深めてしまうといった逆機能としても作用しうる。

また、利用者及び子育て支援の担い手のいずれにおいても女性が中心となっている状況は、家庭内・家庭外における「子育てのジェンダー化（女性化）」の温存ともいえる。個々の家庭の外の地域に子育ての場が拡大されながらも、同質的な母子集団の子育ての空間としてのみ地域社会の中で存在するとすれば、それは母子が「集団」で社会的に「孤立化」する状況といえる。ひろば型支援施設で出会える他者が同年齢の同質的な母子集団だけでなく、世代や性別の異なる集まり、集団であるほうが子どもの発達にとっても望ましいだろう。地域のひろば型支援施設が、母子と地域の女性のみが利用するような空間ではなく、「子育ての社会化」として多様な社会成員が関わる場としての機能を果たすためには、男性利用者が気兼ねなく利用できるような配慮やサービス、また、乳幼児以外の子どもや若者、そして多様な世代の大人が関わるようなコミュニティ空間にしていく必要がある。

一方、預かり型支援としての一時保育は、核家族世帯や在宅子育て世帯など、とりわけ「預かり」サポートに限界がある世帯において、母親のリフレッシュや休息、様々な用事や就業などの目的や子どもの集団保育経験を目的として、ニーズがみられた。また、一時保育の利用により、子どもを預けることへの抵抗感の緩和、仕事や用事をするうえでの安心感や精神的・時間的なゆとりの増加などの利用効果が確認された。すなわち、「子育ての外部化」による育児負担の軽減に加え、一時保育の利用がジェンダー規範意識を変化させるという点では「子育ての脱ジェンダー化」としての機能を持つと考えられる。他方で、一時保育の利用にあたっては、利用経験者の間でも経済的な負担や子どもへの配慮、預け先等の情報収集の大変さがあげられていた。また、非利用者を含めた回答では、利用料金の問題の他に、利用の後ろめたさ、子どもの反応、立地条件、定員・情報不足、保育の質

への不安といった問題点が指摘された。預かり型支援を含め、制度的支援の利用には子育て家庭の所得階層や関係的支援といった資源の状況が関連しており、利用における階層化や、経済的、心理的ハードルが課題となっている。

終-3　「子育ての社会化」施策の改善方策

以上のような課題を乗り越え、子育て家庭相互の、そして子育て家庭とその他の多様な社会成員の間での「子育ての社会化」を促進するにはどのような方策が考えられるのか。ここでは第八章や第九章でみた他地域の取り組みを参考に考察する。

表終-1　ひろば型支援及び預かり型支援の影響・課題と改善方策

影響・機能	課題・問題	改善方策
【ひろば型支援】 ①子育てのインフラ、子どもの第一次集団 ②地域における子育ての空間・社会関係・社会的支援の利用可能性の拡大と多様化 ③福祉コミュニティ形成基盤 →「子育ての孤立化」の解消(「外部化」や「共同化」の機会財) **【預かり型支援】** ①「子育ての外部化」による育児負担の軽減 ②規範意識の変化(「子育ての脱ジェンダー化」)	**【ひろば型支援】** ①「子育ての個別化」、「子育ての再家族化」 ②利用者の同質性・閉鎖性 →一部支援利用（子育ての外部化・共同化）を阻害 ③家庭内・家庭外における「子育てのジェンダー化」の温存と母子集団の孤立化 **【預かり型支援】** ①利用の階層化、経済的ハードル（利用料金） ②利用の心理的ハードル（後ろめたさ、子どもの反応、保育の質への不安） ③情報不足、定員不足	**(1) 利用対象の限定や特定のテーマを設定した開催日の設定** →利用者の多様性拡大、「子育ての共同化」、「子育ての脱ジェンダー化」 **(2) 地域の団体・組織と連携した活動の充足** →支援の地域偏在・施設差の是正と民間支援のバックアップ **(3) ひろばにおける預かり型支援、利用券** →経済的・心理的ハードルの軽減による「子育ての外部化」、支援利用の相乗効果と地域とのつながり創出による「子育ての孤立化」予防と「子育ての共同化」、就労支援との連携による「子育ての脱ジェンダー化」

1 つは、利用対象の限定や特定のテーマを設定した開催日の設定である。例えば、和光市と千歳市の事例調査でみたように、父親、20 代以下の親、初回利用者、新規移住者、1 年以内の復職希望者、多胎児の親子、日本語が母国語でない家族など、ひろば型支援の少数派属性の利用者や特に社会的ネットワークが貧弱になりやすい対象者にターゲットを絞った開催日を設ける。これにより、初めて利用する親子や利用頻度が高くない親子、ひろばでの他者とのかかわり方に不安を感じている人、既にグループが出来ていたり自分と話が相手を見つけにくく知り合いをつくりにくいと感じている人が、ひろばに足を運びやすいような工夫を行うことが考えられる。また、それぞれの属性の親にとって関心の高いテーマについて学習や情報交換、相談の機会を求める人などを対象とした開催日を設け、個別ではなく数人で情報交換ができるような機会を設けて、互助を促進することが有効であると考えられる。利用者の多様性を拡大させるためのアプローチは、特に利用に困難やハードルを抱えている家庭の「子育ての孤立化」を防ぐ、「子育ての共同化」のより積極的な取り組みの 1 つであり、父親向けや就労希望者向けの支援などは、「子育ての脱ジェンダー化」を促進するための取り組みともいえる。まずは施設に足を運んでもらい Coming の集まりをつくること、その上で利用者同士の相互サポートや継続利用を促進していく取組みにより、Keeping の段階まで幅広い対象者に対する利用価値を高め、その先の Working の段階にしていくためには、ある程度棲み分けをさせながらも、多様な利用者層や多世代交流の機会を設けることも重要であると考える。

2 つ目の方策としては、ひろば型支援の運営主体の多様性を活かし、地域の団体・組織と連携した活動を充足させる取り組みが考えられる。ひろば型支援施設における支援内容は各施設で差がみられる上に、専門の育児講座や栄養相談を実施しているセンター型は数が限られ、自家用車がない乳幼児親子の支援利用は徒歩圏内などの移動範囲に制限されやすい。また、地域型では、ボランティア支援の活性化、支援内容の向上や、現場の問題や細かなニーズを政策側に反映させるためにも、専門職員を配置する必要性が示唆された[402]。したがって、地域連携型支援として、例えば定期的に保育や保健、医療等の専門家を派遣し、子どもの発達や育児に関する専門相談の機会を提供する必要があると考えられる。こ

[402] 実際調査 A では、児童館型と地域主体型のサロンで長年ボランティアをしている元保育士から、「以前は児童会館のサロンに保健センターから保母さんが来ていたので、専門的な相談ができたり、ボランティアにも指示してくれるので動きやすかった。…〔現在は〕子育てサロンの開館は時間的には増えたが、問題が見えなくなったと思う。…前みたいにプロがいたほうが、区役所としても色々把握できると思うが。…児童会館のサロンも場所によってやっていることがばらばら」との指摘もきかれた。

れに対して、「日本版ネウボラ」制度を導入する自治体では、保健センターにおける妊娠期からの面談だけでなく、NPO の運営も含めた地域のひろば型支援施設にも保健師が出向くなどして、定期的にネウボラ相談が実施されている。また、和光市や千歳市の場合には、母子保健事業、地域子育て支援事業、保育事業が一つの施設内で提供されている。「支援を受ける場を選択する権利」［武田 2002：91］を保障するには、幅広い選択肢の提供だけでなく、選択ための情報提供も徹底しなければならない。「出産の最初の時点、つまり最も情報が必要な時点で、充実した近隣の子育て支援機関のリストが手渡されること、それらとの連携によって親子の援助を試みていること、親同士のネットワークをつくることを親任せにせず、意識的、積極的、経済的に支援していること」［同書：86］は公助の重要な責務であり、必要な時に必要な情報が必要な形でそれを必要とする人のもとに届けられるような情報環境整備も求められている[403]。一方で、虐待予防のための機能も期待される利用者支援事業を個々の NPO のひろばで専門職ではないスタッフが実施するのに伴う困難もあるだろう。利用者や支援に関して支援者・組織間で密にネットワークを構築して情報共有を行うともに、協セクターの一支援者・団体では抱えきれない部分をバックアップしていく体制を整えるのも官セクターの役割として重要である。

3 つ目は、ひろば型支援施設における預かり型支援（一時保育やファミリー・サポート・センター事業）の実施が考えられる。地域子育て支援として現在までに広く普及し、日常的に利用されているひろば型支援施設において一時保育が利用できることは、母親にとっては、預け先の状況をよく把握し、顔見知りの保育者がいるという安心感につながり、子どもにとっても、日頃から遊び慣れている場所で保育されることで心理的なストレスが軽減されると考えられる。さらに保育者にとっても、通常の一時保育と比べ、新規の利用者よりも普段から利用している者であれば、子どもとの信頼関係や保護者との関係づくりの難しさの問題［野呂・津田 2010］を緩和できる効果も期待できる。また、それが臨時型ではなく定期型利用であれば、子どもの集団保育経験としてのニーズ充足が期待できるだけでなく、母親にとっては一時保育利用の後ろめたさが軽減され、母子密着や育児負担の軽減にもつながる可能性が指摘できる。本論文でもみたように、特に「預かり」は、「相談」

403 フィンランドのネウボラは、「経済的に豊かな家庭も含めて、すべての親子がどこかの段階で必ず支援を必要とする」という認識に基づき、「全員に支援することで、虐待などの深刻なケースを予防できる」ことを強調するものであり、こうした家族に優しい普遍主義の支援、予防的な支援が、結局は福祉や保健・医療のコストを節約することにもつながっているとも言われている［榊原 2016：73］。

や「情報提供」と比べて、子どもへの責任も伴う育児援助であり、ママ友による互助といった個別的な無償の援助は回避される傾向にある。一定の専門研修を受けた保育者による託児サービスが増えれば、親にとっては、定員不足といった一時保育利用のデメリット解消につながる。特に、ひろば型支援施設で行われる一時保育は、オープンスペースで、(NPO型などでは）インフォーマルな雰囲気がありながら、訪問型個別保育と比べれば、より多くの子ども・大人がいる空間での保育になる。預かり手にとっても自宅で一人で子どもを預かる心理的な負担や場所の問題が解消され、制度の普及や共助の広がりといった相乗効果や、一時保育が定員不足等の問題の改善にもつながる可能性が考えられる。

実際に、世田谷区では、ひろば型支援を運営する NPO も一時預かり事業の実施主体となっており、ひろばと同じ空間あるいは別の部屋で一時保育が実施され、支援の相互利用につながったケースも多くみられていた。ワークスペースひろば型と呼ばれる事業では、通常保育を利用していない育児休業取得者、在宅子育て家庭、幼稚園利用者の母親が、リフレッシュ利用のみならず、子どもを預けながら、子どもと空間的に近い場所で、短時間、仕事や資格取得の勉強などが行える。このような子育てと仕事の新しい両立のスタイルは、子育て期のキャリアのブランクを緩和する支援であるだけでなく、今後、父親の育児休業取得などが広がっていく中では、就労・非就労の違いや性別の違いを問わず利用できる支援ともなる。これまで少数派であった属性のひろば型支援利用の促進と、子育て家庭の地域とのつながりの形成にも寄与する可能性がある。すなわち、「子育ての外部化」のみならず、「子育ての脱ジェンダー化」や「子育ての共同化」への機能的発展という効果も見込まれる。加えて、世田谷区の場合は、妊娠期面談（ネウボラ相談）のインセンティブとして、また地域の様々な制度的支援・サービスの利用券を配布していた。これは、預かり型支援の利用に伴う、金銭的な負担とそれに起因する心理的ハードルの軽減や、所得階層による支援・サービスの利用における機会の差の是正、地域の子育て支援の制度や担い手と関わるきっかけとして「子育ての孤立化」の予防にも寄与する可能性がある仕組みといえる。

他方で、NPO 型ひろばについては、札幌市でも資金不足と有償スタッフの維持が運営上最も大きな課題となっていた[404]。従来、ボランティアによる無償の子育て支援に関しては、

[404] NPO 型 I では、年間二百数十万円程度の助成金では、時給 500 円の有償スタッフの維持も非常に厳しく、子育てサロン事業だけでは到底活動を継続できないため、「コミュニティ・ランチ」や「バザー」等のイベントや支援活動で資金を工面していた。NPO 型 H も、期限付きの民間の助成金が切れた場合には、児童発達支援といった福祉サービスに対する公的な助成金が最も大きな資金源となるが、家賃や光熱費に加えスタッフの人件費の工面は厳しい状況にあり、定期型一時保育を始めることで定期収入を確保していた。地域型 G の場合も、町

「実際、子育て支援のボランティアは公的機関が払うべき人件費の節約手段として利用されていることも少なくない」[武田 2002：192]、といった問題が指摘されてきた[405]。特に制度的な子育て支援における財源支出は、現在も待機児童対策としての一般の保育所向けの支援が中心であるが、すべての子育て家庭に利用が開かれた地域子育て支援は、ニーズとしても社会的支援としてもその重要性は高い。「子育ての社会化」の担い手として、NPOや地域ボランティア団体等の多様な主体の役割が期待されている一方で、活動の継続に対する財政的支援は不足しており、とりわけ、その担い手の多数派が女性であることを鑑みれば、「子育ての社会化」によって、家庭外に外部化された先で、単に子育ての担い手が家族外の女性に「再ジェンダー化」されるだけでなく、家庭外に「不払い労働」を移行するだけで、ケアワークの市場価値を下げることにつながる危険もある。社会全体が「子育ての社会化」の担い手となり、地域における多様な子育て支援を存続させていくためにも、この分野における公的責任と公的支出の改善が必要である。

終-4　本研究の意義と課題

本研究では、子育ての私事化と子育ての社会化に関するこれまでの先行研究や論点に基づきながら、子育ての私事化と社会化という 2 つの趨勢が交錯する中で、実際の社会において子育てはどのように「私事化」され、またそれに対してどのような形で「子育ての社会化」の施策が展開されているのか。それによって子育てはいかに「社会化」され、またどのような影響や課題がみられるのか。複数の調査手法を組み合わせた独自の調査データから実証的に検討した。従来の子育て支援の社会学研究では、主に質的調査に基づくミクロな相互作用の観点から、子育て私事化／社会化が子育て支援の現場や実践にもたらす影響等が明らかにされてきたが、本研究では、子育てをめぐる規範意識や担い手の状況を、より多くのケース数を扱う質的調査と量的調査の両方から確認した。

また、本研究では、在宅子育て家庭も含むすべての子育て家庭を対象とした地域子育て支援としてのひろば型支援や預かり型支援など、新たな社会政策の領域に着目した。これらの支援の利用者だけでなく非利用者も調査対象として利用の実態や課題を把握し、また、

内会から支給される月額 3 万円の助成金を会場費に充て、おもちゃなどは一部手作りのものを使用しながら運営しているなど、民間のひろば型支援の運営状況は厳しい状況にある。

405 木脇［2017］も、日本の子育て支援について、「現状先行型の子育て支援は、子育ては母親がするものであるという規範に則り、本来子育てをするべき『親（とりわけ母親）』に対して、『行政』や『地域（その多くは子育て後の女性たち）』が支援者となる形をとっている。子どもの年齢対象も就学前に限定されがちである」と指摘している。

これらの支援の実施形態を類型化して比較することにより、「子育ての社会化」の進展がもたらす多様な制度的な支援と、関係的な支援及び利用者の社会的ネットワークとの相互的な関連を明らかにした。そして、自治体やNPO、地域ボランティアなどの多様なアクターの役割や、複数の子育て支援事業の融合的展開について、複数都市の事例を取り上げて「子育ての社会化」の現状と政策的課題を考察した。このように、既存研究とは異なる調査対象、調査方法、分析レベル、着眼点等から「子育ての社会化」を論じた点に本研究の特色があるといえる。

ただし、本研究は主に札幌市という地域に関する調査データが中心となり、比較事例とした自治体における調査では、支援施設における観察調査や利用者への調査が相対的に少ないといった課題が残った。子育て支援は、年々制度も新しく改定・進展する流動的な政策領域であるとともに、地方自治体の裁量も大きく、地域の特性や地域間の差は無視できない。また、その子育て支援の担い手・関与アクターが多様であるがゆえに、支援の内実も細かくみれば多様であるため、本研究では一定の共通パターンを見いだせたとはいえ、そこから全国的な傾向を一般化して捉えることは出来ない。さらに、子育て家族の多様化と子育て支援の制度事業やその担い手の多様化、地域子育て支援事業と保育事業や母子保健事業、さらには育児休業制度や就労支援事業など、事業の対象や内容、領域における統合や再編も今後一層加速していく可能性がある。

家族の多様化や女性のライフコースの多様化といった趨勢に加えて、「子育ての社会化」という社会政策的な動きもある中で、子育て家庭の多様な状況に対して、子育て支援の担い手や内容も今後ますます多様化していくであろう。多様な生活世界に生きる人たちをライフスタイルや社会経済的階層性を問わず包摂し、社会的孤立やケアの抱え込みを解消していけるような包括的かつ持続可能な支援体制をどう構築していくか。今後も長期的な展望に基づきながら、社会的支援のアクターの多様化及びそれら相互の統合的な協働を念頭に、「子育て」や「家族」、既存領域の境界を超えて、より広範囲な社会構成員による地域福祉実践の探究と構想を継続していきたい。

【謝辞】

【初出一覧】

序　章　　書き下ろし

第一章　　書き下ろし

第二章　　書き下ろし

第三章　　工藤遥、2014 年 3 月、「都市における子育てサポートシステムの研究」、北海道大学大学院文学研究科（修士学位論文）、pp. 1-143. を大幅に加筆・修正

第四章　　同上

第五章　　工藤遥、2013 年 12 月、「都市の育児援助システムにおける『子育てサロン』の機能」、『北海道大学大学院文学研究科研究論集』、北海道大学大学院文学研究科、13 号、pp. 453-474. を加筆・修正

第六章　　工藤遥、2018 年 3 月、「都市部における地域子育て支援の利用実態――ひろば型支援の利用者と非利用者の母親の社会的・階層的属性」、『次世代人文社会研究』、日韓次世代学術フォーラム、14 号、pp. 197-218. を加筆・修正

第七章　　工藤遥、2018 年 6 月、「『子育ての社会化』施策としての一時保育の利用にみる母親規範意識の複層性」、『福祉社会学研究』、福祉社会学会、15 号、pp. 115-138. を加筆・修正

第八章　　書き下ろし

第九章　　書き下ろし

終　章　　書き下ろし

【参考文献】

A

安立清史, 2005a,「福祉 NPO 概念の検討と日本への応用―介護系 NPO の全国調査から」『大原社会問題研究所雑誌』554：15-27.

安立清史，2005b,「地域福祉における市民参加」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際―福祉社会学研究入門』東信堂：91-111.

網野武博，1994,「家族および社会における育児機能の心理社会的分析」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会：89-105.

網野武博，2000,「多様化する保育サービスの現状と課題―子育ての社会化にむけて」『月刊福祉』83（3）：12-17.

安藤藍，2017,『里親であることの葛藤と対処―家族的文脈と福祉的文脈の交錯』ミネルヴァ書房.

荒川茂則，1991,「戦後日本の家族と私化」『奈良大学紀要』19：177-98.

吾田富士子・山田りよ子・甲斐仁子，2006,「札幌市『仲よし子ども館』の果たした役割と今日への示唆―地方行政と子育て支援の視点から」『保育士養成研究』24：19-28.

B

Bott, Elizabeth, 1955, Urban Families: Conjugal Roles and Social Networks, *Human Relations* 8: 345-384.（＝2006, 野沢慎司訳,「都市の家族―夫婦役割と社会的ネットワーク」野沢慎司編・監訳『リーディングスネットワーク論―家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房：35-91.）

C

中央児童福祉審議会，1963,「保育問題をこう考える―中間報告」.

D

Daly, Mary, 2001, *Care work: The Quest for Security*, Genova: International Labour Office.

傳馬淳一郎，2006,「『子育て支援』概念に関する研究―親子を取り巻く環境と、支援の機能」『北星学園大学大学院論集』9：13-30.

E

江原由美子，2000,「母親たちのダブル・バインド」目黒依子・矢澤澄子編『少子化時代のジェンダーと母親意識』新曜社：29-46.

Esping-Andersen, Gøsta, 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press. （=2000，渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎―市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.）

F

Fischer, C.S., 1982, *To Dwell among Friends: Personal Networks in Town and City*, Chicago: University of Chicago Press.（＝2002，松本康・前田尚子訳『友人のあいだで暮らす―北カリフォルニアのパーソナル・ネットワーク』未來社.）

藤崎宏子，2009,「介護保険制度と介護の『社会化』『再家族化』」『福祉社会学研究』6：41-57.

舩橋惠子，1999a,「父親の現在―ひらかれた父親論へ」渡辺秀樹編『変容する家族と子ども―家族は子どもにとっての資源か』教育出版株式会社：87-105.

舩橋惠子，1999b,「〈子育ち〉の社会的支援と家族」『家族社会学研究』11：25-35.

船橋惠子，2005,「育児戦略と家族政策のなかのジェンダー―日本・フランス・スウェーデンの比較調査から」『家族社会学研究』16（2）：23-35.

舩橋惠子，2006,『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房.

布施晶子，1974,「婦人解放の道すじと家事・育児―最近の論調をめぐって」『賃金と社会保障』647：25-35.

布施晶子，1993,『結婚と家族』岩波書店.

布施晶子，2001,「家族福祉とネットワーク」『家族・福祉社会学の現在』207-224.

冬木春子，2008,「父親の育児ストレス」大和礼子・斧田節子・木脇奈智子編『男の育児・女の育児―家族社会学からのアプローチ』昭和堂：137-159.

G

後藤澄江，2012,『ケア労働の配分と協働―高齢者介護と育児の福祉社会学』東京大学出版会.

Goffman, Erving, 1963, Behavior in Public Places: Notes on the Social Organizati

on of Gatherings, New York: Free Press.（＝1980，丸木恵祐・本名信行訳『集まりの構造―新しい日常行動論を求めて』誠信書房.）

H

原俊彦，2008,「札幌市の少子化：人口学的特徴・社会経済的背景・政策的対応可能性」『札幌市立大学研究論文集』2（1）：5-15.

早瀬眞喜子，2010,「子育て支援における一時保育の役割と課題―一時保育を利用している母親のアンケート調査を手がかりに」『季刊保育問題研究』244：19-33.

林浩康，1998,「現代社会における子育て観の揺らぎ」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』35：97-110.

広井多鶴子，1999,「第三章 父と母の制度史―親の〈自然〉な権利が確立するまで」渡辺秀樹編『シリーズ 子どもと教育の社会学 3 変容する家族と子ども―家族は子どもにとっての資源か』教育出版：46-62.

實川慎子・砂川史子，2012,「就労する母親の『ママ友』関係の形成と展開―専業主婦との比較による友人ネットワークの分析」『千葉大学教育学部研究紀要』60：183-190.

廣川嘉裕，2006,「行政と NPO の協働に関する理論」『ノモス』19：87-98.

広田照幸，1999,『日本人のしつけは衰退したか―『教育する家族』のゆくえ』講談社.

広田照幸，2006,「子育て・しつけ　序論」広田照幸監編『子育て・しつけ』日本図書センター：3-17.

北海道保育団体連絡会白書編集委員会，1976,『1978 年度版　ほっかいどうの保育白書』北海道保育団体連絡会.

I

一瀬篤，2016,「妊娠・出産包括支援事業とは」『保健ジャーナル』72（1）：8-13.

池田充裕，2006,「幼児教育の歴史と少子化への対応」池田充裕・山田千明編著『アジアの就学前教育―幼児教育の制度・カリキュラム・実践』明石書店：232-247.

稲葉昭英，2007,「ソーシャル・サポート，ケア，社会関係資本」『福祉社会学研究』(4)：61-76.

井上清美，2013,『現代日本の母親規範と自己アイデンティティ』風間書房.

井上大樹・河野和枝・沢村紀子・前田典子・山下由紀夫・吉岡亜希子，2008,「子育て支援

センターの機能と地域子育て協同への可能性」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』105：111-50.
石井クンツ昌子，2013,『「育メン」現象の社会学―育児・子育て参加の希望を叶えるために』ミネルヴァ書房.
磯田朋子・香月保彦，2008,「『個人化』『個別化』と『私事化』概念―概念の整理と指標化に向けて」社会情報学研究：14：69-74.
磯田朋子・清水新二，1991,「家族の私事化に関する実証的研究」『家族社会学研究』3（3）：16-27.

K

角張慶子・小池由佳，2009,「母子分離における母親の意識―“子どもを預ける”サポート先の違いによる意識の比較を中心として」『県立新潟女子短期大学研究紀要』46：23-8.
神田直子・山本理絵，2001,「乳幼児を持つ親の、地域子育て支援センター事業に対する意識に関する研究―子育て支援事業参加者と非参加者の比較から」『保育学研究』39（2）：80-86.
金子勇，1995,『高齢社会・何がどう変わるか』講談社.
金子勇，2003,『都市の少子社会―世代共生をめざして』東京大学出版会.
金子勇，2006,『社会調査から見た少死高齢社会』ミネルヴァ書房.
金子勇，2007,『格差不安時代のコミュニティ社会学―ソーシャル・キャピタルからの処方箋』ミネルヴァ書房.
金子勇，2011,『コミュニティの創造的探究―公共社会学の視点』新曜社.
金子勇，2013,『「時代診断」の社会学―理論と応用』ミネルヴァ書房.
加納実紀代，1996,「母性主義とナショナリズム」『岩波講座 現代社会学 第19巻〈家族〉の社会学』岩波書店：189-215.
榊原智子，2016「妊娠期からの切れ目のない支援と『日本版ネウボラ』」『発達』37（146）：68-73.
柏木恵子，2010,「アロマザリングを阻む文化―なぜ『母の手で』が減らないのか？」根ヶ山光一・柏木惠子編著『ヒトの子育ての進化と文化―アロマザリングの役割を考える』有斐閣：163-81.
柏木恵子・若松素子，1994,「『親となる』ことによる人格発達：生涯発達的視点から親を

研究する試み」『発達心理学研究』5（1）：72-83.
加藤邦子・石井クンツ昌子・牧野カツコ・土谷みち子，2002,「父親の育児かかわり及び母親の育児不安が 3 歳児の社会性に及ぼす影響―社会的背景の異なる 2 つのコホート比較から」『発達心理学研究』13（1）：30-41.
加藤繁美，2001,「世紀転換期の保育社会化論と子どもの権利」『山梨大学教育人間科学部紀要』3（1）：313-320.
河原和枝，1998,『子ども観の近代』中央公論社.
木戸功，2010,『概念としての家族―家族社会学のニッチと構築主義』新泉社.
木脇奈智子，1994,「子育てをめぐる母親のコンフリクト―乳幼児を持つ母親のライフスタイルと子どもを預ける意識を中心に」『生活社会科学研究』創刊号：11-26.
木脇奈智子，2012,「子育てとジェンダーを考える―日本における男性の子育ての変化を通して」『家庭科・家政教育研究』7：3-12.
木脇奈智子，2017,「フィンランド・ネウボラの理念と現状―ハーメリンナのネウボラナース養成校の現地調査から」『藤女子大学 QOL 研究所紀要』12（1）：5-12.
小池由佳・角張慶子，2009,「A 市における一時保育の現状と課題」『県立新潟女子短期大学研究紀要』46：11-21.
国立社会保障・人口問題研究所，2015,「報告書『第 5 回全国家庭動向調査　現代日本の家族変動』」（http://www.ipss.go.Jp/ps-katei/J/NSFJ5/Mhoukoku/Mhoukoku.asp、2019 年 11 月 24 日取得）.
厚生労働省，1998,「平成 10 年版　厚生白書」.
香崎智郁代，2012,「子育て支援施設非利用者の現状と支援の課題に関する一考察―非利用者を対象にしたアンケートを参考に」『社会関係研究』18（1）：19-45.
小山静子，1991,『良妻賢母という規範』勁草書房.
小山静子，2004,「少産社会の子ども観―『作るもの』『育てるもの』としての子ども」『教育学研究』71（4）：399-409.
小山静子，2013,「解説 子ども・家族と教育」小山静子編著『論集 現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』日本図書センター：491-517.
工藤遥，2013,「都市の子育てをめぐるサポートシステム」『現代社会学研究』26：55-71.
倉敷伸子，2007,「近代家族規範受容の重層性―専業農家経営解体期の女性就業と主婦・母親役割」『年報・日本現代史』12：201-35.

M

待井和江，1975,「『保育に欠ける子供』の問題」『社會問題研究』25（1･2･3･4）: 85-110.

前田尚子，2003,「地方都市における育児期女性のパーソナル・ネットワーク」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』35：53-67.

前田尚子，2004,「パーソナル・ネットワークの構造がサポートとストレーンに及ぼす効果―育児期女性の場合」『家族社会学研究』16（1）: 21-31.

牧野カツコ，1981,「育児における〈不安〉について」『家庭教育研究所紀要』2：41-51.

牧野カツコ，1982,「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』3：34-56.

牧野カツコ，1983,「働く母親と育児不安」『家庭教育研究所紀要』4：67-76.

牧野カツコ，1985,「乳幼児をもつ母親の育児不安―父親の生活および意識との関連」『家庭教育研究所紀要』6：11-24.

牧野カツコ，1987,「働く父親の家庭生活と意識―仕事の忙しさとの関連」『家庭教育研究所紀要』8：42-51.

牧野カツコ，1988,「乳幼児をもつ母親の学習活動への参加と育児不安」『家庭教育研究所紀要』9：1-13.

牧野カツコ，1989,「〈育児不安〉の概念とその影響要因についての再検討」『家庭教育研究所紀要』10：23-31.

牧野カツコ，2005,『子育てに不安を感じる親たちへ―少子化家族のなかの育児不安』ミネルヴァ書房.

牧野カツコ，2009,「子育ての場という家族幻想―近代家族における子育て機能の衰退」『家族社会学研究』21（1）: 7-16.

松岡知子・櫻谷眞理子，2004,「保育所における一時保育を利用した母親の意識調査」『立命館人間科学研究』7：13-24.

真下道子，［1990］2013,「出産・育児における近世」小山静子編著『論集 現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』日本図書センター：32-56.

松田茂樹，2001,「育児ネットワークの構造と母親の Well-Being」『社会学評論』52（1）: 33-49.

松田茂樹，2008,『何が育児を支えるのか―中庸なネットワークの強さ』勁草書房.

松田茂樹，2010,「子育てを支える社会関係資本」松田茂樹・汐見和恵・品田知美・末盛慶

著『揺らぐ子育て基盤―少子化社会の現状と困難』勁草書房：91-113.
松木洋人，2009,「『保育ママ』であるとはいかなることか―家庭性と専門性の間で」『年報社会学論集』2009（22）：162-73.
松木洋人，2013,『子育て支援の社会学―社会化のジレンマと家族の変容』新泉社.
松本康，1995,「現代都市の変容とコミュニティ、ネットワーク」松本康編『増殖するネットワーク』勁草書房：1-90.
目黒依子，1999,「総論　日本の家族の『近代性』―変化の収斂と多様化の行方」目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学 2 家族』東京大学出版会：1-19.
三重野卓，2005,「福祉政策の公平・効率性と社会計画」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際―社会福祉学研究入門【改訂版】』東信堂：13-34.
宮坂靖子，1999,「ジェンダー研究と親イメージの変容」『家族社会学研究』11：37-47.
宮坂靖子，2000a,「育児不安と育児ネットワーク―『公園づきあい』の視点から」『家族研究論叢』6：55-76.
宮坂靖子，2008,「育児の歴史―父親・母親をめぐる育児戦略」大和礼子・斧田節子・木脇奈智子編『男の育児・女の育児―家族社会学からのアプローチ』昭和堂：25-44.
森岡清美，1983,「日常生活における私秘化」『社会学評論』34（2）：12-9.
元木久男，2011,「子育ての共同の推進と保育施設の役割」『九州保健福祉大学研究紀要』12：85-94.
村山祐一，2004,「育児の社会化と子育て支援の課題について」『教育学研究』71（4）：435-47.
Murdock, George Peter., 1949, Social Structure, Macmillan Company.（＝1978，内藤莞爾監訳『社会構造』新泉社.）

N

中江克己，2007,『江戸の躾と子育て』祥伝社.
中野由美子，1996,「はじめの 3 年間の子どもの発達と父子関係」牧野カツコ・中野由美子・柏木惠子編『子どもの発達と父親の役割』ミネルヴァ書房：31-49.
中谷奈津子，2004,「子どもから離れる時間と育児不安・母親規範意識―専業主婦における関連要因の検討」『家族関係学』23：49-60.
中谷奈津子，2013a,「『ネットワーク』はどのように語られてきたか―これまでの先行研

究・実践報告などの整理から」山縣文治監・中谷奈津子編『住民主体の地域子育て支援―全国調査にみる「子育て支援ネットワーク」』明石書店：14-39.
中谷奈津子，2013b,「『子育てネットワーク』のこれから」山縣文治監・中谷奈津子編『住民主体の地域子育て支援―全国調査にみる「子育て支援ネットワーク」』明石書店：166-181.
内閣府，2004,「平成 16 年版　少子化社会白書」.
内閣府，2005,「平成 17 年版　国民生活白書」.
内閣府，2006,「平成 18 年版　少子化社会白書」.
内閣府，2007,「平成 19 年版　国民生活白書」.
内閣府，2013,「平成 25 年版　子ども・子育て白書」.
内閣府，2014,「平成 26 年版　少子化社会対策白書」.
内閣府，2015,「平成 27 年版　少子化社会対策白書」.
内閣府，2016,「子ども・子育て支援新制度　なるほど BOOK（平成 28 年 4 月改訂版）」.
内閣府，2018a,「平成 30 年版 少子化社会対策白書」.
内閣府，2018b,「平成 30 年版 男女共同参画白書」.
日本保育協会，2009,『みんなで元気に子育て支援―地域における子育て支援に関する調査研究報告書』社会福祉法人日本保育協会.
西村真実，2005,「保育所における地域子育て支援事業の今後の展開に関する考察Ⅰ」『奈良佐保短期大学紀要』13：9-18.
野呂アイ・津田千鶴，2010,「地域における子育て支援と保育環境―一時保育をめぐる乳幼児と保育士の発達保障を中心に」『保育学研究』48（2）：139-48.
野沢慎司，2009,『ネットワーク論に何ができるか―「家族・コミュニティ問題」を解く』勁草書房.
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会，2015,「地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査 2015」（https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/away-ikuji.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）.
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会，2016,「地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調差 2015　地域子育て支援拠点における『つながり』に関する調査研究事業　報告書」（https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/away-ikuji-hokoku.pdf、2019 年 11 月 24 日取得）.

O

落合恵美子，1989,『近代家族とフェミニズム』勁草書房.

落合恵美子，［1994］2004,『21 世紀家族へ（第 3 版)』有斐閣.

落合恵美子，2000,『近代家族の曲がり角』角川書店.

落合恵美子，2013,『親密圏と公共圏の再編成―アジア近代からの問い』京都大学学術出版会.

落合恵美子，2013,「東アジアの低出生率と家族主義―半圧縮近代としての日本」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成―アジア近代からの問い』京都大学学術出版会：67-97.

大藤修，［1996］2013,「家と村における産育・教育」小山静子編著『論集 現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』日本図書センター：3-31.

尾木まり, 2006,「地域における親子の居場所に関する考察」『上智社会福祉専門学校紀要』創刊号：25-33.

尾木まり，2016,「『一時預かり事業』の意義」『児童心理』70（19）：136-40.

大日向雅美，［1988］2016,『新装版 母性の研究―その形成と変容の過程：伝統的母性観への反証』日本評論社.

大日向雅美，［2002］2006,「母性愛神話・3 歳児神話をどうみるか」広田照幸監編『子育て・しつけ』日本図書センター：201-10.

大日向雅美，2005,『「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない』岩波書店.

大日向雅美，2015,『増補　母性愛神話の罠』日本評論社.

岡健，2010,「一時保育の在り方と課題の検討―乳幼児の権利を保障するために」『保育学研究』48（2）：138.

岡本聡子，2015,「母親の育児不安解消における地域子育て支援拠点事業の効果―利用者アンケートを通じた測定と検証」『創造都市研究 e』10（1）：1-12.

表真美，2013,「子育て支援利用の現状と課題―保育所・幼稚園における質問紙調査から」『京都女子大学発達教育学部紀要』9：1-9.

大門正克，［2000］2013,「戦時下の少国民―農村と都市の対比」小山静子編著『論集 現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』日本図書センター：3-31.

大豆生田啓友，2006,『支え合い、育ち合いの子育て支援―保育所・幼稚園・ひろば型支援施設における子育て支援実践論』関東学院大学出版会.

大豆生田啓友，2008,「子育て支援とは何か：子育て支援の多様性」大豆生田啓友・太田光

洋・森上史朗編『よくわかる子育て支援・家族援助論』ミネルヴァ書房：2-3.
太田素子，1994,『江戸の親子―父親が子どもを育てた時代』中公新書.
太田素子，［1998］2013,「マビキ教諭書にみる価値の相克」小山静子編著『論集 現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』日本図書センター：57-82.
太田素子，2007,「家父長から『賢母』へ―近世武家社会における父と母の関係史」『歴史評論』684：2-15.
太田素子，2010,「第 4 章 歴史の中のアロマザリング」根ケ山光一・柏木惠子編著『ヒトの子育ての進化と文化―アロマザリングの役割を考える』有斐閣：75-93.
小沢牧子，［1989］2009,「乳幼児政策と母子関係心理学」天野正子ほか編集委員，斎藤美奈子編集協力，江原由美子解説『新編日本のフェミニズム 5 母性』岩波書店：74-96.

P

Parsons, Talcott, 1956, The American Family: Its Relations to Personality and to the Social Structure, Parsons, Talcott. & Robert F. Bales, *Family: Socialization and Interaction Process*, Routledge and Kegan Paul: 3-34. （＝1981,「アメリカの家族―パーソナリティおよび社会構造に対するその関連」橋爪貞雄・溝口謙三・高木正太郎・武藤孝典・山村賢明訳『家族』黎明書房：16-59.）

S

阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆，2012,「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜―家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』128：145-77.
札幌市，2004,「さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）」.
札幌市，2015,「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）」.
札幌市，2018,「第 4 次 男女共同参画さっぽろプラン（2018 年度～2022 年度）」.
沢山美果子，2007,「近代家族と子育て・再考」『歴史評論』684：29-45.
沢山美果子，2013,『近代家族と子育て』吉川弘文館.
関井友子・斧出節子・松田智子・山根真理，1991,「働く母親の性別役割分業観と育児援助ネットワーク」『家族社会学研究』3：72-84.
柴崎正行・安斎智子，2005,『歴史からみる日本の子育て―子育てと子育て支援のこれからを考えるために』フレーベル館.

清水新二，2001,「私事化のパラドクス―『家族の個人化』『家族の個別化』『脱私事化』論議」『家族社会学研究』13（1）：94-104.

汐見稔幸・松本園子・髙田文子・矢治夕起・森川敬子，2017,『日本の保育の歴史―子ども観と保育の歴史の 150 年』萌文書林.

下夷美幸，1994,「家族政策の歴史的展開―育児に対する政策対応の変遷」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』：251-272.

白井千秋，2009,「認可外保育施設からみる保育の戦後史（1）―共同保育から保育室の制度化へ」白井千秋・岡野晶子編著『子育て支援　制度と現場―より良い支援への社会学的考察』新泉社：82-99.

庄司洋子，2013,「ケア関係の社会学―家族のケア・社会のケア」『親密性の福祉社会学―ケアが織りなす関係』東京大学出版会：1-20.

相馬直子，2004,「『子育ての社会化』のゆくえ―『保育ママ制度』をめぐる政策・保育者の認識に着目して」『社会福祉学』45（2）：35-45.

相馬直子，2011,「『子育ての社会化』論の系譜と本研究プロジェクトの目的」『生協総研レポート』66：1-16.

鈴木順子，2010,「母親の育児と地域子育て支援センター利用に関する研究」『金城学院大学大学院人間生活学研究科論集』10：19-28.

T

田渕六郎，1999,「家族戦略と現代家族の変容」庄司興吉編著『共生社会の文化戦略』梓出版社：43-67.

多賀太，2006,「性別役割分業が否定される中での父親役割」広田照幸監編『子育て・しつけ』日本図書センター：117-128.

高橋睦子，2015,「フィンランドのネウボラとは」『地域保健』46（1）：66-71.

武田信子，2002,『社会で子どもを育てる―子育て支援都市トロントの発想』平凡社.

立山徳子，2011,「都市空間の中の子育てネットワーク―『家族・コミュニティ問題』の視点から」『日本都市社会学会年報』29：93-109.

藤間公太，2013,「子育ての脱家族化をめぐる「家庭」ロジックの検討―社会的養護に関する議論を手がかりに」『家族研究年報』38：91-107.

藤間公太，2014,「子育ての脱家族化論の問題構制―『支援』と『代替』をめぐって」『人

間と社会の探究：慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』77：1-17.
藤間公太，2017,『代替養育の社会学―施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.

U

上野千鶴子，2003,「解説」，マーサ・アルバートソン・ファインマン著，上野千鶴子監訳・解説『家族、積みすぎた方舟―ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房：263-99.
上野千鶴子，2011,『ケアの社会学』太田出版.

W

若本純子，2016,「誰がどのように子育て支援を利用してきたのか―わが国の子育て支援における課題」『佐賀大学教育学部研究論文集』1（1）：1-9.
渡辺秀樹，1997,「社会化とフェミニズム」『教育社会学研究』61：25-37.
渡辺秀樹，1999,「戦後日本の親子関係―養育期の親子関係の質の変遷」目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学 2 家族』東京大学出版会：89-117.

Y

山田昌弘，1994,『近代家族のゆくえ―家族と愛情のパラドックス』新曜社.
山縣文治，2000,「福祉制度改革で、保育サービスは変わったか―保育所の可能性としての 5 つの選択肢」『月刊福祉』83（3）：42-47.
山本敏子，［1991］2013,「日本における〈近代家族〉の誕生―明治期ジャーナリズムにおける『一家團欒』像の形成を手掛りに」小山静子編著『論集 現代日本の教育史 4 子ども・家族と教育』日本図書センター：257-279.
山村淑子，2007,「性別役割分担からみた昭和の子育て―戦時から戦後へ」『歴史評論』684：46-61.
山根真理，［2000］2006,「育児不安と家族の危機」広田照幸監編『子育て・しつけ』日本図書センター：53-68.
大和礼子，2008,「“世話／しつけ／遊ぶ”父と“母親だけでない自分”を求める母」大和礼子・斧田節子・木脇奈智子編『男の育児・女の育児―家族社会学からのアプローチ』昭和堂：1-24.

安川由貴子，2014,「地域子育て支援拠点事業の役割と課題―保育所・保育士の役割との関連から」『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』53：79-88.
吉長真子，2008,「日本における＜子育ての社会化＞ の問題構造―教育と福祉をつらぬく視点から」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室紀要』34：1-13.

Z

全国保育団体連絡会・保育研究所編，2009,『2009 年版　保育白書』ちいさいなかま社.
全国保育団体連絡会・保育研究所編，2016,『2016 年版　保育白書』ちいさいなかま社.

【付録（調査依頼状）】

札幌市にお住まいの乳幼児の保護者の皆さまへ

「子育て支援の利用に関する乳幼児保護者調査」へのご協力のお願い

私どもは、北海道大学の社会学講座で「子育て支援」について研究しているグループです。このたび、**札幌市保健所のご協力をいただき**、「子育て支援の利用に関する乳幼児保護者調査」を実施することになりました。

本調査は、**札幌市内で子育てをされている皆様**の、子育て支援の利用状況やそれらに対する評価、また子育てに関する意識や実態を広く把握し、現行の子育て支援の効果や課題などを明らかにすることを目的としております。

調査は**アンケート**形式で、主に子育てサロンや一時保育などの子育て支援の利用状況、子育てにおいて支援を受けている人の有無や地域の人との関わり、子育てに関する意識やご意見などについてお伺いします。

本調査へのご協力は任意です。答えたくない、答えられない質問は空欄で構いませんので、可能な範囲でご回答いただけましたら幸いです。なお、ご回答いただいた内容は、個人が特定されないような形に集計・処理をした上で、**学術研究**

目的で利用させていただきます。

回答に必要な時間は 10～20 分程度ですので、ご都合のよろしい時にご記入いただき、**調査実施者に直接お戻しいただく**か、**後日郵送**のいずれかでご返却ください。

なお、今回は子育て支援や子育ての状況などについて更に詳しいお話をお伺いするため、後日インタビュー調査をお願いできる方の募集もしております。よろしければ、アンケートと合わせてご協力いただけましたら幸いです。

お忙しいところ大変お手数をおかけしますが、札幌市における子育て支援の充実に向けて、本調査へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

北海道大学大学院文学研究科 准教授　今井 順

博士後期課程３年　工藤 遥、遠山 景広

裏面の「調査についての Q&A」もご覧ください。

調査についての Q&A

Q. 誰の責任で、誰の許可を得た調査でしょうか？

A.　学術研究の一環として、札幌市保健所にご協力をいただき、調査を実施する北海道大学の教員・大学院生の責任において調査を計画・実施しております。

　なお、本調査の実施内容については、北海道大学文学研究科の研究倫理審査の承認を得ております。また、本調査は、文部科学省所管の日本学術振興会の科学研究費助成を受けた研究プロジェクトの一環として実施しております。

Q. 調査に協力する義務はあるのでしょうか？

A. 義務は全くありませんが、本調査にご協力いただければ幸いです。アンケートの各質問項目への回答も全て任意ですので、答えたくない・答えられない質問がございましたら、空欄のまま次の質問にお移りください。

Q. 調査の結果はどのような目的で使用するのでしょうか？

A. 調査実施者の研究目的で使用いたします。学術目的の調査のため、大変申し訳ありませんが謝礼などはございません。これまでに実施されている類似の調査では詳細に把握されていない子育て支援の利用実態やニーズ、課題を明らかにし、支援をよりよいものにできるよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

Q. どのような人がデータを閲覧するのでしょうか？

A. ご回答いただいたアンケート用紙やインタビューの記録データを直接閲覧するのは、調査実施者のみで

す。アンケート・インタビューともに回答内容は集計および匿名でデータ処理をいたしますので、個人のお名前などが特定されることはありません。なお、学術調査であるため、論文や報告書などの形で研究成果を公表しますが、その際にも個人が特定されるような形でデータを記載することはありません。

Q. 回答者のプライバシーは守られるのでしょうか？

A. 回答者の皆様のプライバシーを守ることは最重要課題として認識しております。そのため、私達は調査の実施にあたり、以下の 3 つの守秘義務を遵守することを皆様にお約束いたします。

1. 個人を特定可能なデータについては調査関係者以外が見ることができないようパスワードをかけて保存し、回答内容は

匿名処理をするなど、調査データの処理・取り扱いは細心の注意を扱って行います。

2. 調査対象者の個人名や連絡先などを公表したり、他者に漏洩・譲渡したりすることは決していたしません。

3. 調査データは学術研究以外の目的では使用いたしません。

以上にご理解・ご同意をいただけます場合は、別紙のアンケートへのご回答をよろしくお願いいたします。なお、アンケートは乳幼児健診を受けられたお子様の**保護者様**がご記入くださいますようお願いいたします。

ご回答いただいたアンケート用紙は、**調査員へ直接お戻しいただくか、専用の返信用封筒で 2 週間以内にご返送**くださいますようお願いいたします。

【本調査に関する問い合わせ先（工藤)】

〒060-0810　札幌市北区北 10 条西 7 丁目

北海道大学大学院文学研究科 人間システム科学専攻 社会システム科学講座

E-mail： h-kudo@eis.hokudai.ac.jp

【付録（調査票）】

子育て支援の利用に関する乳幼児保護者調査

※現在 0-6 歳（未就学）のお子様全員の子育てと子育て支援・保育サービスの利用に関して、
以下の質問にお答えください。（選択肢の中から当てはまる番号をそれぞれ選び、○をつけてお答えください。）

●はじめに、普段の子育てや、子育てをする中で感じていること等についてお伺いします。

Q1. 普段、子育てで困ったことがあった時に**相談できる人**はいますか？（**全て**選ぶ）

1. 配偶者　2. 自分の親　3. 配偶者の親　4. 自分や配偶者のきょうだい　5. その他の親族
6. 子どものいる友人・親仲間　7. 子どものいない友人　8. 職場の人　9. 保健師や医師等
10. 普段利用している保育所・幼稚園の職員等　11. 子育てサロンの職員等　12. 地域の人
13. 直接会ったことのない人（ネットの掲示板等）　14. その他（　　）　15. 特にいない

Q2. 保育サービス以外で、必要なときに**子どもを預けられる人**はいますか？（**全て**選ぶ）

1. 配偶者　2. 自分の親　3. 配偶者の親　4. 自分や配偶者のきょうだい　5. その他の親族
6. 子どものいる友人・親仲間　7. 子どものいない友人　8. 職場の人　9. 地域の人
10. その他（　　）　11. 特にいない

Q3. 子育てをする上で、**最も頼りにしている人**は誰ですか？（**1 つ**選ぶ）

1. 配偶者　2. 自分の親　3. 配偶者の親　4. 自分や配偶者のきょうだい　5. その他の親族
6. 子どものいる友人・親仲間　7. 子どものいない友人　8. 職場の人　9. 保健師や医師等
10. 普段利用している保育所・幼稚園の職員等　11. 子育てサロンの職員等　12. 地域の人
13. 直接会ったことのない人（ネットの掲示板等）　14. その他（　　）　15. 特にいない

Q4. 普段、**隣近所の人**とはどの程度お付き合いがありますか？（**1 つ**選ぶ）

1. 近所の人をあまり知らない　2. 会っても挨拶はしない　3. 挨拶程度はする
4. 世間話程度ならする　5. 相談事もする

Q5. 以下のａ～ｆの項目について、どのくらい当てはまりますか？
「1. よくそう思う」～「4. 全くそう思わない」の選択肢の中から**1 つずつ**選び、数字に○をつけてください。

	よくそう思う	ときどきそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない
a. 子どもを育てるのが楽しい	1	2	3	4
b. 子育ては自分にとってやりがいがある	1	2	3	4
c. 自分は人付き合いが得意な方である	1	2	3	4
d. 疲れやストレスがたまってイライラする	1	2	3	4
e. 子どものために自分のやりたいことを我慢している	1	2	3	4
f. 子育てをしていて孤独だと感じることがある	1	2	3	4

Q6. 以下のａ～ｌの意見について、どのように思いますか？

「1. そう思う」～「4. そう思わない」の選択肢の中から**１つずつ**選び、数字に○をつけてください。

	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない
a. 子どもが3歳くらいになるまでは、母親がいつもそばにいるのがよい	1	2	3	4
b. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
c. 子どものためなら、親は自分のことを犠牲にすべきである	1	2	3	4
d. 小さい子どもがいても、親が自分の時間を持つことは必要である	1	2	3	4
e. 3歳未満の子どもにも、集団の中での保育経験は必要である	1	2	3	4
f. 親の都合で子どもを預けるのは、子どもがかわいそうである	1	2	3	4
g. 子どもの成長には、家族以外の大人とのふれあいが必要である	1	2	3	4
h. 子育てには、親同士や子育て支援施設の職員等のほかに、地域の人の支えが必要である	1	2	3	4
i. 子育てで困ったことがあったら、地域の人は手助けをしてくれる	1	2	3	4
j. たいていの人は、子どもと子育て家庭に理解がある	1	2	3	4
k. たいていの人は、信用できる	1	2	3	4
l. 払う税金が高くなっても、子育て支援を手厚くするべきである	1	2	3	4

●次に、札幌市内の「子育てサロン」の利用についてお伺いします。

※ここでの子育てサロンとは、乳幼児とその保護者が自由に集い、遊んだり交流できるような場（子育て支援施設等）を指します。

Q7. これまでに以下の **a～ｇの子育てサロンを利用したことはありますか？** １・２のいずれかに○をつけてください。また、1 を選んだものについては、**利用したことがある施設の数**を【】の中に記入してください。

a. 札幌市子育て支援総合センター　1. 利用経験あり　2. 利用経験なし

b. 区の子育て支援センター（ちあふる）　1. 利用経験あり【　　ヵ所】　2. 利用経験なし

c. 保育所・幼稚園の子育てサロン　1. 利用経験あり【　　ヵ所】　2. 利用経験なし

d. 児童館の子育てサロン　1. 利用経験あり【　　ヵ所】　2. 利用経験なし

e. 週3回以上開催しているNPOや地域の子育てサロン　1. 利用経験あり【　　ヵ所】　2. 利用経験なし

f. 週2回～月に数回開催しているNPOや地域の子育てサロン　1. 利用経験あり【　　ヵ所】　2. 利用経験なし

g. その他（　　）　1. 利用経験あり【　　ヵ所】　2. 利用経験なし

↓

ａ～ｇの**全て**について 2 を選んだ方**のみ**、４ページの Q18 へお進みください

Q8. 子育てサロンの**情報**は、誰から、またはどこで知りましたか？（**全て**選ぶ）

1. **友人・知人**　2. **親族**　3. **保健センター**　4. **役所（広報等）**　5. **ネット等**　6. **その他**（　　）

Q9. 現在**どのくらいの頻度で**子育てサロンを利用していますか？（**1つ**選ぶ）

1. 週 3 回以上　2. 週 1～2 回　3. 月 1～3 回　4. たまに　5. 最近利用し始めた　6. 今は利用していない

Q10. 以下のうち、**最も利用回数が多い**のはどのような子育てサロンですか？（**1つ**選ぶ）

1. 札幌市子育て支援総合センター
2. 区の子育て支援センター（ちあふる）
3. 保育所・幼稚園の子育てサロン
4. 児童館の子育てサロン
5. 週 3 回以上開催の NPO や地域の子育てサロン
6. 週 2 回～月に数回開催の NPO や地域の子育てサロン
7. その他の子育てサロン

Q11. 以下のうち、**最も気に入っている**のはどのような子育てサロンですか？（**1つ**選ぶ）

1. 札幌市子育て支援総合センター
2. 区の子育て支援センター（ちあふる）
3. 保育所・幼稚園の子育てサロン
4. 児童館の子育てサロン
5. 週 3 回以上開催の NPO や地域の子育てサロン
6. 週 2 回～月に数回開催の NPO や地域の子育てサロン
7. その他の子育てサロン

Q12. Q11 で選んだ子育てサロンについて、**特に気に入っている点**は何ですか？（**3つまで**選ぶ）

1. 開館時間が良い
2. 通いやすい場所にある
3. おもちゃ・遊具が良い
4. 設備が整っている
5. 子どもを安全に遊ばせられる
6. 初めてでも利用しやすい
7. スタッフが優しい
8. スタッフから専門的な助言や情報が聞ける
9. 居心地が良い
10. 同じ月年齢の子どもがいる
11. 違う月年齢の子ども同士が交流できる
12. 顔見知りや友人がつくれる
13. 親同士で子育ての相談や情報交換ができる
14. 親子以外の地域の人と交流できる
15. 夫（男性）や祖父母も利用しやすい
16. 子連れの友人同士の外出先として都合が良い
17. 子どもが気に入っている
18. その他（　　）
19. 特になし

Q13. Q11 で選んだ子育てサロンを、現在**どのくらいの頻度で**利用していますか？（**1つ**選ぶ）

1. 週 3 回以上　2. 週 1～2 回　3. 月 1～3 回　4. たまに　5. 最近利用し始めた　6. 今は利用していない

Q14. 以下のうち、以前は利用していたが、**現在は利用していない**子育てサロンはありますか？（**全て**選ぶ）

1. 札幌市子育て支援総合センター
2. 区の子育て支援センター（ちあふる）
3. 保育所・幼稚園の子育てサロン
4. 児童館の子育てサロン
5. 週 3 回以上開催の NPO や地域の子育てサロン
6. 週 2 回～月に数回開催の NPO や地域の子育てサロン
7. その他（　　）
8. 特になし

→ 8 を選んだ方**のみ**、Q16 へお進みください

Q15. Q14 で選んだ子育てサロンについて、**現在は利用していない理由**は何ですか？（**全て**選ぶ）

1. 保育所・幼稚園等に通い始めたから
2. 他の子育てサロンを利用しているから
3. 引っ越し等で通いづらくなったから
4. 施設・設備や支援内容に不満があるから
5. 利用者同士の人間関係で難しさがあったから
6. その他（　　）
7. 特になし

Q16. **子育てサロンを利用してから、あなた自身に何か変化はありましたか？** 以下の a～f の項目について、「1. 当てはまる」～「4. 当てはまらない」の選択肢の中から**1つずつ**選び、数字に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
a. 精神的なゆとりが増えた	1	2	3	4
b. 子育ての情報を聞ける人が増えた	1	2	3	4
c. 子育ての悩みを相談できる人が増えた	1	2	3	4
d. 親同士で親しい友人が増えた	1	2	3	4
e. 積極的に子どもを家族以外の人とふれあわせるようになった	1	2	3	4
f. 積極的に子どもと外出するようになった	1	2	3	4

Q17. **子育てサロンを利用する上で、大変なことはありますか？** 以下の a～e の項目について、「1. 当てはまる」～「4. 当てはまらない」の選択肢の中から**1つずつ**選び、数字に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
a. 利用するまでの情報収集が大変	1	2	3	4
b. 利用にあたって、荷物の準備や身支度等が大変	1	2	3	4
c. 利用にあたって、子どもの体調や精神面への気づかいが大変	1	2	3	4
d. 利用にあたって、自分自身の心の準備や思い切りが必要	1	2	3	4
e. 他の利用者との関わり方や付き合いが大変	1	2	3	4

次は、5ページ（Q19）へお進みください

Q18. 子育てサロンを**利用したことがない理由は何ですか？**当てはまるものを A・B から**1つ**選んでください。また、その**詳しい理由**を選択肢の中から**全て**選んでください。

A. 利用する必要がなかったから

詳しい理由（**全て**選ぶ）

1. 保育所・幼稚園等を利用しているから
2. 親族の家で遊ばせることができるから
3. 友人の家で遊ばせることができるから
4. 公園や無料の遊具施設を利用しているから
5. 有料の遊具施設を利用しているから
6. 子どもがまだ小さいから
7. 子どもをあまり連れ出したくないから
8. 子どもの遊び相手が十分にいるから
9. 子育ての相談相手・話し相手が十分にいるから
10. その他（　　）

B. 利用する必要はあったが、利用しなかった

詳しい理由（**全て**選ぶ）

1. 場所が分からなかった・情報がなかった
2. 家の近くや都合の良い場所になかった
3. 都合の良い時間に開催していなかった
4. 施設・設備や支援内容に不安があった
5. 子連れで外出するのが大変だった
6. 子どもの性格等で利用しづらさがあった
7. 他の親との交流に不安やわずらわしさがあった
8. その他（　　）

●次に、札幌市内の「一時保育（一時預かり）」の利用についてお伺いします。

※ここでの一時保育とは、短時間の就労や出産、冠婚葬祭、リフレッシュ等のために、その都度、数時間や 1 日単位で保育施設等に子どもを預けられる保育サービスを指します。（ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ等の訪問型保育は含みません）

Q19. これまでに以下の**一時保育**を利用したことはありますか？（利用したことがあるものを**全て**選ぶ）

1. 認可保育所の一時保育　2. 認可外保育所の一時保育　3. 公共施設やイベント会場等の一時保育
4. NPO 等の一時保育　5. その他（　　）　6. 1～5 のどれも利用したことがない

→ 6 を選んだ方**のみ**、Q27 へお進みください

Q20. 一時保育の**情報**は、誰から、またはどこで知りましたか？（**全て**選ぶ）

1. 友人・知人　2. 親族　3. 保健センター　4. 役所（広報等）　5. ネット等　6. その他（　　）

Q21. これまでに**合計何回くらい**一時保育を利用したことがありますか？（**1 つ**選ぶ）

1. 1 回　2. 2～5 回　3. 6～9 回　4. 10～19 回　5. 20 回以上

Q22. どのような**理由・目的**で一時保育を利用していますか？（**全て**選ぶ）

1. 就労　2. 就学・職業訓練　3. 求職活動・資格取得　4. 保育所の入所待機のため
5. 看護・介護　6. 出産・入院・疾病等　7. 冠婚葬祭・家族の用事　8. 病院・歯医者に行く時
9. 自分の体調が悪い時　10. 講座・講演・勉強会等　11. 友人・夫婦で外出する時等
12. 自分の時間・リフレッシュ等のため　13. 子どもに集団保育を経験させるため
14. 子どもに専門的な保育・教育を受けさせるため　15. 配偶者・親族に預けることができない時
16. 普段の保育所やベビーシッター等が利用できない時　17. その他（　　）

Q23. 以下のうち、**最も利用回数が多い**一時保育はどれですか？（**1 つ**選ぶ）

1. 認可保育所の一時保育　2. 認可外保育所の一時保育　3. 公共施設やイベント会場等の一時保育
4. NPO 等の一時保育　5. その他（　　）

Q24. Q23 で選んだ一時保育を、現在**どのくらいの頻度**で利用していますか？（**1 つ**選ぶ）

1. 週 3 回以上　2. 週 1～2 回　3. 月 1～3 回　4. たまに　5. 最近利用し始めた　6. 今は利用していない

Q25. **一時保育を利用してから、あなた自身に何か変化はありましたか？**　以下の a～e の項目について、「1. 当てはまる」～「4. 当てはまらない」の選択肢の中から**1 つずつ**選び、数字に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
a. 時間的なゆとりが増えた	1	2	3	4
b. 精神的なゆとりが増えた	1	2	3	4
c. 体力的なゆとりが増えた	1	2	3	4
d. 以前より安心して仕事や用事ができるようになった	1	2	3	4
e. 以前より子どもを預けることへの抵抗感が減った	1	2	3	4

Q26. **一時保育を利用する上で、大変なことはありますか？** 以下の a～ f の項目について、
「1. 当てはまる」～「4. 当てはまらない」の選択肢の中から **1つずつ**選び、数字に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
a. 保育料など、金銭的な負担が大きい	1	2	3	4
b. 預け先等の情報収集が大変	1	2	3	4
c. 利用にあたって、子どもの体調や精神面への気づかいが大変	1	2	3	4
d. 利用にあたって、自分自身の心の準備や思い切りが必要	1	2	3	4
e. 利用にあたって、家族の理解や協力を得ることが大変	1	2	3	4
f. 一時保育を利用することに対する周囲の目が気になる	1	2	3	4

次は、Q28 へお進みください

Q27. 一時保育を**利用したことがない理由**は何ですか？ 当てはまるものを A・B から**1つ**選んでください。
また、その**詳しい理由**を選択肢の中から**全て**選んでください。

A. 利用する必要がなかったから

詳しい理由（**全て**選ぶ）

1. 普段、保育所・幼稚園等を利用しているから
2. ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ等の訪問型保育を利用しているから
3. 必要な時は配偶者に預けられるから
4. 必要な時は親族に預けられるから
5. 子どもを預けたくないから
6. その他（ ）
7. 特になし

B. 利用する必要はあったが、利用しなかった

詳しい理由（**全て**選ぶ）

1. 定員に空きがなかった
2. 保育料が高かった
3. 預け先の情報が少なかった
4. 都合の良い場所に預け先がなかった
5. 保育内容に不安があった
6. 手続きが面倒・大変だった
7. 子どもを預けるのにためらいがあった
8. 家族が反対した
9. 子どもが嫌がった
10. その他（ ）
11. 特になし

Q28. **今後、一時保育を利用したい**と思いますか？（**1つ**選ぶ）

1. 必要な時だけ利用したい
2. 定期的に利用したい
3. 利用したいとは思わない

3 を選んだ方**のみ**、Q30 へお進みください

Q29. **どのような理由・目的のために**一時保育を利用したいですか？ ご自由にお書きください。

次は、Q31 へお進みください

Q30. 一時保育を**今後利用したいと思わない理由**は何ですか？（**全て**選ぶ）

1. 保育内容に不安があるから
2. 保育料が高いから
3. 都合の良い場所に無いから
4. 保育所・幼稚園に通っているから
5. 訪問型保育を利用できるから
6. 配偶者・親族に預けられるから
7. 子どもを預けたくないから
8. その他（ ）
9. 特に理由はない

Q31．一時保育以外に、**現在利用している保育サービス（お子様の預け先）**を**全て**選んでください。
（小学校入学前のお子様全員の利用状況についてお答えください。）

1. 認可保育所　2. 認定子ども園　3. 認可外保育所　4. 幼稚園　5. ベビーシッター
6. ファミリー・サポート・センター　7. その他（　　）　8. 何も利用していない

Q32．今後どのような子育て支援があると良いと思いますか？ ご自由にお書きください。

●最後に、あなたとご家族について可能な範囲でお答えください。（数字に○、または枠内に記入してお答えください）

Q33．あなたの**性別**と**年齢**を教えてください。　1. 男　2. 女　、［　　］［　　］歳

Q34．現在お住まいの**区**と**居住年数**を教えてください。［　　］区に、およそ［　　］［　　］年居住。

Q35．現在どのような建物にお住まいですか？　1. 戸建て　2. アパート　3. マンション　4. その他

Q36．現在の**お住まい**は借家ですか？持ち家ですか？　1. 借家・賃貸　2. 持ち家・分譲　3. その他

Q37．**本日健診を受けたお子様を含め、ご家族全員**の**続柄**（あなたとの関係）と**年齢**（3 歳未満は月年齢）を、同居または別居に分けて教えてください。

同居している家族	**別居**している家族（単身赴任等）
・本日健診を受けたお子様　【記入例】次女 1 才 6 か月 （　　） ・その他の同居家族　【記入例】夫 40 才、長女 4 才、義母 60 才 （　　）	

Q38．徒歩や車で**１時間以内の距離に住んでいる親族**はいますか？（**全て**選ぶ）

1. あなたの母親　2. あなたの父親　3. 配偶者の母親　4. 配偶者の父親
5. あなたのきょうだい　6. 配偶者のきょうだい　7. その他（　　）　8. いない

Q39．あなたの**職業**を教えてください。

1. 専業主婦／夫　2. 民間企業の正規従業者　3. 民間企業の経営者　4. 公務員　5. 自営業者
6. 家族従業者　7. 臨時・ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ 等　8. ﾌﾘｰﾗﾝｽ・在宅ﾜｰｸ等　9. 求職中　10. 学生　11. その他

Q40．［就業経験のある方**のみ**］これまでに育児休業を取ったことはありますか？　1. はい　2. いいえ

Q41．［現在就業している方**のみ**］今後も、子育てをしながら就業を続ける予定ですか？　1. はい　2. いいえ

Q42.［現在就業していない方**のみ**］現時点で、いつまでに就業したいというお考えはありますか？

1. 1 年以内に　2. 3 年以内に　3. 5 年以内に　4. もっと先だが就業したい　5. 考えていない

Q43. あなたが**最後に卒業した学校**を教えてください。

1. 中学　2. 高校　3. 専門学校　4. 高専　5. 短大　6. 四年制大学　7. 大学院・六年制大学

Q44. 1 日のうち、あなたが**自分のために使える自由時間**はどのくらいありますか？（育児・家事・仕事・睡眠等に必要な時間は**除いて**お考え下さい。）

平日はおよそ □□□ 分　／　休日はおよそ □□□ 分

Q45. 現在の自由時間の長さに**満足していますか**？　1. 満足　2. まあ満足　3. やや不満　4. 不満

Q46. **配偶者**（事実婚のパートナー等を含む）がいる方**のみ**、次の①～⑤の質問にお答えください。

① 配偶者の方は、これまでに**育児休業を取った**ことがありますか？　1. はい　2. いいえ

② 配偶者の方は、1 日**どのくらいの時間**、子育てに関わっていますか？

平日はおよそ □□□ 分　／　休日はおよそ □□□ 分

③ 配偶者の方の子育てへの関わり方に、あなたは**満足していますか**？

1. 満足　2. まあ満足　3. やや不満　4. 不満

④ 配偶者の方の**職業**を教えてください。

1. 専業主婦／夫　2. 民間企業の正規従業者　3. 民間企業の経営者　4. 公務員　5. 自営業者
6. 家族従業者　7. 臨時・ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ等　8. ﾌﾘｰﾗﾝｽ・在宅ﾜｰｸ等　9. 求職中　10. 学生　11. その他

⑤ 配偶者の方が**最後に卒業した学校**を教えてください。

1. 中学　2. 高校　3. 専門学校　4. 高専　5. 短大　6. 四年制大学　7. 大学院・六年制大学

Q47. **世帯全体のおよその年収**は、次のうちどれに当てはまりますか？

1. ～99 万円　2. 100～299 万円　3. 300～499 万円　4. 500～699 万円
5. 700～899 万円　6. 900～1199 万円　7. 1200 万円～1499 万円　8. 1500 万円～

ご協力ありがとうございました。記入済みのアンケートは、調査員に直接または郵送でご返却ください。

★なお、本アンケートに基づき、子育て支援の利用や子育ての状況等について更に詳しいお話をお伺いするため、後日、**インタビュー**をお願いしたいと考えております。インタビューにご協力いただける方は、以下にもご記入をお願いします。（「可」としていただいた方の全員にインタビューをお願いするとは限りません。）

1. インタビュー可 ⟶ お名前（苗字だけでも可）＿＿＿＿＿＿＿＿
2. インタビュー不可　ご連絡先（E-mail、電話番号等）＿＿＿＿＿＿＿＿